

明治大学平和教育登戸研究所資料館 館報

第5号 2019年度

目次

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録

展示

『甲斐捜査手記』より明らかになった旧日本陸軍の毒物研究とネットワーク
およびGHQと交わされた“ギブ・アンド・テイク”

.....塚本 百合子 1

記念講演会

帝銀事件と陸軍登戸研究所

—捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究—

.....山田 朗 27

特別プログラム

講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

ごあいさつ.....山田 朗 59

平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について.....酒田芳人 63

高校生の見た最晩年の平沢貞通老 ——宮城刑務所での面会に通う——

.....細川次郎 79

帝銀事件再審請求の経過に関する心理学的検討について

ディスコミュニケーション分析の視点から.....山本登志哉 103

講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

ごあいさつ.....山田 朗 119

第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書

.....浜田寿美男 121

冤罪事件の原点としての帝銀事件.....山際永三 163

帝銀事件の毒殺の手口と毒物の謎をめぐって.....渡邊良平 177

質疑応答..... 193

上映会 映画「帝銀事件 死刑囚」トークショー.....山田 朗・渡辺賢二 201

2018年度年次報告..... 211

明治大学平和教育登戸研究所資料館

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録

展示 『甲斐捜査手記』より明らかになった旧日本陸軍の毒物研究とネットワークおよびGHQと交わされた“ギブ・アンド・テイク”

塚本百合子

明治大学平和教育登戸研究所資料館特別嘱託学芸員

はじめに

登戸研究所と帝銀事件の関係については、元登戸研究所員らが警察の事情聴取を受けていたため、以前より関心を集めていた。2018年が帝銀事件発生より70年を迎えるのを機に、この点を明らかにすることを目的とし、企画展「帝銀事件と登戸研究所」を開催した。本稿はこの企画展を基に構成する。

今回の調査で、帝銀事件捜査主任だった甲斐文助刑事が残した『甲斐捜査手記』を分析できたことは大きな成果だった。当時の警察が旧日本陸軍の謀略機関や部隊、特殊研究機関の実態を把握し、彼らを事件の重要参考人として捜査を進めていたことがわかったからだ。しかし、この捜査方針とは異なる画家・平沢貞通が逮捕され、死刑が確定した。この点については松本清張『小説帝銀事件』（1959年、角川書店）や熊井啓監督映画『帝銀事件 死刑囚』（1964年公開、日活）などにおいて、以前からGHQの捜査への関与が指摘されてきたが、今回、捜査手記と伴繁雄（元登戸研究所員）の手記をあわせて分析していくことで、帝銀事件とGHQの関係についても迫ることができた。改めて捜査手記をご提供いただいた帝銀事件再審弁護団と「帝銀事件再審をめざす会」の皆さまに感謝の意を表する。

1. 帝銀事件とは

(1) 事件概要

帝銀事件とは、1948（昭和23）年1月26日に帝国銀行椎名町支店で発生した集団毒殺強盗事件である。行員と用務員一家の計16名が毒物を飲まされ、うち12名が死亡、現金約16万円と約



第1図 帝銀事件を報道する紙面
(1948年1月27日付『朝日新聞』東京版朝刊2面、聞蔵Ⅱビジュアルより、朝日新聞社所蔵)

1万円分の小切手1枚が盗まれた。毒殺された中には8歳の子供も含まれていた。戦後の混乱期に起きたこの凄惨な事件は、犯行手口の巧妙さもあり、連日メディアにセンセーショナルに取り上げられ、世間の注目を集めた。

(2) 犯行手口

銀行閉店直後の午後3時過ぎに現れた犯人は、東京都衛生課と厚生省に勤務するものだと「厚生省技官 [某]」と書かれた名刺を責任者（支店長代理）に示し、「近くで集団赤痢が発生した」「感染者が今日この銀行に来ている」「進駐軍の消毒班が間もなく到着するが、その前に予防薬を飲んでもらいたい」「これは進駐軍の薬で非常に強く、よく効くから」と行員らに伝える。



第2図 帝国銀行椎名町支店所在地

©OpenStreetMap contributors

そして、行員たちの目の前で「この薬は菌に触れると^{ほうろう}珫瑯質を損傷するから、私がやるように飲んでください」「薬は二種あって、最初の薬を飲んだ後、一分ぐらいいしたら第二薬を飲んでください」と説明し、要領よく全員分の茶碗に薬を注ぎ、その中の一つをとって、自ら飲んで見せた。それを見た行員たちは安心し、一斉に薬を飲みほした。その薬は白濁（黄色とも）し、非常に刺激が強く、強いウィスキーを飲んだようだったと生存者は後に語っている。一分後に「中和剤」と称された第二薬が分配され、それを飲んだ直後に行員たちは次々と意識を失い、その間に現金と小切手が奪われた。

(3) 二つの未遂事件

警察が捜査を進める中で、帝銀事件発生以前に二つの未遂事件があったことがわかった。三つの事件のポイントをまとめると第1表となる。表中太字が三事件に共通する項目であり、以下となる。

- ・銀行閉店直後を狙った犯行。銀行の内部事情に詳しい。
- ・近所で集団疫病が発生したという情報を入手。東京都および厚生省の職員であると名乗り、実在のGHQ将校の名前を挙げ、GHQの命令であると行員たちに信じさせ、二種の薬を飲ませたことから、GHQの内部事情に詳しい人物。
- ・第一薬は刺激のある味。



第3図 帝銀事件と未遂事件発生現場

『甲斐捜査手記』より明らかになった旧日本陸軍の毒物研究とネットワークおよびGHQと交わされた“ギブ・アンド・テイク”

- ・「^{ほうろうしつ}歯の珫瑯質（エナメル質）を傷つけるから」と言って飲み方を指導し、犯人も毒物を飲んでいることから、歯科医もしくは医療関係者。

以上の類似点により、警察は同一犯の犯行によるものとして捜査を進める。

第1表 帝銀事件と二つの未遂事件

事件発生場所	発生日時	犯人が使用した名刺	犯人が話した内容	予防薬について
安田銀行荏原支店 (品川区平塚) ・死者なし ・現金その他被害なし	1947年10月14日 午後3時30分頃	厚生技官 医学博士 松井 蔚 ^{しげる} 厚生省予防局 ※犯人の遺留品として名刺が残る ※実在する人物	茨城で水害があり、悪疫が流行し、そちらに（自分）は派遣されていた。その方面からこの近くに来た親子があり、そこから集団チフス発生。進駐軍の命令でパーカー中尉とGHQの車で一緒に来ている。感染者が午前中に預金にきたはずなので、予防薬を飲まなければいけない。	薬を茶碗に三滴ほどたらす。 「歯に触ると珫瑯質が損傷するから」という説明。時計を見て、次に白い薬を飲んで見せる。 第一薬は茶褐色で渋くエゴイ変な味。気持ち悪くなる行員もいた。 飲み終わると無色透明の液体を注ぐ（第二薬）。
三菱銀行中井支店 (新宿区下落合) ・死者なし ・現金その他被害なし	1948年1月19日 午後3時5分頃	厚生省技官 医学博士 山口二郎 兼東京都防疫課 ※犯人の遺留品として名刺が残る (偽名と推定される)	この銀行利用者宅付近で集団赤痢が発生。今日感染者が入金にきたと聞いた。進駐軍の指示で消毒にきた。	高さ9cm程度の小瓶から無色透明の液体を取り出し、感染者が触ったとされる小為替の裏表全体にかける。
帝国銀行椎名町支店 (豊島区長崎) ・12名死亡 ・現金約16万円と小切手1枚盗まれる	1948年1月26日 午後3時頃	東京都衛生課並 厚生省厚生部医員 医学博士 (名刺が残らなかったため氏名不明) ※名刺は犯人が回収したため、名刺の内容は支店長代理の記憶による	近所で集団赤痢が発生。感染者が今日ここにきた。進駐軍の指示で予防薬を飲ませにきた。あとでホーネット中尉の消毒班が消毒に来る。	第一薬はやや混濁（白濁あるいは黄色という証言）。喉を焼くような刺激。第二薬は水のように。スポイトで第一薬を攪拌するようにして、少量ずつ茶碗に分配。「歯にふれると珫瑯質を損傷するから」と自分で飲んで手本を見せる。

2. 『甲斐捜査手記』が語るもの

(1) 『甲斐捜査手記』とは

『甲斐捜査手記』とは、警視庁捜査第一課係長・甲斐文助が残した帝銀事件捜査報告メモである。甲斐は目白署におかれた捜査本部にて、捜査の指揮をとっていた。毎日、部下の刑事たち⁽¹⁾が捜査報告を行う会議が開かれるため、その内容をメモしたものである。事件発生当日の1月26日から容疑者が東京拘置所に移送される10月8日まで257日間、全12巻、約3,000枚が残されている。これまでに、ジャーナリストや研究者により一部内容が紹介されてきたが⁽²⁾、一般に公開されるのは今回の展示が初めてである。

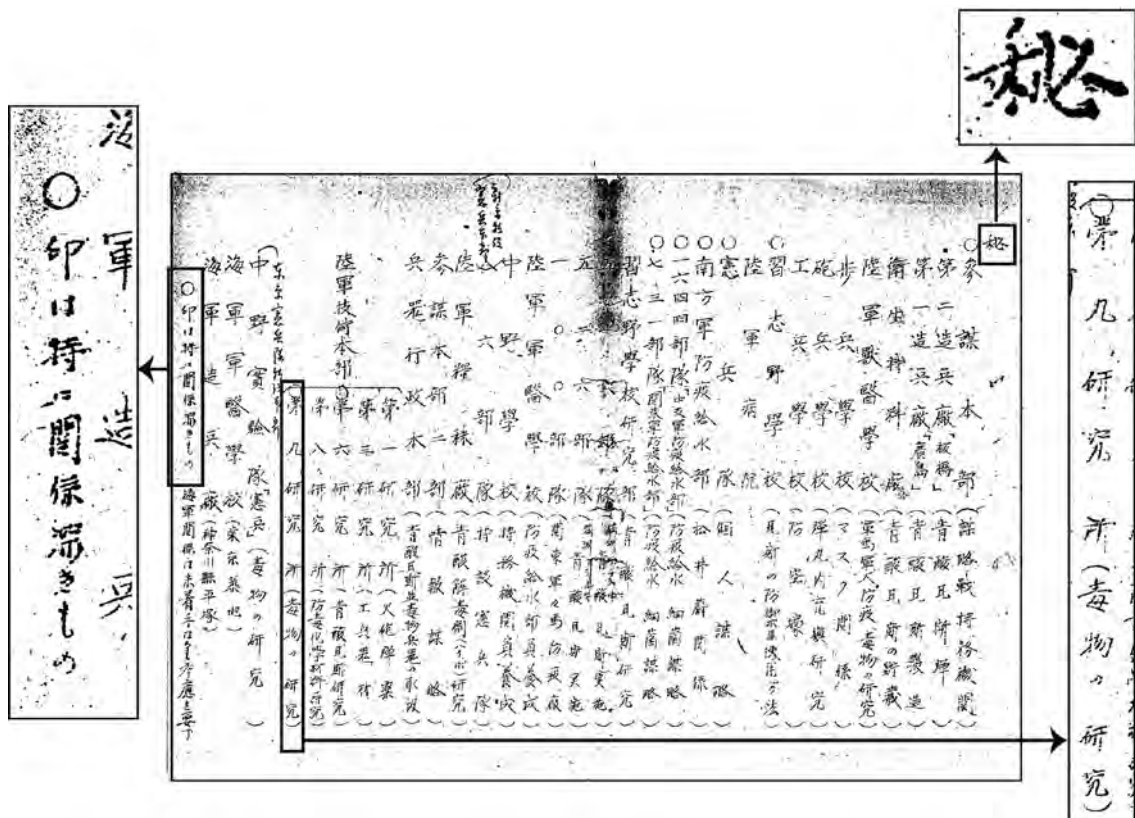
メモのため散文的であり、意味がくみ取りづらい箇所もあるが、登戸研究所や第731部隊な

どの幹部の聴取内容が記録され、その実態を明らかにしている点で一般の資料だといえる。また、捜査の過程をつぶさに追う事ができる点でも重要な資料である。結果、当時警察が旧陸軍関係者、特に登戸研究所（登研）・第731部隊・第六陸軍技術研究所（六研）を重要な捜査対象としていたことがわかった。例えば第5図に示すリストがそれを示している。これは捜査会議配布資料だと推測されるが、「（事件に）特に関係深きもの」として、これらの機関の名前が挙げられている。



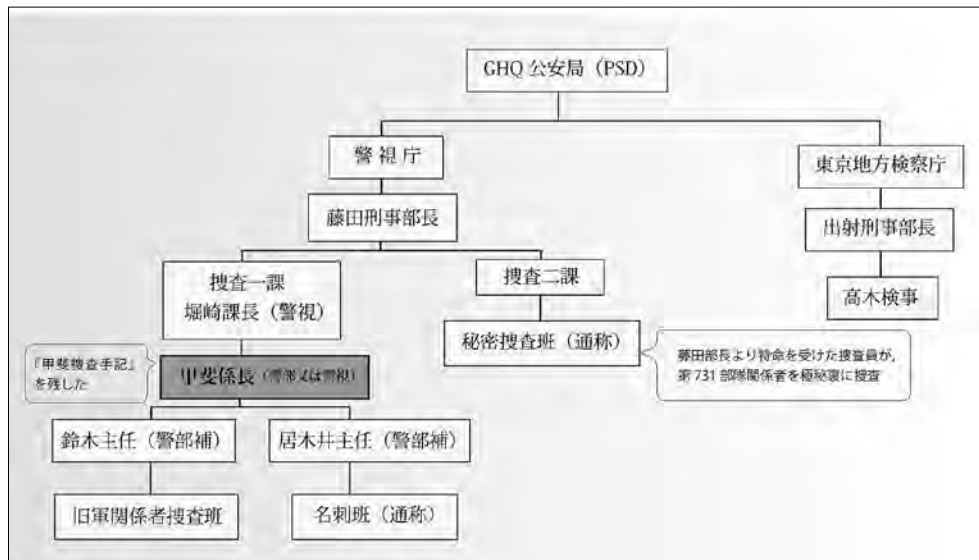
第4図 『甲斐捜査手記』
（帝銀事件再審弁護団所蔵）

この章では、『甲斐捜査手記』から明らかになった登研・第731部隊・六研の毒物研究の実態を中心に紹介する。



第5図 「秘」捜査リスト

捜査会議時の配布資料か。八六部隊が捜査線上にあがってくるのが7月のため、その頃に作成されたものと推定される。なお「第九研究所」とあるのが登戸研究所のこと。（『甲斐捜査手記』別巻より、帝銀事件再審弁護団所蔵 ※以下同）

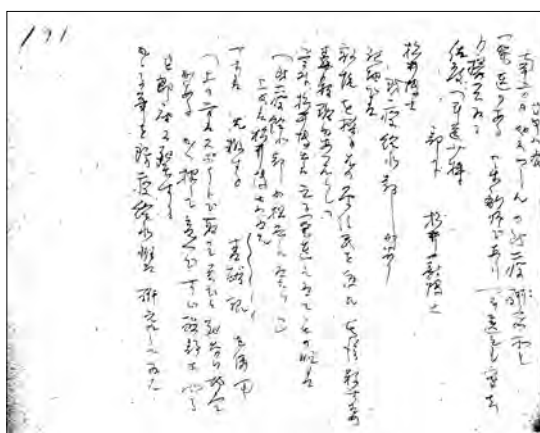


第6図 帝銀事件捜査体系 (一部)

甲斐の肩書について、平沢逮捕直後に出版された『容疑者平沢貞通の自白は覆へるか』には「警視」と紹介されているが、係長は一般的に警部が務める。(佐伯省『帝銀事件はこうして終わった』(批評社, 2002年), 佐々木嘉信著・産経新聞社編『平塚八兵衛の昭和事件史 刑事一代』(新潮社, 2004年), 成智英雄「帝銀事件死刑囚平沢貞通の“無実”の確証」(『別冊新評・臨時増刊 戦後重大事件懇談会』所収, 新評社, 1972年), 林泉『容疑者平沢貞通の自白は覆へるか』(創人社, 1943年)を参考に筆者作成)

(2) 帝銀事件と旧陸軍関係者を結びつけたもの

未遂事件の一つ、安田銀行事件で使用され、現場に残された「厚生技官 松井蔚^{しげる}」の名刺は、仙台の厚生省予防局に勤めている「松井蔚」本人のものであった。松井本人も取り調べを受けたが、犯行当日のアリバイがあったため「シロ」とされた。しかし、2月8日、河野元薬剂少佐より松井についての「噂」が警察によせられた(第7図)。河野少佐は、戦前インドネシアにおいて、松井が属していた部隊に出入りをしていたようだ。



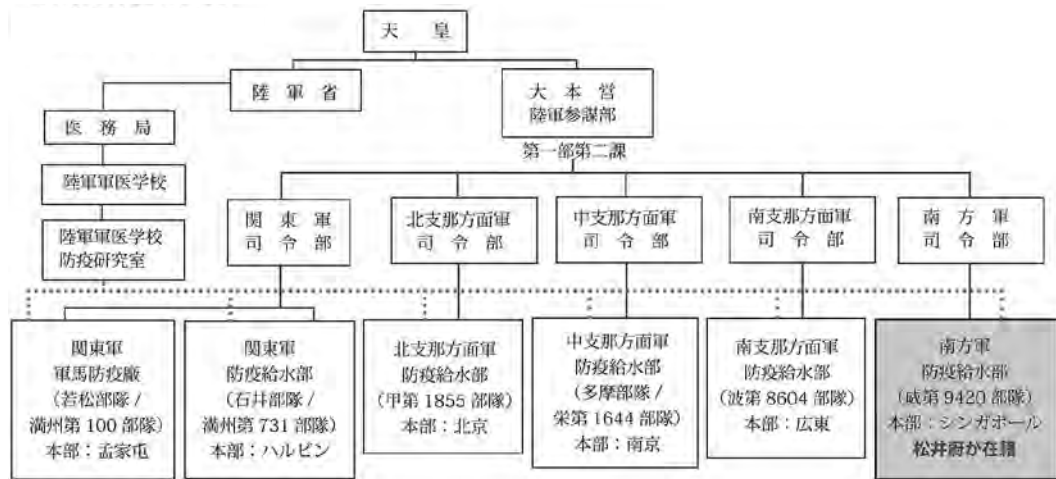
第7図 (左) 1948年2月8日付『甲斐捜査手記』1-191

(右) 書き起こし

※巻号・頁を巻号番号・頁番号と表記, [] 内筆者補足, ■は未解読箇所。以下同。なお頁番号とは手記に書き込まれている番号のこと。

〔警察署〕管内の元薬剂少佐 河野少佐 ※ここまで前頁
ジャワ在
「河野少佐は」南方のパスツールの防疫研究所と
関連のある 薬剂師であり軍医とも写真
を撮っている
佐藤軍医少将
部下 松井蔚博士
松井博士
防疫給水部があり
現地では
■を採るための原住民を使い 其後殺すため
毒殺班があったらしい
当時松井博士は之に関連していてその班には
(防疫給水部が担当していたらしい)
上には松井博士がいた
薬品 注射する 毒酸銀 を使用
(上の方はスポイトで取って吞むと死なない場合
がある かく拌して吞んですぐ酸類をやる
と即座に死亡する
かかる事を防疫給水班は研究していた

これは旧陸軍が青酸系毒物を集団に投与し、殺傷したことが初めて警察にわかった情報だった。これを機に、警察は松井が囑託として在籍していた南方軍防疫給水部が事件に関係ありとし、同部隊の捜査を開始する。



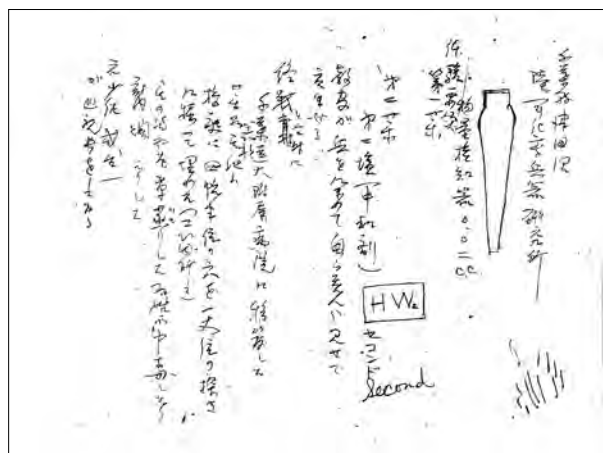
第8図 防疫給水部組織図 関東軍軍馬防疫廠本部があった孟家屯とは長春市内にある場所。(筆者作成)

(3) 旧日本陸軍の毒ガス研究

旧日本陸軍では、毒ガス兵器を開発・製造する六研と、毒ガス兵器を扱う人材を養成する陸軍習志野学校および浜松陸軍飛行学校があった。警察は、習志野学校で行われた「体験要領」の情報をきっかけとして、これらの機関を捜査する。その中には青酸を研究し実際に人体に使った人物など、帝銀事件の犯行手口に類似したことをしていた人物が複数いた。

① 陸軍習志野学校の「体験要領」

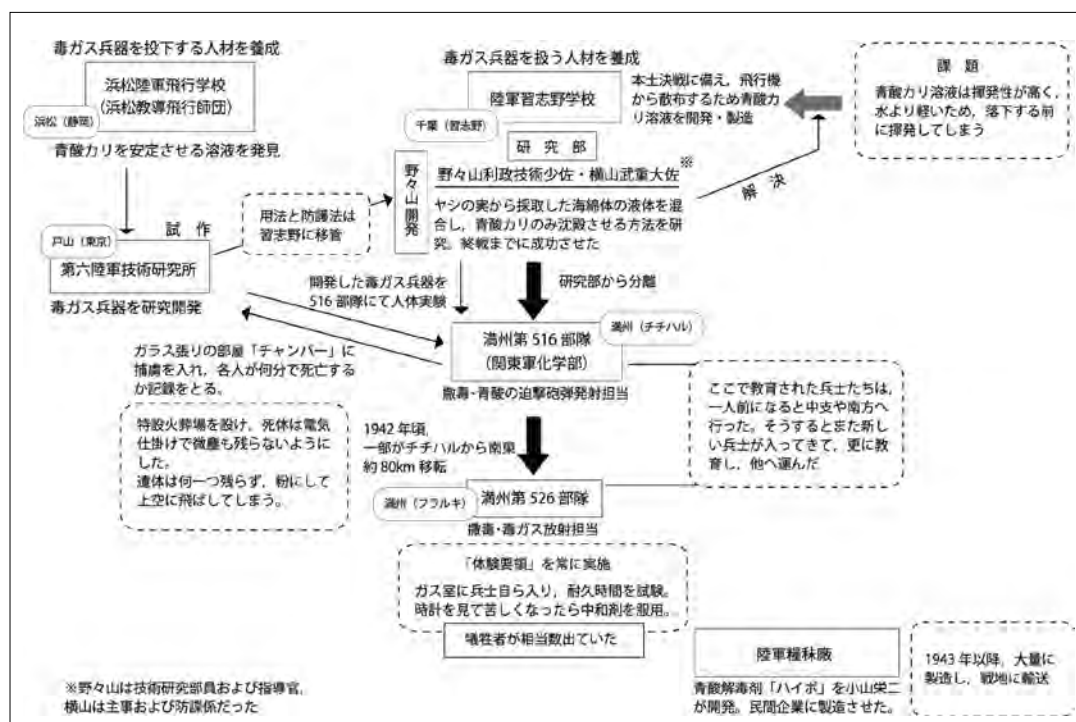
犯行現場近隣住民より「体験要領」についての情報が、習志野学校にいた知人から聞いた話として、3月8日、警察に寄せられた。「体験要領」とは、毒ガスを扱う兵士たちに向けたイペリットガス（びらん性ガス）防護訓練マニュアルだった。毒物の第一薬と中和剤の第二薬（second）が用意され、教官自らが手本として毒薬を手に塗布し、一定時間経過後に中和剤を塗布して見せるというものだった。これが帝銀事件の犯行手口に類似していた点、第二薬を「second」と呼んでいた点により、習志野学校関係者は事情聴取を受ける。捜査が進むにつれ、関係機関の実態も明らかになり、捜査対象は旧陸軍関係者内に拡大していく。



第9図 『甲斐捜査手記』3-149 「体験要領」についての箇所。

② 捜査から明らかになった活動内容

毒ガス兵器を開発・製造するのが六研，飛行機から投下する人材を養成していたのが浜松陸軍飛行学校，陸上で扱う人材を養成していたのが習志野学校だという関係が捜査過程から判明した。また，浜松陸軍飛行学校・習志野学校は教育だけではなく研究部門も併設し，六研を含めて各所連携し，本土決戦に向けた青酸兵器（対戦車用と飛行機投下用）を開発していたこともわかった。さらに，六研や習志野学校が開発した毒ガス兵器を実験するため，満州に部隊が特設されたこともわかった。ここでは人体実験も行われていた。この満州の部隊は終戦直前に第 731 部隊と合同でソ連を攻撃する準備があったこともわかった。以上をまとめると以下の図となる。



第 10 図 『甲斐捜査手記』 から明らかになった毒ガス兵器関係機関図⁽³⁾ (筆者作成)

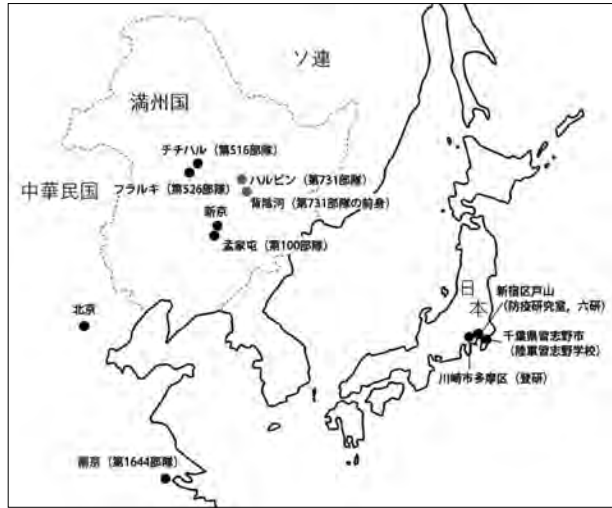
警察は習志野学校研究部で青酸を研究していた野々山利政を重要参考人として捜査を進めた
が、面通した結果シロとなった。その他にも研究部にいた数名が犯人候補として挙げられた
が、いずれもシロであり、犯人に繋がる人物に辿り着くことはなかった。

(4) 第 731 部隊

習志野学校や満州第 516 部隊を捜査していく中で，満州で大々的に人体実験をしていた部
隊＝第 731 部隊の存在が関係者の事情聴取より判明した。第 731 部隊とは，石井四郎軍医が
1936（昭和 11）年に設立した部隊である。正式名称は「関東軍防疫給水部」であり，「石井部隊」
とも呼ばれている。松井が所属していた南方軍防疫給水部は姉妹部隊にあたる。

兵士に衛生的な水を供給し、疫病を防ぐのが隊の任務である。しかし、その裏で、中国東北部（旧満州国）・ハルビンを拠点に細菌戦の実行、疫病や凍傷などの人体実験を行っていたことを、元第 731 部隊員自らが警察に証言していたことが『甲斐捜査手記』によってわかった。

捜査手記によると、松井蔚の関係



先より〈石井四郎なる軍医が細菌と 第 11 図 第 731 部隊とその他『甲斐捜査手記』に登場する主な場所
毒薬の研究を行い、原住民の毒殺を指揮した〉という情報が 2 月 15 日に警察に入る⁽⁴⁾。その後、六研や習志野学校を事情聴取する中で、関係者よりたびたび〈元第 731 部隊員が犯人なのではないか〉という意見が寄せられるようになる。そのため、部隊関係者は事件の重要参考人とされ重点捜査が行われるようになる。捜査で部隊の実態が明らかになるにつれ、青酸カリを使った人体実験を行っていたことも判明する。

石井らは第 731 部隊設立前に、ハルビン郊外の^{はいんが}背陰河に実験場を開設していた。実験場での活動について、警察に報告された一例は、1933（昭和 8）～1935（昭和 10）年頃、ハルビの特務機関と連携し、「祝杯」と見せかけ、青酸カリ入りの酒を白系ロシア人スパイに飲ませ毒殺、遺体はすぐに軍医（後の第 731 部隊員）によって解剖されたというものだ⁽⁵⁾。

この実験の目的は特務機関にとっては不要になったスパイの始末であり、石井らにとっては青酸カリの致死量を確認するためだったと考えられる。

青酸カリの致死量を熟知している点、謀略的な殺害方法を経験している点から、第 731 部隊関係者の事件の関与を警察は疑うようになる。部隊長である石井四郎本人も「俺の部下にいるような気がする」⁽⁶⁾と述べ、複数の部隊員からも風貌・素行から怪しいとされる人物が数名挙げられる。しかし、警察はその人物の所在がつかめないか、あるいは人相・アリバイから「シロ」と判断し、事件に関与する人物を探し出すことはできなかった。

(5) 登戸研究所

元第 731 部隊員を追う中で、同部隊の姉妹部隊である満州第 100 部隊の技師・井田清より、毒ガス中和剤の研究は六研だけではなく、登研でもやっていたという情報があり、警察は登研関係者を調べ始める。六研・習志野学校で研究していた中和剤は、毒性を消すことを目的としていたが、登研は青酸の刺激を消すことを目的として中和剤を開発していた。捜査の過程で、登研が青酸を使った人体実験を行った事が判明し、警察は毒物研究の総責任者である伴繁雄に辿り着く。

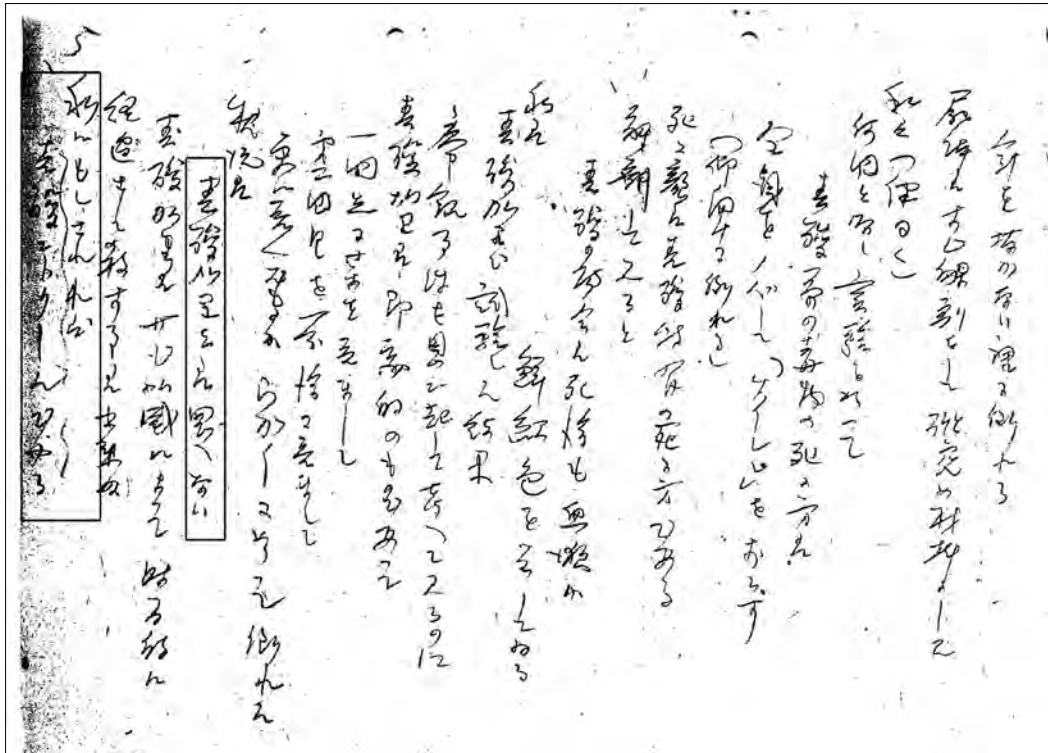
第2表 警察が伴繁雄に接触するまでの過程 [] 内筆者補足

手記の日付 / 掲載箇所	発言者	戦前の発言者所属先	証言内容
3月29日 4-90	井田 清	満州第100部隊 技師 細菌謀略を担当し、特務機関と 連携していた。特務機関員とし てソ連に潜入 ⁽⁷⁾	中和剤は軍の毒ガス研究所で小範囲の者がかかり、内地では六研と登戸でやっていた。詳細は鳥羽技官〔第100部隊〕、市川収 ⁽⁷⁾ らに聞けばわかる。
鳥羽を捜査するため、刑事は農林省家畜衛生試験場へ行くが不在。そこで元登研嘱託の川島に偶然接触。			
4-92～93	川島秀雄	登研第四科 嘱託 対動物・人の細菌謀略研究	自分は細菌による動物と人間の謀略死を登研で担当していた。青酸の致死量などは解らない。薬品を専門にやっていた村上忠雄〔技術少佐、登研第二科第二班長〕が青酸については良く知っている。また、村上の部下、島倉栄太郎も詳しい。
3月30日 4-100～104	島倉栄太郎	登研第二科第二班 植物・動物が持つ毒物を抽出し 兵器化する研究	人体実験を行うため満州や中国に行ったのは伴繁雄。毒物研究の幹部は山田桜、土方博、滝脇重信ら。
4月1日 4-132～133	村上忠雄	登研第二科第二班長	人体実験一回目は南京病院で、二回目は上海で特務機関にやらせた。これには伴が立ち会った。
4月1日 4-133	滝脇重信	登研第二科第二班→庶務班長 青酸ニトリール開発者	登研で研究していた毒物については伴に聞けばわかる。自分は研究室で誤って毒を飲んだ場合の薬を研究した。
4月7日 4-174～175	朝山 晃	登研第二科第七班 対動物用生物化学兵器研究	南京病院で毒物致死量の研究のため人体実験を行った。試験の結果（致死量）を自分は上海の特務機関に報告した。詳しくは伴にきいてくれ。
4月8日 4-193	市川 収	陸軍獣医学校教官 登研で何を担当したかは不明 ⁽⁸⁾	第二回上海での実験に立ち会った。伴が特務機関に交渉したので、自分は機関員に会わなかった。
4月14日 4-235	小川刑事		〔捜査会議上において〕帝銀事件は復員軍人の犯行と思う。登研二科を現在捜査している。これが徹底したら〔毒物を製造した〕四科をやる予定。
4月21日に小川刑事は長野へ出張し、伴繁雄、土方博らに接触。			

① 伴繁雄が警察に語ったこと

事情聴取を受け、帝銀事件犯行毒物について聞かれた伴は、犯行毒物が青酸系だったため、登研が独自に開発した「青酸ニトリール」について警察に説明する。更に人体実験に基づいた結果から、青酸カリと青酸ニトリールの違いを説明し、帝銀事件に使われたのは「青酸カリとは思えない」、「絶対ニトリールである」と意見を述べる⁽⁹⁾。

そこから警察は、犯行に使われたのは旧陸軍が開発した特殊な青酸系毒物であるとして、捜査を進めていくこととなる。



第 12 図 『甲斐捜査手記』 5-6

訪ねてきた刑事らに伴は「[帝銀事件の犯行毒物は] 青酸カリとは思えない」「私にもしさせれば青酸ニトリールでやる」と語っている（囲み部参照）。

② 登研所員が語った青酸カリと青酸ニトリール

毒物兵器を研究開発した登研の研究者は、青酸カリと青酸ニトリールの違いを警察にどう語っているのか、そして帝銀事件の毒物を何だと推測しているのか、以下表にまとめる。

第 3 表 毒物兵器に関わった登研所員の毒物に関する所見 [] 内筆者補足。適宜句読点を追加。

手記の日付 / 掲載箇所	発言者	戦前の発言者所属先	証言内容
青酸系毒物に関する参考意見			
3 月 29 日 4-94	川島秀雄	登研第四科 嘱託 対動物・人の細菌謀略研究	青酸カリでも下が乳白色ならば上は水。グリセリンを用いれば上ではハッキリ [毒物とグリセリンが] 分離する。それで犯人も液体の上の方を飲んでみせたのである。 [ピペットの扱い方から] 長年研究所でやったものでないと手際よく [薬を] 採れぬ。
4 月 1 日 4-126	島倉栄太郎	登研第二科第二班 植物・動物が持つ毒物を抽出し 兵器化する研究	[人体実験は] 青酸カリはたくさんやった。 [青酸は] 完全死まで、注射 3 分、吞ませて 5 ～ 10 分。心臓止まるのが 10 分ぐらい。すぐ倒れる。
6 月 22 日 7-111	中村博保	登研第四科 青酸ニトリール製造	帝銀事件の場合、全部残さずに吞み乾した手口、その手口は非常にうまい。青酸カリについて知識のあるものと思う。[帝銀事件を] もし私がやるとすれば、相手方の年齢・体格をみて、各個違った量を与えて、一人も生き残りを出さないように全部殺す自信がある。スポイトでやった目分量が技術達者な者とはいえない。だから生存者ができた。
6 月 22 日 7-107	土方 博	登研第二科第三班長 青酸ニトリール開発責任者	青酸系統は服毒後、その人の体質、健康状態により症状の現れるのが多少時間的に差異があったと思う。

4月27日 5-34	滝脇重信	登研第二科第二班→庶務班長 青酸ニトリール開発者	[青酸ニトリールの] 症状は吞ましてから3分くらい経つと青酸の症状を起こし（3分位で倒れる）死ぬのはそれから1時間、1時間半かかる。3分経つと痙攣起こし倒れる。脈と心臓が止まるのは早い方で15分、遅いもので1時間位かかる。
5月12日 5-136	小堀文雄	登研第二科第三班 毒薬の兵器化研究	青酸カリは味がする。嘔吐する。反応が早すぎる。 [青酸ニトリールの] 但し書 「この液体は無色無臭の液体で酒、牛乳、お茶、水に溶けるものである」 「この毒物は一気に吞み乾さなければならない」
犯行毒物は青酸ニトリールではないかとする意見			
4月26日 5-4～8	伴 繁雄	登研第二科第一班長 毒物兵器開発全般の責任者	帝銀事件を思い出して考えてみるに、青酸カリは即効性のものであって[1分後に行員らが倒れた状況は] 青酸カリとは思えない。青酸カリはサジ加減によって時間的に経過さして殺すことはできぬ。私にもしさせれば青酸ニトリールでやる。 [青酸ニトリールは] 3分から7、8分経つと青酸が分離して人を殺す。水を加えて振盪すれば乳白色となり、味は喉を焼くような刺激はあるが、臭味はない。青酸ニトリールは液体で透明。
4月26日 5-9	杉山圭一	登研第四科 青酸ニトリールの製品化	青酸カリでは危険で出来ないから[帝銀事件では] 青酸ニトリールを使ったのが正しい。もし青酸カリを使う場合、よく青酸カリの特徴を研究した大家か、もしくは全然素人がやる以外、一般化学者は即効性のもので16人も殺す事は危険でできない。青酸ニトリールの方がやり良い。
犯行毒物は青酸カリではないかとする意見			
6月22日 7-107	土方 博	前 出	嘔吐することは青酸カリでもニトリールでも普通である。青酸カリは苛性ソーダのような刺激の味があるので、帝銀事件で吞ませたとすれば、味から言って、青酸カリではないかと思う。ニトリールは青臭い臭いはするが味はない。ニトリールの症状はカリよりも症状を出すのが遅い。

ここで注目すべき点は、青酸ニトリール開発主任だった土方と伴の意見が異なっていることである。直接の開発責任者であった土方は、青酸ニトリールは刺激がないことが特徴であり、刺激があったという犯行毒物とは異なる、と述べている。ただし、両者をはじめとして、登研で毒物開発に携わった所員らは犯人は毒物の扱いに手慣れている人物であり、通常青酸カリではあのような犯行は難しいと述べている。

③ 『甲斐捜査手記』からみえてきた登戸研究所と他機関との繋がり

捜査手記により判明した登戸研究所ネットワークをまとめると次頁の第13図となる。登戸研究所が他の謀略機関、特殊部隊と協力し毒物研究を進めたことや、陸軍兵器行政本部を通さず、直に特務機関より依頼を受け毒物兵器を製造・納入していたことが判明した。



第 13 図 『甲斐捜査手記』より明らかになった登戸研究所関係図

(筆者作成, 写真は関東憲兵隊司令部: 愛知大学国際中国学研究センター「中国戦前絵ハガキデータベース」より同センター所蔵, 南京病院: 吉田一法氏撮影, 第 731 部隊本部: 高田幸男氏撮影)

3. 平沢貞通逮捕そして死刑確定へ

未遂事件で使用された「松井蔚の名刺」(帝銀事件で使用されたかは不明)から、捜査陣は大きく2つにわかれて捜査を進めた。一つは旧軍関係者をあたる班、もう一つは松井が名刺を交換した先をあたる「名刺班(通称)」である。名刺は松井本人より、1946(昭和21)年11月末～翌年1月の間に、宮城県庁地下室の印刷所で刷ったと確認が取れていた。また、松井は名刺の交換先をメモしていたため、「名刺班」はつぶさに交換先をあたっていったのである。

しかし旧軍関係者捜査に主力が置かれ、「名刺班」は少人数で捜査を行う小規模のものだった。例えばそれを示すのが第14図である。これは1948年6月25日に警視庁が作成・約20万部発行し、全国の警官に配布された捜査用ビラである。ここに、犯人職業の条件として「医療防疫(含消毒) 其の他薬品取扱に経験あり(軍の関係は特に)」と挙げている(図内囲み部)。また、モンタージュ写真を掲げながらも、「餘りこれに捉われないこと」としている(図内矢印部)。

ところで、交換先が名刺を所持していなかったケース14件の中に日本画家・平沢貞通が含まれていた。平沢は、1947年8月に青函連絡船内で松井と名刺を交換していた。その後、8月15日に電車内で名刺が入った財布をすられていた(同日警察に盗難届を出していた)。それに加え、平沢は横山大観に師事し帝展無鑑査の大家であったため、警察内では「シロ」とされていた。しかし、人相などの点から「ピンときた」名刺班の居木井主任は平沢犯人説にこだわりを持ち続け、1948年8月21日に平沢を逮捕する。これは捜査の主流だった旧軍関係者捜査陣にとっても突然の展開だった。平沢が小樽から東京へ移送された8月23日の捜査手記に

は「関係者面通しにより犯人と断定する者なし」⁽¹⁰⁾、翌日は「殆ど全員傍証固めにより黒白を決するため終日努力するも決せず」⁽¹¹⁾とあり、警察が確証を持って平沢を逮捕したわけではないことがわかる。事実、第15図の東京に移送された当日の新聞紙面にあるとおり、世論の大半も平沢を「シロ」とし、警察



第14図「帝銀毒殺犯人捜査必携」 囲み、矢印は筆者による。(当館所蔵)



第 15 図 平沢逮捕を報じる新聞

(8月23日付『朝日新聞』西日本版朝刊2面、「聞蔵Ⅱビジュアル」より、朝日新聞社所蔵)

群（記憶障害）を患っていたこともあり、自白の信用性については疑問が残る⁽¹²⁾。帝銀事件は旧刑事訴訟法の下で刑事手続きが進められたため、自白が重要な証拠として扱われた。しかし、当初の警察の捜査方針である「旧陸軍が開発した特殊な青酸化合物」が犯行毒物とすると、平沢が所持していたことは考えにくい。結果、それまでの捜査方針とは異なる「工業用青酸カリ」が犯行毒物だと検察・警察は結論付け、平沢に死刑判決が下る。

4. 捜査方針の転換

旧軍関係者の捜査を主に行っていた警察が、なぜその方針とは異なる人物＝平沢貞通を容疑者として逮捕し、彼に死刑判決が下ったのだろうか。そしてなぜ、犯行毒物を「工業用青酸カリ」と断定したのだろうか。警察が取り調べていた旧軍関係者も、犯行手口は謀略的であり、一般的な青酸系毒物では犯行は難しいと語っている。ここでもう一度、犯行毒物と手口の特徴について、旧軍関係者が警察に語った証言をもとにまとめる。

内でも「シロ」とする声が大きかったようだ。藤田刑事部長は記者に対して「平沢を真犯人と断定できない」と言っており、堀崎捜査第一課長も「アリバイの点などに疑いがあるようだが矛盾もあるので容疑の事実はあるにわかに断定し難い、この程度の容疑者は毎日捜査本部で扱っている、白七分黒三分というところか」と言っている。しかし、平沢が帝銀事件発生以前に銀行を利用した詐欺事件（日本堂事件）を起こしていたことがわかり、次第に帝銀事件も平沢がやったのではないかと疑念が取調官の中に生まれ始める。平沢は当初犯行を否認したが、逮捕から一か月後に自白を始めた。これは自白させようと躍起になる検察の長期間にわたる尋問を受け続け、心身ともに疲弊した上での自白だった。しかし、平沢はコルサコフ症候

第4表 犯行毒物・手口の特徴とそれに対する旧軍関係者の所見

犯行毒物・手口の特徴	旧軍関係者の所見
体格も年齢も異なる成人男女・子ども、16名全員が少なくとも1分間は異常なく生存していた。その後次々と全員が倒れた。	一般的な青酸化合物（青酸カリや青酸ソーダなど）は1分間と時間を設定し、体格・年齢関係なく全員に効果を一様に表すのは困難。 通常は体格・年齢の違いによって効果の現れ方が異なる。
第一薬（毒物）を飲ませてから1分後に第二薬を飲ませる。	青酸カリなど青酸系毒物は通常、服用直後に倒れる。

先に紹介した伴も「犯行毒物は青酸カリだとは考えにくい」「青酸ニトリールではないか」と4月の時点では警察に話していた。しかし平沢逮捕後、伴は入手が平易な「純度の低い工業用青酸カリまたは青酸ソーダ」を犯行毒物だと断定し、平沢が犯人であるという説を裏付けることとなる。伴の毒物に対する所見の変化の背景には何があったのか。

(2) なぜ伴は見解を変えたのか

伴が語った犯行毒物についての見解を以下にまとめる。

第5表 伴の犯行毒物についての見解の変遷

年代	警察の動きなど	犯行毒物についての見解	根拠資料
1948年4月	旧軍関係者を重点的に捜査中	青酸ニトリール	資料1『甲斐捜査手記』5-6～8
1948年8月21日	平沢貞通 逮捕		
1948年8月26日～9月5日	平沢を犯人とするための証拠探し	工業用青酸カリ（青酸ソーダ）	資料2 「帝銀毒殺事件の技術的の検討及び所見」
1948年9月6日	犯行毒物を断定する「毒物科学捜査会議」開催	青酸ニトリール→工業用青酸カリ（青酸ソーダ）	資料3 警視庁・西山鑑識課長の1949年3月第一審証人証言
1949年12月19日	伴繁雄 証人証言	工業用青酸カリ（青酸ソーダ）	資料4 証人証言書
1987年5月10日	平沢貞通 獄中死		
1980年代後半～1990年代前半	平沢死後	工業用青酸カリ（青酸ソーダ）	資料5『陸軍登戸研究所の真実』ワープロ原稿 資料6 赤穂高校の1989年夏聞き取り調査
1993年11月14日	伴繁雄 死去		

第6表 第5表にある根拠資料一覧 [] 内、下線筆者補足。

資料番号	内容
資料1	青酸カリと聞いたが、私の実験の結果、青酸カリとは思えない。 <u>絶対ニトリールである</u>
資料2	本毒殺事件に使用の毒物は、純度悪き工業用青酸塩で、 <u>入手比較的容易なもの</u> である。／単体青酸カリまたは青酸ソーダ、あるいは両者の混合物と推定するも、青酸塩を形成する陽「イオン」（基根）は不明なり（未確認）※（）部、原文通り
資料3	[毒物科学捜査会議で話し合われた内容について] 検 事 これ「犯行毒物が青酸ニトリールではないとする結論」について桑島、中館両博士「解剖を担当した東大・慶大の法医学者」や旧軍関係者からの反対意見は出たか。 西 山 <u>最初はありましたが、納得されました。</u> 弁護士 桑島博士らの「青酸ニトリールではないかとの指摘についての」反対意見の根拠は。

	西 山 俗に言う青酸カリではなく、アセトンシアンヒドリン〔青酸ニトリールのこと〕ではないかという漠然としたものだと思います。之は旧軍関係者から出た意見です。 弁護人 <u>アセトンシアンヒドリンだという意見を出したのは旧軍関係の誰か。</u> 西 山 <u>確か伴さんから出たと思っております。</u>
資料 4	裁判長 証人は本件捜査当時、毒物捜査会議に出席したか。 伴 出席し、意見を述べました。 裁判長 証人がその際述べた意見は。 伴 毒物は、純度の比較的悪い工業用青酸カリで、入手の比較的容易な<u>一般市販の工業用青酸カリであると断定</u>しました。 裁判長 本件毒物がアセトンシアンヒドリンとは考えられないか。 伴 青酸カリ溶液は刺激性の味があり、苦扁桃の臭いがするのに対し、アセトンシアンヒドリンは無色無味無臭で水と同じのため、犯人が飲ませる際に飲み方について説明する必要はないはず。
資料 5	捜査当初、筆者〔伴〕が捜査員に雑談のなかで話したことが別の意にとられ、登戸研究所で開発したアセトン・シアン・ヒドリン〔青酸ニトリール〕が、犯行に使用された毒物であるとの疑いのもとになった。生存者の言によると、飲まされた液体は少し濁っていたという。そこまで聞いて筆者は「これは絶対に青酸ニトリールでない」と直感した。
資料 6	僕証人台に立っているから。警視庁の捜査会議に何回も呼ばれているから。僕の結論通りに判決が出ているからね。 〔中略〕青酸ニトリールっていうのは無味無臭でしょう。味が無い。それで無色でしょ？実際飲ませたやつは刺激性があったんですよ、舌をこうやって飲めって。事実そうだったんでしょ？ この瓶〔犯行に使われた瓶〕に入っていたのも濁ってたんですよ、少し濁っていたって。それからいろんな事で、これは工業用青酸カリかソーダなんですよ。これ歴然たるね、僕のもうね…明らかなんですよ。うちにあるのは一つだって、1ccでしょ⁽¹³⁾。〔犯行に使われた毒の量〕全部で、記録みないとわからないけど、そうとうな数ですよ。例えば〔犯行に使われた薬品瓶の容量が〕200ccなら〔青酸ニトリールアンプル〕200本、そんなに持ち出す事なんて絶対できない!!それを証拠に僕は頑として…。高木検事っていうんですよ 高木検事に僕に鑑定書を書いてくれって言ってたから。僕は最初毒物の研究はしていたけれど、後は土方少佐が。登戸研究所になってからは土方が班長になって専門で、〔青酸ニトリールは〕そこで合成した新製品なんだから。それだから土方少佐と僕は警視庁にも呼ばれて、〔土方と〕連名で〔所見を〕書いて警視庁に出した。

見解が変化するのは平沢逮捕後、警察に求められ作成した「帝銀毒殺事件の技術的の検討及び所見」からである。この所見は、藤田刑事部長宅で開かれた毒物捜査会議において、犯行毒物の方向性を決定づける重要な役割を果たした。しかし、西山鑑識課長によると、会議上で伴の見解は青酸ニトリールと青酸カリで揺れていたことがわかる。なぜだろうか。この理由を「帝銀毒殺事件の技術的の検討及び所見」より推測していく。

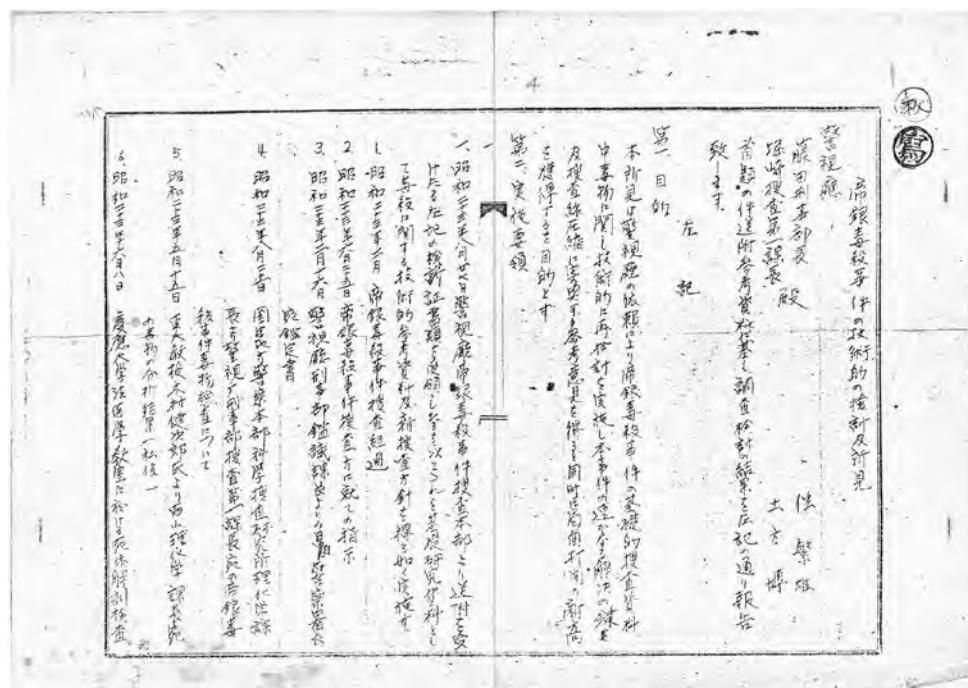
まず、伴と土方が犯行毒物の所見を求められた目的を次のように挙げている。（下線は筆者による）

第一、〔犯行毒物の検討及び所見を行う〕目的

本所見は警視庁の依頼により、帝銀毒殺事件の基礎的捜査資料中、

毒物に関し技術的に再検討を実施し、本事件の速やかなる解決の鍵および捜査線圧縮に寄与する参考意見を得ると同時に、局面打開の新方向を獲得するを目的とす

「毒物に関し技術的に再検討」が意味していることとは、従来警察が重視してきた“旧日本



第 16 図 「帝銀毒殺事件の技術的の検討及び所見（写）」

5 枚中 1 枚目。警察の依頼を受け、1948 年 8 月 26 日～9 月 5 日にかけて伴と土方が作成した。（渡辺賢二氏所蔵）

軍が開発した毒物”では平沢を犯人にできないため、捜査を「新方向」に導く＝平沢でも入手可能な毒物という所見を、毒物専門家である伴と土方に「再検討」してもらうということである。

また、伴は他にも帝銀事件に関する資料を残している。これは伴が帝銀事件捜査について分析し、登戸研究所時代の経験から捜査への技術的批判を行い、参考意見をまとめたリストである。その中より犯行毒物に関する箇所を以下表で紹介する。

第 7 表 伴が残した犯行毒物に対する帝銀事件捜査への技術的批判と参考意見 下線は筆者による

種別	毒物鑑識
目標	毒物の化学組成及量の決定と死因の判定
経過	1. 事件発生當初青酸塩と推測するも化学的組成の決定なし 2. 九月六日の毒物科学捜査会議開催内容 (イ) 一般市販の青酸カリにして入手比較的容易なもの (ロ) 濃度及使用量推測 (ハ) 死体の解剖所見報告（東大・慶大法医教室）
捜査概要	1. 毒物の基本的研究の欠如 2. 鑑定報告作製の遅滞 3. 容疑資料蒐集の失敗 4. 毒物関係の捜査方針を轉換させた重大なる勧告 5. 第二液の鑑識資料なし。従って未解決。
対策及技術的解剖所見	1. 味、臭、色、致死量、濃度、使用量、服用後の症状の特異性の把握 2. 入手経路の判定 3. 法医学者、薬物学者、化学分析学者の綜合探求 4. 微量分析及光分析法の習熟 5. 体験による技術的勘の必要性

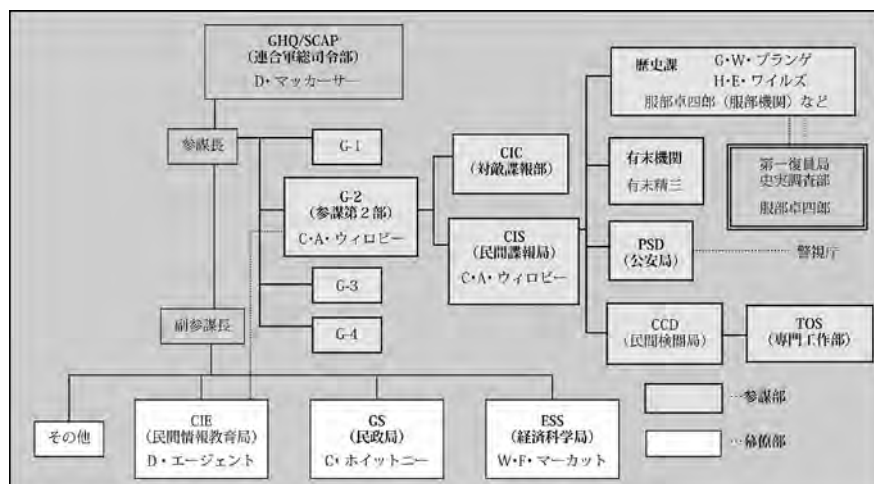
技術的批判 及参考意見	1. 超即効性毒物 2. 青酸塩中毒死の死体の解剖所見顕著 3. 事件当初の捜査本部の捜査方針を旧軍人毒物取扱者として、化学兵器関係者、化学技術者、中野学校卒業者、憲兵に指向したが⁶特に登戸研究所毒物研究者に重点を指向した
----------------	--

「毒物の化学組成及量」とは、犯行毒物は無機と有機どちらの青酸化合物なのか、そして殺害するためにどの程度の量を与えたのかという意味である。この所見を伴と土方は求められ、「捜査方針を転換させた重大なる勧告」を捜査陣にしたのである。しかし、結局は第二液の鑑識資料なしに伴と土方は所見を述べなければならず、毒物については「未解決」としているのである。さらに言うと、第一液についても警察の不手際で毒物の完全保存がなっておらず、実物を鑑定することなしに遺体解剖結果・鑑識課の毒物鑑定書・犯行現場写真のみで伴と土方は結論を出したのである。伴はその後一貫して「工業用青酸カリ」と見解を示すが、本心は「未解決」だったのではないだろうか。なぜ伴は不本意とも思える所見を警察に述べたのだろうか。次の章で見ていく。

5. 帝銀事件捜査と GHQ

『甲斐捜査手記』には、旧軍関係者の背後にGHQの影が見え隠れする記述がいくつもある。

占領当初、GHQはGS（民政局）とESS（経済科学局）の主導により、日本の非軍事化、選挙法改正や政治犯の釈放、新憲法制定など民主化改革を進めた。しかし、ソ連（共産主義）が東アジア圏で影響力を強めるに従い、G-2（参謀第2部、情報・公安担当）の発言権がGHQ内で増す。結果、これまで進められてきた民主化政策方針とは異なる、旧日本軍人の復権と再



第 17 図 1948 年 1 月時点の GHQ/SCAP 組織図一部

(竹内栄治『GHQ』(岩波書店, 1983年), 山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』(岩波書店, 2013年)を参考に筆者作成)

軍備が進められていく。この占領方針転換が表面化してくるのが、ちょうど帝銀事件が起こった 1948 年なのである。G-2 のトップである C・A・ウィロビー准将は、旧日本軍人によって日本の再軍備を進めることを主張していた。旧日本軍の参謀らを G-2 に採用し、彼らの協力の下、情報を収集するとともに日本の再軍備を進めていった。その中心にいたのが、元参謀本部第二部長の有末精三と、元作戦課長の服部卓四郎が率いる有末機関と服部機関だった。

1948 年と言えば、極東国際軍事裁判によって旧軍人が次々と裁かれていた時期にも重なる。しかし、G-2 が利用した旧軍人ら（例えば有末や服部、第 731 部隊員や登研所員）は誰も戦犯にならなかった。

この時代背景から、帝銀事件捜査の裏側で GHQ がどのように影響したのかを、『甲斐捜査手記』と伴が残した『陸軍登戸研究所の真実』原稿から探る。

(1) 第 731 部隊関係者と GHQ の取引

米国は、生物化学兵器の研究に遅れをとっていたため、終戦前から日本とドイツに注目し、終戦直後より研究員を訊問する。日本では G-2 が主となり第 731 部隊員の訊問を行う。

当初、部隊員らは細菌戦の実行と人体実験について隠していた。しかし、結果として石井四郎は部隊員の戦犯免責を条件に、すべての研究成果を米軍に提供した。最後の調査を担当したヒル博士は、このデータについて「日本の科学者が数百万ドルと長い歳月をかけて得たデータである」「かような情報は我々自身の研究所では得ることができなかった。なぜなら、人間に対する実験には疑念があるからである。これらのデータは今日まで総額 25 万円で確保されたのであり、研究にかかった実際の費用に比べれば微々たる額である」と評価する。さらに、「この情報を自発的に提供した個々人がそのことで当惑することのないよう、また、この情報が他人の手に入ることを防ぐために、あらゆる努力がなされるよう希望する」と、1947 年 12 月、米国本国に報告する⁽¹⁴⁾。このヒル博士の調査報告直後に帝銀事件が発生したのである。

今までみてきたように、第 731 部隊関係者は帝銀事件の重要参考人として警察に取り調べを受けている。捜査過程で人体実験を始めとした部隊の全容が明るみになりつつある中、彼らは自分達と GHQ の関係を警察にほのめかし、これ以上自分たちを捜査しないよう釘を刺していることが『甲斐捜査手記』からわかった。まとめると以下となる。

第8表 第731部隊関係者が警察に語ったGHQと自分たちの繋がり（下線は筆者による）

手記の日付 掲載箇所	発言者	戦前の発言者所属先	証言内容
4月27日 5-27	八木沢行正	第731部隊の技師 植物菌の研究	軍の事をやってるようだが、 それにはGHQの会合があった。 ソ連に聞こえたら悪いが、帝銀裏、 日本クラブ「丸の内にある会員制社交クラブ」の二階、 <u>有坂機関⁽¹⁵⁾（参謀本部の中将）</u> 、 <u>之がGHQの命令により動いていて</u> <u>人を集めるものである。</u> 此の有坂に聞けば軍の事は皆よく判る。
7月26日 別-257	早川 清	第731部隊および南方軍 防疫給水部隊の軍医大佐 第731部隊ではパラチフ スの研究	生体解剖について、帝銀事件が発生した頃は未だ進んでい なかったけれ共、最近に至ってGHQの吉橋と云ふ二世を通じて、 私達の身柄を保障して呉れると米軍では申し、 若し米ロ戦争が開始をされた際には、 身柄は早速米本国へ移す事になっていると聴いている。 細菌戦術の優れた点も幾分認めて居るらしい。 [中略] 当時使用した薬物方法・人員等につき [警察が早川に] 聞くに、 GHQで調査された際、関係者同志事件については、 <u>絶対口外せぬ様誓約したのであるから勘弁して呉れ、</u> <u>との事で語らなかった。</u> <u>生体解剖の件も戦犯にならぬ事が最近判ったので</u> <u>申した次第です、と附言す。</u> (GHQでは本件に関しては秘密を厳守するがお前達の方から墓 穴を掘る様な事の無様、 警察官の中にも共産党あり、警察官にも口外せざるとの事であ る。 何万かの部下を保護する為にも)

(2) 登戸研究所関係者とGHQの取引

第731部隊員と同じく、登研所員もG-2によって尋問を受けている。例えば、伴は1946年にTOS（専門工作部、第17図参照）より呼び出しを受けている。これは、秘密インキで書かれた手紙の解読法や手紙の開封法をGHQに教えるためだった⁽¹⁶⁾。しかし、彼らは登研の活動すべてをこの時点ではGHQに話したわけではないようだ。そのことを第二科長・山田桜が警察に語っている。

第9表 登戸研究所第二科長・山田桜が警察に語ったこと 下線は筆者による

手記の日付 掲載箇所	発言者	戦前の発言者所属先	証言内容
4月14日 別-97	山田 桜	登戸研究所第二科長	朝山は六研に所属し久葉 ⁽¹⁷⁾ の助手をしていた。此の特殊班は 第二班で研究した事の実施を担当す。 <u>過般戦犯関係で進駐軍から調査された時は、此の班「第六班「対</u> <u>植物用細菌兵器・土壤破壊兵器担当」と第七班」は除外し、表</u> <u>面に出てなかったの、それから今後とも、その点特に注意し</u> <u>て欲しいとの事。</u> <u>尚第三課「科」は紙幣の印刷等で対外関係であるので之れ又秘</u> <u>密にして貰い度い。</u>

山田は第二科第六班と第七班、そして偽札を製造していた第三科についてはGHQに話していないから秘密にしてくれと警察に頼んでいる。第六班・第七班は、米国を生物化学兵器によって直接攻撃する研究を行っていたため、訴追されることを恐れたのだ。しかしその裏で、伴と第三科長・山本憲蔵は山田がGHQに隠していた登研の情報を提供していたことが伴の原稿よりわかった。

伴は、『陸軍登戸研究所の真実』（扶養書房出版、2001 年）を出版するにあたり、1980～90 年代にかけて原稿を執筆していた。当館は手書き原稿とワープロ原稿の 2 種を所蔵しているが、これらには内容が異なる箇所がある。どちらも GHQ の訊問について「GHQ・G2 に召喚」項にまとめ、“ギブ・アンド・テイク”により、登研所員は戦犯に問わない代わりに、米軍への協力を求められた点が記されている。しかし、手書きの方にのみ「登研と GPSO⁽¹⁸⁾ のインターフェース」項が存在し、“ギブ・アンド・テイク”があったのは 1948 年 4 月だと時期を明確にしている。この時期は帝銀事件捜査の渦中であり、しかも伴が警察に「絶対に青酸ニトリールだ」と証言し、毒物研究の詳細について説明していた時期である。

この“ギブ・アンド・テイク”により、1950 年に山本が中心となって、米海軍横須賀基地内に偽造謀略機関である「GPSO」が開設され、ベトナム戦争時まで活動が続いていった。

第 10 表 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』手書き原稿とワープロ原稿の比較 下線は筆者による

原稿種別	手書き原稿	ワープロ原稿
項	登研と GPSO とのインターフェース	GHQ・G2 に召喚
内容	昭和 23 [1948] 年春、登戸研究所第三科長山本憲蔵が、対支経済謀略としての偽札工作の責任者として、GHQ・G-2 に召喚され、偽造工作という新しい「技術とノウハウ」の提供を求められた。 伴もこれと前後して、[昭和] 23 年 4 月に CIC（対敵諜報部 [対敵防諜部]）の呼び出しに応じ、郵船ビルを占居していた GHQ・G-2 に出頭し、秘密戦の全貌について詳細な取り調べを受けたことは前述の「GHQ・G-2 に召喚さる」の項に詳述のとおりである。[中略] G-2 は CIS（民間諜報部）と協力して登戸研究所の全容を把握し、<u>山本のいうところのいわゆる“ギブ・アンド・テイク”の相互関係による交渉の結果、米軍に偽造に関する過去の経緯・技術と成果を体験的に説明したため、最初の出頭の段階で、米側の協力の求めに応じたのであろう。</u>	赤穂警察署 [長野県駒ケ根市] を通じ、召喚状が来た。G-2 の下部組織 CIC（対敵防諜部）からのもので、出頭日は [昭和] 21 [1946] 年 6 月 10 日としていた。[中略] [G-2 がいた日本郵船ビル 4 階の取調室に入り] 大きい取り調べ机の一方に取調官と TIS（技術情報課）⁽¹⁹⁾ の技術者 2 名、それに通訳 1 名の計 4 人による取り調べを受けた。[中略] GHQ は、終戦前から登研の情報をかなり詳しく入手していた。特に第一科の風船爆弾、高性能無線機、第二科の秘密通信法、時限信管、秘密カメラ、毒物、細菌、第三科の贋札、パスポートなどの研究の内容と実態について、技術資料の獲得をめざして調査があったようだ。 こうして GHQ の G-2 は、登戸研究所の全貌を充分把握した。つぎに<u>人材と技術の移転を図るため関係技術者を召喚し、利用できる幹部のリストアップをした。努めて勝者の立場を棄て、寛大な処置を背景に接触を始めギブ・アンド・テイクの法則に従って協力を約せしめた</u>

以上より、伴が犯行毒物の所見を変えざるをえなかった理由が透けて見えてくる。伴が「犯行毒物は青酸ニトリールだ」と警察に語ったことで、毒物は一般的なものではなく、旧陸軍が開発した特殊な毒物だという方向で捜査が進められたのだ。これは G-2 にとっては都合の悪いことだった。帝銀事件の捜査が進むにつれ、旧日本軍の暗部そして戦犯免除されている人たちがいる事実が明るみになってしまうからだ。そのため、伴は個人としての意見を述べるわけにはいかず、旧日本軍という組織としての意見を言わざるをえなかったのではないか。それを裏付けるのが、有末精三と服部卓四郎が警察に語っている以下の部分だ。

第 11 表 有末精三と服部卓四郎が警察に語ったこと 下線 [] 内は筆者による

手記の日付 掲載箇所	発言者	戦前の発言者所属先	証言内容
8月3日 8-100	有末精三	参謀本部作戦第二部長。中將。戦後は GHQ との連絡機関「有末機関」長に GHQ より任命。G-2 と旧軍人の折衝を務めるとともに旧軍関係情報を G-2 に提供。ウィロビーと共に旧日本軍人による再軍備計画を進める	◎服部の言　・一六四四・南方防給部・九研の三ツが関係ありと思ふ。 当局〔警察〕の見方と同じ。 石井部隊は関東軍直接陸軍省の配下で参本〔参謀本部〕に連絡はあったが〔参謀本部から〕命令は出さぬ。 <u>石井部隊は GHQ の関係あったが、</u> <u>之を念頭に置いてやるのが一番。</u> 〔中略〕 〔服部と〕話最中に有末中將が来た。 同人は〔住所のため省略〕参本作戦第二部長　有末精三 52, 3 (歳) GHQ の囑託でなく復員局の囑託であった。 日本クラブにいて、復員局の出店があり、此处に連絡がある。 取次をやっていた。同人とも話して見た。 過去の新聞から見ると軍の関係では防給〔防疫給水部のこと〕がよいではないかと言う。 〔中略〕 化学戦部隊と云ふと習校〔陸軍習志野学校のこと〕である。 服部、有末は帝銀には〔陸軍習志野学校は〕関係ないだろうと云ふ。 やり方が個人的でなく、部隊行動であるからである。 <u>有末〔が言うに〕は軍の秘密を聞くのは GHQ の関係で無理であらう。</u> <u>之を聞かずに似寄り写真等から行ったがよからう。</u>
	服部卓四郎	元参謀本部作戦課長。大佐。第一復員局（引揚援護局）史実調査部長兼 G-2 歴史課。1948 年夏ごろ、G-2 内に「服部機関」を設立し、ウィロビーと共に旧日本軍人による再軍備計画を進める。	

第 731 部隊や登戸研究所、第 1644 部隊が怪しいと言うのは自分達も同じ見解だと述べながらも、GHQ の存在をほのめかし、これ以上深入りすると警察に忠告をしているのである。日本の再軍備を G-2 と共に中心的に進めている有末・服部にしてみれば、これ以上旧日本軍の暗部を捜査によって暴かれるのは防ぎたいとの意思が働いたのであろう。こうして、有末・服部のこの忠告より約 3 週間後に平沢が逮捕されるのである。

おわりに　一帝銀事件再審請求と『甲斐捜査手記』

平沢逮捕から 7 年後の 1955（昭和 35）年 4 月に、死刑が確定する。平沢はこの直後より、計 18 回、32 年間に及び再審請求を提起した。しかし、存命中の再審開始は叶わず 1987（昭和 62）年 5 月 10 日に獄死する。平沢死後は、平沢武彦氏（養子）が請求人となり、1989（平成元）年、第十九次再審請求が提起された。ここで新証拠として裁判所に提出された資料が『甲斐捜査手記』である。時期を同じくして、渡辺賢二氏（当館展示専門委員、当時法政大学第二中・高等学校教諭）らが登研の調査活動を本にまとめた。本を通じて渡辺氏の活動を知った武彦氏は、捜査手記より、登戸研究所員の取り調べ記録を渡辺氏に提供する。これがきっかけとなり、

登研での毒物研究の実態が渡辺氏らによって解明されていく。その一方で、捜査手記が新証拠として裁判所に提出されたことにより、再審開始が期待されたが、24年間に及ぶ第十九次再審請求の審理は、2013（平成25）年、武彦氏の死去に伴い終了となった。その後、2015（平成27）年、弁護団は新たな請求人を立て、第二十次再審請求を提起。現在も審理は続いている。今回、弁護団の方々を講師に迎え計2回の講演会を行い、講演内容を本誌にも掲載しているが、改めて平沢の自白過程の問題点が浮かび上がってきた。また、犯行毒物が判決の「工業用青酸カリ」だったのかを究明する調査も進んでいる。今後も当館では帝銀事件再審請求について取り上げていきたい。

また『甲斐捜査手記』には旧日本陸軍の特務機関、謀略機関、毒物研究についての膨大な情報が記録されている。捜査手記の分析を引き続き進めるとともに、有末や服部、謀略機関幹部が戦後にどのような活動をしていたかの研究を進めていくことで、現在にもつながる日本の戦後史を明らかにしていくことが今後望まれる。

第12表 帝銀事件再審請求のあゆみ

年代	概要
1948（昭和23）年1月26日	帝銀事件 発生
8月21日	平沢貞通 逮捕
10月12日	平沢、帝銀強盗殺人事件、 安田銀行強盗殺人未遂事件、三菱銀行強盗殺人未遂事件で起訴
1950（昭和25）年7月24日	東京地裁（第一審） 死刑判決
1951（昭和26）年9月29日	東京高裁（第二審） 死刑判決
1955（昭和30）年4月6日	最高裁（第三審） 上告棄却、死刑確定
4月14日	最高裁の判決にたいする異議申立
5月7日	異議申立棄却の決定送達、死刑判決確定
5月10日	第一次再審請求提起（請求人：平沢貞通）
1956（昭和31）年2月9日	東京高裁 特別抗告棄却
1956（昭和31）年～ 1986（昭和61）年	第二次～第十七次再審請求提起（請求人：平沢貞通）、特別抗告棄却
1981（昭和56）年1月29日	作家・森川哲郎（平沢貞通氏を救う会）の子息・武彦、平沢の養子となる
1987（昭和62）年4月21日	東京地裁に第十八次再審請求提起
5月10日	八王子医療刑務所にて平沢貞通死去（享年95歳）
7月13日	東京地裁、第十八次再審請求棄却
秋	『甲斐捜査手記』、再審弁護団に提出される
1989（平成1）年5月10日	東京高裁に第十九次再審請求を提起（請求人：平沢武彦）
1989（平成1）年7月25日	川崎市中原平和学級編『私の街から戦争が見えた』（教育史料出版会）刊行
1992（平成3）年1月28日	『甲斐捜査手記』を新証拠として裁判所に提出
2010（平成22）年3月29日	明治大学平和教育登戸研究所資料館 開館
2013（平成25）年	平沢武彦死去に伴い、再審請求終了
2015（平成27）年11月	東京高裁に第二十次再審請求を提起
2018（平成29）年11月	登戸研究所資料館にて企画展「帝銀事件と登戸研究所」開催 『甲斐捜査手記』が一般に初めて公開される

謝辞

本稿を執筆するに当たり、下記の方々・機関にご協力いただきました。ここに記して感謝の意を表します。(敬称略・五十音順)

愛知大学国際中国学研究センター 朝日新聞社 帝銀事件再審弁護団
帝銀事件再審をめざす会 読売新聞社 高田幸男 吉田一法

〔注〕

※『甲斐捜査手記』の巻号と頁番号を巻号・頁番号と記す。頁番号は手記に手書きで書きこまれた番号である。

- (1) メンバーに入れ替わりがあるが、概ね 20 名前後の刑事の捜査報告を日々記録していた。
- (2) 例えば轍寅次郎『追跡・帝銀事件』(晩聲社, 1981 年), 吉永春子『謎の毒薬』(講談社, 1996 年), 常石敬一『謀略のクロスロード』(日本評論社, 2002 年), 佐伯省『帝銀事件はこうして終わった』(批評社, 2002 年), 11PM「帝銀事件第 4 弾! 何が飛び出す再審模擬法廷!! 今 衝撃の新証言」(日本テレビ, 1987 年 5 月 25 日放送)。
- (3) 陸軍習志野学校研究部については, 同部主事・横山武重(『甲斐捜査手記』3-192~193), 同部庶務係・石井英文(3-159~160)。満州第 516 部隊で行われた青酸ガス人体実験については六研運用班の関根太三(6-68~70)。満州第 526 部隊の活動については, 同部隊技手の小野寺長橘(6-71, 263)。野々山と横山の所属先については習志野学校長・小池龍二(3-165), 横山武重(3-191)。浜松陸軍飛行学校については石井英文(6-182)。「ハイボ」については六研二科長・林茂(5-154)。以上の証言より図を作成した。
- (4) 甲斐, 前掲手記 2-130
- (5) 甲斐, 前掲手記別-241~242, 267~268
- (6) 甲斐, 前掲手記 4-27
- (7) 甲斐, 前掲手記 6-17
- (8) 市川収は陸軍獣医学校教官だった。甲斐, 前掲手記 4-193 で 1941 年は登研にいたと警察に証言している。
- (9) 伴が警察に語ったことについては本誌掲載の山田朗「帝銀事件と陸軍登戸研究所一捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究一」参照のこと。
- (10) 甲斐, 前掲手記 8-266
- (11) 同上
- (12) これについては, 本誌掲載の浜田寿美男「第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書」参照のこと。
- (13) 伴は終戦時, 自決用に青酸ニトリールアンプルを数本渡されていた。アンプル 1 本の容量は 1 cc だったため, そのことを指していると思われる。
- (14) 松村高夫, 金平茂紀「『ヒル・レポート』(上): 第 731 部隊の人体実験に関するアメリカ側調査報告(1947 年)」(慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』84 巻 2 号, 1991 年 7 月号) pp.300(522)-301(523)。
- (15) 有坂とは有末の誤りと思われる。
- (16) 山本武利『GHQ の検閲・諜報・宣伝工作』(岩波書店, 2013 年) p.54
- (17) 久葉は登戸研究所第二科第七班長で, 風船爆弾に搭載予定だった牛疫ウィルスの兵器化研究の主任。
- (18) 米海軍横須賀基地内に開設された政府印刷補給所(Government Printeing Supplies Office)のこと。詳しくは『明治大学平和教育登戸研究所資料館 館報』第 2 号を参照されたい。
- (19) 山本, 前掲書 p.54 によると, 米軍側資料に 1946 年 6 月に伴は TOS の呼び出しに応じ情報を提供したと記録されているため, TOS のことであろう。

『甲斐捜査手記』より明らかになった旧日本陸軍の毒物研究とネットワークおよびGHQと交わされた“ギブ・アンド・テイク”

〔参考文献〕（筆者名五十音順）

C・A・ウィロビー著、延禎監修、平塚絳緒編『GHQ 知られざる課報戦 新版ウィロビー回顧録』（山川出版社、2011 年）

遠藤誠『帝銀事件の全貌と平沢貞通』（現代書館、2000 年）

佐伯省『帝銀事件はこうして終わった』（批評社、2002 年）

竹前栄治『GHQ』（岩波書店、1983 年）

田中宏巳『消されたマッカーサーの戦い 日本人に刷り込まれた〈太平洋戦争史〉』（吉川弘文館、2014 年）

土屋礼子「占領軍 G-2 歴史課と旧日本人グループ」（20 世紀メディア研究所編『インテリジェンス』第 16 号、2016 年）

常石敬一『謀略のクロスロード』（日本評論社、2002 年）

浜田寿美男『もうひとつの「帝銀事件」』（講談社選書メチエ、2016 年）

松村高夫、金平茂紀「ヒル・レポート」（上）（慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』84 巻 2 号、1991 年 7 月号）

松村高夫編『論争〈第 731 部隊〉増補版』（晩聲社、1997 年）

森川哲郎『秘録 帝銀事件』（祥伝社文庫、2000 年）

山本武利『GHQ の検閲・課報・宣伝工作』（岩波書店、2013 年）

吉永春子『謎の毒薬』（講談社、1996 年）

渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』（吉川弘文館、2012 年）

第 9 回企画展「帝銀事件と登戸研究所」 記録 展示

展示資料一覧

第 1 章 帝銀事件とは

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
掲載無	犯行に用いた器具（再現）※ 120ml 投薬瓶、2 ml 駒込ピペット、注がれた毒物（レジン液で再現）	当館	—
第 1 図	1948 年 1 月 27 日付『朝日新聞』（東京版）朝刊 2 面（聞蔵Ⅱビジュアルより）	朝日新聞社	複製
掲載無	1948 年 1 月 27 日付『読売新聞』朝刊 2 面（ヨミダス歴史館より）	読売新聞社	〃
掲載無	1948 年 1 月 28 日付『読売新聞』朝刊 2 面（ヨミダス歴史館より）	読売新聞社	〃

第 2 章 『甲斐捜査手記』が語るもの

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
掲載無	帝銀事件捜査陣（林泉『容疑者平沢貞通の自白は覆へるか』（創人社、1943 年より）	当館	1880
掲載無	帝銀事件犯人モニタージュ写真（警視庁科学警察研究所編『科学捜査ノート』（講談社、1959 年より）	〃	1882
第 4 図	『甲斐捜査手記』	帝銀事件再審弁護団	借用
第 5 図	「秘」捜査リスト	〃	〃
掲載無	事件第一報の記録（『甲斐捜査手記』1 - 1 より）（複製）	〃	複製
掲載無	「陸軍技術有功章」 賞状	当館	13

第 3 章 平沢貞通 逮捕

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
第 15 図	1948 年 8 月 23 日付『朝日新聞』（西日本版）朝刊 2 面（聞蔵Ⅱビジュアルより）	朝日新聞社	複製
掲載無	1948 年 8 月 23 日付『朝日新聞』（大阪版）朝刊 2 面（聞蔵Ⅱビジュアルより）	朝日新聞社	〃
掲載無	1948 年 8 月 25 日付『朝日新聞』（東京版）朝刊 2 面（聞蔵Ⅱビジュアルより）	朝日新聞社	〃

第4章 捜査方針の転換

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
第14図	「帝銀毒殺犯人捜査必携」	当館	1881
第16図	「帝銀毒殺事件の技術的の検討及所見（写）」	渡辺賢二氏	複製
第7表	伴繁雄による帝銀事件捜査への参考意見リスト	当館	152

第5章 帝銀事件捜査とGHQ

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
第10表	伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』原稿	当館	152,1128

おわりに 一帝銀事件再審請求と『甲斐捜査手記』

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
掲載無	宮城刑務所内の平沢貞通 写真	当館	—
掲載無	平沢貞通が描いたテンペラ画	細川次郎氏提供	複製

閲覧コーナー

本稿図表番号	資料名	所蔵者	資料番号
掲載無	「3 帝銀毒殺事件の基礎的捜査資料」（伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』手書き原稿より）	当館	152
掲載無	「5 帝銀事件と青酸ニトリール」（同上，ワープロ原稿より）	〃	1128
掲載無	「4 GHQ・G-2に召喚さる」「6 登戸研究所とGPSOとのインターフェース」（同上，手書き原稿）	〃	152
掲載無	「第13章 GHQ 召喚とGPSO 勤務」（同上，ワープロ原稿）	〃	1128
第12図	『甲斐捜査手記』より伴繁雄の証言（手記5-1～7）	帝銀事件再審弁護団	複写
第8表	『甲斐捜査手記』より八木沢行正の証言（手記5-27～29）	〃	〃
〃	『甲斐捜査手記』より早川清の証言（手記別-255～257）	〃	〃
第11表	『甲斐捜査手記』より有末精三・服部卓四郎の証言（手記8-97～100）	〃	〃
第9表	『甲斐捜査手記』より山田桜の証言（手記別-95～98）	〃	〃

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
記念講演会 帝銀事件と陸軍登戸研究所—捜査手記から明らかになる旧日本陸
軍の毒物研究—

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

〈 〉内は『甲斐捜査手記』など資料からの引用を示します

[]内は資料館補足

はじめに

今日のお話の目的は4つございます。

第1は、帝銀事件とは毒物を使った銀行強盗殺人事件であり、核心である毒物がいったい何であったのかということ。これは非常に重要であり、事件の捜査、裁判を左右する非常に大きな問題でした。この毒物の面から当時捜査陣がどういう捜査をしていたのか明らかにしたいと思います。

第2は、この帝銀事件の捜査、これは警視庁が捜査をしたのですが、いったい捜査陣はなにを掴んでいたのかということ。後でお話しますが、陸軍の毒物あるいは化学兵器、生物兵器を扱う部隊について、警視庁はどれくらいのことを掴んでいたのか、これは非常に重要なことです。これを明らかにしていきます。

第3は、登戸研究所とこの事件との関わりです。つまり、使われた毒物の有力候補として「青酸ニトリール」(アセトンシアンヒドリン)というものがあるのですが、それを開発したのが登戸研究所です。暗殺用毒物としてそれを開発しました。そして毒物の専門家が登戸研究所にはいた。その登戸の専門研究者たちの証言が、捜査あるいは裁判に非常に大きな影響を与えています。そのあたりについてお話しいたします。

そして第4は、帝銀事件と当時の占領政策の転換についてです。帝銀事件は平沢貞通という画家が容疑者として逮捕され、裁判の過程でも一貫して平沢さんが犯人であるということで死刑判決が出て、それが最高裁で確定します。しかし帝銀事件というのは、平沢さんがお亡くなりになった今日に至るまで、まだ完結していないのです。現在第20次再審請求が行われており、その真相が一体何であったのかということが争われている事件です。帝銀事件が起きた1948

(昭和 23) 年というのは、占領政策が大きく転換した時期であり、帝銀事件の捜査の裏側でいったい何が起きていたのか、GHQ と旧日本軍の軍人たちがどのような関係にあったのかということについて、まとめてみたいと思います。

帝銀事件が発生したのは 1948 (昭和 23) 年の 1 月 26 日です。ですから、もう間もなく 71 年目を迎えるという事ですね。当時、映画館で上映された『日本ニュース』というのがありまして、帝銀事件については、1948 年 2 月 3 日付の『日本ニュース』第 108 号で第 1 報「銀行毒殺事件」が放映されました。まずは、それを見ていただきたいと思います。〔ニュース映画上映〕

こんなニュースが上映されました。事件が起きたのは今のニュース映像の中にあった通り、帝国銀行椎名町支店です。池袋からちょっと行ったところですね。

1. 帝銀事件の発生と初動捜査

(1) 事件の発生

1948 年 1 月 26 日午後 3 時すぎ、帝国銀行椎名町支店に腕章を付けた中年男性が来訪して、名刺を差し出しました。この名刺には、名前が書いてあるわけですがけれども、この名刺は犯人が逃走したときに回収したらしく、原物は残っておりませんので、何という名前の名刺だったのか分っておりません。当時支店長は病気で欠席していて、名刺を受取った責任者は支店長代理でした。

その男は「近くで集団赤痢が発生した。進駐軍が消毒する前に予防薬を飲んでもらいたい」「感染者の一人がこの銀行に来ている」などと告げました。それでこれは大変だということで、予防薬なるものを行員と用務員一家——映像でも分かったと思いますが、この銀行の建物は現在の銀行とは全然違って、普通の家のような、元々質屋だった家を改造して銀行にしたもので、用務員さんなんかもありました——行員と用務員一家、8 歳の子供もいたのですが、16 名の人に予防薬を飲ませ、うち 12 名が死亡したという事件です。そして現金 16 万円と小切手 1 枚を奪って逃走しました。小切手はどこで換金するかはわかっておりまして、安田銀行板橋支店ということはわかっていたので、もし警察が早く小切手の件を気が付いて、はっていれば場合によっては犯人を逮捕できたかもしれません。なぜならば、犯人は換金にやっけてきているのです。翌日ですね、1 月 27 日に、なんと犯人は大胆にも安田銀行板橋支店に現れまして、小切手を換金しているのです。ところがこの時点で捜査陣は小切手が盗まれたということにまだ気が付いておらず、結局手配することが出来なかったのです。今だったらちょっと考えられないような初動捜査でのミスが起きました。

初動捜査の対応はかなり混乱をしております、最初は殺人事件であるとほとんどの人が考えず、もたえ苦しむ人が銀行から飛び出てきたということで、集団食中毒だと思ったのです。警察官も集団食中毒が起きたと思ってしまい、とにかく中に倒れている人を助け出そうとして、不特定多数の人がどたどたと現場に入って行って、踏み荒らしてしまった。だから犯人の足痕や指紋を採ろうとしても、不特定多数の人がどっと訪れたために、現場の保存が不徹底になってしまいました。

それから、当初は警察官も集団食中毒だと誤断しまして、茶碗に残っていた毒物を厳密な方法ではなくて、そこらにあったありあわせの瓶をちょっと洗って、残った毒物をいれてしまったのです。ところがその瓶は醤油の瓶だったらしく、毒物と化学反応を起こしてしまい、決定的な物証である毒物の現物が、消滅してしまいました。

ですから、その時に使われた毒物が正確に何であったのかということが分からないという非常にまずいことが起きました。それから先ほど言いました小切手の盗難が確認されたのは、換金された翌日（つまり 28 日）になってからで、堂々と小切手を換金に訪れた犯人を捕り押さえることに失敗したのです。

(2) 使用された特殊な毒物

生き残った人の証言から、使用されたのが非常に特殊な毒物であるということがわかりました。青酸化合物である事は解剖の結果などからも確かなのですが、飲ませ方が特異です。薬瓶から茶碗に、駒込型ピペットというもので少量ずついれています。これは、16 名が飲んだのですが、12 名が亡くなって、4 名の生存者がいたのです。その生存者が証言をしていて、二つの薬、第一薬と第二薬にわけて飲ませています。犯人は、第一薬は歯のエナメル質を傷めるから、舌を出して一気に飲むようにと指導していました。そして、生存者の証言によると、犯人も第一薬を飲んでみせたと言うのです。ですから、それでみんな信用して飲むわけです。ところが第一薬を飲むと、生存者の証言によると、強いウィスキーを飲んだような、喉が焼けるような感覚になった。その後で注がれた第二薬を飲むと、その直後に次々と倒れたり意識を失ったりで、第一薬を飲んでから効き目が表れるまで 2 分、長い人だと 5 分程の時間があります。

現場で 11 名、病院で 1 名が死亡し、助かったのは 4 名だけでした。

この二つの毒薬を使い、それらを飲んでからちょっと時間が経って効いてくるというのが、特徴です。

第一薬、最初に飲んだものだけで毒性が完成するのか、第二薬を飲んで完成するのかでは、毒物の性格は全く異なります。第一薬だけで毒物が完成するのであれば、犯人が飲んで見せたのはいったい何なのか、ということです。犯人はもちろん死んでいない訳ですから。トリックなのか演技なのかという、あとでヒントになる事が出てきます。飲み込んでから効果が現れる

まで2分から5分ほどかかっている，ですから「やや」遅効性。毒物という遅効性とは，本当は蓄積していったって，何日あるいは何ヶ月もかかって効いてくるものを遅効性というのだそうですが，単純な即効性のものではないということです。飲んですぐ亡くなってしまうのではなく，少し間が空くということです。これが帝銀事件で使われた毒物の特徴です。

(3) 初期捜査の重点

① 犯人像

『甲斐捜査手記』によると，事件直後，日付がちよっとはっきりしないのですが，事件が起こった当日あるいは翌日に捜査会議がありまして，その時に刑事たちが犯人像について意見を述べています。

・物取り目的

まさにそうですね，現金を奪っている。しかも計画的強盗殺人。通りすがりに思いついてできる犯行ではない。毒物を用意しなければならないわけですから。

・進駐軍出入りの者

なぜならば，GHQが消毒にやってくるということ。それから，やってくる消毒班の責任者は，ナントカ中尉であるという実在の人物の名前を出している。ですから進駐軍と関係のあるものだと。

・衛生防疫関係者（インテリ風，薬品・医学に知識あり）

非常に手慣れた手つきで駒込型ピペットで薬剤を分けていく。素人がやろうとしてもそう簡単にはいきません。

・共犯者（黒幕）

共犯者・黒幕が必ずいるはずだと刑事たちはみています。単独で出来る犯行ではないというのが，この時の刑事たちの，まあ最初ですから直感に近いものですが，長年捜査をしてきた捜査一課の刑事たちはこんな風に見た。

・詐欺的手腕のある者（しかも銀行の内部事情に詳しい前科があるもの）

前科があるだろうということで，類似事件がないか調べます。実は類似事件が未遂事件として2件あったのです。それは一つポイントになります。

・体格と特徴

年齢44～45歳。身長5尺2寸[158cm]くらい。好男子。生存者たちの証言によると，こういう表現をつかっている。落ち着いた人格者。物腰柔らかで，非常に喋りも落ち着いている。今から人を殺そうっていう人が落ち着き払っているというのは不気味ですが，それから白髪がある。好男子や人格者であるというのは主観的ですが，身長や年齢・白髪というのはある程度客観的な証拠です。だから捜査をするときに年齢，つまり非常に若い，非常に年取って

いるという人は捜査対象から除外されます。白髪っていうのは……どうなのでしょう。染めるっていうことが当然できますので、何とも言えないのですが、身長だけはこれはごまかすことができないですね。だからこれはかなり有力な証拠となります。

② 2つの未遂事件の存在

調査の結果、2件の未遂事件が判明しました。これらの事件は共に人的・物的被害が無かったため、事件として警察は扱っておらず、何かおかしい事件が起きたということで、ただ記録に留めていただけだったのです。1件目は、前年の1947年10月14日、安田銀行荏原支店において、やはり名刺を差し出した人物が赤痢か何かの予防薬を飲ってくれと訪れた。この時は犠牲者も金銭的被害ありませんでしたが、特徴的なのは渡した名刺が「松井^{しげる}蔚」という名刺で、「蔚」という字が難しいですが、これは実在の人物だったのです。本当の犯人が自分の名刺を使うわけがないので、「松井蔚」という人から名刺をもらった人がやったのではないかと警視庁は考えたわけです。2件目は、帝銀事件の一週間前、1948年1月19日に三菱銀行中井支店において、同じような事件が起きました。「山口二郎」という名刺が残されましたが、これは架空の人物でした。この時も犠牲者、金銭的被害はありませんでした。しかし、これら2件は帝銀事件に非常によく似ているのです。

つまり、帝銀事件と未遂事件の類似点というのは、閉店直後の犯行であり、集団疫病の発生を理由にあげ、進駐軍の消毒班の存在を指摘し、予防薬を飲ませようとした。しかも、二種類の薬剤、飲み方を指導したという点でも酷似している。ですから、まず同一人物がやったとみて、まず間違いはないのですが、人物像も類似しているとされました。ですから、後に平沢貞通さんが逮捕されて起訴されるのですけれども、帝銀事件、未遂事件併せた3件で起訴されているのです。

2. 捜査の進展、毒物の追求

(1) 『甲斐捜査手記』の存在

① 帝銀事件の捜査陣

捜査の進展ということ言えば、今回の企画展のポイントであります『甲斐捜査手記』というものがあります。帝銀事件の捜査陣は、当然警視庁なんですけれども、藤田刑事部長が陣頭指揮をしておりまして、捜査一課、殺人事件は捜査一課が担当なんです。ところが、当時の捜査一課の陣容では間に合わないということで、経済犯なんかを追う捜査二課もこの捜査に加わっています。捜査一課は毒物班、名刺班、あるいはその他というのは「地取り班」といって、

犯人が現れたと思われるところを、徹底的に聞き込みをしていくというのが「地取り班」。そういうのが捜査一課の担当。名刺班は残された名刺を手がかりに捜査を進めました。さっきの松井名刺。あれは実在の人物の名刺ですね。松井名刺は松井蔚という人が誰かに配った名刺です。松井蔚という人は、誰にいつ・どこで名刺を配ったかというのをメモしていた。いつ誰に渡したかということ記録をとっていたのです。ですから、それでかなり追えたのです。これは後でまたお話しします。

捜査二課は秘密捜査班。藤田部長からの特命で、まさに毒物関係で怪しい人物を徹底的に追っていくという班でした。

容疑者の取り調べは、刑事ではなく直接検察が担当しました。後に出てくる高木検事がこの事件の捜査の中で非常に重要な役割を果たします。



第1図『甲斐捜査手記』
(帝銀事件再審弁護団所蔵)

② 警視庁捜査一課係長・甲斐文助

捜査一課の係長であった甲斐文助さんは、捜査本部で捜査情報を集約していました。刑事ドラマなんかで、聞き込みに行っていた刑事が、捜査本部でこんなことがわかったと発表するシーンがよくありますね。捜査本部で記録をとっていたのがこの甲斐係長です。ですから、捜査本部に集められた情報が基本的には全部記録されています。1948年1月26日

の事件発生日から10月8日まで、257日間を全12巻にわたっての捜査手記として残しています。こんな感じですね（第1図）。これは全部ではありません。その一部です。日を追って、わら半紙みたいなものを綴じたもので、現在原物を資料館で展示をしています。一般の目に触れるところに出たのは今回が初めてです。そうとう原物は傷んでいて、手に取ってみるという事はもうできません。

(2) 『甲斐捜査手記』から読み取れること

① 松井蔚

松井蔚という名刺をあたっていきますと、松井蔚自身がちょっと怪しいということがわかってきます。戦時中、松井は、南方軍防疫給水部、9420部隊というところにおいて、ジャワ（インドネシア）で原住民多数を毒殺した疑いが出てきます。そういうことを捜査員に証言する人

がいたのです。実際に松井さんは警視庁の調べに対して、破傷風の予防薬と間違えて、毒物を注射したのだと言っているのですが、そんなことがありえるのかということですね。これは当時、別の証言者によれば、抗日運動をやっている現地住民をやっつけるために、毒殺などが行われていたということが捜査の中でも証言されています。そういう工作にも関わった人だということですね。

防疫給水部の元締めはどこなのかというと、陸軍軍医学校防疫研究室というところが新宿にある。ここを頂点として各地に防疫給水部がある。有名なのは、関東軍 731 部隊、石井部隊ですね。それから北支那方面軍にも北京に 1855 部隊、中支那方面軍にも南京に 1644 部隊、それから、関東軍には 731 部隊以外に軍馬防疫廠という、軍馬に関する病気の研究、あるいは相手の国の軍馬を殺すための細菌戦を準備していた 100 部隊というのがある。次々にこの防疫給水部関係の存在が明らかになってくる。

まず捜査陣は防疫給水部関係者が怪しいのではないかと聞き込みをやっていきます。そうすると、これは『甲斐捜査手記』に挟まれていたリストですが（第 2 図）、陸軍の様々な組織、怪しいと思われる組織がズラッと書かれています。で、○印がついているところが特に重要だということですね。○印がついているところをアップにしますと、習志野学校、これは毒ガス戦の教育をやっていたところですね。それから憲兵隊。南方軍防疫給水部、さっきの松井さんがいたところですね。1644 部隊、これは南京にあった防疫給水部です。731 部隊。こういうところを掴んでいて、さらに陸軍技術本部の下にある研究所で、第六研究所、六研、これは毒ガスの研究をやっていたところ。一番端に第九研究所、これは登戸研究所のことです。ですから、捜査陣は当初からこういうところが非常に怪しいと睨んでいたということですね。

② 捜査対象機関の拡大

捜査対象は防疫給水部以外にも拡大しました。習志野学校、ここでは毒ガス防護訓練マニュアル「体験要領」というものを作っていました、そこに書かれていたのは実に驚くべきことで、単に防護手段だけでなく、毒物による殺害方法も記されており、そこでは第一薬と第二薬を使い、飲んで手本を見せる方法が記入されていたのです。これまさに帝銀事件、あるいは未遂事件と同じやり



第2図 「秘」 捜査一覧表

『甲斐捜査手記』別巻より。（帝銀事件再審弁護団所蔵）

方です。そういうやり方で訓練していた。この習志野学校はそういう毒ガス・毒物戦の教育をやるところなんですけれども、似たような部隊が満州にもありました。関東軍化学部、516 部隊。それからここから派生した 526 部隊。それからそもそも毒ガスを研究している第六陸軍技術研究所、通称六研です。それから毒薬の解毒剤の研究をやっていた陸軍糧秣廠、普通、糧秣廠というのは人間が食べる食料と軍馬が食べる飼葉を扱うところなんですけれども、そういうところでも解毒剤を研究していたのです。恐らく表向きは細菌戦が実施されて、軍馬がやられたときに使う解毒剤、あるいは人間がやられたときに使う解毒剤ということだったのでしょう。ですから、どんどん捜査対象が広がっていく。そして、さらに広がって第九陸軍技術研究所、これが登戸研究所です。登研を探っていくと登研と関係あった機関として、陸軍憲兵学校、東京憲兵隊特設本部、新京特設憲兵本部、支那派遣軍南京野戦造兵廠、陸軍獣医学校、中野学校、軍医学校防疫研究室、1644 部隊、731 部隊、次から次へと陸軍の中の怪しげなネットワークが見えてくるのです。これらの諸機関に勤務経験のある者を警視庁は徹底的にリストアップをして、これは、人から人へ、ここにいた人はいないかということで、芋づる式にどんどん調べていく。これは凄いエネルギーです。そして年齢・身長・人相・白髪、こういうところで絞り込んでいって、年齢がとんでもなく若いとか、とんでもなく上だとか。身長がとんでもなく高いとかってというのが除外されていく。意外に『甲斐捜査手記』を見ていると白髪が決め手になっていて、白髪がないから「この人はシロだ」というような記述が結構ある。本当にそれで大丈夫だったのかなという感じもするのですけれども。警視庁は3月中旬頃までに、旧日本陸軍の毒物関係諸機関、実施部隊の全容をほぼ把握しています。これは凄いことです。研究者が731部隊など関係諸機関の全容を解明したのは1980年代以降なのです。あるいはもっと後かもしれません。そういうことを考えると、警視庁の捜査陣というのは、大変なエネルギーを使って次々から次へと調べ上げた。これは民間人では絶対にできない調査です。当時ですから、さっきの松井蔚さんなんかもそうとう警察に脅されて、色んなことを喋っている。つまり「お前を犯人にしてやってもいいんだぞ」みたいなことですね。乱暴なやり方ですけれども。その代わりに喋れと脅してどんどん喋らせるというやり方です。

③ 軍関係者の絞り込み

捜査の中で軍関係者の絞り込みが行われます。3月下旬から、焦点になったのは六研、登戸研究所、516 部隊、731 部隊ですね。とにかくそこに勤めているということがわかったら一人一人白黒つけていく。あるいはつけられない、ちょっとグレーな人も当然いるわけです。

4月14日、捜査本部で意見聴取という、刑事が集まってそれまでの中間総括をやりました。33名の捜査員が意見を言うのですけれども、意見分布は、軍関係者が有力だと言ったのが33名中20名、軍だけとは限らないぞと言ったのは8名、ちょっとどういう意見かよくわからな

いのが5名です。しかし、ここで見てもやはり軍関係者が有力だと言うのは明らかですね。

実例を見てみますと（巻末資料1）『甲斐捜査手記』の4月14日のところで、小林さんという刑事は、〈犯行の方法スポイトの使用法等から考えて軍関係 六,九,習校〉,習校とは習志野学校です。〈九研については多摩部隊〉,多摩部隊とは中国南京にあった1644部隊ですね,ここと〈合わせてやりたい,さらにやりたい〉と言っています。それから〈特務機関員では毒物の知識はない 上級者は可,下級者では毒の性質は判らぬ〉と言うのです。だからこの小林刑事はその六研,九研,習志野学校,こういうところに絞ってやっていこうと言っています。そして坂田刑事は〈軍関係ありと思う 現場手口より見て度量の据った薬物と関係の深い人間で外地に関係ある部隊／之を掘り下げれば可〉と言っています。それから小川刑事は〈復員軍人の犯行と思う 九研をやっている〉これは登戸研究所ですね。〈九研の二科をやっている之を徹底したら四科〉,この登戸研究所の四科,これは実際の毒物などを使った兵器の量産をしていたところですよ。こういうところに注目をしていると。これはごく一部ですけども。刑事にはそれぞれ持ち場（重点的に捜査している対象）がありますので,それぞれ,ここが怪しい,ここが怪しいと言っていますけれども,かなり六研・九研関係はこのように具体的に怪しいと言われています。

ちょっと補足説明をしますと,登戸研究所の中で毒物をやっていたのは第二科というところで,1944年の時点で山田桜技術大佐,私とは関係ないのですけれども（笑）,この人が科長です。憲兵とかスパイの器材,毒薬や生物化学兵器の研究をやっていました。班別構成と役割分担は第一班,これは伴繁雄技術少佐が班長です。この人は第二科の中の一つのコーディネーターとして非常に重要な働きをしています。全体を監督するような立場だった。第二班は村上忠雄技術少佐が班長。毒物合成・え号剤。え号剤とは犬を迷わせる薬です。スパイが一番怖いのは犬に吠えられたり,追跡されたりすることです。そのため犬の嗅覚を一時的に麻痺させる薬を開発しました。今の資料館はこの二班と次に出てくる六班,七班が使っていた建物です。第三班は土方博技術少佐が班長で,この班が,毒物・謀略兵器ということで暗殺用の毒物をやっていたところですよ。四班,五班とあり,六班が対植物謀略兵器,枯葉剤みたいなもの。それから第七班が家畜を殺傷する生物兵器です。こういうようなことを第二科はやっていた。

実際に「アセトンシアンヒドリン」,これは「青酸ニトリール」の正式名称で,遅効性だが致死性の毒物,これは暗殺用の毒物として開発され,陸軍技術有功章を貰っています。これが賞状ですね（第3図）。篠田録所長の名前の次は伴繁雄さんです。第二科の,明らかに総括班長に当たる伴さんが,二人目に名前が記されている。これをよく見ますと,ちょっと見づらいのでアップにします,〈右は多年に亘り,特殊理化学資材を研究し〉,さすがに暗殺用毒物とは書けないですね,こういう賞状に。実際に登研が開発した毒物を使って,実戦で戦果があったということが分かったので表彰されたのです。



第3図 陸軍技術有功章 賞状
1943年4月14日発行。(当館所蔵)

登戸研究所の元来の上部組織は陸軍科学研究所として、のちにこの陸軍科学研究所と陸軍技術本部が統合して陸軍兵器行政本部というのができて、これが登戸研究所の行政上の上部組織になります。ただどのような兵器を作るかの命令は参謀本部第八課から出ています。

連携協力機関として、さっきから怪しいと名前が出ている六研，習志野学校なんかも入っています。あと

は憲兵，中野学校。防疫給水部関係では731部隊，1644部隊，こういうところと協力関係にあった。ですからまさに警視庁の捜査陣は，ほぼ当時の登戸研究所を中心とするネットワークの解明に成功していたということです。

④ 捜査の進展

捜査の進展ですけれども，毒物とその入手経路に関する情報がありました。4月21日から捜査員2名が伴繁雄さんにこの事情を聴きに行きます。伴さんは当時，長野県の伊那に住んでいて，同じく二科にいた北沢隆次さん，杉山圭一さんからも聴取をしています。伴さんは，ここで実に驚くべきことに，青酸ニトリールの開発のために，南京病院—これは1644部隊です—ここで人体実験をやったということを話しているのです。杉山さんも，青酸ニトリールの方が，〈やり良い〉と言っています（巻末資料3）。というのは，帝銀事件で使われたと報道されている青酸カリは暗殺用には使いにくく，青酸ニトリールの方が暗殺はやりやすいと語っている。みなさんのお手元にある資料2（巻末資料2）は，非常に長いのですが，非常に重要な資料なのであまりカットしないで載せておきました。重要なところを見ていきたいと思います。

小林さんと小川さんという刑事が出張しまして，4月26日の捜査本部で，長野での聴取内容を説明しています。「元陸軍技術中佐」と捜査手記には書いてあるのですが，伴さんは技術少佐です。〈43[歳]〉。必ず年齢，年齢は重要なポイントです。必ず人に話をきくときは，記録に年齢が入っています。

続いてこのように伴さんは言っています〈[九研での] 毒物合成は個人謀略に用いる関係上死後原因が／一寸掴めぬような毒物を理想として研究し／中には成功したものもあった（青酸ニトリール）〉と，青酸ニトリールが非常に成功したものであると語っています。〈青酸ニトリールは／青酸と有機物の合成に／九研が特殊なものを加えて作った／服用後胃の中に入ってから

／三分から七、八分経つと／青酸が分離して人を殺す」ということなのです。〈味は喉をやく／ような〉、さっき帝銀事件で使われた毒物について「強いウィスキーを飲んだような」というのがありましたけれども。〈喉をやく／ような刺激はあるが臭味／はない〉〈アンプルに入っている〉。

伴さんはこのように言っているのです。〈昭和十六年五月二十二日から人体実験をした／南京病院〉、これは 1644 部隊というのです。〈実験を始めた／始めは厭であったが慣れると一つの趣味になった／（自分の薬の効果を試すために）〉ということで、〈相手は／支那の捕虜を使って〉と書かれています。そして〈斯様にして吞ました〉と。紅茶の中に入れてとか、注射でやった場合はこのようにと、これは『甲斐捜査手記』の中でも異例の長さで書かれています。それで伴さんは〈青酸加里で試験した結果／帝銀事件を思い起こして考えて見るのに／青酸加里は即効的のものであって／一回先に薬を飲まして／第二回目を一分後に吞まして／更に吞んだものがウガイに行行って倒れた／状況は／青酸加里とは思へない〉と言っているのです。〈青酸加里はサジ加減によって時間的に／経過さして殺す事は出来ぬ〉青酸カリというのは、例えば、たくさん飲めばすぐ効く、ちょっと飲んだらあとで効くというようなサジ加減はできないのだと言う。あとのほうで効くように〈私にもしさせれば／青酸ニトリールでやる〉と言っています。

〈青酸ニトリールを吞ました場合は／青酸は検出出来るが／他の有機物は発見せぬ〉ということで、実際に解剖しても、青酸化合物というところまでは分かるけれども、実態は分からない。当時、報道では青酸カリだと既に言われていましたので、〈青酸加里と後で聞いたが私の実験の結果青／酸カリとは結果から思えない〉と伴さんは言っています。この証言のポイントは、登戸研究所の毒物開発責任者として人体実験の経験を有した伴さんが、帝銀事件は青酸カリではない、青酸ニトリールのほうが可能性として高いと言っている点です。杉山さんもさっき紹介したように、青酸カリでは危険で出来ないと言っているのは、多人数をいっぺんに殺害するときは、どうしてもちょっと早く飲んだり、遅く飲んだりする人が出てしまう。そうすると、すぐに毒が効いてきて、後から飲もうとしていた人が、すぐに人が苦しみだすから、飲めなくなってしまう。ということで、危なくてできない。だから杉山さんも〈青酸ニトリールを使ったのが正しい〉〈青酸ニトリールの方がやり良い〉という言い方をしています。

登戸研究所関係者からも 3 月から 4 月にかけて事情聴取が行われています。731 部隊、六研関係者の捜査も続いています。皆さんのお手元の資料では、伴さんの回想が 5 ページから 6 ページにかけてありますね（巻末資料 2）。最後の方はこちらのパワーポイントでは少し省略してしまいましたが、プリントには（巻末資料 2）「自決用だと言って終戦の時にアンプルで 2 ～ 3 百本持ち出した」と書かれています。陸軍省と参謀本部の使いだという人が、アンプルで 2 ～ 3 百本、青酸ニトリールを持ち出した、と。青酸ニトリールを管理していた北澤さんもそのように証言をしています。



第4図「帝銀毒殺犯人捜査必携」

1948年6月25日警視庁作成。
(当館所蔵)

す。当時として非常に珍しいモンタージュ写真が使われています。当時はモンタージュではなくて「似寄り写真」と言っています。犯人はこんな顔だと書いてあります。色々とポイントが書かれているのですが、〈好男子〉と大きく書いてあります。〈一見医者〉とも書いてあります。〈50歳前後〉〈頭髮白髪混じり〉〈鼻筋が通っている（高くはない）〉〈五尺二、三寸〉〈中肉〉。実際、50歳前後で五尺二、三寸、中肉という人はいくらでもいるでしょうけれども、具体的に旧軍関係者と会って一人一人これに合うか調べているのです。「捜査必携」には、〈医療防疫、消毒含む、その他薬品取扱いに経験あり（軍の関係は特に）且つこれらの器具（下図参照）を引き続き持っていた者である〉ということで、下図にどんなものが載っているかということ、〈薬瓶、ケース、ピペット〉こういうものを使い慣れた人というのが特に強調されています。これ、結果的に言うと、平沢さんと全くあてはまらないのですね。

(3) 平沢貞通の逮捕（捜査の急転回）

そうこうしているうちに、突然名刺班が類似事件での遺留品だった松井名刺を手掛かりに、平沢貞通さんを北海道で逮捕します。松井名刺というのは印刷されたのは100枚だとわかっているのですけれども、松井さん自身がまだ8枚持っていた。残る92枚のうち、62枚を捜査陣が回収しました。回収したということは、渡された本人が持っていたということですから、この人たちはシロということです。さらに紛失したが、事件に無関係とみられたのは22枚で、行方が確認できないものが8枚であって、そのうち1枚が平沢貞通さんに渡っていたということなのです。

8月21日に平沢さんは北海道で逮捕されます。松井蔚名刺を持っていなかったから犯行で使ったのだということにされるのですが、実は平沢さんはこの松井蔚名刺はバッグごと盗まれ

この後、731部隊関係の捜査も続き、石井四郎本人からも警視庁は事情聴取をしています。これは後でお話いたしますが、青酸カリについて石井四郎は重要な証言をしています。

6月25日、藤田刑事部長は、軍の中で特殊任務関係者、ここに重点をおいて調べろという「帝銀毒殺犯人捜査必携」（第4図）というのを作させます。これは原物を資料館で展示しています。捜査用のチラシで

たと証言していて（実際に盗難届けが出されている）、また、自分がもらった名刺には、松井さんの住所がインクで書かれていたもので、この残された遺留品の名刺とは違う、と主張しましたが、認められませんでした。事件当時のアリバイも不明確であること、過去に銀行に関係した軽微な詐欺事件を起こしていること、あるいは事件直後に被害額相当の金額を預金していることなどが非常に怪しまれました。しかし、どこからお金を手に入れたのだといっても、画家ですから、絵を売るということは当然あるわけです。ですから、確かにこれだけのこと挙げられれば、なんとなく怪しい感じもするのですけれども、決定的に欠けているのは、毒薬をどうやって手に入れたのか、ということです。それが全く分からない。

平沢犯人説は、当時警視庁の中でも疑問視されていました。これは名刺班が平沢さんを逮捕した翌日の新聞に、捜査一課長が一捜査の責任者です、「白七分、黒三分」とコメントしている。新聞でわざわざ捜査一課長が、白七分だと言っているということは、捜査陣の中でも、まあちょっとこれは無理筋じゃないのかというのが一般的な見方だった。それは確かに無理なのです。どうしてかというと、逮捕直後に東京でおこなわれた被害者の面通しで「犯人はこの人物[平沢]」と断定した人がいないのです。その時に「この人だ」と断言した人がなくて、逆に「この人じゃない」と断言した人はいるのです。ですから、どうも面通しでは、はっきりしなかった。

ところが警視庁で一か月にわたる尋問が行われる。これは、検事が調書を取っているのですが、かなり無理な取り調べをした。一か月後、自白が始まるのですけれども、内容は不自然です。また、決定的に重要なのは、平沢さんには毒物の知識が全くないということです。最初の自白においては、使った毒薬は塩酸だと言っている。胃酸と同じような塩酸を飲んでも、消化はよくなるかもしれませんが、死にはしないです。だから、そういう意味でも、知識はない。捜査によっても毒物の入手経路は判明しなかった。第二審の判決文を見ますと、平沢さんは元々持っていた青酸カリで犯行に及んだと書いてあるのですけれども、そんなものを、普通の人は元々持っていないですよ。青酸カリの入手経路は結局分からずじまいでした。毒殺事件の毒物をどのように入手したのか、もっとも肝心なことが解明できなかったのです。

(4) 捜査方針の大きな転換：捜査・裁判過程における毒物鑑定

捜査方針が大きく転換するのは、平沢さんが逮捕された後のことですが、注目すべきは、石井四郎が4月27日段階で毒物に対して、こういう所見を述べている。坂和と仲西、二人の刑事が石井四郎に面会します（巻末資料4）。〈青酸ニトリール〔の〕分子式は分るが自分の部隊では研究して／ないので効果は判らぬ〉。重要なのは次です。〈青酸加里は分量により時間的に生命を保持させられるか否か出来る 致死量多くすればすぐ倒れる 分量により五分～八分一時間三時間翌日／（之は絶対的のものである） 研究したものでないと判らぬ〉。

これは伴繁雄さんの意見と正反対です。つまり、石井は、青酸カリは、サジ加減で遅らせて

効かすこともできると言っているのです。さらにこう言っている。〈俺の部下にいるような気がする 君等が行っても／言わぬだろう〉。石井四郎という人物の感じがよく判る発言です。〈九研は〉、登戸研究所のことを言っているのですが、〈九研は石井さんの反動部隊である〉と。これは刑事がこのように書いている。〈俺が〉、これは石井四郎のことですが、〈俺が行かなかったので下ツパを集めて何かコソコソやっていたらしい〉。登戸研究所のことをだいたいバカにしている。それで〈何時でも俺の処へ来い 参謀本部にも手をまわしてやる〉、刑事に対して、分かっているは俺だけだというようなことを言っています。

そして、もう一つ重要なのは、平沢さんが逮捕された後、伴さんは9月6日に捜査会議に出席します。そして「帝銀毒殺事件の技術的及び所見」という土方博さんと連名の書類を出します。ここで実に驚くべきことに〈使用毒物は純度の比較的悪い工業用青酸カリで、入手の比較的容易な一般市販の工業用青酸カリであると断定する〉と述べているのです。つまり、最初、4月の段階で伴さんが言ったのと、全然違うことを同じ伴さんが言っている。捜査初期における使用毒物＝青酸ニトリール説を全く覆したわけです。この考え方は裁判の過程でも述べられています。伴さんという人は非常にまじめな人で、研究一途な人だった。だから、その時の雰囲気と言う事をコロコロ変えるような人物ではない。ところが、どうして伴さんはこんなに意見を変えてしまったのか。ここに一つの大きな謎があります。これは後からまた触れたいと思います。

(5) 毒物鑑定と犯人像との関係性

毒物鑑定と犯人像は非常に重要な関係性があります。青酸ニトリールは一般人には入手不可能なものです。どこかで売っている、というものではない。となると、犯行は特殊な毒物を入手可能な旧軍関係者であるとほぼ限定されます。青酸カリであれば一般人でも入手可能ですから、犯行は平沢さんでも可能という話になります。どういう毒物かと認定することは非常に大きな分かれ道になる。使用毒物が青酸カリと断定されたことが自白と併せて一自白も大きいのですが、平沢犯行説、平沢さんを有罪、死刑に導いていく。となると、どうして伴さんはそこで大きく意見を変えたのか……、意見を変えたというよりも、どうしてそんなことを言わざるを得なかったのか、ということに注目しなければいけません。

3. 帝銀事件捜査と GHQ

(1) 占領政策の転換と G-2 の台頭

帝銀事件の捜査と GHQ とはどのような関係にあったのか、事件の背景に何があったのか。

1948年というのは、米ソ冷戦が激化し始めた時で、中国の国共内戦はだんだん毛沢東側が有利に展開し、翌1949年に中華人民共和国が成立し、蒋介石は台湾に逃れます。朝鮮半島では、この1948年に北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)と韓国(大韓民国)、二つの政権が成立します。まさに極東を巡ってアメリカ陣営とソ連陣営の対立が激化している。こういう中で、GHQ内の力関係も変化し、権力の中心が民政局(GS)・経済科学局(ESS)から、参謀二部(G-2)へ移っていきます。その参謀二部、G-2の責任者こそチャールズ・ウィロビーという人です。当時の日本の捜査機関は、一番上にG-2があり、民間諜報局(CIS)というところがあり、その下に公安局(PSD)があって、その公安局が警視庁を指揮している、こういう形になっています。ですから、一番上流にいるのが参謀二部、そしてそのトップにいるのがウィロビー准将ということになるのです。

それで、ウィロビーは何をやっていたのか。彼は、旧日本軍人を利用していました。民間諜報局の下に有末機関、これは有末精三という元参謀本部第二部長、第二部とは情報部です、有末は、中将までいった人です。この人は敗戦後、対連合国陸軍連絡委員長という役目に就きまして、1945年8月から46年6月まで連合国との連絡役をやる。そしてちょうど帝銀事件当時はどういう役目だったかという、駐留米軍顧問だったのです。1946年7月から1956年12月まで。米軍顧問という役割を有末精三は果たしていた。これは、旧日本軍情報や戦後の旧日本軍人の動向を米軍に伝えるという役目です。

同じくこの民間諜報局の中に「歴史課」という、なんかちょっと似つかわしくない課がありまして、そこのトップを務めていたのが、元参謀本部作戦課長の大佐であった服部卓四郎です。この人は当時、第一復員局(旧陸軍省)の史実調査部長を務めたあと、厚生省引揚援護局の資料整理部長になります。史実調査部長とか資料整理部長という、何か地味な、歴史家みたいな……私も歴史家ですけども、仕事のように見えますが、これらが要するに何かと言うと、旧日本陸軍が持っていたソ連情報をアメリカに提供する、旧日本陸軍の軍事機密を米軍に提供するという役割なんです。

そもそも、この時期というのは戦時中の職業軍人は公職追放されている時期です。それが堂々と公職に就いている。これは特別扱いです。公職追放令には例外規定というのがあって、余人をもって代えがたい場合には旧軍人であっても公職についても良いとされていた。それを適用しているのです。参謀本部の元作戦課長だった服部さんはこのように米軍と結びついている。そして参謀本部の元情報部長であった有末さんも密接に米軍と結びついている。そして有末さんがやっていたことは、旧日本軍人を使って色々な諜報活動、つまり復員してきた兵隊、将兵が社会主義運動や労働運動をやっていないか、そういうようなことを調べる、そういう仕事をして、GHQに情報を提供していたのです。

(2) 731 部隊関係者の免責

帝銀事件の前年である 1947 年は、731 部隊関係者の免責が行われた時期です。実は 1946 年末にソ連から米側に石井四郎らの身柄引き渡しが要求されている。ここでアメリカ側は石井四郎たちを重要人物として確保しようとしします。石井四郎も非常にしたたかな人で、戦犯免責を条件に、人体実験データの提供を石井四郎の方から申し出ている。それを受けてアメリカ側はヒルレポートというのを作りまして、アメリカ本国に 731 部隊員の保護を求めるレポートが提出されています。これは 1947 年 10 月から 12 月にかけてのことです。

そしてアメリカ本国は、すでに 1947 年 7 月 15 日の段階でアメリカ 3 省調整委員会、3 省というのは陸軍省・海軍省・国務省です。つまり、対外政策に非常に大きな影響力を持つ 3 つの省がその合同委員会で、731 部隊関係者の免責と秘密扱いを決定します。そして、8 月には生物戦データの価値は戦犯訴追よりも重要だと結論づけます。これは戦犯裁判をやっている最中です。一方で BC 級戦犯、A 級戦犯の裁判をやりながら、そういう裁判をやるよりも 731 部隊関係のデータはもっと大事だ、ということをこの 3 省調整委員会はアメリカ政府に勧告したということです。これは結局、731 部隊関係者を免責するという話です。免責の代わりにデータをアメリカ側がいただく。

それを裏付けるような話が、『甲斐捜査手記』にも出てきます。

(巻末資料 5) さっきの有末機関については、元 731 部隊の技師だった八木沢さんという人を捜査官が聴取して〈ソ連に聞こえたら悪いが帝銀裏／日本クラブの二階有坂機関〉、これは、恐らく有末ですね、〈之が GHQ の命令により動いていて〉ということで、有末機関が明らかに GHQ の命令でいろいろとやっていると。〈人を集めるものである／此の有坂〔有末〕に聞けば軍の事は皆よく判る〉と八木沢さんは言っている。これまだ 4 月の段階の話です。

もうちょっと後になると、これ大事です。これもやはり元軍医大佐で 731 部隊にもいた早川さんですが、こう言っています(巻末資料 6)。〈最近に至って GHQ の吉橋と云ふ二世を通じて私達の身柄を／保証して呉れると米軍では申し若し米口戦争が開始された／際には身柄は早速米本国に移す事になっていると聴いている〉、これ 7 月の段階です。だいたい捜査が進んでいった 7 月段階で、明らかに個々の 731 部隊関係者とアメリカ側が接触をしているのです。〈GHQ で調査された際関係者同志事件については絶対口外／せぬ様誓約したのであるから勘弁して呉れ〉と。これ、捜査官に「誓約」を理由に早川さんはこれ以上語らなかったと言うんですが、もうちょっとあります。〈生体解剖の件も戦犯にならぬ事が最近判ったので申した次第で／すと附言す〉と。さらに、〈GHQ では本件に関しては秘密を厳守するが〉、つまり GHQ では秘密を厳守するが、〈お前たち〉、つまり早川さんたちの方から、〈墓穴を掘るような事の／無様警察官の中にも共産党あり 警察官にも口外せざるとの事である〉、だから、捜査でも協力して話しちゃダメと念を押している。まあ結構早川さんは話してますけれども(笑)、それでも

このように話しはダメだと GHQ から言われたというのです。それはなぜかという〈何万かの部下を保護するためにも〉ということで、旧軍関係者の、何万というのはちょっと大袈裟かもしれませんがけれども、要するに旧軍関係者を保護するためにも余計な事を警察官に言っただめだぞと。これは早川さん一人が GHQ から聞いたとは思えない。恐らく 731 部隊関係者、場合によっては登戸研究所関係者に対してもこういう話がされて、余計なことを言っただめだぞと、秘密に関することはとにかく GHQ からお達しが出ているのだから、警察にも言っただめだぞと、こういうことが『甲斐捜査手記』に記されている。ここが非常に重要です。7 月段階でこういう証言が明らかになったということは、8 月に平沢さんが逮捕されるわけですが、まさにその頃になって GHQ は旧軍関係の秘密事項について口外するなど動いているということです。

そして、有末・服部にも捜査官が近づきます（巻末資料 7）。8 月 6 日に服部卓四郎さんは、〈1644・南方防給〉、防給とは防疫給水部です、〈九研の三つが関係ありと思う〉。〈当局の見方と同じ〉、これは警察ですね。警察の見方と同じで、服部さんもこの三つが怪しいぞと言っている。〈石井部隊は GHQ の関係があったが／之を念頭にやるのが一番〉と、意味深長なことを言っている。731 部隊は GHQ との関係があるのでこれを念頭においてやれよと。九研の話もしたと出てきます。そして、たまたまその捜査官が服部さんと話している途中で有末さんが来て、〈軍の関係では防給がよいではないか〉と、ここらが怪しいと有末さんは言っているのですけれども、〈化学戦部隊と云ふと／習校である〉、これは習志野学校のことですね、〈服部有末は帝銀には（習志野学校は）関係ないだろう／と云ふ やり方が個人的でなく、部隊行動である／からである〉、こういう化学戦のところは部隊行動の訓練をやっているから、一人が誰かを毒殺するみたいなこととは関係ないだろうと言っているのです。そして、最後に非常に重要なことを言っている。有末は〈軍の秘密を聞くのは GHQ の関係で無理であろう／之を聞かずに似寄り写真〔モンタージュ写真〕から行ったが／よからう〉というのです。軍の秘密を追って行って、犯人に接近するというやり方は、GHQ の関係で無理だとハッキリ言っている。まだ点と線が繋がりませんが、恐らく有末さんを中心とした旧軍の有力者が、旧日本軍の軍人に、さっきの余計なことを警察にも言っただめだぞと工作しているのです。7 月、8 月という段階で、にわかにこの有末機関を通じて旧日本軍人たちに余計なことを言うなよ！という話が徹底されるようになった。恐らく、このあとの 9 月に伴さんの証言が変わると言うのも、こういう流れの中で、伴さんが急に思いを変えたというよりは、まさに旧軍組織を護るために話すなという事が、組織的に根回しされたからではないか。

(3) 米軍による登戸研究所関係者への調査・追求・免責

米軍機関が登戸研究所関係者には 1946 年から訊問をしているのですけれども、まだ 48 年の

4月の段階ではGHQに秘匿していることがありました（巻末資料8）。何を秘匿しているかというと、山田桜第二科長が、〈過般戦犯関係で進駐軍から調査された時は此の班〔6班，7班〕は除外し／表面に出さなかったのだから今後共其点特に注意して欲しいとの事〉これらの班は2班と関係しているところで、具体的には人体実験を指すと思われます。実際に毒物や細菌兵器を試験的にも使ったところですが、これについては話してないと。〈なお三科〔偽札〕は紙幣の印刷などで対外関係であるので之又秘密にして貰いたい〉という事で、実は登戸関係でも4月段階では米軍に話してないことがあるので、そういうことも注意しておいてほしいと警察に言っている。

つまり研究成果の提供と引き換えに免責するということは、化学戦や細菌戦、捕虜を使った人体実験というのは通常戦争犯罪にあたり、戦犯裁判の対象となりますが、帝銀事件捜査中の6月末～9月はじめ頃の間にはGHQは明らかに、有末機関などを通じて、あるいはGHQが直接介入して731部隊関係者や登戸関係者、この人たちを米軍側に囲い込んでしまうということをやった。なぜならば、これは戦後伴さんが手記に書いていることですが（巻末資料9）、〈昭和23年春〉あるいは〈伴も昭和23年4月にCIC（対敵諜報部）の呼び出しに応じ、郵船ビルを占拠していたGHQ・G-2に出頭し、秘密戦の全貌について詳細な取り調べを受けた〉と。この時〈山本〔第三科長の山本憲蔵〕の“ギブ・アンド・テイク”の相互関係による交渉の結果〉ということが記されている。まさにGHQと登戸関係者の間でギブ・アンド・テイクの関係がここで構築されたということですね。ですから、有末機関の動き、さらには米軍自身の動きによって、まさに1948年のちょうど帝銀事件の捜査が行われている時に、技術を持った人たちは米軍側に繋ぎとめられていて、余計なことは話さないようにと、まさに“ギブ・アンド・テイク”，免責する代わりに余計な事は話さないようにという関係が作られたのではないかと。

（4）登戸研究所関係者の米軍への協力（秘密戦技術の戦後への継承）

朝鮮戦争（1950年～）のころから、登戸研究所第三科〔偽札関係者〕や伴さんたちは、米軍横須賀基地に集められてGPSO〔政府印刷物補給所〕という機関に所属することになります。これはまさに朝鮮戦争ですから、特にソ連の偽パスポートなどをつくる、そういう仕事を登戸研究所関係者にやらせる。これは実際にGPSOがあった場所は、横須賀の米軍基地、これ空母がありますね（第5図）。ここだったのです。これは、GPSOが最初にあった場所（第6図）、建物はまだ残っています。これ別に秘密に潜入して撮って来たのではなくて（笑）、ちゃんと堂々と許可をとって撮ってきたものです。

GPSOについてちょっと話しますと、中心人物は登戸研究所で偽札の責任者であった山本憲蔵さんです。この人がさらにアメリカに行くということになって、後任のチーフに伴繁雄さんが選ばれました。横須賀に勤務し、契約期間は10年ぐらいだったそうです。GPSOは30人ほ

どの規模で、登戸研究所の第二科、第三科関係者がいたということです。

1948 年ぐらいから米軍は、自分たちにとって役に立つと思われる人たちの囲い込みに入っ
て、そして後にこのように実際に使ったわけです。これは、GPSO のメンバーの記念写真です
(第 7 図)。「GPSO」の旗を持っています。この人(右から 2 番目)が山本憲蔵さんです。



第 5 図 現在の米海軍横須賀基地航空写真 2007 年国土地理院撮影。(国土地理院所蔵)



第 6 図 GPSO が使用していた建物
2015 年当館撮影。



第7図 GPSO メンバー
撮影時期不明。
(当館所蔵)

おわりに

実際に日本陸軍の秘密戦兵器・毒物と帝銀事件との密接な関わり、毒が何であったのか決定的なところは分かりませんが、しかし、明らかに筋立てというのでしょうか、青酸カリになる筋立てが途中から作られていったということは明らかです。

米軍による 731 部隊、登戸研究所関係者への免責と帝銀事件捜査への介入というのが、まさに時期的に符合する時にこれらが行われていたということです。

質疑応答

皆さまからご質問を伺います。

〔問1〕〔遺体解剖〕鑑定書がありますよね。慶応大学と東京大学の判断。慶応は6人全員が鑑定していますが、東大は1人しか鑑定していませんよね。その時に誤差というか、違いが〔鑑定結果に〕出ていますよね。この辺は事件にはあまり影響なかったんですか。

〔山田〕 実はですね、解剖した場合、毒物が青酸カリであれば、そのことはある程度言えるのです。ところが青酸ニトリールであったとすると、解剖所見からは痕跡が何も出てこない。ですから、解剖した結果は、青酸カリであっても青酸ニトリールであっても、実ははっきりとした違いは出てこず、解剖結果は毒物が何であったかという決定的な証拠にはならないということになります。後から考えてみると困ったことが残ります。そういう、使った跡がよく分からないものとして青酸ニトリールはそもそも開発されたものです。つまり解剖したときに、これは何か特殊な毒薬だと分からないようにそもそも青酸

ニトリールは作られている。

〔問2〕 2点ございまして、一つは「諏訪三郎」という名前が出てこなかったんですけれども、それについてちょっとお話しただきたいのと、2000（平成12）年以降伴さんが告白というか、手記が出て大分状況が変わったと思うんですけれども、さきほど先生の方でおっしゃられたように、なんで再審請求にそういったものが利用されていないのか、なぜ再審請求が進まないのか、その辺についてお話を伺いたいです。

〔山田〕 どうして再審請求の時に、伴さんの元々の知見が活かされなかったのかというと、実は再審請求が行われていたころ、平沢さんは1987（昭和62）年にお亡くなりになるのですが、実はこの当時まだ有末さんは生きていた。有末さんはまさに旧軍人を陰で統括する立場であって、伴さんといえども、やっぱり有末さんの目の黒いうちは言えなかったのだと思います。

伴さんの本（『陸軍登戸研究所の真実』）がありますが、原稿は1993（平成4）年にできました。そこには人体実験の話も書かれている。なぜそんなところまで書いたのかというと、伴さんは本当に苦しんだと思うのです。人体実験をやってしまったのだということに苦しみを感じていて、それを言うに言えない状態。それが1993年にどうして解き放たれたかということ、その前年、有末さんは亡くなっている。これは大きいです。つまり、そういう重しがとれたのは、大きいことで、戦後の旧軍人たちが組織を守らなければダメなのだと、有末さんたちのような人たちに強く要求されて、それに従わざるをえなかった状況というのが恐らくあった。しかも有末さんはバックにGHQ（のちには在日米軍）がいる。米軍顧問という役割ですから、陰で非常に大きな力をふるっていたと思われます。旧軍人たちの団体である「日本郷友連盟」という、旧軍人たちの組織があるのですが、有末さんは長らくその会長を務めて睨みを利かせていた。

諏訪さんという人は、私の話には出てこなかったのですが、捜査二課が中心となって秘密捜査班というのが出来ます。実はここはかなり特定の人物、諏訪さん〔元731部隊員と言われている〕という人を追っていて、まず間違いないというところまでいっていたというのです。関係者によると。その時は所在不明で諏訪さんを捕まえることは出来なかった。そうこうしているうちに、平沢さん逮捕という形になってしまった。秘密捜査班にいた人たちは、捜査二課長を含めて、諏訪さんという人を最後の最後まで疑い続けていたようです。ですから犯人が旧軍関係者で、これはこの人に違いないのではないか……という人がいたということです。警視庁も、捜査陣も手広く捜査していて、全く手がかりに行きつかなかったわけではなくて、かなり重要なところまで接近していたことは確かですけれども、遂に最後の一步を踏み出せなかったということです。

ね。それはやっぱり、旧軍人たちの秘密の隠蔽と、その背景にあった GHQ の力ですね。

〔問3〕 真犯人のこの事件の目的は何だったんですか。

〔山田〕 これは色々な説がございます。当初、刑事たちが考えたように物取りだと考えるのが実は一番自然かなと私は思っています。なぜかという、松本清張さんは、たくさんの人を毒殺すること自体が目的だったとおっしゃっているのですけれども。もし本当にそれが目的ならば、犯人はどうしてわざわざ危険を冒して、少額の小切手を換金しに行っただかということですね。事件翌日、奪ったたった一枚の小切手を換金しに行っている。もしこれが、警察の手回しがよければ、そこで逮捕される恐れがあったわけです。ですから、そうとうお金に困ってなければ、そんな危険を冒してまで小切手を換金しに行くということは恐らくないです。ですから物取りであるという事は確かだと思う。しかし、その他に何か目的があったのかといわれると、物取りだったらこんな大がかりな事をしなくとも、同額のお金を得ようとすれば、もっと別の手段があっただろうと言う意見も当然出てくると思います。非常に用意周到です。ですから思いついてできる犯行ではないですし、社会的に与える影響も大きい。だから、物取りプラス……なんていうのでしょうね、殺人と世間を騒がすということに異常な関心を持っている人ということが言えると思うのですけれども。もちろんこれは、はっきりとしたことは言えません。しかし物取りの線が消えないということも確かです。

〔問4〕 二つありまして、一つは松井名刺というのはあくまでも安田銀行で残した物的証拠であって、その安田銀行と帝銀事件との関わりが無ければちょっと変な話だなあというのが一つ。それから、二つ目は、GHQ の事で、石井四郎さんの時に生物戦データの価値は戦犯訴追よりも重要だと。それで石井四郎さんというのは、その時はそれなりの立場にあった人ですから、そんなに細かい実験をやるとか、こういう生データをあんまり……まあ部下がやるという事はあるんでしょうけれど、そうすると、膨大な物理的資料、紙の資料なんかを持ってそれを GHQ に提示したという事なのか、あるいは石井四郎氏の頭の中だけで話をされたのか。その辺はいかがでしょうか。

〔山田〕 二つとも、大変重要なご指摘です。まず松井名刺ですけれども、これが帝銀事件の唯一の物証と言われている物ですけれども、厳密にいうと帝銀事件の物証ではなくて、最初の未遂事件の物証です。確かに非常に類似しているのは間違いないのですけれども、帝銀事件本体の物証ではないものを決め手として平沢さんは逮捕されたということになりますので、そういう点でいうと、きわめて強引な捜査手法であると。これはすでに指摘されていることですが、当時まだ旧刑事訴訟法が有効な時代で、物証よりも自白こそ

が証拠の王様であるという考え方が強くありまして、とにかく自白させれば勝ちであるということです。様々な物証や証言は、自白を導き出すための手段という位置づけにされているので、現在だったら未遂事件の物証で本件を有罪判決まで持っていくというのは、極めて難しいことだと思います。

それから石井四郎がGHQと取引をして、戦犯を免れるということですが、おっしゃる通り、石井四郎が細かなデータを持っているわけではありません。しかし石井四郎という人は、若いころからコーディネーターに徹していた人です。つまり、この問題はこの人が研究しているというのを、非常に詳しくおさえている。ですから、当然GHQにも生データを提供するというわけではなくて、731部隊の人脈を洗いざらいGHQに教える事によって、具体的なデータはここからとりなさいと。ただ、自分の存在を忘れてもらっては困る。そういうまさにコーディネーターとしての石井四郎の存在、これがあってこそ731部隊という見方です。それでさっきの取り調べ……というか、捜査官に対する言い方も、何でも俺に聞きたいな言い方で、ある意味非常に自己顕示欲の強い人ですし、まさにそういう自分の存在というのを売り物にしてGHQと取引をした。そういう意味では、非常に交渉能力に長けた人物であったと言えます。

〔問5〕 帝銀事件の目的について、単純な物取りだけと考えるのは、何かの都合によってお金に困った人が換金に行ったかもしれませんが、ただ、とても気になるのが帝銀事件の前に2件類似事件があって、最初の事件では実害がなかったわけですね。それが前年の秋口だったと思いますけれど、何らかの薬品に…そこは想像になってしまうんですけれども、ある程度何かの改良が加えられて帝銀事件に使ったのかなあという思いもしますし、その辺が非常に不思議な事件だなあと思っています。

それと、どこまで本当か、私も伝聞の話を読んだだけですが、戦後、法務大臣の中には死刑の執行のリストを見ても、平沢さんを先送りにしていた事を考えれば、戦後の大量毒殺事件で逮捕して死刑を確定までしながら、結局、悲惨な話ですが見殺しまでしてしまっている、その事実が逆に何か真犯人は別にいるという事を感じさせるなど。今となっては中々分からないところもあると思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

〔山田〕 捜査に不満があったのは捜査陣そのものだったと思います。今回検証に使った『甲斐捜査手記』がどうして現在再審弁護団にあるのかという事実を考えてみても、本来、これは捜査資料ですから、検察側にあってもおかしくないものです。それが弁護側にある。これはやはり、当時、毒物と旧日本軍関係を調べていって、それなりにこの辺りじゃないかと目星をつけていた捜査官の主流派と言いましょ、毒物関係捜査官、さっきの刑事の意見分布でも、かなり多くの人たちが旧日本軍関係で間違いないと考えているわ

けです。そこに全力投球して、これは大変な努力です。全国駆け巡って、それで不眠不休で捜査して、一人一人白黒つけていくという作業をやっていたところ、訳がわからないうちに軍の秘密のことはやらないようにという流れになってしまって、非常に悔しい思いをしたと思います。その結果、捜査一課の毒物班、それから捜査二課の秘密捜査班、みんな非常に不満を抱えたままの幕引きとなる。事件そのものが幕引きとなり非常に後味が悪い。どうして『甲斐捜査手記』が弁護団の手に渡ったのか、正確な経緯はわかりません。詳しいことは私共は知らないけれども、普通そんなところに渡るものではないわけです。それから、元捜査二課の成智英雄さんも手記を残していて、やはり非常な不満を残している手記です。捜査陣の中からもこれはおかしいという声があり、それは色々な形で伝わります。検察が強引に平沢貞通有罪と持っていったところがありますから、いろいろ不完全燃焼で。それから GHQ の介入など色々な事があって、関係者の中でも平沢さん死刑ということで決着をつけることに対して不満があったのが反映して。実際に死刑の恐れがあった時期もありましたが、それでも最後踏みとどまったのは、当時関係者がずいぶんまだ存命だったということです。まさに捜査の第一線にいた人たちもいて、いろんな形でそれが伝わったのだろーと思います。もちろん平沢さんを救援しようと、多くの人が献身的な努力をされたということがもちろんベースにありますけれども、捜査陣の中にも、やはり割り切れないものが相当強く残っていたと思います。

〔問6〕『甲斐捜査手記』が流出した時期はお分かりでしょうか。

〔山田〕 よくわからないです。再審弁護団には分かっていることだと思うのですが、そのあたりは私共もお伺いはしたのですが、ハッキリしたことは分らない。もちろん不正な方法で弁護団が手に入れたわけではありませんが、明らかにこれは甲斐さんご自身の意思が働いていたと思います。捜査手記は決して公文書ではありません。私文書です。日本の役所にはこういう手の文書がたくさんありまして、一番肝心なことは公文書に書かないで私文書で保存されていて、それが消されてしまったりするのですけれども、恐らく甲斐さんが退官されて、責任を問われるということがなくなった時に弁護団に提供されたものだと思います。恐らくいろんなことに配慮して、敢えて明確な時期を弁護団は公表されていないのだと思います。

〔問7〕 帝銀事件の前に未遂事件が二つあったという事ですが、どうして未遂で終わったのか教えていただきたい。

〔山田〕 先ほどのご質問にもありましたが、帝銀事件のリハーサルなのか、それとも技術が未熟だったのか、はっきり分かりません。単独犯なのか、複数犯なのか。最初、捜査陣は

黒幕がいるとか、協力者がいると捉えているところをみると、すべて一人の人がやったかどうかはよく分からないですね。ただやり方が非常に、ある意味洗練されてきたということは確かです。ただ未遂事件と帝銀事件の決定的な違いは、実際に未遂事件では何ものかを飲ませてはいるのですが、効果を出さなかった。それは毒薬の量が少なかったのか、そもそも毒ではなかったのか、そのあたりもよく分かりません。つまり、何の人的被害も出なかったので、銀行でもそれをちゃんと届けるとか、警察の方でも物証をちゃんと保管するという事もやっていないのです。ようするに軽微な事件、あるいは不可解な事件としてしか扱っていない。もう少し、未遂事件と帝銀事件本件の関係をきちんと洗い直される必要があると思います。つまり、そもそも洗い直すと、松井名刺で起訴まで持って行くというのが妥当であったのかということにも繋がります。犠牲者が出なかった事件について、犯人が未熟であったのか、それとも別の目的があり、敢えて毒殺に至らなかったのか、それはよく分かりません。毒殺に至らなかったのは偶然なのか、そもそも純然たるリハーサルで人を殺さない範囲でやってみるということだったのか。今となっては全く調べようのないことです。最初からこれは一体の事件として捉えられているということなのです。ですから、厳密に考えれば、未遂事件と本件の関係はもっと詳しく調べられて然るべきだった。ところがあまりにも未遂事件も物証がなさすぎる。まあ名刺一枚はあるのですけれども、ただそれだけ。不十分な捜査であったと言わざるを得ないです。

それでは大変長い時間お聞きいただきましてありがとうございます。これは非常に難しいテーマではあるのですけれども、残された『甲斐捜査手記』から何が読み取れるのかというのは、実は今回の企画展だけで完結した問題ではありません。『甲斐捜査手記』には、まだまだ私たちが知らないことが埋もれております。膨大な資料ですから。今回、学芸員の塚本さんを中心に頑張って、これ本当に読みづらいのですよ、『甲斐捜査手記』って。普通に読んだら全然読めない。それを読み解いてくださいましたので、ある程度の事が見えてきましたが、さらに新しいことが分かって来るのではないかと期待しています。また結果が出ましたら改めて皆さんにお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料

【資料1】『甲斐捜査手記』第4巻（1948年4月14日 捜査本部意見聴取）

七, 小林

1, 犯行の方法スポイトの使用法等から考えて

軍関係 六, 九, 習校（九研について／（多摩部隊も合わせてやりたい）／（さらにやりたい）特務機関員では毒物の知識なし／（上級者は可, 下級者では毒の性質は判らぬ）

九, 坂田刑事

1, 軍関係ありと思う 現場手口より見て度量の据った薬物と関係の深い人間で外地に関係ある部隊／之を掘り下げれば可と思う

2, 地取りは之以上やっても無駄（土地の協力は強い）[228頁] [中略]

一八, 小川

1, 復員軍人の犯行と思う 九研をやっている

2, 九研の二課[科]をやっている之を徹底したら四課[科]をやる予定

各大学法医学教室の医師でない者 雑役／をやって見た方がよい思う [231頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第4巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）

228・231頁。／は原文の改行。[]内は山田の補足。

【資料2】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月26日）

（一）小林-小川

[4月21日から] 長野県下へ出張しての捜査結果 [中略]

元陸軍技術中佐 [少佐] 伴繁雄 43 [中略] [1頁]

[九研での] 毒物合成は個人謀略に用いる関係上死後原因が／一寸掴めぬような毒物を理想として研究し／中には成功したものもあった（青酸ニトリール）[中略] [2頁]

青酸ニトリールは／青酸と有機物の合成に／九研が特殊なものを加えて作った

服用後胃の中に入ってから／三分から七, 八分経つと／青酸が分離して人を殺す（致死させる）

青酸ニトリールは／液体で透明／味は喉をやく／ような刺激はあるが臭味／はない

一回一人分 2ccのアンプルに入っている

伴は昭和十六年五月二十二日から人体実験をした

南京病院／多摩部隊の本部になっている

課長 佐藤少佐の指揮で [3頁]

実験を始めた

初めは厭であったが馴れると一つの趣味になった／（自分の薬の効果を試すために）

相手は／支那の捕虜を使って／相手が試験官を疑うので擬装して行なった

例えば／紅茶の中に／青酸加里を入れて吞ました場合

試験官と一緒に／俺が先に吞んで見せるから心配しなく／とも良いから吞めと云ふてやった
捕虜の分のは予め茶碗に満たさせておく／又は給仕が予め茶碗に入れて来て／各自に出してく
れる（入れない印のあるのを／捕虜に与える）

斯様にして吞ました

注射は／万年筆様でキャップをとる／と針が出る その針で着物の上から刺す／ような仕組み
になっている／（之は主としてハブの毒／一呼吸で倒れる [4 頁]

針を抜かない裡に倒れる

屍体はすぐ解剖して研究の材料にした

私は（伴曰く）／何回となく実験を行って／青酸系の毒物の死に方は／全身をノバして「ケイ
レン」をおこす／（仰向けに倒れる）／死に顔は青酸特有の死に方である／解剖して見ると／
青酸の場合は死後も血液が／鮮紅色を呈している

私 [伴繁雄] は／青酸加里で試験した結果／帝銀事件を思い起して考えて見るのに／青酸加里
は即効的のものであって／一回先に薬を吞まして／第二回目を一分後に吞まして／更に吞んだ
ものがウガイに行つて倒れた／状況は／青酸加里とは思へない／青酸加里はサジ加減によって
時間的に／経過さして殺す事は出来ぬ／私にもしさせれば／青酸ニトリールでやる [5 頁]

青酸ニトリールを吞ました場合は／青酸は検出出来るが／他の有機物は発見せぬ（検出出来ぬ）

伴曰く／人体を解剖した結果／どの人の身体も胃から加里分を検出／するのが通常である

伴曰く／事件当初に於て／新聞に警視庁の鑑識課が／青酸化合物と云った これは至当な言／
であると私は思ふ

青酸加里と後で聞いたが私の実験の結果青／酸加里とは私の実験の結果からは思えない

青酸ニトリールの流れ

之を管理していたのは（九研に於ける）

長野県上伊那郡中沢村下剋区

二課二班 技師 北沢隆次 40

終戦当時／陸軍省と参謀本部／の使いと称し自決用に青酸ニトリール [6 頁]

をくれと言って／二回に亘つて二、三百本持出して行つた／今考えて見るのに之を持って行つ
て自決した／者はない

私は今でも流れが疑問であつて困る／（今でも疑っている） [中略]

色々本症情^{マツ}を教えながら絶体ニトリールであ／ると伴は言っている [7 頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）1～
7 頁。／は原文の改行。[] 内は山田の補足。

【資料3】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月26日）

[小林・小川の捜査報告]

杉山曰く

青酸加里では危険で出来[ない]から青酸ニトリール／を使ったのが正しい

若し青酸加里を使ふ場合／よく青酸加里の特徴を研究した大家か／若くは全然素人がやる以外一般化学者／はそう云う即効性のもので十六人も殺す／事は出来ない（危険で）

青酸ニトリールの方がやり良い

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）8頁。

／は原文の改行。[]内は山田の補足。

【資料4】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月27日）

（二）坂和一伸西

（1）石井四郎に面会

アセトンシアンヒドリン [青酸ニトリール]

分子式は分るが自分の部隊では研究して／ないので効果は判らぬ

アンプルを終戦当時持って行ったものや効果は／調べてやる／一口に言って毒ガス

青酸加里は分量により時間的に生命を保持させられるか否か出来る 致死量多くすればすぐ倒れる

分量により五分―八分 一時間三時間翌日／どうでも出来る（之は絶対的のものである）

研究したものでないと判らぬ

ソ聯に包囲された時の自決用に／富永の部下軍医中尉二人が貰いに来た [25頁]

ドラムカン半分位分けてやった／俺の方でもそんな事があった／二時間半位やった(話をした)

俺の部下にいるような気がする 君等が行っても／言わぬだろう

一々俺らの処へ聞きに来る／十五年二十年俺の力で軍の機密は厳格で／あるので仲々本当の事は言はぬだろう／俺が真から言ふているを信じてないだらう 極力協力しているが非常に忙しい（一時間も話をした仕末で――）／参謀本部も手を廻して聞いてやる

九研は石井さんの反動部隊である／（俺が行かなかったので下ツパを集めて何かコソコソやっていたらしい）／何時でも俺の処へ来い

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）25―26頁。／は原文の改行。下線は原文で右傍線。[]内は山田の補足。

【資料5】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月27日）

（三）留目一金沢〔26頁〕〔中略〕

軍の事をやっているようだがそれには／GHQの会合があった／ソ聯に聞えたら悪いが帝劇裏／日本クラブの二階有坂機関（参謀本部の中將）〔有末か〕／之がGHQの命令により動いて／人を集めるものである〔27頁〕／此の有坂に聞けば軍の事は皆よく判る〔28頁〕

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）26－28頁。／は原文の改行。下線は原文で右傍線。〔 〕内は山田の補足。

【資料6】『甲斐捜査手記』別巻（1948年7月26日）

元軍医大佐 早川清〔256頁〕〔中略〕

生体解剖に就て

帝銀事件が発生した頃は未だ進んでいなかったけれ共〔256頁〕／最近に至ってGHQの吉橋と云ふ二世を通じて私達の身柄を／保障して呉れると米軍では申し若し米ロ戦争が開始をされた／際には身柄は早速米本国へ移す事になっていると聴いている。／細菌戦術の優れた点も幾分認めて居るらしい。〔中略〕

当時使用した薬物方法（詳細）・人員等につき聴くに／

GHQで調査された際関係者同志本件については絶対口外／せぬ様誓約したのであるから勘弁して呉れとの事で語らなかった

生体解剖の件も戦犯にならぬ事が最近判ったので申した次第で／すと附言す（GHQでは本件に関しては秘密を厳守するがお前達の方から墓穴を掘る様な事の／無様 警察官の中にも共産党あり 警察官にも口外せざるとの事である 何万かの部下／を保護する為にも）

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』別巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）255－257頁。／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料7】『甲斐捜査手記』第8巻（1948年8月6日）

元参本作戦課長／元大佐 服部托〔卓〕四郎 46.7／現在資料整理部長をしている

石井部隊／防給関係なら ・石井部隊〔中略〕

◎服部の言／・一六四四／・南方防給部／・九研／の三ツが関係ありと思ふ／当局の見方と同じ

石井部隊は関東軍直属／陸軍省の配下で参本に連絡はあった／が命令は出さぬ

石井部隊はGHQの関係あったが／之れを念頭に置いてやるのが一番

九研関係の話もした〔中略〕〔98頁〕

（2）話最中に／有末中將／が来た 同人は〔住所—中略〕／参本作戦第二部長／有末清〔精〕三

52.3

GHQの囑託でなく復員局の囑託であった

日本クラブにいて／復員局の出店があり／此処に連絡がある 取次をやっていた

同人とも話して見た

過去の新聞から見ると／軍の関係では防給がよいではないか／と言う

特務機関も連絡はあるが軍に配属／がある

支那に十九年春から特務機関は廃止した〔99 頁〕ので其後はない／最後にやっていたのは抑留されているだろう／機関長から入って行くより他にない

(3)化学戦部隊と云ふと／習校である／服部有末は帝銀には関係ないだろう／と云ふ

やり方が個人的でなく、部隊行動である／からである

有末は軍の秘密を聞くのはGHQの関係で無理であろう／之を聞かずに似寄り写真等から行ったが／よからう〔100 頁〕

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第8巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）98-100 頁。／は原文の改行。下線は原文では右傍線。〔 〕内は山田の補足。

【資料8】『甲斐捜査手記』別巻（1948 年 4 月 14 日）

小林組

元九研二課〔科〕長 山田桜 48〔95 頁〕〔中略—九研の組織及分担〕／〔96 頁〕〔中略〕／特殊班

◎第六班長 久葉某〔住所、勤務先—中略〕／第七班長 池田某

朝山は六班に所属し久葉の助手をしてゐた 此の特殊班は／第二班で研究した事の実施を担当す

過般戦犯関係で進駐軍から調査された時は此の班は除外し／表面に出てなかったので其れから今後共其点特に注意して欲しいとの事／尚第三課〔科〕は紙幣の印刷等で対外関係であるので之又秘密にして貰い／度い〔97 頁〕

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』別巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）95-97 頁。／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料9】GHQ 召喚時の様子を語る「伴繁雄手記」

〔登戸研究所と GHQ の接触の第一歩は〕昭和 23〔1948〕年春、登戸研究所第三科長山本憲蔵が、対支経済謀略としての偽札工作の責任者として、GHQ・G-2 に召喚され、長期間の取り調べを受けたことに始まる。

伴もこれと前後して〔昭和〕23 年 4 月に CIC（対敵諜報部〔対敵防諜部〕）の呼び出しに応じ、

郵船ビルを占拠していた GHQ・G-2 に出頭し、秘密戦の全貌について詳細な取り調べを受けた [中略]。G-2 は CIS（民間諜報部）と協力して登戸研究所の全容を把握し、山本のいうところのいわゆる“ギブ・アンド・テイク”の相互関係による交渉の結果、米軍に偽造に関する過去の経緯・技術と成果を体験的に説明したため、最初の出頭の段階で、米側の協力の求めに応じたのであろう。[中略]

昭和 23 年春、山本大佐は GHQ・G-2 に召喚されたが、予想に反し、すこぶる紳士的な態度で接せられ、米国にとって偽造工作という新しい「技術とノウハウ」の提供を求められた。

出典：「伴繁雄手記（手書き）」（原本・当館所蔵）。[] 内は山田の補足。

〔参考文献〕（筆者名五十音順）

- 海野福寿・渡辺賢二ほか編『陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発—』（青木書店，2003 年）
遠藤誠『帝銀事件の全貌と平沢貞通』（現代書館，2000 年）
木下健蔵『消された秘密戦研究所』（信濃毎日新聞社，1994 年），増補改訂版『日本の謀略機関 陸軍登戸研究所』（文芸社文庫，2016 年）
常石敬一『謀略のクロスロード：帝銀事件捜査と 731 部隊』（日本評論社，2002 年）
伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』（芙蓉書房出版，2001 年，新装版 2010 年）
山田朗・明治大学平和教育登戸研究所資料館編『陸軍登戸研究所〈秘密戦〉の世界』（明治大学出版会，2012 年）
吉永春子『謎の毒薬：推求帝銀事件』（講談社，1996 年）
渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』（吉川弘文館，2012 年）

〔追記〕

本稿は，2018 年 12 月 15 日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎 6 階メディアホールにて開催された第 9 回企画展講演会「帝銀事件と陸軍登戸研究所—捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究—」の書き起こしに加筆・修正したものです。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

ごあいさつ

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

本日は登戸研究所資料館企画展「帝銀事件と登戸研究所」関連イベント「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」へお越しいただきまして誠にありがとうございます。私は資料館館長の山田でございます。

帝銀事件は大変有名な事件ですけれども、今年2018年から数えますとちょうど70年前、1948（昭和23）年1月26日に起きた事件です。70年前の事件ですが、実はこの事件はまだ決着がついておりません。容疑者として逮捕された平沢貞通さんにあまりにも不自然な捜査と裁判が行われまして、今でも冤罪ではないかという声が非常に強いわけです。実際に平沢さんは1987（昭和62）年に95歳でお亡くなりになっていますけれども、その後も再審請求が続けられております。現在、第20次再審請求が行われておりますので、帝銀事件というのはいまだ完結していないということになります。

今回、登戸研究所資料館で企画展を開催するにあたりましては、この再審請求弁護団と「帝銀事件の再審をめざす会」から大変なご協力をいただきました。非常に重要な資料である『甲斐捜査手記』、当時警視庁の捜査一課の係長であった甲斐文助氏が捜査中に記していたメモですが、これをお貸しいただきまして企画展で展示しております。その中身は大変重要なもので、当時の捜査陣がこの帝銀事件の全貌といえるでしょうか、本質にどれだけ迫っていたのか。所謂、GHQからの介入と言われるような事実、それから旧日本軍人たちの様々な動き、そういうものが『甲斐捜査手記』から非常にはっきりと分かってまいります。

この帝銀事件は、毒殺事件です。12人もの人が毒殺されるという大量殺人事件です。そもそも使われた毒が何であるのか、平沢貞通という人が毒をどうやって入手したのか、そういうことについては全く明らかにならないまま、有罪判決を受け、死刑が確定するという、非常に不自然な、無理が多い取り調べと裁判がおこなわれたということです。重要なのは、毒殺事件ですから毒が何であったのかということは、最低限明らかにしなければならない。ところが、毒物の現物がきちんと残されていないという、現在から考えると信じられないようなことがあります。ですから現場で、帝銀でどのような形で人が亡くなったのか。その亡くなり方から毒

の本質を推定していくという作業が、当時おこなわれました。

その時に重要な役割を果たしたのが、この登戸研究所の毒物開発の責任者であった伴繁雄さんです。この人は帝銀事件の捜査陣に、自分がかつて南京で人体実験をおこなったということ話をしているのです。本来ならば、そういうことを話すと戦犯になる恐れもある訳ですから、話さないのが普通だと思うのですけれども。色々な毒物でどのように人が亡くなるのか、身をもって体験していることを説明するプロセスとして、その人体実験のことを話しています。それは『甲斐捜査手記』にもはっきりと記されています。

しかし、事件を毒物から迫っていった捜査陣、これが主流と言いましょうか、多くの刑事が毒物から捜査をしていました。1948年の6月、7月位までは完全にその方向で、旧軍関係者、特に防疫関係者あるいは特務機関関係者が非常に疑われていた。そこに焦点を絞り込んだ捜査が行われていました。平沢さんは全くそういう経験がないわけですし、毒物の知識もほとんどない。ところが名刺班という、未遂事件で残された名刺を手掛かりに追っていた捜査班が、平沢さんを逮捕するに至りました。ところが平沢さんの逮捕直後に、警視庁の捜査一課長が「白七分、黒三分」と言っています。つまり平沢さんは白の可能性が高いと言っていたわけです。しかし8月21日に逮捕されて、9月下旬までずっと厳しい取り調べを受けていく中で、平沢さんは精神的に非常に追い込まれた状態になり、自白をしていくのです。これは検事が、当時は検事が直接取り調べの指揮を取っており、検事の誘導の下に調書が作られていく。酷い場合には、ほとんど検事が作ったものをそのまま調書にしてしまうということがあったと聞いています。こうした中で使用された毒物についても、当初は登戸研究所が開発した青酸ニトリールの線が非常に強かったのです。これは暗殺用の毒物として、現実に使われていたものです。しかも、敗戦直後にそれが大量に持ち出されたということも、伴繁雄さんたちの証言によって明らかになるのです。ところが、実際にその捜査と裁判の過程では、こういう特殊な毒薬ではなくて誰にでも手に入る青酸カリが使われたということになってしまった。つまり、平沢さんでも出来る犯行だ、という形に捜査が傾いてしまう、捻じ曲げられてしまうということがありました。その背景には731部隊関係者に免責の約束をしたGHQが、あるいはGHQの下で色々な特殊な活動をしていた旧日本軍関係者の存在が見え隠れしています。登戸研究所に勤めていた伴さんを含めて、GHQにどんどん取り込まれていく。こういう背景があります。それについては、企画展示と12月15日に資料館主催でおこなう講演会（本誌掲載、山田朗「帝銀事件と陸軍登戸研究所―捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究―」参照）の中でご説明したいと思っています。

今日の企画は、まだ帝銀事件は終わっていないということを皆さんに知っていただくことを目的にしています。まず再審請求弁護士から弁護士の酒田芳人先生に「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について」お話をいただきます。引き続き、帝銀事件の再審をめざす会の細川次

郎氏から「高校生の見た最晩年の平沢貞通老 ―宮城県刑務所での面会に通う」についてお話をいただきます。細川さんは高校生の時から平沢救援運動に携わっており、晩年の平沢さんに直接お会いしたという体験の持ち主です。休憩を挟みまして、「帝銀事件再審請求の経過に関する心理学的検討について ―ディスコミュニケーション分析の視点から」ということで山本登志哉先生から、心理学から見た帝銀事件における裁判官との間のディスコミュニケーションについてお話いただきたいと思います。

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について

酒田 芳人

再審請求弁護団弁護士

はじめに

只今ご紹介に預かりました弁護士の酒田と申します。よろしくお願いいたします。私は帝銀事件の再審弁護団のメンバーに参加させていただいておりまして、本日は資料館からご依頼をいただき「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について」というテーマで30分に限ってお話させていただきたいと思います。

私の今回の講演のタイトルは「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題」と書かれているんですが、われわれ法律業界の人間からすると、こういう「諸問題について」という風にタイトルが付いている時は、大体、話のテーマにまとまりがない時だというのが通例です（笑）。まとまりのない話になれば非常に申し訳ないことですが、終わりました時に少し質疑応答の時間を取らせていただきたいと思いますので、是非ご質問いただけたらと思います。

簡単に自己紹介をさせていただきますが、私は1983（昭和58）年の生まれでして、事件発生から35年後になります。現在35歳ですので、先程、山田館長からお話があった通り、70年前の事件の丁度折り返し位のところで生まれたことになります。私が今回の帝銀事件再審弁護団に参加させていただいたきっかけというのは、弁護士の先輩何人かに、是非この事件を手伝ってもらいたいと誘っていただいたからです。

私が帝銀事件という名前を聞いた時に、真っ先に思ったのは「帝銀事件ってまだやっているのか」というところが率直な感想でした。我々弁護士は、今の弁護士もそうですし、それこそ10年前、20年前、30年前から弁護士をしている弁護士もみんなそうですが、勉強する時に教科書だとか、あるいは古い判例だとかを勉強するんですけれども、恐らくみんなが読んだことがある重大事件の判例がこの帝銀事件の裁判ということになります。そうした事件ではあるので驚きを持ちながらも、事件について勉強して取り組んでいく中で、先程山田館長からもご指摘のあったように、

今回の裁判に大きく二つの問題点があるんだと。この二つの問題点を軸にこの再審をやっていくんだ、戦っていかなくてはいけないんだということを今は感じている次第です。

その二つの柱というのが、一つが毒物の問題。いったいどういう毒物がどのように使われたのかということが、この帝銀事件では、我々弁護士にも非常に不明確な状態でしか明らかになっていない。ここが一つの大きな問題だと考えています。この点については、今回ではなくて次回の講演会で同じ弁護団の渡邊良平弁護士から毒物の件についてお話をさせていただく機会があると聞いておりますので、そちらの方に譲りたいと思います（渡邊良平氏講演。本誌 177 頁参照）。

もう一つの点が自白の問題。これが今日、私が話させていただくテーマでもありますけれども、自白に関しても大きな問題を抱えている。これは私の感覚ですが、恐らく今、同じような事件が起これば、こんな形で平沢貞通さんの自白がされることはなかったんじゃないか。そして、そんな自白をもとにして有罪判決が下されることはなかったんじゃないか。それが私の率直な感想です。ですから今日のお話では、最初に帝銀事件の概略だけ振り返りをさせていただいた後、自白というのはそもそも刑事裁判でどのような位置づけを与えられているのか。そうしたことを確認した上で、今回の事件で自白というのがどのようになされたのか。そして再審請求の中で、自白についてどのような議論をやっていこうとしているのか。こうしたかたちでお話をさせていただきたいと思っております。

1. 帝銀事件の概要

帝銀事件は、先程山田館長からのお話があった通り 1948（昭和 23）年 1 月 26 日に発生した事件です。逮捕されたのはその年の 8 月 21 日です。7 ヶ月後位に逮捕されたことになる訳ですね。それから起訴された後、裁判が終わるのは 1950（昭和 25）年 7 月 24 日ですので、おおよそ事件の発生から 2 年半程度、逮捕されてから 2 年程度で一審の裁判で死刑判決が下されたということになります。ちなみに重大事件だと、非常にたくさんの方がお亡くなりになった大きな事件だという事を考えると、2 年で裁判が終わったということは、自分の感覚では少し短いかなと。今もし私が同じことをやるのであれば、2 年では終わらせることはなかっただろうなとは思っているのですが。かなり早い段階で裁判が決着してしまったんだという印象を受けています。それから 1 年経った 1951（昭和 26）年 9 月 29 日に東京高裁で控訴棄却の判決がされた。控訴審は大体 1 年程度かかればいい方だといわれていますので、まあその程度かなと思っていますが。気になったのは控訴が棄却された 1951 年から 3 年半程が経った、1955（昭和 30）年 4 月になって上告が棄却された。ここに 3 年半程度の時間が掛かっている。ここは

私の感覚ではかなり長い時間が掛かっているという印象を受けています。上告審というと皆さんちょっとイメージが湧きにくいかと思うのですが、最高裁に対して書類を提出します。刑事裁判で上告審に、最高裁判所に書類を提出したとしても大体2、3ヶ月位もあれば上告棄却の決定が下されて、「はい、終わり」とされてしまうことがほとんどです。ここで3年半も時間を要したということは、恐らく最高裁としても、本当に誤りがないのか、憲法上の問題も本当に含まれていないのか、ということについて相当に資料を検討したんだろうなとは感じたところなんです。とは言え、上告審の判決に関しても、やはり自白の点、そして毒物の点についての検討は不十分だったと私も感じる場所ですので、それから以降20回にもわたる再審請求がおこなわれる結果になったんだろうと考えています。

2. 帝銀事件再審請求の概要

(1) 20回目の再審請求

帝銀事件では20回にわたって再審請求が繰り返されたということですが、今回で20回目になります。1回目から19回目の再審請求は、なかには平沢貞通さんがご本人で書類を書いて裁判所に提出されたという再審請求もあるし、平沢貞通さんを支援する方と弁護士が協力をして一緒になって再審の請求書を提出したものもあります。そうしたものが都合19回にわたって繰り返されたわけです。

2013（平成25）年のことですが、この時に再審請求の当事者であったのは、平沢貞通さんの養子であられた平沢武彦さんという方です。この方がこの年にお亡くなりになったことを受けて2013年12月2日付で再審請求は棄却ではなくて当事者が亡くなってしまったので終了します、という形で打ち切られてしまったのが第19次の再審請求でした。それから大体2年位経って、2015（平成27）年11月24日東京高裁に対して提出されたのが、今回の第20次再審請求ということになります。

(2) 第20次再審請求における争点

第20次再審請求における争点ですが、これは先程申し上げた自白だとか、特殊な毒物という点が問題になりますが、再審請求というのは新しい証拠が必要だとされているんですね。よく新証拠という言い方をしますが。これはどうしてなのかというと、刑事裁判というのは一審、控訴審、最高裁と3回裁判が行われるわけですが、普通はこの3回の裁判で終わりになるはずですよね。先程山田先生がおっしゃいましたが、帝銀事件はまだ終わっていない。確かにそうですが、普通は3回で終わっている。1955年に上告審が下された時点で帝銀事件は終わって

いるんだ、これが一つの本来の説明の仕方であるはずなんです。ただ、一回終わっていた裁判をもう一回開始すべきだと、もう一回やり直すべきだというのが再審請求、再審請求審ということになる訳です。その時には、一審、控訴審、最高裁の中で出てこなかった新しい証拠が出て来て初めて再審請求がされるようになる訳ですね。そうすると、今回の第20次の再審請求ではいったいどんな証拠が出て来ることになるのか。そういった文脈で出て来るのが、先程山田先生からコメントをいただいた『甲斐捜査手記』です。これは甲斐文助という捜査官が実際記録として付けていたもので、第20次の新証拠ということで提出されている証拠の一つです。それ以外には今日お話いただく山本登志哉先生（山本登志哉氏講演。本誌103頁参照）、次回の講演会でお話いただく浜田寿美男先生（浜田寿美男氏講演。本誌121頁参照）は心理学の観点から鑑定を進めていただいているところです。こういった先生方が心理学の観点から鑑定をしていただいて、その鑑定書、これも帝銀事件第20次の裁判の中では提出されます。

また、毒物の観点でも申し上げますと、毒物に関しても、やはり当時使われていた毒物が本当に青酸カリなのか。当時誰でも手に入っていたと言われている青酸カリによって、本当に平沢貞通さんが殺害することが出来たのだろうか。この点についての検証が必要だということで、毒物についての法医学の先生の研究、あるいは鑑定というのも現在進めている所です。こういったものも第20次の裁判では提出されていく予定になっております。

3. 憲法と刑事訴訟法における「自白」の位置づけ

(1) 自白の強要が禁止されていること（巻末資料、参照条文①）

大まかに帝銀事件の内容と再審請求の概略について申し上げましたが、これから私の一番のテーマである自白の問題について少しご説明して今回の話にさせていただきたいと思います。

自白というと、刑事裁判で被告人が自分の罪を認めることだろう、これくらいのイメージは、なんとなく皆さんお持ちだと思います。その認識は間違いではないのですが、刑事裁判の中で自白は非常に大きな意味を持っていることから、法律そしてその上位の憲法によって具体的に定めが置かれています。4点ほど注目していただきたいので、レジュメ（巻末資料）に「参照条文」として付けましたので、かいつまんで条文のご説明をしたいと思います。

まず一点目。注意していただきたいのは、自白の強要というのは憲法上ははっきりと禁止されているという点ですね。憲法38条1項「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」。これは当たり前のことだと思われるかも知れませんが、当たり前のことを書いているのが法律、憲法です。明確にそういうことが書いてあることがやはり重要なことだと思います。自白というのは、先程申し上げた様に、被告人が自らに不利な事実を認めること、あるいは認めたことが

記載された供述調書といいますが、検察官だとか警察官だとかの前で、私はこうこう、こういう罪を犯しました、ということを書いて、それが書きとめられた調書。こういうのを自白の調書、自白と扱われる訳ですが、こういったものが不利益な供述を強要された場合には当然無効ということになりますので、そういったことが憲法でも記載されている訳ですね。

(2) 自白の要件として任意性が要求されていること（巻末資料、参照条文②、④）

今、申し上げたところと関連するのですが、二点目として、「自白の要件として任意性が要求されている」ということです。これはどういうことかということ、同じ憲法 38 条 2 項に「強制、拷問もしくは強迫による自白又は不当に長く抑留または拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と書いてあるんですね。これは非常に重要な条文で、仮に自白調書あるいは自白が公然にされたとしても、その自白というのが任意にされたものではない。任意というのは自分の意思でということですけども。自由な自分の意思でしたと認められない自白であつたら、それは証拠として使ってはダメですよ、というのが憲法に書いてある訳です。同じことが刑事訴訟法にも書いてあります（巻末資料、参照条文④）。ですので、刑事裁判では検察官の前で実際に供述調書にサインをしてしまった＝自白をしてしまったという人が、「いや、これは自分の意思でやったものではないんだ」と法廷で争うということがよくあります。今申し上げた任意性の要件というのが二点目です。

(3) 自白を証拠とする場合には補強法則が採用されていること（巻末資料、参照条文③、⑤）

三つ目は、「自白を証拠とする場合には補強法則が採用されていること」と書かせていただきました。補強法則というのはちょっと耳慣れないかと思いますが、これは自白だけで人を有罪とすることはできませんよ、というルールのことです。自白だけでは駄目だというのは、具体的にいうと、自白があつたとして、それをもとに有罪にしたい場合は、自白だけではなく自白を支えるような別の証拠もないといけませんよと。自白に加えて、それを支える色んな証拠があつて始めて有罪にできるんですよというのが補強法則というルールなんです。これも憲法に書かれていることです。憲法 38 条 3 項「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と書かれている。これは刑事訴訟法第 319 条第 2 項にも書かれています（巻末資料、参照条文⑤）。これは、どうしてこんなことが言われるのかということ、やはり、自白というのは非常に捜査官たちにとって魅力的な証拠なんですよ。どうしてかということ、人を捕まえて来て、「私がやりました」と言わせてサインさえさせれば、もうそれだけで有罪にできるのであれば他の捜査をする必要がなくなる訳です。皆さんにも取り調べをする側の気持ちになっていただけたらと思いますが、逮捕して捕まえてきた目の前の被疑者、被告人に対して、「私がやりました」と言わせられれば、それで仕

事が全部終わる訳ですから。なんとしてでも自白させたいと思う。むしろ捜査官の目からすると当然じゃないかと思うんですね。だからこそ、歴史的にそうやって自白が偏重されて、非常に無理な形で自白させてきたということが、もう我々は、西洋も含めて、何百年、何千年いう歴史で分かっている訳ですよ。だからこそ、自白だけで有罪にするのはまずいよ、それは良くないよ、ということが憲法や法律で書かれている訳です。これは人間が作った一つの知恵だと思います。こうして作られたのがこの補強法則です。

(4) 検察官面前調書が特別な地位を与えられていること（巻末資料，参照条文⑥）

四点目です。これは少し視点の違う話ですが、検察官面前調書が特別な地位を与えられていることについてです。検察官面前調書、我々の業界用語では検面調書と言ったりもします。これは何かというと、検察官の目の前で被疑者がサインをした供述調書のことを検察官面前調書と言います。これはどのような特別な地位があるかということ、これはちょっと、非常にテクニカルな条文（巻末資料，参照条文⑥）なのですが、例えば検察官の目の前で、被疑者が「私は今回の事件を起こしました。私は今回の事件の犯人で間違いありません」ということを言ってサインをした。それは検察官面前調書として自白の調書ができあがる訳です。この調書が一旦できあがってしまうと、その後、法廷で「いや、実は自分はやっていない。あの調書は検察官に言われて嘘の調書にサインしてしまったんだ。本当は私は無実だ。」と。これはまさに今回の平沢さんと同じですね。平沢貞通さんも被疑者の段階で、最初は否認していたものの、後から「やりました」という調書にサインをしてしまう。その後に「やっぱり自分は無実だ」ということを法廷で訴えた訳です。この時に、裁判官がどう判断したかということ、「いや、検察官の前で作られた調書は無理やり作られたものとは認められません。だから、この検察官の前で作られた調書を証拠として採用します」となる。そうすると何が起こるかということ、法廷で平沢さんの証拠として採用されたのは、検察官の目の前で「私がやりました」と自白をしたこの調書が一つ。一方で、法廷で「いや、私はやっていません」と言っている法廷での平沢さんの証言。この二つを裁判官は見ることになる訳ですよ。その時に、「この人は言い逃れのために私はやっていないと言っているが、検察官の前で自白しているなら、そっちの方が本当だろう。じゃあ、自白しているから有罪だ。」こういうような発想で有罪にされてしまう。これは検察官面前調書に非常に強力な力があるからなんですよ。検察官はそれが判っているからこそ、いかにして自分の取り調べの時に、目の前の被疑者から自白を取って、そして調書にサインさせるのか、というところを非常に頑張る訳ですけども、それがまさにこういった制度の裏付け。法律で特別な地位を与えられているからこそ、それを頑張ろうという動機が検察官にはある訳ですよ。

我々弁護士は非常にこの点についても問題意識を持っておりまして、なぜ検察官の前で自白

した調書だけ、強力な権限が認められるのか。検察官の前が認められるのだったら、弁護士の前でしゃべった調書も同じような力が認められて当然ではないか、と言うのですが、刑事訴訟法 321 条 2 項に、弁護人の目の前で作った調書も一応法廷で証拠にすることはできますが、検察官よりも一段弱いということがはっきりしています。

ですので、検察官は自分の作った調書は特別であるというつもりで仕事をしていますし、現に法律書もそういう地位が与えられていますので、非常に強硬あるいは苛烈な、熾烈な取調べをせざるを得なくなることが、調書に持たされた非常に強力な力から来ているのではないかと。それは今現在だけでなく 70 年前も同じような状況だったんだろうということができると思います。少し法学部の授業のようになってしまい恐縮なんですけど、自白が憲法や刑事訴訟法にどの様に規定されているかをお話したところです。

4. 平沢貞通さんの「自白」

(1) 自白に至った経緯

では今回の事件で平沢貞通さんがどのように自白をしてしまったのか、自白するに至ったのかということを少し確認しておきたいと思います。今回の事件では当初、平沢貞通さんは松井^{しげる}蔚という方の名刺をもとにして、「お前が名刺を持っていて、アリバイがないのであれば犯人なんじゃないか」と疑われたのがきっかけで逮捕されてしまった訳ですね。でも最初の頃、平沢さんは「いや、自分はそんな大それた事件には全然関わってない。自分には全く身に覚えがない」と否認していた訳です。それが実際に逮捕されてから一週間が経ち、一ヶ月が経つにつれて「実は自分がやりました」と自白をしていくようになります。

(2) 自白の内容

自白をするには至ったんですが、どうにも話の内容が、なんとなく認めるとは言っているがディテールを欠いている。その時私はここにいましたと言っているけど、実際は平沢さんがそこに行っていると話がおかしい。認めたものの、非常に曖昧だったり、話の辻褄が合わないような自白になったりしているわけですね。そういう状態で警察官や検察官は何をするかというと、先程ご説明があったように誘導して、あるいは引っ張っていく訳ですね。「あの時はこう言っていたけど、本当はこういうことを言いたいんじゃないか」あるいは「良く思い出してごらん、こんな話だったんじゃないのか」と、どんどん誘導していっている感じですね。そうした形で当初作られた平沢貞通さんの自白は、捜査官の取り調べによってより詳細に具体的になっていって、最終的には色んな証拠と辻褄が合う形できれいな自白調書が出来上がる。これが実際

の取り調べの間でなされた自白の作られ方という経緯です。この取り調べの間に何十通か（調書が）あり、私も再審請求をするにあたってそれを読み直してみたんですけども、最初に作られた調書は非常にふわっとした、具体性を欠いたもの。後になると非常に論理明快で、論旨が一貫した供述調書になっていることが見て取れます。平沢さんの供述調書、自白調書についてだけで分厚い本が出ているくらいです。もし図書館などで見られたら、その変遷がお解りいただけるんじゃないかなと思います。今申し上げたところだと、逮捕直後平沢さんは否認をしている。しかし、取り調べをする手続きを受ける中で自白に転じていった。そして、それがどんどん詳細になっていきました。

(3) 自白に対する裁判所の評価

起訴された後はどうなったのかというと、裁判官に「今読まれた起訴状に間違いはないですか」と聞かれた時、平沢さんは取り調べの流れの中で一旦認めているので、最初は「私がやりました間違いありません」と言っている。それが、裁判が進むにつれて「いや、自分はやっぱりやっていない。それはこういう経緯で自分の真意ではない自白をさせられてしまったんだ。本当は無実なんだ」と、法廷の中で更に否認に転じたというのが実際の流れということになります。そうすると、裁判官としては「当初認めていなくて、後から自白をして、また違うと言っている。この人の言っていることをどこまで信用したらいいのか」ということを当然疑問に思う訳です。それが自白に対する裁判所の評価ということです。弁護人がここで問題にしたのは、先程刑事裁判における自白のルールとして申し上げた、一番重要な任意性があるかどうか。取り調べの中で嫌々書かされた調書ではないのか。無理になされた自白ではないのか。だから自白は信用できないんじゃないか。あるいは自白調書は証拠にできないんじゃないか。こういう議論をたてた訳ですね。ただ裁判所は「そう弁護人が言うけれども、実際に自白調書を見ても、例えば平沢さんに対して拷問がされたわけではないようだし、そういうようなことがあったともいえない。確かに取り調べは長時間におよんでいるが、これだけたくさんの方が亡くなった事件だから二ヶ月位の間、取り調べをしてもそんなにおかしなことではない。これ位では任意性がないだとか、自白が信用できないだとか、そういう話にはなりませんね。」ということで、結局平沢さんが自白をして罪を認めていた時の調書を証拠として採用してしまうということになります。この事件は、一審の裁判でも控訴審の裁判でも最高裁の裁判でも、被告人と弁護人は、取り調べの時に作られた自白、自白調書は信用できないんだ、これは本当ではないんだ、ということを繰り返し争い続けたのですが、上告審も三年半かけて検討した結果、やはりこれは問題のない自白だと認めて有罪にしてしまった。これがこの裁判の、一審から最高裁までの裁判における自白の評価ということになります。

5. 再審請求における「自白」の位置づけ

では再審請求における自白。今回我々が提起している第20次の再審請求で、自白を具体的にどう位置付けて、どう取り組んでいけばいいのか。そういうことについて、そろそろまとめとしてお話しさせていただきたいと思います。

今回の帝銀事件においては、先程から申し上げている通り、被告人が自白をした。この帝銀事件の中での一番中心的な毒物による殺人事件、これを被告人が認めている調書が実際に出来上がってしまっている。これを非常に大きな根拠として、被告に対して有罪判決を言渡しているんですね。その被告人の自白というのは目撃者がいて、名刺もある。毒物の点からも青酸カリだと考えれば、一応、被告人の自白を支えているものだと言える。これが先程の補強法則という話です。自白を柱にして、それを支えるものが諸々証拠としてあるから有罪にできると裁判所は判断している訳ですね。そうすると、我々がそういった証拠の構造を前提にすると、今回の再審請求の中ではやはりこの自白を証拠の中から取り除かないと裁判では勝てないだろうと考えています。自白は確かに裁判所に提出されている。しかしこの自白を裁判所の証拠としたのがそもそもおかしい。この自白自体が信用できないものだ、あるいは本来裁判所の証拠にはできないものだというをはっきりさせないと、この再審では勝つのは難しいと考えています。その点から新しい証拠を提出するのがこれからの関心ということになります。

被告人は長期間にわたる取り調べの時間が長かった。一日十時間とか、十二時間とか、もっと長い時間取り調べをされていた。あるいは取り調べの中で平沢さんに対して利益供与された疑いがあるとか。あるいは取り調べがあまりに酷くて、取り調べが始まってから二回平沢さんは自殺未遂をしていることとか。そういったことから、取り調べがあまりにも酷いものだったのではないのか。現にどういう取り調べをしたのか捜査官が後日談として話をしていますが、そういうことも含めると非常に酷いものだったのではないのか。裁判では色んな議論がされていますが、裁判所の中ではその議論が認められなかった。その理由は、今から新しい証拠を作って、今からもう一回検証して新しい議論をしていかないと再審請求は始まらないことになるんです。だから冒頭で申し上げた通り、今回の事件の自白をめぐる点としては、一つは心理学の観点から新しい証拠が提出できないか。心理学の観点からこの帝銀事件の証拠の柱になっている自白を取り除くことができるんじゃないか。こういう議論を弁護人、弁護団としては立てて、そして山本登志哉先生や浜田寿美男先生といった先生方にもご協力をいただいて、その点から供述を、自白を取り除くことができるのではないのか。こういう議論を組み立てているところです。実際にその中でどの様な議論をしていくかは、山本先生がこの後お話しいただくと伺っていますし、浜田先生は次回の講演会でお話いただくということですので、是非その中

で詳細をお聞きいただけたらと思います。我々としては、現在の視点から見ると、やはり相当無理のある取り調べをしていたのではないかと、相当無理のある事件の作り方をしたのではないかと思っているところです。

6. おわりに

最後に、去年（2017年）、刑事訴訟法が改正されて取り調べが可視化されたというのは皆さんもお聞きになったと思います。取り調べの可視化とは何かというと、取り調べをしている最中の様子を録画しておいて、後から取り調べで不当なこと、あるいは酷いことがされていたかどうかを弁護人と被告人が検証できるようにする。場合によっては裁判官にそれを見せて、その時になされた取り調べが適当なものだったのか、あるいは酷いものでなかったかを後で検証できるようにする。こういう制度なんですね。現在、もし帝銀事件と同じような事件が起きたとしたら、ほぼ間違いなく、これは法律上当然可視化をしなくてはならない事件だということまで警察の取り調べも逮捕から起訴される直前まで全部の取り調べが録画されるんじゃないか。そうすると、その中でどうやって被告人の自白がされていったのか。その自白がどの様に作り変えられていったのか。その中で警察や検察の働きかけが本当になかったのか。そういったことが今なら検証できたのに、と現在の弁護人としては非常に残念だと思っているところです。

こんなに大きな事件だったら、「やってもないことを認めることが本当にあるんだろうか」と思われるかもしれません。でも、最近ではカルロス・ゴーンさん（日産元会長）が逮捕されて、この点について人質司法ではないかとニュースでも言われているかと思っています。やはり、今の生活から切り離されたところに24時間閉じ込められる。それが一日や二日ではなくて、三日続いて、十日続いて、二十日続いて。平沢さんの場合は何ヶ月もその状態が続いていた、ということなんですよ。その中で毎日朝から晩まで「お前がやったんじゃないか、お前がやったっていう証拠はいっぱいあるんだぞ」ということを言われ続けると、いったい人はどんな気持ちになって、どの様にと調官と接することになるんだろうか。こういった点を心理学の点から明らかにしていただきたい。我々は、弁護人、弁護団は少なくともそういった中で、本人が意に沿わない形で、事実とは違う形で、こんな殺人事件の、要は誰が見ても有罪なら死刑になるであろう事件であっても、やってない事のはずなのに、やったと言ってしまう状況に飲み込まれたんじゃないか。そういったところが心理学の観点からおそらく分かってくるんじゃないかなと思っているところです。

帝銀事件というのは、繰り返しになりますが、今起こったとしたら平沢さんが有罪になったとは到底思えない事件だと私は思っています。だからこそ、現在の法律とあるいは憲法の視点

から見て、実際この事件が本当に正しくなされた裁判だったのか。真実が明らかになったとすれば、平沢さんが有罪だったのか無罪だったのか、この点がもう一度問われるべき価値がある事件だと確信しています。ですので、これからまた第20次の再審請求が長く続いていくことになると思いますので、皆さんもこれからも関心を持って支持していただけたらという風に思う次第です。私からは以上にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

質疑応答（司会 登戸研究所資料館館長 山田朗）

〔問1〕 どうもありがとうございました。先程の自白の補足の証明ですが、それは警察、検察がどのようなものを出してきたのでしょうか。警察にある手持ち証拠がどの位開示されているのでしょうか。

〔酒田〕 ご質問ありがとうございます。今、ご質問の中で証拠の開示という言葉を使っていたんですが、恐らく再審事件や他にも刑事裁判について、関心を持って見ていただいているんだと、その言葉から私は感じた次第です。みなさんご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、これまでこの帝銀事件や再審請求の中では証拠の開示というのが非常に大きな問題の一つになっているんです。それは何故かという、検察官は被告人を起訴する時に、例えば手持ちの証拠が100個あるとしても、そのうち10個しか使わずにすることができるわけです。理屈では10個の証拠だけで被告人を有罪に出来るんだったら、残りの90個の情報については隠しておいてもいい訳ですよ、法律のルールとしては。実際にそれは出さなければいけない義務もない。「これは使わないから検察庁に段ボールに入れてしまっておきます。他の人には一切見せません」と言っても、これは別に法律上許されていることなんですよ。しかし、本当は100個証拠があるのに、このうちの10個しか使わないとなると、残りの90個を使えば全然違う事件の描き方が出来る。あるいは被告人にとってそこに有利な材料が隠れているかもしれないのに、それを出さないのはおかしいじゃないか。それを出して検証し直せば、被告人の無罪が明らかになる可能性があるじゃないか。だから「この再審の裁判の中でそうした隠されている証拠を明らかにしてください」ということが、帝銀事件じゃない他の裁判の中でもいつも議論されている。現にそういう形で証拠がたくさん開示された結果、冤罪が発覚して無罪になった再審事件が非常にたくさんあります。

そうなんですけれども、今回の帝銀事件に関してだけ言うと、証拠の開示が問題にならない数少ない例だと私は考えています。それはどうしてかという、事件が起こったのが1948年です。現行の刑事訴訟法が施行される前、新しい刑事訴訟法に替わる前の

刑事訴訟法で行われた刑事裁判だと言われています。当時と今の裁判で何が違うかというと、当時、検察官は自分の手持ちの証拠を全部裁判所に対して開示して提出することになっていたと言われています。だから帝銀事件の場合は、当時検察官が持っていた手持ちの証拠はすべて裁判所に送られていて、裁判所に提出されている以上は、全部我々にも一応見られるという状況になっている訳ですね。ですので、一応我々も検察庁から当時の裁判所に送られた書類は、非常に古い書類ですけども、一応全部手元で見ることとはできている状態ですので、証拠の開示という点からいうと、帝銀事件に関しては一応全部見られます、というお答えになるんじゃないかなと思います。ですので、どんな証拠があるのかとか、もちろん皆さんにも知っていただいて色々検討して頂けたらと思うところではあります。一応証拠は開示されていますということになります。

もう一つ、補強法則の話ですけども、実際に平沢貞通さんが自白をしたとして、それがどういう証拠で支えられているのか。こういうことをお聞きいただいたかと思います。確かに、もし本当は平沢さんが無実で、実際に真実ではないのに「私がやりました」という自白をしたとすると、それを支える証拠はいかにも出てこなさそうな気がすると思うんですね。ただ、この補強法則というのは非常にいやらしくて、自白の内容について隅から隅まで自白以外の他の証拠で補強しなきゃいけないんだよ、ということにはなってないんです。具体的にいうと、今回「私がやりました」と平沢さんは言っている訳ですが、当時銀行にいた人で「この人は厚生省の役人として銀行に来た人と同じ人だと思います」と法廷で証言した人が何人かいる訳です。この証言自体、非常に疑わしい証言ではあるんですが、複数人「多分この人だと思います」と言っているんです。法律の理屈ではこういった証言が一つでもあれば自白が補強されていることになるので、これだけで有罪にできてしまう。そう考えたら、補強法則なんてあって無いようなものじゃないのか、と私は思うんですけども。実際、刑事裁判でそうされているのは事実ですし、この帝銀事件も12人亡くなられているんですが、何人かは一命を取り留めた方々もいらっしゃる。その人たちの証言の中で「この人が犯人だと思う」という、こう言う被害者の方には申し訳ないかもしれないんですが、やはり本来顔を覚えていないのに、警察や検察官が目撃者に対しても誘導した形跡がたくさんありますので、そういった形でなされた証言と重ね合されていくことで自白が補強されていることになっている。一つ、そういう面での補強もあります。一応、証拠としてはいくつかあるんですが大きなところとしてはそういうところがあります。以上、そういうことになります。

〔山田〕 ありがとうございます。よろしいですか。他にご質問ございませんでしょうか。今、(酒田)先生から目撃者というのでしょうか、帝銀事件では16人の人が毒を飲まされて、12人亡くなっているんですが、4人命を取り留めた人がいます。ですから、犯人と割

と近い所で目撃している人がいるんですね。それから、未遂事件が二件ありまして、帝銀事件と似たような事件がこの前にあり、そこでの目撃者もいる訳です。ところが、この面通しが何回も行われるんですね。何回も何回もやっているうちに、印象が段々変わってきてしまう。「この人が犯人じゃないですか」と何度も面通しさせられると、何となくそんな感じがしてくるという風に人間の心理というのは変わっていくものなんですよね。つまり、最初の印象ってすごく大事だと思うんですけど、最初から「この人は犯人に違いない」と言っている人はいないんですね。むしろ「違う」とはっきり言っている人はいるんですけれども。しかし、何度も繰り返し面通しさせているうちに印象が変わって行ってしまいます。当時の姿までさせて、それで改めて面通しさせる。そういうやり方は人間の心を誘導していくやり方だったんじゃないかと思います。

〔酒田〕 今、山田先生からかなり重要なご指摘をいただいたので、ついでに。目撃証言の話は控えておこうかと思ったんですが、現在は「この人が本当に犯人で間違いないか」ということを検証する時、「犯人は50代位の男性のようだ」ということであれば50代の男性の写真を撮ってきて、30枚位ズラッと並べて見せて「あなたが見た人はこの中にいますか。ひょっとするといないかもしれませんから、いなかったらいないと言ってください。その上で30枚の写真をみてください」こういう形でやるんです。そうすると誰が犯人かと聞かされない状態で、犯人の記憶と結びつけながら一人一人検討する。こういう手続をされるはずなんです。それがこの帝銀事件では、70年前は一切そういった段取りがされず、いきなり取調室で警察官から厳しく追及される人を窓越しに見せられて、「あなたが見た人はこの人じゃないのか」という風に言われる。全員がそういう形で誘導を受けて証言させられている状態です。最初から「こいつが犯人だ」あるいは「犯人だと言えよ」という前提で証言させられている状態ですので、そのプロセスは今の水準からすれば問題としか言いようがないなと感じています。

〔山田〕 どうもありがとうございました。それでは酒田先生の講演はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

参考資料（酒田芳人氏作成・提供）※講演会当日配布資料をもとに作成

「平沢貞通さんの自白をめぐる諸問題について」（2018年12月1日）

酒田芳人（弁護士，帝銀事件再審請求弁護団）

1 帝銀事件の概要

- 1948年（昭和23年）1月26日 帝国銀行椎名町支店において，毒物殺人事件発生。
- 1948年（昭和23年）8月21日 北海道小樽市で平沢貞通さんが逮捕。
- 1950年（昭和25年）7月24日 東京地裁において一審判決（死刑）。
- 1951年（昭和26年）9月29日 東京高裁において控訴棄却判決。
- 1955年（昭和30年）4月7日 最高裁において上告棄却判決。
- 1955年（昭和30年）5月7日 死刑確定。

2 帝銀事件再審請求の概要

- （1）20回目の再審請求
- （2）第20次再審請求における争点

3 憲法と刑事訴訟法における「自白」の位置付け

- （1）自白の強要が禁止されていること（参照条文①）
- （2）自白の要件として任意性が要求されていること（参照条文②，④）
- （3）自白を証拠とする場合には補強法則が採用されていること（参照条文③，⑤）
- （4）検察官面前調書が特別な地位を与えられていること（参照条文⑥）

4 平沢貞通さんの「自白」

- （1）自白に至った経緯
- （2）自白の内容
- （3）自白に対する裁判所の評価

5 再審請求における「自白」の位置付け

6 おわりに

<参照条文>

①憲法 38 条 1 項

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

②憲法 38 条 2 項

強制、拷問若しくは強迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③憲法 38 条 3 項

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

④刑事訴訟法第 319 条第 1 項

強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く拘留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

⑤刑事訴訟法第 319 条第 2 項

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪にされない。

⑥刑事訴訟法第 322 条

被告人が作成した供述調書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

以上

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

高校生の見た最晩年の平沢貞通老⁽¹⁾
——宮城刑務所での面会に通う——

細川 次郎
帝銀事件再審をめざす会

はじめに

こんにちは。細川次郎と申します。私は中学2年＝13歳の時に平沢貞通さんに初めてお手紙を差し上げました。中学を卒業した直後、宮城刑務所に初めて面会に行きまして、平沢貞通さんが亡くなるまでの約8年間、平沢さんの様子を見続けていました。そういう関係でございます。貞通さんは既に亡くなりましたけれども、平沢貞通さんを直接に知る、最も若い世代の者が私ということになります。本日の講演会のテーマは「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」ということになっておりますので、獄中39年の内、最後の8年間について、私の目から見た貞通さんの様子をお伝えできるかと思えます。本日、こうした機会をお与えいただきました、明治大学平和教育登戸研究所資料館の方々には厚く御礼を申し上げます。それでは、お手元にレジュメ（本誌92頁～）を配布させていただいておりますので、そちらをご覧くださいながら聞いていただければと思います。

1. 平沢貞通さんとの出会い

まずレジュメ1頁目（本誌92頁）をご覧ください。私が平沢貞通さんと出会ったきっかけとなりましたのは、平沢貞通さんの獄中画・資料展でした。その展覧会を主催したのが、宇都宮の洋品店主だった石井敏夫さんという方でした。石井さんは1954（昭和29）年、大学生だった時に獄中の平沢さんに手紙を送ったことをきっかけにして、33年間、文通と面会を続け、最も長く、そして、最も親しく平沢貞通さんと交流した人でした。文字通り、平沢貞通さんを

物心ともに支え続けた人です。まあ、初めは大学生でしたから、乏しいお小遣いの中からチーズなどを差し入れるという様なことをしていたようでしたけれども。お父さんの経営していた洋品店主を継いだ後、工夫に工夫を重ねて、商人としては非常に大きな成功を収めて、貞通さんに日用品やら、画材やらを差し入れ続け、本当に物心両面で貞通さんを支え続けた支援者でした。多い時には月 30 万円の画材を差し入れたそうです。そして、貞通さんが一時期、1974（昭和 49）年に東北大学付属病院に入院した時期がありました。ご本人は入院していますから、絵を描くことは出来ませんのでね、その間、画材の注文が石井さんのところに来ない。その時、石井さんは寂しかった、と言っていましたね。まあ、貞通さんが獄中で一生懸命になって絵を描き続けている。それが石井さんにとっても生き甲斐だったんだろうと思います。

私が 13 歳＝中学 2 年生であった 1979（昭和 54）年 1 月 27 日（土）と 28 日（日）に、東京神田の「あかつき画廊」で石井敏夫さんが主催した「平沢貞通獄中画・資料展」を新聞で知って、足を運びました。中学 2 年の夏から秋にかけて松本清張さんの『小説帝銀事件』、そして、『日本の黒い霧』の中に入っている「帝銀事件の謎」というものを読んで帝銀事件のことや平沢貞通さんのことを知っておりましてので、新聞を見て足を運んだ訳です。そして、この展覧会を見て、宮城刑務所の平沢貞通さんにお手紙を出した。それが貞通さんとお付き合いの始まりでした。

1979（昭和 54）年 2 月 18 日（日）、平沢貞通さんの満 87 歳＝数え年で 88 歳のお誕生日です。その時に石井さんが横浜で開いた展覧会に足を運び、私は石井敏夫さんと初めて会場でお目にかかりました。そしてもうひと方、尾崎隆一さん。現在、平沢貞通さんを直接に知る 2 番目に若い方に当たります。この方ともこの日お会いしたということになります。そしてこの頃、平沢貞通さんはかなり高齢。まあ、満 87 歳ですから。「何とかして、畳の上で死なせてあげて欲しい。獄中で死なせないで欲しい」——そう思った石井さんは国会に、時の法務大臣＝古井喜実^{ふるいよし}さんを訪ねました。そして、「獄死させないでください」と、一洋品店主の石井さんが一生懸命になって古井法務大臣に訴えました。古井さんは高い政治理念を持って有権者からの支持を集める、非常に人格的にも立派な政治家であったという風に聞いております。

そして更に石井さんは日本全国のあちこちで貞通さんの展覧会を開催しておりましたので、横浜展に続いて、1979（昭和 54）年 6 月 10 日（日）、小田原の「御用所画廊^{ごようしょ}」という所でまた石井さんが展覧会を開いたので、足を運びました。そして、折りに触れて貞通さんにお手紙を差し上げておりましたけれども、同年 9 月 25 日（火）、初めて獄中の平沢貞通さんからお返事が届きました。富士山の絵を直筆で描いたお葉書です。その葉書の後ろの方で『『貞通に人殺や窃盗をすることの出来るような歪^{ママ}つた教育はしておりませぬことを命をもって証明いたします』と命をもって証明して下さった父の墓詣の出来る日の一日も早く来てくれるよう誓願しております』と、無実を訴える文言を書いております。こうした直筆の絵葉書をこの頃だい

たい月に一度、貞通さんは私に送ってくれました。

そして私が中学校を卒業した直後ですね、高校入学式よりも前。1980（昭和 55）年 3 月 31 日（月）、宮城刑務所で初めて平沢貞通さんに面会をいたしました。満 88 歳の平沢貞通老と満 15 歳の私です。高校で着るはずの詰襟学生服を着て面会に行きました。貞通さんは、歯は前歯が一本もなく、体も縮んで、本当にこんなおじいさんになっちゃったのかと、ちょっとびっくりするような、そんな印象を受けました。この後、足繁く刑務所に通って平沢貞通さんと面会を続けていくことになります。第 2 回目の面会は同じ年の 7 月 14 日（月）ですね。この時一緒だったのは先程お話した洋品店主の石井敏夫さん。そして大津健一さんという方なのですが、1954（昭和 29）年にカービン銃ギャング事件という事件を起こした主犯です。一審で死刑、二審で無期懲役、そして、この時、仮釈放で社会に出て来ている状態。そして、大津さんの前科のことを知りながらあえて大津さんを雇ってくれた社長のもとで、大津さんは発奮して働いていました。平沢貞通さんとは 1954（昭和 29）年から 1962（昭和 37）年の 8 年間、隣の房で過ごしていた。まあ、東京拘置所にいた平沢さんのことを非常によく知っている人物でした。ただし、この日、大津さんは平沢さんとの面会は許されませんでした。また、後ほど所々大津さんの話が出てきますけれども、獄中での貞通さんの様子、それをこの大津さんが私にも話してくれました。

仙台拘置支所の門の左側に小さい戸がありまして、ここから面会するために中に入る訳です。受付で手続きをして面会待合室で待っていると「細川さん、三号面会室にどうぞ」というアナウンスが入る。面会待合室からこの小さな戸を通して中に入って、先に行くと面会の建物がございました。いつも三号面会室で貞通さんと面会をしておりました。

2. 帝銀事件と平沢貞通さん

私が高校 1 年生、事件から 32 年目の 1980（昭和 55）年 7 月 24 日（木）に事件の現場を訪れました。帝国銀行椎名町支店があった建物は不動産屋さんになっておりました。そして向かい側が長崎神社です。毒を飲んだ方が外へ飛び出して、この辺りが大騒ぎになったと聞いております。

そしてレジュメ 2 頁目（本誌 93 頁）。1980（昭和 55）年 7 月 25 日（金）、私は竹内理一^{りいち}さん・正子さんご夫妻のご自宅に伺いました。旦那さんの竹内理一さんは帝銀事件当時の読売新聞の記者です。そして竹内（旧姓・村田）正子さんは帝銀事件の生存者の一人です。映画の「帝銀事件 死刑囚」にはお二人のラブ・ロマンスが描かれているんですけど、本当に仲の良いご夫婦でした。高校生の私が訪ねて行った時に、非常に丁寧に三時間にわたって帝銀事件のお話

を聞かせてくださいました。ご夫婦ともども人柄がよく、誠実なご夫婦でした。そして、竹内正子さんは帝銀事件の生存者ですけれども、終始一貫して「平沢は犯人ではない」と証言し続けた人です。レジュメにもこの後、折りに触れて竹内さんが「違う」と言っているコメントを載せております。私の前でもはっきりと「違う」とおっしゃっていました。まず、あの時の犯人よりも平沢の方が年を取っている。あの時の犯人はもっと若かった。犯人は44, 5歳から50歳位の間じゃないかな、と私にお話くださいました。平沢貞通さんは事件当時57歳です。ですから、年齢的にかなり開きがあるということは言えると思います。でも平沢貞通さんという方は顔が非常に整っている方でしたので若く見えることはあると思います。大津健一さんも「平沢さんは若く見えたよ」と言っています。必ずしも年齢が違うから即「違う」とは言えないかもしれませんが、犯人を見、平沢貞通さんを見たこの竹内正子さんが「年齢が違う。平沢の方が年を取っている。」そういう風におっしゃっている。年齢という相違点を上げているのは、やはり大きいという風に思います。それから犯人は帝国銀行椎名町支店で自ら「薬をこうやって飲みなさい」と言って飲んで見せているんです。ですから帝銀の人たちは皆犯人の口元に注目していた。竹内正子さんも口元が一番印象に残っている。鼻から下の辺りですね。そして「平沢を見た時に、一番印象に残っていた口元が違うと思った」と、はっきりと私にもおっしゃいました。「平沢は^{ほお(ほほ)ぼね}頬骨が出てるでしょう。でも、あの時の犯人は卵形の普通の丸い口元だった。だから頬骨が出ている平沢は、印象が違う」という風にはっきりとおっしゃいました。年齢が違う。頬骨の形が違う。そして初めて平沢さんを見た時に、「あ、この人が犯人だ」とは思えなかったというんですね。この度の第二十次再審請求で鑑定書を出して下さっている心理学者の先生からお伺いしたんですけれども、一度でも会ったことがある人なら、後になってもう一度見た時に「あ、この人です!」という風に分かっちゃう——そうおっしゃっていました。我々の日常経験でも、会ったことがある人に、しばらくした後で「あ、この人は会ったことある」——そういう印象を持つというのは、確かにうなずけると思うんです。ですから、もし帝銀に現れた犯人が平沢さんであるのならば、竹内さんが平沢さんを見た時に、「あ、この人です」という風に思えたんじゃないのか。ところが、「平沢を見た時に、『あ、この人が犯人だ』とは思えなかった。ピンと来るものがなかった。だから平沢は犯人じゃない」と竹内さんはお話されていました。「容疑者をたくさん見た中では、平沢が一番犯人に似ている。けれども、やっぱりそういうところがね(＝年齢や頬骨の形)、違うから、私には平沢が犯人だとは思えなかった」ということでした。

そして私は、「最高裁で平沢貞通さんの死刑が確定した時はどうお思いになったんですか」と質問をしたんですね。そうしたら、レジュメ2頁目(本誌93頁)に書いてある通り、「やっぱり、私は犯人ではないと思っていましたからね。でも、あの頃だったら、本当の犯人が出て来る可能性はあったでしょう」とおっしゃいました。1948(昭和23)年に事件が発生し、最

高裁での死刑確定は7年後の1955（昭和30）年ですから。犯人が仮に事件当時に50歳位だとしても、57歳。生存していた可能性は充分あったと思います。だから「新聞記者をしていた竹内理一さんが調べている軍関係からでも、本当の犯人が出て来るんじゃないかなと思ったんですよ。」と私にお話されました。つまり、竹内正子さんから言わせると、あくまで帝銀の犯人は他にいるということですよね。そして、私が竹内理一さん・正子さんご夫妻をお訪ねした1980（昭和55）年ごろは、平沢貞通さんが恩赦になるのではないかと期待されていました。法務省の恩赦課長が竹内さんのお宅を訪ねて、被害者感情の調査をされたという話もしてくださいました。その時に竹内正子さんがお答えになったという内容が、レジュメ2頁目（本誌93頁）に書いてあります。「私は今でも犯人ではなかったと思っていますから。平沢も高齢でしょうから、恩赦は結構なことだと思います」——こうお答えになったと、高校生の私に話をしてくださいました。さらに第18次再審請求に竹内正子さんがTBSの記者に宛てた手紙も提出されていました。「あの時の犯人は平沢よりも大分若く、医者らしい落ち着いた、そうした雰囲気を持った人でした。平沢には、そういうところはないように思います」ということです。帝銀事件の目撃者の多くの方は、犯人はお医者さん、そういう様な印象を持っていた。けれども平沢貞通さんにはそういうところはありません。そういう風に竹内さんも指摘なさっています。そして、「犯人は本当にお医者さんだったんじゃないかしら」とも、竹内正子さんは私の前でおっしゃっていました。

レジュメ2頁目をご覧ください。高校1年の1980（昭和55）年の夏休みの8月25日（月）に、3回目の面会。それから、9月23日（火）に、帝銀事件当時に警視庁の鑑識課長だった野老^{ところ}山幸風^{やまさちかぜ}さんを、入院先の病院にお訪ねしてお話を伺ったりしました。さらに、10月1日（水）に、4回目の面会に行きました。仙台駅前で赤い羽根の募金をやっていました。募金を入れて赤い羽根を胸につけていました。面会室に入ります。画家だ、ってということもあるのかもしれませんが。赤い羽根にぱっと気が付いて「赤い羽根はどうしたの?」。そういう風に貞通さんは開口一番に言ったのを覚えております。その後も折りに触れて面会を続けていました。

そして、高校1年の終わりの頃、1981（昭和56）年1月、平沢貞通さんを逮捕した名刺捜査班長であった居木井為五郎^{い き い た め ご ろ う}さんのご自宅に電話をして、為五郎さん本人とお話をいたしました。帝銀事件のお話を聞かせてくれました。この頃、貞通さんの恩赦が大きな問題になっておりましたので、報道機関の人から取材の申し入れがたくさんあったらしいんですね。でもやはり、つつましい元警察官としては「担当した事件については話せない」と全部お断りしていた。ところが私が「高校生なのですがけれど、帝銀事件のお話をお聞きしたい」とお電話したら、「ある程度なら……」ということで、かなり長くお話を聞かせてくださいました。陸軍登戸研究所の伴繁雄さんが高校生の質問に対しては心を開いて色々な真実を話してくれたということが、こちらの平和教育登戸研究所資料館で展示されているようですが、居木井さんにもそんな所が

あったのかなと思います。ただ、居木井さんは平沢貞通さんが犯人であると確信していました。自信満々でした。居木井さんからすれば多分そうなんだろうと、私はしみじみと実感した次第です⁽²⁾。

3. 平沢貞通さんとの交流

その後、1981（昭和 56）年 4 月に高校 2 年生になって以降も平沢貞通さんと面会を続けて、時には大きな、大きな絵を貞通さんから贈られることがありました。狩勝峠の風景を描いた、こんな大きい絵です。これを、もう満 89 歳になったおじいちゃんが描いて私に託してくれたんです。それを裏打ちして額に入れて。まあ、そんなことを続けていって、1981（昭和 56）年 7 月 22 日（火）、第 8 回目の面会です。私、東京に住んでいましたから、東京から東北本線で仙台に面会に行きます。石井さんは宇都宮で洋品店主をやっていたから、面会の帰りに宇都宮で途中下車していつも寄っていたんですね。それで、お寿司なんかをご馳走になる。これがもう、日常パターンということです。この日、託された大作 1 枚と色紙 2 枚、それを持って石井さんのお店に行って、その色紙を持ちながら石井さんと一緒に写真を撮ったりしていました。まあ、こんな風に貞通さんと高校生の私が交流を続けていた訳です。その後も面会を続けたりもしていきましたけれども、高校 2 年の頃、毎日の様に貞通さんに絵葉書を出していました。多い時には一日 5 通出したこともありました。ですから、この頃、本当に貞通さんと共に過ごしていた日々。まあ、そんな様な思い出があります。

4. 平沢貞通さん死去

レジュメ 3 頁目（本誌 94 頁）をご覧ください。1985（昭和 60）年 4 月、貞通さんは仙台の宮城刑務所から東京の八王子医療刑務所に移送されました。そして、この時から残念ながら私は文通・面会を許されなくなってしまいました。一生懸命、「石井さんが面会している後ろに立っているだけでも、話はできなくてもいいから、顔を見せるだけでも許してくれませんか」と、色々申し入れてみたんですけども、結局ダメでした。そして 1987（昭和 62）年 2 月、貞通さんは八王子医療刑務所で重態に陥ります。このままだと獄中で死んでしまう。そう思った石井さんと私は、帝銀事件の生存者 4 名、そして、亡くなった方々のご遺族にお手紙を送って、「貞通さんの釈放への同意書をください」とお願いするということをいたしました。そうしたところ、竹内正子さんはすぐに同意書に署名をして送り返してきてくれました。そして、残り 3 名

の生存者の方。T氏は銀行からある予備校に出向になっていて、その職場を訪ねて、石井さんと私でお願いしました。そして同じ日に、女性の生存者であったAさんにもご自宅を訪ねてお願いしました。ただし、裁判沙汰になっている問題に対して、自分の意思をはっきりと示す。そういったことは避けたいという気持ちが働くんでしょうかね。ちょっと及び腰、関わりたくないという様なお様子でした。そして、支店長代理であった男性のY氏。この方にお手紙を差し上げたけれどお返事がないので、石井さんと二人でご自宅を訪ねました。インターホンを押して、ご家族の方が「本人はもう高齢でそれどころではないんだよね」とお答えになった。結局、Y支店長代理ご本人とは言葉を交わすことができませんでした。そうした中で古井喜実・元法務大臣——先程、石井敏夫さんが直訴したとお話した法務大臣です。この時はもう大臣ではなくなっていましたけど——その元法務大臣にも「賛同書に署名をください」とお手紙を出してお願いしたら、私の自宅の方に直接古井さんご本人からお電話いただきまして、「立場上、署名をすることはできないが……」とおっしゃりつつも、とても丁寧な言葉遣いで激励の言葉を直々にくださるという非常にうれしい出来事もありました。

そして、1987（昭和62）年4月5日（日）、平沢貞通さんは危篤に陥ります。その日、私も急いで八王子医療刑務所に駆けつけました。それも夜だったんですね。八王子の駅から外れたところに刑務所があるので、夜なので正門前は暗いだろうと思って懐中電灯を持っていったんですね。ところがですね、正門に近づくと、正門前が明るいんですね。なんだろうと思って行ったら、ものすごい数の報道陣。煌々とライトをつけて、そんな明るさだったんですね。小宮山重四郎さんという衆議院議員（＝平沢貞通救援国会議員連盟の会長）、遠藤誠主任弁護士、平沢貞通さんの養子の平沢武彦さん、三つ松要さん（＝「救う会」の事務局長代行）……こうした方々を、ものすごい数の報道陣が取り囲んでいるなかでの記者会見が行われていました。そして石井敏夫さんも駆けつけて来ました。この日は近くのビジネスホテルに宿泊しました。遠藤弁護士が「刑務所がホテルを準備してくれました」って言ったら、どうって報道陣が笑ったのを覚えています。そして翌朝、八王子医療刑務所に遠藤弁護士、平沢武彦さん、三つ松要さん、そして石井敏夫さんの4人と私で面会に向かいました。

平沢さんが危篤に陥ったのが4月5日（日）なんですね。そして亡くなるのが5月10日（日）。つまり一ヶ月以上生き続けたんですね。平沢さんが危篤に陥った翌日の4月6日（月）に、私は面会できなかったんですけど、中に一緒に入った時に、氷見さんという医療部長が白衣を着て我々の前に出てきました。危篤になってもなお生き続けている平沢さんの生命力について「超人的である」と我々の前で語っていました。それについてのお話がレジュメ4頁目（本誌95頁）に書いてあります。東京拘置所の看守であった牟田口裕之さん（むだぐち）の話です。このことを話すと、私はいつも涙が出て声が詰まっちゃうんです。声が詰まっちゃったらごめんなさいね。牟田口さんが東京拘置所で平沢さんと一緒にいた時のことを、平沢さんの一周忌で語ってくださった

んですね。「平沢さんが私にこう話したことがある。『自分が帝銀事件の犯人の汚名を着せられて死刑にされること自体は、交通事故で毎年一万人以上の人が命を落としていることを考えれば、まだ諦めがつく。けれども、俺の子や孫が、帝銀事件の平沢の子だ！孫だ！と言われて、世間から痛めつけられていることを思うと、俺は死んでも死にきれない。何としても再審で無罪を勝ち取らなきゃならないんだ』」。そう平沢さんが牟田口さんに話したっていうんですね。牟田口さんは言っていました。「それを聞いた時、私は涙が出そうになりました」と。まさに平沢さんは危篤に陥った時、1987（昭和 62）年 4 月 5 日（日）の夜から、亡くなる 5 月 10 日（日）までの一ヶ月以上、「無実の罪を再審で晴らすまで死んでも死にきれない」——そんな思いで生きていたのではないかと、そんな風に思います。

この日、一緒に面会に行った遠藤誠弁護士は 2002（平成 14）年にご逝去。平沢貞通さんの養子の武彦さんは、2013（平成 25）年に残念ながら孤独死しました。そして、三ツ松要さん（＝「救う会」事務局長代行）は、武彦さんとほぼ同じころにお亡くなりになったと伝え聞きました。さらに、石井敏夫さんも 2 年 8 ヶ月前の 2016（平成 28）年 4 月 8 日に亡くなりました。貞通さんが危篤に陥った「あの日」、取るものも取り敢えず駆けつけて、翌朝一緒に面会に向かった人たち。私のほかに四人いらっしゃいましたけれども、四人ともすでに亡くなり、私は平沢貞通さんが危篤に陥った「あの日」を語れるたった一人の生き証人になってしまいました。

あの日、石井さんが面会に行った時に、「おじちゃん、宇都宮の石井が来たよ」って石井さんが語りかけたら、貞通さんが目を開けたっていうんですね。もちろん目玉が見えるほど目を開けるほどではないでしょうけども。目を開けて上半身がこうやって動いたって。「ああ、通じたんだなあって思ったよ」と、石井さんが毎日新聞の記者の取材に答えながら話していたのを今でも覚えています。

そして 1987（昭和 62）年 5 月 10 日（日）朝 8 時 45 分、八王子医療刑務所で平沢さんは亡くなりました。その時、私は NHK のラジオをかけたんですね。そこで帝銀事件生存者の竹内正子さんのコメントが放送されておりました。「今では昔のことになってしまったが、銀行に現れた犯人と平沢死刑囚が別人であったということは今でも確信している。再審請求は認められませんでした。せめて生きているうちに釈放させてあげたかったです」。帝銀で毒を飲まされた生存者



第 1 図 平沢貞通（1987 年 5 月 10 日撮影、細川次郎氏提供）

の一人である竹内正子さんが、平沢さんが亡くなったその時にも、こうしたコメントを公にしてくれました。

その日、荻窪のマンションで平沢貞通さんの遺体と対面いたしました。顔を見たときに「あ、あのおじいちゃんだ」って思いました。仙台の宮城刑務所の三号面会室で、生きている時の顔を何度も何度も見て、話をしましたから。八王子で会えなかった期間、ブランクがあった訳ですが、貞通さんの亡骸の顔を見て「あ、あのおじいちゃんだな」と、なんだかちょっと安心するような気持ちになりました。

先程、「平沢は、頬骨の形が犯人と違う」と竹内正子さんがおっしゃっていたとお話いたしました。竹内正子さんによれば、犯人の顔の形は丸い卵型だったというんですね。ところが、平沢貞通さんの遺体の顔写真をご覧になっていただければ判る通り（第1図）貞通さんの左右の頬骨は明らかに飛び出している。明らかに顔の形が違う。だから、1948（昭和23）年1月26日に帝国銀行椎名町支店に現れて、竹内正子さんによって目撃された犯人とは、明らかに別人。平沢貞通さんは自らの亡骸を以て無実を示していると言えるのではないのでしょうか⁽³⁾。

レジュメ5頁目（本誌96頁）に入ります。平沢貞通さんが亡くなった翌日である1987（昭和62）年5月11日（月）の夜、中野の宝仙寺で仮通夜が行われました。この時、私は札幌の鈴木貞司^{さだし}弁護士と初めてお会いしました。鈴木さんは、平沢貞通さんと最も古くから交流した支援者です。そして、昭和20年代の平沢貞通さんを知る唯一の生き証人です。現在は、札幌の老人ホームに入居なさっていて、2年ほど前に会いに行って参りましたが、今は「好々爺」という感じで、ユーモアのある楽しいお爺ちゃんという感じでした。

さらに翌日である5月12日（火）昼には、同じ宝仙寺で本通夜が行われて、貞通さんのご遺体は火葬に付されました。そして、貞通さんの亡くなった日から丸二週間後、青山葬儀所で告別式がおこなわれました。遠藤誠弁護士は弔辞の中で「生きているうちに刑務所の外に出してあげられなかった我々の非力をお詫びします」と述べていました。そして、歴史学者の家永三郎さんから寄せられた次のようなコメントも読み上げられていました——「事件の生存者である竹内正子さんが終始一貫して『平沢氏は犯人ではない』と証言し続けていること。そして、捜査員の一人である成智英雄・元警視が公然と『平沢氏は犯人ではない』と主張していること。この二点だけをもってしても、この裁判に疑問ありとするには充分でありましょう」。本当にそうだなと、私もこのコメントを聞いて思いました。

そして、その年の夏休み、小樽のお墓に初めてお墓参りに行きました。平沢さんの実の妹さんのご案内で、お墓参りをしました。きれいな、かわいい、上品なおばあさんでした。平沢家というのは目鼻立ちが整っている家系のようです。このおばあちゃんなんか、可憐な少女という印象さえある、明るく素敵なおばあちゃんでした。このおばあちゃんも2002（平成14）年に亡くなりました。そして、1989（平成元）年には、2回目のお墓参りに行きました。

5. 平沢貞通さんの人となり

それでは最後に、平沢貞通老の「人となり」というものを少しお伝えしたいと思います。私が直接会った時はもう満88歳。前歯は一本も無く、言葉はとても聞きづらい。会話はちょっとしづらい様な状態ではありました。高齢のため、体はすごく縮んで小さくはなっていました。髭は少し生えていましたけど、ほんのちょっとでした。ちょっとみすぼらしい感じでした。髪の毛は真っ白。ただし、獄中であまり太陽に当たっていないはずなのに（肌の）色は黒かったです。独特のダミ声で、田中角栄さんとか田中真紀子さんのお声にちょっと似ている。そんなお声で話す人でした。いつも和服を着て面会室に現れました。話をしているユーモアのある、そんなおじいちゃんでした。レジュメ6頁目（本誌97頁）をご覧ください。高校生の私が面会室に入っていくと、それまで座っていた貞通さんが立ち上がって、片手をあげて「やあ、こんにちは」と、こんな風に挨拶することも多々ありました。面会室に来る時とか、房に戻る時は自分の足で歩いて行くことが当時は出来ていました。八王子に行ってから車椅子だったと伺っています。「お元気ですか？」という、「この通り元気ですよ」と言って、面会室の仕切りボードの手前の台をドンドン！と叩いてみせる。それがいつものパフォーマンスでした。色々お話をしたんですけど、ちょっと「あれあれ」と思うところもありました。コルサコフ症候群⁽⁴⁾の後遺症のせいでしょうかね。明らかな嘘を真顔でいうことがありました。平沢さんがシャバにいた時、小樽の自分の家の隣にお相撲さんの北の湖が住んでいたと、私が面会している時に言ったことがありました。それでギーコ、ギーコってノコギリで木を切っている音が聞こえてきたという話を私にするんです。平沢さんがシャバにいた時、まだ北の湖は生まれていないですからね。言っているそばからありえない話をご本人は真顔で話す。そういうことがありました。コルサコフ症候群の症状にそういう症状があるという風に聞いていますので、あるいはそれが残っていたのかもしれませんが。大津健一さん（＝先ほどお話したカービン銃ギャング事件の主犯です）は、8年間平沢貞通さんと同じ東京拘置所にいた時、随分だまされたりしていますよ。だから私の前で、大津さんは「あのジジイ、本当に騙すからな」って怒っていましたね。一回大津さんのところに平沢貞通さんが「真犯人が見つかったので、私ここ東京拘置所を出ることになりました」って言ってきたというんですね。大津さんは信じちゃって「本当ですか。平沢さん、よかったですね」って言ったら、一週間経っても二週間経っても出る気配が無い。まるっきり嘘だったんですね。その様なことがしょっちゅうあり、同じ東京拘置所にいた三鷹事件の竹内景助被告人とは犬猿の仲だったそうです。平沢さんが嘘ばかり言うから竹内さんが怒っちゃったんだそうです。

私の記憶に残る宮城刑務所の刑務官の方々の話です。青木さんはいつも面会を担当してくだ

さった、ちょっと怖い感じの方でした。加藤さんは面白い人でした。私が夏休みに面会に行くと「お、来たな。夏休みか。夏休みは何日ある？ 40日？ かあー、俺も学生に戻りたいよ」。そんな風に言ってくれたりしました。そして、三号面会室の後ろで、いつも平沢さんの後ろについて話を聞きながら「うん、うん」って頷いているおじいちゃんの刑務官もいました。それから、差し入れの受付にいつもおばちゃんの刑務官がいたんです。レジュメ7頁目（本誌98頁）に書きましたけれども、1981（昭和56）年8月22日（火）、土砂降りの雨の日に面会に行きました。この日、貞通さんが大作1枚と色紙2枚をくれました。その時、「せっかく平沢さんからきれいな絵を描いてもらったのに雨で濡らしちゃいけません」と言って、大きなビニール袋をそのおばちゃんの刑務官がくれました。次の面会の時に貞通さんにその話をしたら、すごくうれしそうに貞通さんが頷いておりました。刑務官の方々も随分良くしてくれました。

平沢貞通さんの折々の表情をいくつかお伝えしようと思います。両国の川開き＝隅田川の花火大会ですね。この話を私がした時にも、貞通さんは本当に絞り出すような声で「見たいなー」って言っていましたね。まあ、30年以上獄中であって決して見ることの出来ない、かつて見た両国の川開き。本当に見たかったんでしょうね。最近、足利事件で再審無罪になった菅家利和さんにお目にかかってお話を聞く機会がありました。菅家さんは寅さん映画やカラオケが大好きということでした。それを聞いて羨ましかったです。貞通さんにも、もう一度自由を味あわせてあげたかったなという風に思いました。あといくつか貞通さんの表情を書いてありますのでレジュメをご覧ください。

おわりに

レジュメの9頁目の終わりと10頁目⑦（本誌100～101頁）です。最後に、私は平沢貞通さんの再審無罪の実現をぜひ見届けようと思っております。天国にいる平沢貞通さんと石井敏夫さんに無罪の判決をお土産に持って行ってあげたいと思っています。そして平沢貞通さんを直接に知る最も若い世代の者として、私自身100歳、頑張って場合によっては110歳まで生きて、平沢貞通さんのことを後世に語り伝えていきたいと思っています。本日はご清聴、誠にありがとうございました。

〔注〕

- (1) 平沢貞通「老」という呼び方は、事件発生から62年後に再審無罪が言い渡された冤罪事件である「加藤老事件」に倣ったものである。
- (2) その後、1985（昭和60）年以降は、居木井為五郎さんは報道機関の取材に応じて、帝銀事件について語っている。『週刊読売』1993（平成5）年7月11日号のインタビュー記事には、「現在、平沢・クロ説には、疑問を呈す

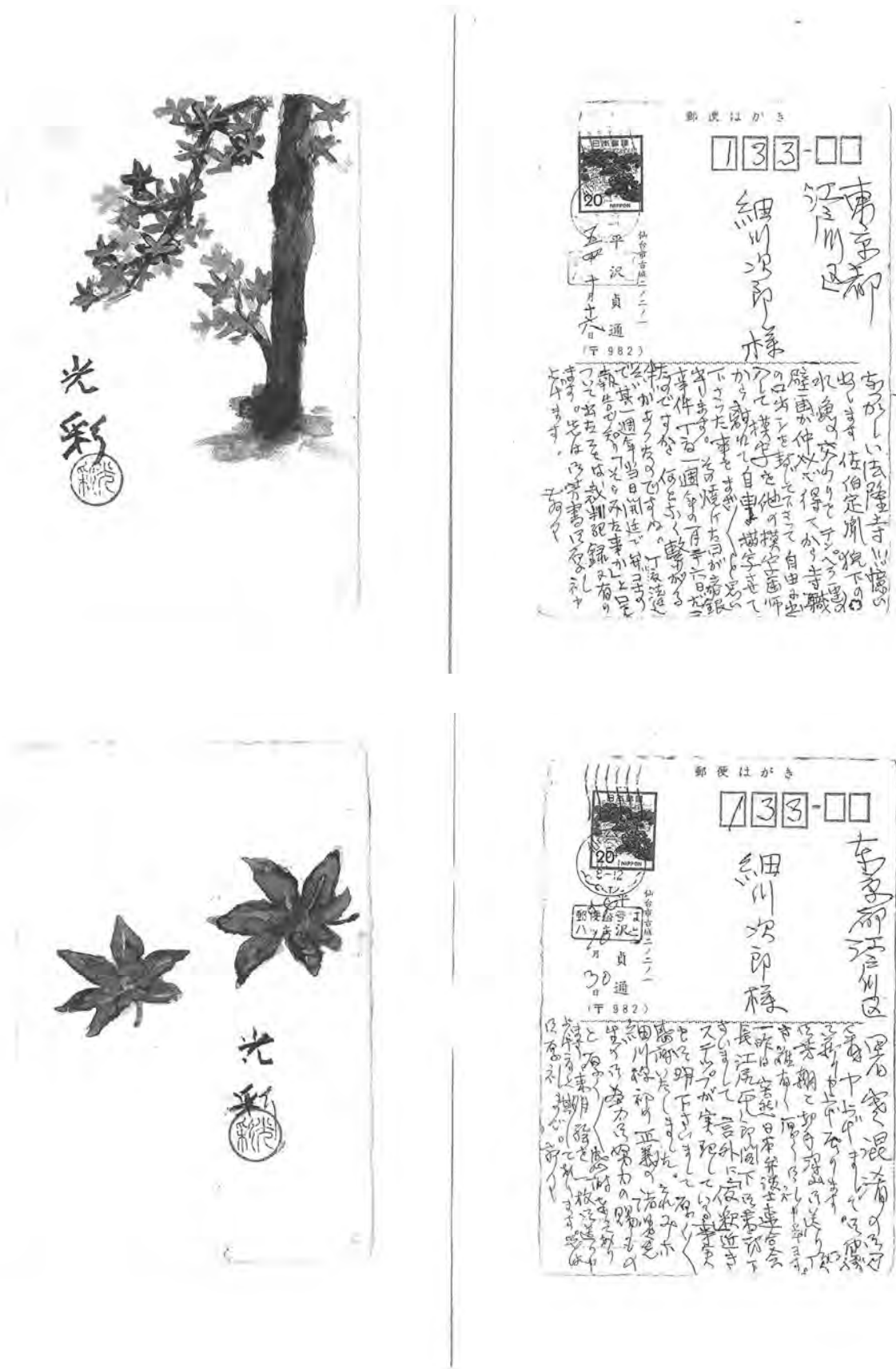
る声が少なくない。しかし、居木井さんは、立場上、当然かもしれないが、真犯人と信じきっていた」とある。『週刊読売』の記者も、私と同じ印象を持ったようだ。又、『週刊新潮』1985（昭和60）年5月23日号では、「捜査本部は七三一部隊に的を絞っていたために全然相手にしてくれない。最後には『お前は気が違ったんじゃないか』とまで面罵されましたよ」、「藤田刑事部長が、平沢逮捕の断を下してくれた」と語っている。そうした話を、居木井さんは1981（昭和56）年の段階で、高校生の私に聞かせてくれた。

- （3）竹内正子さんは、1955（昭和30）年8月発行の『文藝春秋臨時増刊』に寄せた「帝銀事件の悪夢」と題する手記で、「こちらをみつめる平沢の顔は、あの時の犯人の顔と何か根本的な違いがある、むしろ親しみすら感じられるお爺さんといった顔だったので、瞬間実はホッとしたといったところだったのです。これが私の平沢に対する第一印象です」、「違うという感じはあの時の犯人はとにかくお医者だったということなのです」、「また顔も違うんです。平沢の顔は、どうもほゝ骨が、発達し過ぎていようなんです。犯人を真正面からみているのは私とY支店長代理です。私は、どうも平沢のほゝ骨が、気にかゝるのです」と述べている。
- （4）平沢貞通氏は狂犬病予防接種からコルサコフ症候群が発症した。記憶障害、虚言などの症状がでる。

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は筆者又は資料館による補足です。

第2図 平沢貞通から細川氏への書簡 「光彩」とは平沢の画号。1979（昭和54）年10月16日，30日付。
（細川次郎氏所蔵）



参考資料（細川次郎氏作成・提供） ※講演会当日配布資料をもとに作成

「高校生の見た最晩年の平沢貞通老
——宮城刑務所での面会に通う——」
細川 次郎
.....
石井敏夫氏（1934年6月5日生～2016年4
月8日没。宇都宮の洋品店主）
＝昭和29年～昭和62年の33年間、平沢貞
通老と文通・面会しつつ、画材などを差し入
れる
＝平沢貞通老と最も長く、かつ、最も親しく
接した支援者
＝平沢貞通老を物心両面で支える
＝はじめは大学生（乏しい小遣いからチーズ
などを差し入れ）→その後、多い時には月
30万円もの画材を差し入れ（平沢貞通老が
東北大学附属病院入院中は、画材の注文が途
絶えた→石井さんは寂しかったという）
.....
中学2年（13歳）
昭和54年1月27日（土）・28日（日）
東京の神田「あかつき画廊」
石井敏夫氏主催の「平沢貞通獄中画・資料展」
へ足を運ぶ
平沢貞通老へ初めて手紙を送る
.....
昭和54年2月18日（日）
＝平沢貞通老の満87歳＝数え年88歳（米寿）
の誕生日
横浜「つうりすとギャラリー」
石井敏夫氏、そして、尾崎隆一氏（＝現在、
平沢貞通老を直接に知る2番目に若い支援

者）と初めて会う
.....
中学3年（14歳）
昭和54年5月22日（火）
古井喜実（ふるいよしみ）・法務大臣に、
石井敏夫氏が直訴
.....
昭和54年6月10日（日）
小田原「御用所画廊」
.....
昭和54年9月25日（火）
平沢貞通老から最初の返事＝直筆の絵ハガキ
.....
以後、ほぼ1ヶ月に1枚、直筆の絵ハガキが
届く
.....
昭和55年1月26日（土）
帝銀事件から満32年目の日
テレビで3時間ドラマ「帝銀事件」放映
.....
中学校卒業→高校1年（15歳）
昭和55年3月31日（月）
宮城刑務所にて初めての面会
満88歳の平沢貞通老と満15歳の細川次郎
.....
昭和55年7月14日（月）
2回目の面会
石井敏夫氏、そして、大津健一氏
.....
大津健一氏
＝カービン銃ギャング事件主犯

= 第1 審死刑→第2 審で無期懲役へ減刑→仮
釈放で出所

= 昭和 29 年～昭和 37 年の 8 年間、東京拘置
所で平沢貞通老の隣の独房で過ごす

週刊文春連載→徳間書店から単行本「さらば、
わが友——実録大物死刑囚たち」を出版→東
映で映画化

.....

昭和 55 年 7 月 24 日（木）

帝銀事件の現場（事件から 32 年後）を訪れ
る

.....

昭和 55 年 7 月 25 日（金）

竹内理一氏・正子さんを、練馬区石神井のご
自宅に訪ねる

竹内理一氏 = 帝銀事件当時の読売新聞記者

竹内（旧姓・村田）正子さん

= 帝銀事件生存者

= 終始一貫して「平沢は犯人ではない」と証
言し続ける

年齢が違う、顔の形（頬骨）が違う

平沢を見た時に、「これが犯人だ！」とは思
えなかった

最高裁で平沢の死刑が確定した時（昭和 30
年）には？

→「やっぱり、私は犯人ではないと思ってい
ましたから。あの頃だったら、本当の犯人が
出てくる可能性はあったでしょう。だから、

こちら（＝理一氏）が調べているような軍閥
係からでも、本当の犯人が出てくるんじゃな
いか…とっていました」

訪問に来た平田友三・法務省恩赦課長に対し
て

「私は今でも犯人ではなかったと思っていま
すから。平沢も高齢でしょうから、恩赦は結
構なことだと思います」

第 18 次再審請求に提出された竹内正子さん
手紙

「あの時の犯人は平沢より大分若く、医者ら
しい、落ち着いた、そうした雰囲気を持った
人でした。平沢には、そういうところは無
いように思います」

.....

昭和 55 年 8 月 25 日（月）

3 回目の面会

.....

昭和 55 年 9 月 23 日（火）

野老山（ところやま）幸風・元警視庁鑑識課
長を大塚の山川病院に訪ねる

.....

昭和 55 年 10 月 1 日（水）＝都民の日

4 回目の面会

赤い羽を胸に付けていたら、平沢貞通老はす
ぐに気が付いた

.....

昭和 56 年 1 月 6 日（火）

5 回目の面会

.....

昭和 56 年 1 月

平沢貞通老を逮捕した名刺捜査班長	熊井啓監督と交流会
居木井為五郎（いきいためごろう）・元警部	
補へ電話	高校3年（17歳）
帝銀事件についてインタビュー	昭和57年7月下旬
.....	11回目の面会
昭和56年3月27日（金）	
6回目の面会	昭和58年7月下旬
.....	12回目の面会
高校2年（16歳）	
昭和56年4月6日（月）	昭和59年7月下旬
7回目の面会	13回目の面会
.....	
昭和56年4月28日（火）	昭和60年4月
面会時に宅下げられた大作「狩勝大観」の裏	平沢貞通老が八王子医療刑務所へ移送される
打ちが出来上がる	私は文通・面会を許されなくなる
.....	「死刑の時効問題」で、東京地裁の藤田裁判
昭和56年7月22日（火）強雨	官が、平沢貞通老を審尋
8回目の面会	
大作1枚と色紙2枚を宅下げられる	昭和62年2月
.....	平沢貞通老重態
昭和56年8月14日（金）	
9回目の面会	石井敏夫さんと一緒に、帝銀事件生存者と遺
.....	族に、平沢貞通老の釈放の同意書を求める
昭和56年8月25日（火）	
10回目の面会	竹内正子さん＝同意書に署名をくれる
.....	T氏＝職場に訪ねて会う
昭和56年夏ごろから	Aさん宅で、Aさんと会う
平沢貞通老に毎日、絵ハガキを送る＝多い時	Y氏宅＝インタホン越しに家族と話す
には1日5通も	
.....	古井喜実・元法務大臣から細川次郎の自宅へ
昭和56年11月15日（日）	電話
高田馬場のACTミニシアター	
映画「帝銀事件・死刑囚」を上映	昭和62年4月5日（日）夜

平沢貞通老危篤

八王子医療刑務所へ駆けつける

正門前が明るい（＝大勢の報道陣）

近くのビジネスホテル「B & B ビジネス」
に宿泊

マスコミが去った後の遠藤誠弁護士の言葉

「マスコミは平沢が死ぬのを待っているんだ
よ」

.....

昭和 62 年 4 月 6 日（月）

八王子医療刑務所

①遠藤誠弁護士、②養子の平沢武彦氏、③三
つ松要・「救う会」事務局長代行、④石井敏
夫さんの 4 人と一緒に、面会に向かう
私は面会できず

大勢の報道陣

正門に入る場面を“やり直し”

平沢貞通老は、危篤に陥った 4 月 6 日（月）
～亡くなる 5 月 10 日（日）まで、1 ヶ月以
上も生き続けた

八王子医療刑務所の氷見（ひみ）・医療部長
平沢貞通老の生命力＝「超人的」と語る

東京拘置所の看守＝牟田口裕之氏の話（＝昭
和 63 年の平沢貞通老 1 周忌で）

「平沢さんが私にこう話したことがある。『自
分が帝銀事件の犯人の汚名を着せられて死刑
にされること自体は、交通事故で毎年 1 万人

以上の人が命を落としていることを考えれ
ば、まだ諦めがつく。けれども、俺の子や孫が、
帝銀事件の平沢の子だ！、孫だ！と言われて、
世間から痛めつけられていることを思うと、
俺は死んでも死に切れない。何としても再審
で無罪を勝ち取らなきゃならないんだ』。そ
れを聞いた時、私は涙が出そうになりました」

平沢貞通老はまさに「死んでも死に切れない」
気持ちで生きていたのではなかったか、
と思う

.....

①遠藤誠弁護士＝ 2002 年にご逝去

②養子の平沢武彦氏＝ 2013 年に孤独死

③三つ松要・「救う会」事務局長代行＝武彦
氏とほぼ同じ頃に亡くなったと伝え聞く

④石井敏夫さん＝ 2016 年 4 月 8 日にご逝去

私は、平沢貞通老が危篤に陥った「あの日」
を語る「たった 1 人の生き証人」になって
しまいました…

.....

昭和 62 年 4 月 6 日（月）

危篤となった平沢貞通老に面会して来た石井
敏夫氏に、毎日新聞の小泉敬太記者が取材
石井さんの「おじちゃん、宇都宮の石井が来
たよ！」の呼びかけに、平沢貞通老は目を開
いた！

上半身が動いた！

.....

昭和 62 年 5 月 10 日（日）A.M.8:45

八王子医療刑務所 平沢貞通老ご逝去

NHK ラジオニュースの竹内正子さんのコメント

「今では昔のことになってしまったが、銀行に現れた犯人と平沢死刑囚とが別人であったということは、今でも確信している。再審請求は認められませんでした、せめて生きているうちに釈放させてあげたかったです」

.....

昭和 62 年 5 月 10 日（日）夜

萩窪のマンション

平沢貞通老の遺体と対面

「あっ、あのおじいちゃんだ…」

初めて平沢貞通老の手に触れた（＝「この手で、絵を描いていたんだな…」）

薬のためか（?）、黄疸で顔や体は黄色かった

「末期の水」

.....

昭和 62 年 5 月 11 日（月）夜

仮通夜 中野の宝仙寺

札幌の鈴木貞司（すずきさだし）弁護士（1936 年 2 月 4 日生まれ。現在満 82 歳）

平沢貞通老と交流した最も古い支援者

昭和 20 年代の平沢貞通老を知る唯一の生き証人

.....

昭和 62 年 5 月 12 日（火）昼

本通夜 中野の宝仙寺 火葬

.....

昭和 62 年 5 月 24 日（日）

青山葬儀所 告別式

遠藤誠弁護士という言葉

「生きているうちに刑務所の外に出してあげられなかった我々の非力をお詫びします」

歴史学者の家永三郎さんから寄せられたコメント

「事件の生存者の 1 人である竹内正子さんが終始一貫して『平沢氏は犯人ではない』と証言し続けていること。そして、捜査員の 1 人である成智英雄・元警視が公然と『平沢氏は犯人ではない』と主張していること——この 2 点だけをもってしても、この裁判に疑問ありとするには充分でありましょう」

.....

昭和 62 年 6 月

宇都宮

石井敏夫氏主催「平沢貞通 39 年の軌跡」の展覧会

.....

昭和 62 年 8 月

小樽

平沢貞通老の実妹と一緒に初めてのお墓参り
→ 2002 年ご逝去

.....

1989 年（平成元年）8 月

小樽

2 回目のお墓参り

.....

平沢貞通老の“人となり”

.....

①前歯は1本も無く、言葉はとても聞き取り
づらかった

体は高齢のため縮んでいた

髭（ひげ）は僅か（＝自画像の髭は過剰）
髪は全部白い（＝ハゲてはいなかった）

色は黒かった

ダミ声
＝武彦さんの撮影したご長女の動画では、お
声がそっくりだった

いつも和服（＝夏は甚平を着ていたことも
あった）

腕にあせもが出来ていたのを見せたことも
あった

ユーモアがあった

.....

3号面会室に入っていくと、平沢貞通老は立
ち上がって、片手を挙げて「こんにちは」

宮城刑務所では、独房から面会室への往復は
自分の足で歩いていた

背は真っ直ぐ伸びていた（＝腰は曲がってい
なかった）

「お元気ですか？」と問うと、プラスチック
板の向こうで、いつも「この通り、元気です」
と台をドン！とたたく

.....

②コルサコフ氏症の後遺症？

明らかな嘘を真顔で言うことがあった

面会時に、「小樽の平沢貞通老の家の隣に、
北の湖が住んでいて、ノコギリを引いている
音が聞こえてきた」と言ったことがあった

大津健一氏の話＝「あのジジイ、本当に騙す
からな」

「大津さん！ 真犯人が出て、私はここを出
ることになりました」と大津氏に言ったこと
があった

（＝真犯人がもう捕まってしまったようなこと
を言う。大津氏は、はじめは信じてしまった）

三鷹事件の竹内景助・被告人とは犬猿の仲（＝
平沢さんが嘘ばかり言うから）

.....

③私の記憶に残る宮城刑務所の刑務官の人た
ち

青木氏＝小太りで小柄。目付きがちょっと怖
い刑務官。いつも面会担当だった。面会用の
建物ではじめに対応→腰の鍵で鉄扉を開け
て、向こうに行くと、3号面会室に入って来
て、平沢貞通老の隣で会話を速記

加藤氏＝四角い顔の楽しいおじさん（＝「ペ
ヤング ソース焼きそば」のテレビCMのタ
レントさんに似ていた）

「おっ、来たな！夏休みか？！」、「夏休みは
何日ある？ 40日！？ かあ～、俺も学生に戻

りたいよ！」

3号面会室で、平沢貞通老の後ろで椅子に座っていたおじいちゃんの刑務官
(=私の話を聞きながら、「うん、うん…」と
いうように、頷いていた)

差し入れの受付にいたおばちゃんの刑務官
=昭和56年8月22日(火)、どしゃ降りの
雨の日の面会時に、「せっかく平沢さんから
綺麗な絵を貰ったのに、濡らしてしまっ
てはいけません…」と言って、大きなビ
ニール袋をくれた

→次の面会で、平沢貞通老にそのことを話
したら、平沢老は嬉しそうに笑って、頷
いていた

冬の面会時には、面会室にストーブが置
かれていた

そして、面会終了後に、平沢貞通老が廊
下に出ると、上着を持った刑務官が待っ
ていて、平沢老の肩に上着を掛けた

刑務官が上着を持って待っていてくれた
のに気付いた平沢貞通老は感動したよう
に、大きな声で「お～っ！！」と言っ
ていた

大津健一氏の話＝「でも、平沢さんの態
度は卑屈だよ。だから、刑務所のお役人
は平沢さんには親切なんだ」

.....

④平沢貞通老の折々の表情

両国の川開き＝隅田川の花火大会のこ
とを話

した時、「見たいなあ…」と、絞り出す
ような声で言った

(芸者さんにモテた話もしていた)

最近、菅家利和さん(足利事件で無期懲
役確定→再審で無罪)にお会いして、お
話を聞く機会があった

=菅家さんは、寅さん映画のDVDやカ
ラオケがお好きとのこと

→羨ましかった＝平沢貞通老にも、も
う一度自由を味わわせてあげたかつ
た

.....

「北海道平沢貞通氏を救う会」の人が、
国際的人権機関「アムネスティ」に、平
沢貞通老の問題を訴えたことを話した
時

「国際的に、だいぶ問題になったよう
ですよ」と語った平沢貞通老の表情

=菅家利和さんや斉藤幸夫さん(松山事
件で死刑確定→再審で無罪)が、釈放直
後の記者会見で見せた「怒りの表情」に
そっくりだった

.....

映画「さらば、わが友」＝東京拘置所
で、冬に大津健一氏と平沢貞通老がお
風呂に入るために、禪(ふんどし)姿で
「寒い！寒い！」と言いながら、風呂場
まで廊下を走るシーンがあることを話
した時

→「う～ん、懐かしい」という表情

.....

再審の話をした時に、私が口を滑らせて
「再審は難しいと言われています」と言
ってしまった時

→平沢貞通老は下を向いてしまった

.....

高校2年の終わりの3月に修学旅行で見た琵琶湖の広さを、「青い水に白い波…！ 湖なのに、本当に海みたいですね！」と話した時
→「本当に海みたいですよ」と平沢貞通老

後ろに付いているおじいちゃんの刑務官も、高校生の私がいい話題を一生懸命に平沢貞通老に話しているのを、「うん、うん…」というように頷きながら聞いていた

面会終了後に、帰りながら廊下で、刑務官に「あの人は本当に良くやってくれる…」と平沢老が言う声が聞こえた

.....

「テンペラ画にかけては、平沢さんは『日本で指折りの絵描きさんだ』って、評判ですよ」
と言ったら、本当に嬉しそうな表情だった
.....

石井敏夫さんをネタに、平沢貞通老を大笑いさせたことがある

石井敏夫さん

=世界百数十ヶ国を旅行

=コレクションも多数（関東大震災の絵ハガキ、双六、切手等々）

「石井さんの奥さんが、『うちの旦那は、お店そっちのけで、あっちこっちにフラフラして困ります』なんて言ってたことがありましたよ」と私

→平沢貞通老は思わず「うおっほほ！！」と

いうように大笑い

.....

⑤石井敏夫さん

2016年4月6日＝私が最後に会った日

ほぼ昏睡状態の石井さんに、「石井さん！今日は4月6日ですよ。29年前に、八王子医療刑務所へ、“平沢おじいちゃん”に面会に行きましたね」と語りかけた

→石井さんには私の言っていることが伝わっているようだった

4月8日ご逝去

.....

晩年の石井敏夫さん

宇都宮の自宅から千葉の老人ホームへ移る

石井さんとの面会に通う

平沢貞通老は石井さんとの面会の時に、「石井さん、有難う…」と言って、石井さんに手を合わせた

私が老人ホームへ石井さんに面会に行くと、石井さんは「有難うよ…！」と言って、手を合わせた

「情けは人のためならず」

石井敏夫さんは、人のために尽くした

→今度は、人から尽くしてもらおう番だ…と思った

「私は、石井さんが人（＝平沢貞通老）のた

めに尽くす姿を、中学生の時からずっと見ていた。石井さんとの交流は37年間に及び、それは平沢貞通老と石井さんとの交流の33年間を越えた]

.....

平沢貞通老

= 帝銀事件で昭和23年に逮捕される

= 昭和30年に死刑確定

= 昭和62年に八王子医療刑務所で死去するまで、獄中39年間 (死刑確定後32年間)

= 死刑の執行は、なされなかった

.....

平沢貞通老が無実を訴え続けて、死刑確定後、32年間に亘って獄中で生き続けたこと。そして、一庶民である「宇都宮の洋品店のオヤジ」の石井敏夫さんが、物心両面で平沢貞通老を支え続けたことは、最大の裁判批判 [= 詰襟の制服を来た高校生の私は、宮城刑務所へ平沢貞通老との面会に通いながら、ずっとそれを見つめていた]

(石井さんの平沢貞通老への「最後の差し入れ」は、猿股だった)

.....

中垣國男・元法務大臣 (帝銀事件に関するテレビ番組のインタビューに答えて)

= 帝銀事件の生存者の証言が分かれていたこと (「この人だった」、「この人ではなかった」、「わからない」) が、死刑執行命令の障害となった

→ 「あれが無かったら、ボクは判をついただらうと思うね」

.....

⑥ 竹内正子さん

2000年2月

NHKが帝銀事件の番組を作成

NHKから、私が高校1年の時の録音テープを番組で使いたい旨の申し入れ

→ 私から竹内正子さんへ電話

→ 結局、録音テープは提供せず

「主人は新聞記者をしていましたから、取材する時には取材して、取材される時にはお断り！という訳にもいかなかった…」

ご主人 (= 理一さん) 亡き後は、取材に応じず

「今は、静かに暮らしておりますから…」

.....

高校1年の時にお会いした後、「生存者のAさんにもお会いしたい」と、私から竹内正子さんへ電話

「あんまりいい思い出ではないから。Aさんは聞かれるのが嫌なんでしょう」

.....

現在、満91歳のはず

数年前、ご住所を頼りに、竹内正さんのマンションの玄関まで足を運ぶ

郵便受けに「〇〇 (= おそらく娘さんの嫁ぎ先の姓)」とある横に、「竹内」との追記あり

呼び鈴は押さずに退去

.....

⑦ 最後に

私は、平沢貞通老の再審無罪の実現を見届け
る

→天国の平沢貞通老と石井敏夫さんに、無罪
判決をお土産に持っていきたい

「平沢貞通老を直接に知る最も若い世代の者」
として、100 歳（→ 110 歳）まで長生きして、
平沢貞通老のことを後世に語り継いでゆきた
い

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」

帝銀事件再審請求の経過に関する心理学的検討について
ディスコミュニケーション分析の視点から

山本登志哉

発達支援研究所, 供述心理学研究所

はじめに

ご紹介いただきました山本です。自白の問題とご紹介していただきましたが、もちろん自白に関係することですが少し議論のポイントをずらして、自白があれだけ減茶苦茶な経過で作られたにも関わらず、それを示された裁判官が何故おかしいと思わなかったのか。何故それだけで判決が確定してしまったのか。そして確定した後に再審が20次にわたっている訳ですが、これだけ繰り返し、繰り返し再審の裁判が行われる中で、膨大な裁判官が関わっていらっしゃる。その裁判官たちが何故おかしいと思わなかったのか、その問題を考えてみたいと思います。

1. 帝銀事件はなぜ再審が認められないか

本日の私の議論ですけれども、帝銀事件は何故再審が認められないのかについてです。実は再審の請求の中で「真犯人」と目される人物が具体的に特定されて、それについて様々な間接的な証拠を示しながら裁判所に訴えられたという、そういう時期がありました。それが否定されていく訳ですが、その経緯の中に、裁判官が事実をどのように認定するのか見てみたいと思います。

私は心理学者として研究を続けていることの一つに「ディスコミュニケーションの分析」があります。あとで簡単にお話ししますが、同じものを見ながらお互いに違ったものが見えてしまうという現象を扱うものです。裁判の場合は、挙げられた証拠はみな共有されている訳です。先程のお話でいえば（酒田芳人氏講演。本誌63頁参照）、隠されている証拠は一応制

度上はないわけです。ということになると、全ての人が同じ証拠を見ているのに、そこから導き出される結論が全く違ってしまいます。同じものを見ながら、違うものを見ているとしか考えられない、ということになります。そんなふうに、私たちの普通のコミュニケーションの中でお互いに同じことについて語り合っていると思っていたことが、考えていることが全然違って、議論が全くすれ違ってどうしようもなくなってしまう、ということがしばしばある。そのようなコミュニケーションをディスコミュニケーションと考えます。本当に人のコミュニケーションの中で普通に起こっていることです。もしかすると、冤罪が成立する過程もそういうことの一つの事例ではないかという視点から少し考えてみたいと思っています。

先程、細川次郎さんから、平沢さんとの中学校・高校時代からの交流のことをお話いただきましたけれども（細川次郎氏講演。本誌 79 頁参照）、お話の中から、平沢さんの人生の重み、それに関わってこられた支援の方の重みというものをすごく感じられます。この事件は発生から 70 年ですが、70 年経っても、未だにこうやって問題だ、問題だと言われ続けている。そして、その問題に人生を賭けて取り組んでこられた方は膨大な数になります。弁護団ですずっとやってこられた主任の弁護団長は、全ての方が亡くなるまでやられているんですよね。亡くなられて次の方に代わるという状態です。だから、関わっている方がみんな、本当に人生を賭けるような、ものすごく大きな問題だということになります。何でそこまで大きいのか。ひとつには平沢さん個人が不当に扱われることに対する怒りがあると思います。そしてもうひとつ大きなことは、このことを放置してしまっていることによって、日本の法制度、裁判制度に対する信頼が根本的に揺らいでしまう。そういう重たい問題がそこにあるのではないかと思うんですね。未だにこの問題は解決できない。この裁判所のあり方っていったい何なんだろう。そういうことに繋がるようなことを考えてみたいと思っています。

判決は著しく不可解で、第 10 次から 12 次の再審を担当された弁護士の方が次のように書かれています。「我々は小学生でも分かる常識で、帝銀事件判決を批判しなければならない事実を心から悲しむ」。そんな難しい理屈じゃなく、常識的に考えてもおかしい、と思えることがたくさんある訳ですよ。そのことを取って何故ここで説明しなきゃいけないのか、ということ非常に切実な思いで訴えられている。自白の具体的な内容のおかしさについては、次回、浜田寿美男先生が丁寧に議論してくださると思いますので、そちらに委ねたいと思います。（浜田寿美男氏講演。本誌 121 頁参照）色んな問題点が裁判で指摘されていて、自白の内容を見ても、普通ありえないと思えるような自白です。別に心理学者がわざわざ言わなくても素朴におかしいと思えるものを取って説明しなければいけない。私はこの仕事を依頼されてから、過去の再審の資料をずっと見てきています。メモを取りながらずっと見てきて、膨大なものでまだ終わらないんですけれども。そうしますと、例えばこの 10 次から 12 次の辺りで、本当に分厚いその弁護士さんからの書面が出てくる。今回、浜田さんが分析された平沢自白のお

かしさのポイントは、かなりの部分がすでにそこで指摘されています。その説明は、ある意味、心理学者ではない弁護士の少し素人的な説明かもしれません。けれども、「これがおかしい」というポイントに関しては、かなりの部分がこの段階ですでに指摘されてしまっている。それが裁判所に通じないというのは一体何なんだと思う訳です。再審請求棄却を行う裁判官は素朴な理屈さえ分からない人なのか。怒りとともにそう感じることもあります。でもやはり実際はそんなにおかしな人ばかりではないわけです。

最近、裁判官・元裁判官の方とお話する機会が増えてきました。何故かという、裁判官の方の判断の仕方は、僕らが素朴に判断する仕方とどうも違うみたいだ、独自の発想でものを見られるようだと感じるんですね。一体どういう視点で、どういう発想で物事を見ていらっしゃるのかというのを知りたく思うからです。それが私のディスコミュニケーション研究の問題にもなるんですけれどもね。

私が鑑定を担当した、ヤクザの親分の殺しを命じたといわれている別の事件で、高裁の判決がでたらめだと私は感じました。そのことをある元裁判官の方にお話しをしたんですね。そうしたら、その方がこうおっしゃったんです。裁判官の中で事実を丁寧にしっかりと見て判決を書く人は一割程度だと。三割程度の裁判官は、「もう、この人にかかったら何言っても駄目、お終い」と他の裁判官からも言われている人。そして残りの六割は日和見だと、風見鶏だとおっしゃっていました。その方は、今の裁判のその認定の仕方は間違っている、よくないと。改めて、事実認定のやり方を問い直さなきゃいけない、と考えていらっしゃる方なので、厳しい視点かもしれませんが、確かに「え、この人何なの」と思う人もいます。たまたまその三割の人に当たったからこんな冤罪事件になったという可能性もあります。けれども平沢さんの事件に関して、これまでに判決文とか決定文を書いた裁判官は数十名になります。仮に30%の人が変な人だったとしても、全ての判決がそういう変な人に当たったからそうなっているのだと理解するのはちょっと無理があります。この中には一割の非常にまともな人達だって入っているはずですが。にもかかわらず、あの判決がずっと維持されてしまっている秘密はなんだろうということを、やはり一度考えてみる必要があります。そのことを前提にしながら、どういうふうにも再審裁判を考えていったらいいのかを議論していく、そういう視点も必要ではないか。事実を徹底して明らかにしていくことも必要であると同時に、なぜその事実の訴えが裁判官に取り上げられず、冤罪と思われる判決が維持され続けているのかについても考えていく必要があるということです。

裁判の場合、基本的にはある事件をめぐる争いが起こります。実際に裁判になる時には当然のことながら、事件そのものは目の前から消えてしまっています。もう二度と再現されることはありません。事件について審議をする時にはどういうものを手掛かりにするかといえば、残された証拠とか証言です。それらをたくさん集めて分析することでしか、事実は推定できな

い訳です。いろんな証拠や証言を集めながら、その中から、例えば検察は有罪のストーリーを作っていくことになります。弁護側はここから無罪のストーリーを作っていく。有罪無罪が争われる事件では、そういうことになる訳です。ここで同じ証拠を前提にしていながら、最初にお話ししたように、全然話が通じ合わないことが起こる訳です。実は見えているものが違っているのに、お互いに同じものを見ていると思っていますからね。そこで何を見ているのか、見えているものが違っているということに気付かないという、ディスコミュニケーションが起きている可能性を考える必要があるでしょう。

たとえばこんな例で説明してみましょう。一時ネットで話題になったのでご覧になった方もあるかもしれませんが、ある洋服の写真があり、それは何色の服でしょうか、という話です。女性はその服を見て「ちょっと地味じゃない」と言いました。それに対して男性は「こんなにキンキラキンなのに？」と言って、お互いに意見が対立します。何故そういうことが起こるかというと、全く同じ服の写真なのに、この女性には黒色と青色のストライプに見えています。ところがこの男性は金色と白色に見えているんですね。両方の見え方があるんです。けどそういうふうに説明されても信じられないですよ。たとえばこの写真の服が黒として見えている方にとっては、金色に見えると言われても「あいつおかしいんじゃないのか」と思うでしょう。その逆もまたそうです。私は金色に見えるので、いくらこれが黒に見えると言われても黒には見えません。このように、全く同じものを見ている、何らかの理由で、確信して見えているものがお互い全く違っているということが現実にかかるということです。

2. 「真犯人」Aの話

(1) 「真犯人」Aの浮上

さて、ここで真犯人として挙げられたAさんという人物の話をさせていただきたいと思います。真犯人が誰だったかということについては、毒物に対する知識や扱いがすごいということで731部隊の関係者などが疑われています。この真犯人Aさんは731部隊の人ではありませんが、状況証拠において非常に可能性を感じさせられる人です。宮城音弥さんという心理学者が『犯罪心理学ノート』というのを書いていて、その中にこの真犯人と目されたAさんが告発された理由が説明されています。一つは東京帝大医学部出身のお医者さんだったということです。薬の扱い、知識については非常に長けていた。それから、事件の中で平沢さんが事件当時に大金を持っていたということが非常に問題になっていて、その出所を説明できなかったんですね。それがかなり重要な有罪判断の理由になったりしています。ところで（Aさんは）農地法で土地を失って病院経営が悪化していたので、事件の10日前に山林を十万で売ったん

ですね。まあ、経済的に苦しかったんでしょうね。ところが事件の三ヶ月後により高い額で買戻しているということが判りました。それから、本人が麻薬中毒という疑いもあります。そして、現場で GHQ の防疫班が井戸から菌が出たので消毒に来たという話があるんですが、その井戸というのは地元の人しか知らないような井戸だったということなんですね。そんなことを平沢さんが知っているはずがない。でも実はこの A さんは現場近くに女性がいて、土地勘があった。さらに、もっと大きなことなんですが、筆跡鑑定をおこなったところ、「相当高度の可能性」だと出ています。しかもこれは告発した東京法務局の人権擁護部が正式に調査し、検察に対してもそれを訴えている。それで、検察も当時、大阪大学で筆跡鑑定の権威といわれている人に依頼しましたが、同じ結論が出ています。先程、目撃証言の話がありましたが、目撃者 40 人がこの A さんの写真を見て「犯人に似ている」と答えています。最初に平沢さんが目撃者に見せられた時には、犯人と言う人はいませんでしたし、「いや、違います」という人も結構いたんですね。ところが A さんの写真に関しては、見て「あ、似ている」という話になるんです。先程、あごの話が出てきましたよね（細川次郎氏講演。本誌 87 頁参照）。A さんは確かに角ばっていない。それから目撃証言のなかで身長についての評価というのがあるんです。向かい合っていたら、自分より身長が高いか低いかわかりますよね。それについて、平沢さんの身長とは矛盾する証言があるんですが、A さんに関しては矛盾しない。非常に間違いにくいポイントで目撃証言に合っている人です。

それからもうひとつ。これは宮城さんが言っていることではなくて、別のホームページから出た資料を見て「おお、なるほど」って思ったことです。A さんは車を持って移動できる当時としては数少ない人になります。図を見ていただけるとわかりますが関連する犯行現場は全て車で移動可能であるわけですが、同時にその移動ルートを見てください。最初の安田銀行未遂事件、予行演習ではなかったかといわれている事件ですね。それがここ（①）になります。二番目の三菱銀行中井支店、これも未遂の事件ということになります。これはここ（②）で起こりました。そして本番の帝銀事件はここ（③）です。それから小切手を換金したといわれる銀行がここ（④）です。これすべてこのルートに沿っていますよね。しかも非常に特徴的なこととして、段々こちら（北）に向かっています。方向性が非常に単純に見えていますよね。これだけで確実なことは言えませんが、A さん



図 犯行現場をつなぐルート

んの暮らしていたところがこの北の方ということになります。そうすると、これも解釈でしかないのですが、ひとつの可能性としては、自分の家から遠いところから犯行を始めて、慣れていくにしたがってルーズになって、段々近いところだすましてしまったとも見えて、ある種のリアリティーを感じさせるデータです。

(2) 「真犯人」A 否定の論法

この人が本当に犯人であったかどうかということは確定できません。ひとつは、この告発が起こった段階では既にこの人は亡くなっていました。事件からそれほど経っていない時期に、自殺の疑いもありますが、亡くなってしまっていて、もう取り調べができない状態でした。検察もまともに動きませんでした。いずれにしても、裁判所はその訴えを棄却しました。その理由を、ちょっとここで見ていただきたいんです。「確かに、その医者写真を持って行って目撃者たちから似ているということを確認しているが、証拠、すなわち客観的事実に基づくものというよりは、たぶん本人の主観に立脚するものである。」こういうことを弁護側の主張を否定する理由として挙げています。目撃証言はそんなに信用できるとは限らない、という話です。「容貌が似ていると言っても、他人の空似ということもあり、筆跡のごときも、その真の筆跡を探究する上に、ある程度の証拠になることは否定できないが、指紋のような場合と違って絶対不動の証拠とはならない。また、この医者と松井名刺の結びつきを証明するものも発見できない」ということで、否定されています。筆跡の高度な可能性というのは、東京法務局の人権擁護部でそういう結論を出していますし、検察でも同じ結論が出ているんですけれどもね。容貌が似ているとか、他の事実と併せて検討したとしても、このAさんを「犯人といいさえすれば、矛盾があろうがなかろうが問うところではない、という独断に満ちたものである。いくらかの事実、空想と独断を織り交ぜ、これに尾ひれをつけたものだが、東京法務局人権擁護部がこの問題を取り上げたのは、上申者（「この人が怪しいと思います」と言ってきた人）がこの医者に恨みを持っていることを考えなかったため、軽率だった。たとえ、その写真を見て犯人の人相に似ているというものが現れ、また、その筆跡が犯人の筆跡そっくりだとわかって、それが平沢に対する判決の誤りだという証拠にはならない。」と弁護団を批判しています。それに対し、元人権擁護部の人腹立てて反論しています。「恨みでやったという証拠がどこにあるのか、証拠も示さないで何を勝手なこと言っているのか」という訳です。

この判断がどういうものかという、指紋は客観的にもその人だと決まる訳ですよ。ただ目撃証言とか筆跡とかはその人の見間違いということもあるので絶対だとは言えない。そういう主観的なものだから証拠とは言えないと言っています。根拠は示していませんが、告発者の人格特性とか恨みを理由に、「こんな人が言っていることだから信頼できない。これを取り上げたのは、あまりにもお粗末だったのではないか」と人権擁護部に言っている訳ですね。

今までの話の文脈を一切抜きにしてこの裁判所の主張だけを見ると、正しいことを言っているように感じないでしょうか。目撃証言や筆跡鑑定だって間違えることはあります。主観的なものなら、証拠価値が相対的に小さいこともあるから慎重に判断しなければいけないことも明らかです。「出鱈目に都合のいいことばかり集めて、この人は有罪だとするのはおかしい」と言うのも極めて真っ当な理屈です。

けれどもこの高裁の理屈の問題は何かというと、もし、この判断の基準を平沢さんの事件に当てはめたらどうなるか、ということです。そうすると、その基準であれば平沢さんの原判決は有罪としてはならなかったということです。この基準を当てはめたら、平沢有罪の根拠とされた目撃証言なんてもう出鱈目ですよ。最初は「そうじゃないような気がする」と言っていたのが、繰り返し見せられることで、「そういえば、なんとなく似ているような気がする」と段々変わっていく。今の心理学の目撃証言、目撃供述に関する知見からすると、そんなものは全く信用できないと、当たり前と言われる様なことです。筆跡鑑定についても、色んな事件で対立する筆跡鑑定が出たりしますよね。それだけでは言えないということも当然です。平沢さんの問題に関しても全く同じことがいえる。ですから、仮にこの基準を当てはめた時には、平沢さんは無罪だとしか言えなくなってしまう。真犯人ではないかと提起された人の色んな間接証拠について否定する根拠が、平沢さんを有罪とする論理と全く矛盾してしまっているということになります。

3. 心理学的合理性

これに対して、心理学が供述を分析して判断する時に、どのようなやり方をするのかについて簡単にご説明します。これは私が作った言葉ですが、「心理学的合理性」を考えることだろうと思います。つまり、ある供述があった時に、その供述は、体験した人が体験を誠実に表そうとして語ったものかどうかを探っていく、ということです。

例えば、次回お話しされる浜田さんは、「渦中の視点」というものを問題にしています。裁判官は大所高所から見る傾向が非常に強いですね。だから供述に矛盾があったとしても、全体を見るとこの人しかいないから供述の細かい所はどうでもいい、という判決がしばしばあります。それに対して、浜田さんが徹底してこだわるのは、「本当にその場にいた人、状況を体験した人がこんな供述ができるのか」ということを、こと細かに考えていくんですね。平沢さんの自白に関しては、語っていることがひどく揺れ動いている。その揺れ動きは、本当に体験した人が一生懸命語っていて起こるものなのか。ときどき誤魔化そうとしながらも、誤魔化せずに話してしまうために起こるのか。実はこの人は体験していることを語っていないのではないか。い

ろんな形で分析していく。その人の「見え」の視点に立って徹底して分析することになります。

それから、最近話題になった高木光太郎さん（ディスコミュニケーション研究を一緒にやった仲間です）たちが、「個性的な語り口」ということを問題にしています。足利事件では自白が体験に基づいていない可能性が高いとした彼らの鑑定結果を裁判官には無視されたんですが、事後的にその鑑定の正しさが実証された形になりました。つまり、菅家さん（足利事件の冤罪被害者・菅家利和氏）が実際に体験して間違いないことについて語っている場面と、自白の場面と、両方を分析してみたんですね。そうすると語り方が全然違う。「何故こんなに違うのか、注意しないといけない」という結論を出している。その人が本来持っている個性的な語り口から全く違った語り口になっている原因。それは何かおかしな力が加わっているからだということになります。

実験心理学は裁判の中では尊重される機会が多くなっています。実験心理学の場合は、ある実験条件を設定して、被験者にその状況を経験させます。すると行動が、反応が生まれてきますよね。どういう刺激を与えると、どういう反応が生まれるのか。この法則性を調べるということをやります。例えば、「夜もう暗くなってきている時に犯人の自動車が目の前を 60 キロ位のスピードでパーッと駆け抜けました。私は犯人の顔をちゃんと見て覚えています。」という目撃証言があったとします。心理学ではどのように検討するかというと、実際にその条件で色んな人に目撃してもらい、どの程度正確に判断できるか、ということを調べてみるんです。その結果、「その条件だと見分けられない」ということになると、その目撃供述は嘘であるか勘違いである可能性が高い。心理学の中で法則性を見つけて、その法則にあっているかどうかということで判断するということです。これも心理学的に、その供述が合理的なものと考えられるか、ということを検証する例になります。

それからもう一つ、私がやっていることは、嘘の供述でも真の供述でもとにかく揺れ動く、ということがあります。その揺れ動きのパターンを見てみると、その中から浮かびあがてることがあるんですね。最近、弁護士さんから頼まれた殺人事件（の心理分析）では、供述がものすごく揺れていました。弁護士さんは、「これは取り調べで酷いことされたからだろう」という話だったんですけど、僕が見てみると、これはどうも揺れ方が非常に不自然なんです。誘導されてそうになっているとはどうしても見えなくて。そこで揺れの中のパターンを整理していくと、一本線がスーッと真ん中に見えてきました。これが非常に安定した線で、そこを中心にしてそこから逃れようとするかのように揺らいていると見えただけですね。この一本線を繋いでくと犯行になってしまう。依頼とは結論が逆になってしまったんですが、そういう事例もありました。このように、全体を合わせていくと、単純に、その人が意識的に嘘をつくということではなく、無意識のところで、供述の揺れに心理学的な法則性が見いだされることが多いみたいなんです。そうすると、単に嘘をついているかどうかという話ではなくて、その人の心理

学的法則性からして、本当はこういうことだったのではないかと推定するやり方がありうる。これが「心理学的合理性」と私が名前を付けたものです。

ですから心理学者が供述を分析する時には、当事者が主観的な体験をして供述をし、このプロセスが心理学的な合理性を持っているかどうかということをずっと考える訳です。それに対して裁判官は、当事者の供述が裁判官の主観的な常識からみて合理性を持っているかどうか、というところで判断する。後でお話ししますが、ここの合理性の中味があまり問われないまま、裁判官の素朴な主観に判断が依存してしまっているということが、どうも起こっているようです。

4. 判決における恣意的判断

(1) 裁判官と心理学者の見方のずれ

そこで、裁判官の判決を見てみますと、「何この判決。この理由は何？」という、非常に不思議に思えるものがあります。判決によく見られる論理で、確定判決の証拠評価がA、つまり有罪であるとします。再審請求する側は、それに対してある論拠「〇〇」を示して、「だからAではなくBだ。無罪だ。」という。そういう場面で、判決でよく出てくる理屈があります。その弁護団の主張を消すための理屈ですね。弁護側は「〇〇」と主張しているが、「××」という可能性もある。だから「Aでないとはいえない」という訳です。そして、その結論として、「したがってAである」というところにいきなり来てしまいます。心理学者はこういう問題が起こった時にどうするかというと、「それじゃあ、〇〇か××か、検証してみましょう」ということになります。その結果として「△△なので〇〇である、したがってBである」という様に、この論拠のところを検証するというのをやる訳です。けれどもそれがない判決にしばしば出会います。

それから、被告は嘘をついているという証拠の評価。「私はやっていません」という時、判決でそれは嘘だと評価をすることがしばしばあります。自分が救われるために嘘をついているのだと。それに対して、再審請求の側は、「被告は真実を述べている」と主張する訳ですが、この時に、しばしば裁判官が有罪を認定するために使う理屈があります。それは何かというと、一般的な特性の言及、というものです。「被告は〇〇という特性をもっている。だから嘘つきだ。」という理論になります。私が担当した、先程少しお話ししたヤクザのお話でいうと、「この人はヤクザだ。ヤクザが言っていることは嘘だ。」と、非常に単純化してしまう。それをもって、「したがって嘘である」という決定になってしまうんです。これも心理学者が考える時には、この人がどういう人かということは問題にしません。ある特定の場合にはすることもあります。基本的にはそういうことではなくて、それよりも大事なものは、「この供述に合理性がある

のか」ということ。先程いいました心理学的な合理性があるのか、そこのチェックが入る訳です。

(2) 判決にしばしばみられる恣意的判断の形態

裁判所の結論と対立する主張が出てきて、相手の主張を裁判官が否定する時に、何にも理由を言わないことも結構あります。もちろんなかには論拠を示すこともあります。例えば「こういう理由でこれは認められない」ということ、先程の「ヤクザだから」みたいな話ですよ。でも、問題はその論拠が本当に正しいのか、ということですが、それについては全然語られないことです。ただ形の上で理由をつけているだけです。ということは、本当の意味では論証には全くなっていないですね。このパターンが多いです。

(3) 判決にしばしばみられる恣意的な論拠選択

それから、対立する供述の α と β があったとします。一方で、判決に合う形で、「A だから α は信用できる」と言います。他方で、「B だから β については信用できない」と言います。論拠 A と論拠 B が繋がっているのならいいですが、これが無関係だったり、矛盾していたりということもよくあるんです。判決にとって都合の悪い供述について、別の論拠、理由を持ってくる。これはどういうことでしょうか。論拠 A とか論拠 B で本当に判断しているとは考えられないですね。これは単に、自分の判決を合理化するための恣意的な理由づけに過ぎないということが分かります。

(4) 恣意的な論拠選択の例

具体的に、帝銀事件の話でお話をしていきます。コルサコフ症候群というお話が先程細川さんからありましたね。若い頃に、中年のはじめくらいでしたかね、平沢さんが狂犬病の予防接種で逆に脳に障害が残ったらしく、それ以降、非常に誇大妄想的なことを言ったり、明らかに嘘というようなことを言ったりすることがある。それで、客観的な事実と全然対応しないことが明らかであるとすぐ分かるようなことや子供じみた嘘をついてしまうということがあったんです。そうすると、そういう人の供述をどこまで信用できるのか、ものすごく慎重に考えなければいけない、ということになりますよね。

先程ご紹介がありましたが、最初の段階の供述は否認から始まります。それから「ああでもない、こうでもない」とか言って、もう逃れられなくなって、「私がやりました」という話になっていくプロセスがある訳です。「私がやりました」といえば、「じゃあ、どうやってやったんだ」という話になりますよね。どうやって、毒物は何だったんだって。最初は塩酸だったとか言ってね。塩酸でそんなことできる訳がないですよ。「それはおかしいじゃないか」と言うと、今度は青酸カリが出てきます。「じゃあ、青酸カリはどこから手に入れたんだ」という

ことになっていく。それが、言うたびに話が変わっていくんです。結局、「あの人が貫ったんです」とある人物が指定されるんですが、その人たちを調べても、その事実は確認されない。そういうことがずっと繰り返される訳ですね。

とにかく供述が出鱈目にゆれ動き続ける。妄想みたいな話が出てくる。そういう展開になったことを分析していくと、それは体験に裏打ちされていないことを必死に推定したりしながら、めちゃくちゃに言っている可能性がきわめて高いということになります。それについて裁判所の判断は、「コルサコフ症候群だからそんな出鱈目なこと言ったんだ」ということになります。それはそれでいいんですよ。そういう判断でいいですけど、それを貫いてよ、って話なんです。ところが最後の自白調書といわれる、三通ですかね、これは非常にまとまった形で、それまでの自白調書、供述調書とは全くスタイルが違う。それまでの供述調書は、当時のものとしては珍しく、検察官と平沢さんの一問一答方式で、どこまで厳密かわかりませんが、おおよそ正確な記録ですが、全く筋が通らないものになっているんですね。それに対して最後のものはまとまった文章の形になっています。その最後のまとまった形のものについては、「本当に平沢さんがこれを語ったのか」と、当時その成立経緯を巡って捏造の疑惑があり、ものすごく問題になったところですよ。署名の筆跡に関しても「捏造じゃないのか」というような問題になって、そのような鑑定も行われています。

この最後の自白については非常に一貫した話になっている。そうすると、「何故これだけ、そんなに素直になったのか。ちゃんと合理的な話になったのか。」ということは、当然考えなければいけないはずですよ。コルサコフ症候群だから出鱈目なこと言うのだというのだったら、これは辻褄が合っていること自体が不思議じゃないのか。これは、何故これだけ辻褄が合っていたかということ、ちゃんと説明できなきゃいけないのではないのか。そういう話になりますけど、実際はやっていない。結論に都合のいいようにコルサコフ症候群を使っているだけという訳です。

(5) 恣意的判断に対する批判

1965年に精神科医の青木薫久さんという方が、そういうコルサコフ症候群の理由についての使い方を批判する意見書を出されています。「逮捕後昭和23年8月21日以降、同年10月9日までの平沢の言動を観察する際に注意したい事は、平沢が病後ことに虚言を弄する様になった（空想性虚言症と欺瞞癖）その人格異常という精神医学の両刃の剣」、コルサコフ症候群の結果という、「その一方の刃のみを研ぎ澄ましてはならない事である」という言い方をしています。「平沢が帝銀犯行を否定した言動と肯定した言動のいずれか一方に当たる剣の刃のみ」、つまりコルサコフ症候群だからという理由ですね。それを恣意的に使ってはならない、使うのならちゃんと両方使いなさいよ、と。「これが科学的立場であり、公平な立場」であると言っ

ています。非常にシンプルな、当たり前のことだと思います。

判決に示された供述評価の根拠というのは、恣意的でそもそも根拠を示さないものもあって、およそ心理学的に見たときに合理的に公平な判断とは考えられないものがしばしばあるというのが現実です。

5. 真の判断理由のブラックボックス化

浜田寿美男さんが時々言うことですが、裁判官は本当に論理的に考える力があるのだろうか。そういうふうに思ってしまう。理屈が分かっているのか、と。でもちょっと考えてみる、裁判官は一番のエリートがなる職業じゃないですか。そんな単純な理屈が分からない訳がない。だから、裁判官がそのような合理的判断の力を持たないということではないとすると、判決において示された証拠評価・理由、それは裁判官が評価を決めている真の判断理由ではない、と考えられます。

対立する主張があって、判決に示された理由があるが、実はそれは結論に結びつかない。本当は別の理由でこの人は有罪だと判断しているが、その部分は全部ブラックボックスになっていて示されない、というのが判決なのだろう。判決というのはある意味、体裁を整えるための作文になってしまっている。全てとは言いませんが、そういうものが非常に多くなっている⁽¹⁾。そうすると、ブラックボックスの中味とその問題点を明らかにするということが必要ということになります。

さて、ブラックボックスの中味を知る手がかりの一つとして、裁判官の教科書といわれるものがあります。司法研修所というところが出している『自白の信用性』という本です。今までの有罪、無罪が問題になった裁判の事例、それをたくさん集めてきて、どういう事件の場合、裁判官は有罪にし、どういう事件の場合は無罪にし、どういう事件で判断が変わっているかということを分類し、整理していく訳です。つまり裁判官が実際に判決する時に、どういう基準で有罪・無罪を決めているのかを探る、そういう研究になります。そういう基準を実際に使っているか、ある程度見えてきます。ここで問題は何かというと、その基準は本当に使っているものなのか、ということです。間違った基準を使ってしまったら、変な判断が起こってしまいます。裁判官がみんなそういう判断の基準を持っていると言われたところで、みんなが変な基準を使っているとなると、ちゃんとした裁判にならない。実際、ここで有罪の事件として取り上げられて解説されている布川事件は、後に無罪になっています。ですから、そこで取り上げられた有罪・無罪の判断基準は、現実において無効であったということが明らかになる訳です。これはあくまでも、裁判官が判断する時にどういうところで判断しているか、という裁判官の

思考の癖を明らかにしているに過ぎないということになり、その考え方が正しいかどうかは一切検証されていないということなんです。それを平気で教科書にしているということになります。

裁判官は個人で判断していると言いますがけれども、実際は裁判官の中に共有された常識で判断しています。法学など法曹界とも密接な関係を持ちながら、そういう判決のパターンを作っていきます。その際、下級審の判事は、上級審でひっくり返らないような判決を書くということをととても重視します。最高裁の判決で、裁判における証拠の評価はどうあるべきか、という1948（昭和23）年の有名な判決があります。通常人なら誰も疑いを差挟まない程度に真実らしいとの確信を得られたらそれでOKだという話になっています。だから、自然科学みたいに厳密なところは言わなくてもいい。誰が見てもそうだと思う程度だったらOKですよ、そういう話です。未だにこれが通用している。その議論の問題は何かというと、真実らしいとの確信を誰でも通常人なら疑いを持たずにいれるという、その「通常人」というのは誰なのかっていうと、実質的には裁判官の集まりだということです。経験則による判断というのが、先程の『自白の研究』という事例で分かりますように、裁判官の人たちはみんなどういう常識を持っているのかということを決め所になっているということです。逆を言えば、その経験則が妥当であるかどうかは問題にされていません。私が担当した、先程のヤクザの事件でも、ヤクザの常識というのは全く理解されないで、変な判断をしています。一般人の経験則で言っているんですね。

特に、確定された判決がある場合、再審裁判では公平に物事を判断するという枠組みは成立していないように思います。確定判決の有罪ストーリーというのがあって、その有罪を支える色んな証言や証拠というのが集められています。これに対して、再審請求する側はそれに反する、それを否定する証言や証拠を集めて無罪ストーリーで対抗しようとしします。それについて、両方主張があるから公平に判断しようとは、どうも進まないんですね。どういうことかと言えば、そうでない可能性もあるというのみで、これは採用できないと理由も言わずに消してしまう。これは嘘つきが言っていることだからと消してしまう。あるいは、経験則に反するからこんな証言はありえないといって消してしまう。問題は、ここで裁判官に使われている理由が本当に妥当な理由か、その理由を公平に当てはめているかどうかなののですが、それはやらなくてもいい仕組みになっている。そうでない判決でも、ちゃんと判決として認められるような仕組みになっている、という訳です。

確定判決のフレームに、非常に強く裁判官は縛られている。裁判官は事実認定について、公平な立場で検討する姿勢が乏しいように感じられます。事実調べを行う場合も、再審請求の主張を崩せるポイントを一生懸命探す。「お前そんなこと言っているけど、こうも言えるじゃないか」と相手をやり込めてボロを出させようとする。その姿勢が、ものすごくはっきりしているように感じられます。心理学者の場合は、供述そのものが合理的な文脈を持って成り立って

いるのかを追及する訳ですが、どうも裁判官は、制度的な文脈。その制度の中で位置づけられたものを崩せるかどうか、というところで判断しているらしい。そうすると、お互い主張するポイントがずれてしまうので、議論が全然かみ合いません。

まとめ

まとめです。裁判官と心理学者では同じ供述を見てもそれを理解する視点に大きな違いが見られます。裁判官の書く判決文は、心理学者から見て非論理的で恣意的な「結論ありき」の作文に見えることがあります。とりわけ冤罪が問題になる事件においては特にそうです。その違いの背景に、供述それ自体が生じる文脈と、供述生成過程の合理性に注目する心理学者と、供述を制度的な文脈に位置付ける可能性に注目する裁判官の間の姿勢のずれがどうもあるんじゃないか、という風に思われます。そのため判決に書かれる理由は、裁判官の真の判断理由を反映していない。心理学者の、素朴に「その理由から言ったらこの結論は出ないよね」という議論については、問題にならない構造になっている。したがって、心理学者の、また弁護士の、素朴な批判というものはそもそも裁判官に通じないという現象がしばしば見られます。で、これが最初にあげました弁護士の嘆きにもつながってくるということなんです。

つまり帝銀事件の再審の困難というのは、単なる事実認定の問題を超えてしまっている、ということです。制度的な問題となっていて、DNA 鑑定のように自然科学的に決定的な証拠が提出されればまた別でしょうけれども、それ以外には強固に制度的文脈に位置付けられた判決を覆すことは極めて困難である。あの判決について、歴代の法務大臣が「やはり、ちょっと死刑執行できない」と言い続けて、そういう申し送りをしているという話があります。法務大臣でさえ疑っているけれども覆せないものなのです。それだけ強力な何かがあるということです。その現状を踏まえて、それを乗り越えるためにはどうしたらいいのかとことについては、少し違った視点からの広範な努力が必要になるんじゃないかということです。一つは、裁判官が有罪無罪を判断する時に、お話を伺ったり、判決を見てみると、直観的な判断というものが相当重視されているように思います。全体では「きっこうだろうな」と裁判の、事件の筋を見ってしまう。そこをベースにして色々なものを当てはめようとする。そういうことが非常に多くて。直観的な判断は、非常に危険なことが多いんですよね。心理学としては常識ですけど、どうもそれに依存しているところがある。逆に言うと、裁判官に対しては直感的な部分で説明すると、結構効く時もあるんです。それが例えば浜田さんの「無知の暴露」とか、「逆行的構成」の説明なんですね。これが裁判官には受け入れられやすいということが起こったりします。それからもう一つ、裁判官は、目の前に対立している主張をする証言者たちの話のどちらかが嘘

で、どちらかが本当で、あるいは両方とも嘘という、そういう事態にいつも直面している訳です。その中で何が正しいのかを見抜くというのが仕事になってきます。誰が嘘をついているのか一生懸命考えるそうなんです。でも、嘘を見抜くということは、実は供述の真偽性を考える時に必要な作業、視点のごく一部分でしかないんです。嘘をつかなくても勘違いで、つい言うてしまうことはいくらでもある。だから、そういう視点だけで、嘘をついているかどうかというだけで判断してしまうと合理的な判断ができないんです。より具体的に、供述の語っている中味が、理屈が通っているかどうかを丁寧に分析しないと本当は分からない。そういうところで心理学的分析が有効性を持ってくると考えています。そういう独自の意味を整理して、明らかにしていくことが必要になる。

それから、裁判官は社会的に、例えば学会などで有力な説になっているかどうかを、ものすごく気にしています。その意味では心理学の供述分析もやはり制度的に認められるものを作っていかなければならない、という面もあったりします。

それから、もう一つ非常に重要なことは、そもそも事実を認定するというのはどういうことなのかについて、今の法理論では対象にできていないような根本的な問題を問い直す必要がある。そういうことを石塚章夫さんという元判事の方と、今お話をしているところです。この方、共同主観的な現象としての事実認定論という話を一生懸命考えようとしています。この間も、「法と心理学会」で石塚さんと一緒に新たなセッションで話をして、今日お話ししたようなことを取り上げながら、裁判官の判断はちょっと問題ではないかとずっとお話していたんです。そうしたら、「判例時報」という雑誌をご存知ですか。裁判の判例について色々な評釈を集めたもので、全国の裁判官とか検事が見ている雑誌です。その編集次長がやって来て、「今日の話、そのまま原稿にしてください」と言われました。非常に重要だからって言うのでね。それでとりあえず原稿書いて、石塚さんにもその原稿をお見せしたら、これは非常に重要なことだとすごく賛成してくれました。裁判官の中にも、やはりこういう問題は大事だと考える人が、少数であるかもしれないけど確実に出てきている。そういう人たちとしっかりと、あるべき事実認定の仕方を一緒に考えていくという、そのプロセスを作っていくことが必要です。

帝銀事件というのは、個別の事件ではありますが、先程お話ししたようなことは帝銀事件に限らず、今の裁判に非常に広く見られる現象だと私は感じています。ですから、それは単に帝銀事件だけの問題ではない。裁判に於ける事実認定のあり方自体が変わっていくということではないと、帝銀事件についてもなかなか難しいだろうと思います。そういうことで、今日はお話を終わりにさせていただきます。

〔注〕

- (1) 山本との共著論文の中で、元高裁判事の石塚章夫弁護士が、大崎事件等を例にその論理の使い方的一端を説明された。(山本登志哉・石塚章夫「供述評価をめぐる心理学者と裁判官のディスコミュニケーション ―何が、何故ずれるのか」, 判例時報社『判例時報』No.2396, pp.125-134, 2019年)

〔追記〕

本稿は、2018年12月1日(土)に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第1回「帝銀事件の再審請求を求め続けた平沢貞通さん」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の()内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

ごあいさつ

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

皆さん、こんにちは。本日は大変お寒い中、明治大学生田キャンパスにお越しいただき、ありがとうございます。私は明治大学平和教育登戸研究所資料館の館長の山田です。よろしくお願い致します。

実は今日1月26日は、帝銀事件が起きたその日です。71年前〔1948年〕の今日、帝銀事件は起こりました。そういう日ですから、私どもの資料館で今やっております企画展の関連イベントとして、この日にどうしてもイベントをやりたいと考えました。現在、帝銀事件の第20次再審請求がおこなわれております。その再審請求弁護団の先生方と相談をいたしまして、ご協力をいただきまして、今日の企画を開催することができました。ありがとうございます。本日は特別に午後4時45分まで資料館を開館しておりますので、まだ企画展をご覧になっていらっしゃる方も是非この講演会の後にでも見学する事ができますので、お立ち寄りください。

おかげさまで、この企画展、沢山の方にご来場いただいております。やはり、帝銀事件のインパクトは大きなものがあります。この帝銀事件と登戸研究所の関係について一言触れさせていただきますと、帝銀事件は1948（昭和23）年1月26日に起きましたが、その帝銀事件に使われた毒薬が登戸研究所、これは陸軍の特殊な研究所で「九研」と申します。「第九陸軍技術研究所」というのが正式名称ですので「九研」と呼んだりします。その九研で作られた毒薬、青酸ニトリールが使用されたのではないかと当初から語られております。また、登戸研究所関係者が捜査の過程で様々な証言をしております。当初は「青酸カリではありえない」という様な証言をしていた有力な登戸研究所の所員もいます。ところが、平沢さんが逮捕された後になって「あれは誰にでも手に入る青酸カリだ。青酸カリでおこなわれた犯行なのだ。」とその方は証言を変えてしまいます。それはどうしてなのか、なかなか難しい問題ではあります。当時、日本国内では戦犯裁判がおこなわれていた。1948年というのは東京裁判の判決が出た年でもあります。BC級戦犯裁判も並行しておこなわれていたのですが、前年の1947（昭和22）年にアメリカ側は731部隊関係者に対する免責を決めました。情報を提供することと引き換えに、

そういった人たちを免責する（戦犯として訴追しない）、そういうことがおこなわれていたのです。これは明らかにそれまでの占領政策とは異なる、しかも同時並行で全く違うことがおこなわれた。一方で戦犯裁判をやりながら、もう一方で免責をする。こういうことがちょうど帝銀事件の捜査の過程とほぼ重なる時期におこなわれている。登戸研究所関係者も基本的にそのような免責措置を受けたと考えられます。

登戸研究所も人体実験をやっていました。何のためかという、暗殺用毒物・青酸ニトリルの開発・製造のために、人体実験を中国（南京）でおこなっていました。中国で人体実験をやったことを、まさに毒物の専門家として捜査過程に登戸研究所の関係者が証言をする。それから裁判過程においても証言をすることがありました。ですから、帝銀事件と登戸研究所というのは、切っても切り離せない問題であります。

実は、アメリカの占領政策が大きく転換する中で、登戸研究所関係者は米軍に雇われていくことになるのです。免責されただけではなくて、後には米軍組織の中で米軍の秘密戦に関わっていく。こういう様な流れがございます。ですから、1945年8月をもって登戸研究所はすべて終わってしまったのではなくて、戦後も米軍の秘密戦の中でその人々はずっと活動し続ける。ちょうどその中で帝銀事件があった訳です。戦後史を見直すということからも、帝銀事件の内容を掘り下げていく価値はあると思いますし、そもそも帝銀事件そのものがまだ終わった訳ではありません。現在、第20次再審請求がおこなわれております。私たちはこの帝銀事件を決して風化させてはなりませんし、戦後の非常に大きな冤罪事件として、これを多くの人に広めていくことが必要だと考えまして、今回の企画展、そして今日の講演会をやらせていただきました。

それでは、まず「第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書」という事で最初に浜田先生からご講演をいただきたいと思います。お願いいたします。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書

浜田寿美男

奈良女子大学名誉教授・立命館大学客員教授

はじめに

皆さん、こんにちは。紹介に預かりました浜田と申します。この事件とは、随分古い付き合いで、平沢さんが95歳で亡くなった後、息子さんが引き継いで第十九次の再審請求をおこなった時点から関わっていますから、もう三十年近くになります。

帝銀事件と登戸研究所の関わりについて言えば、研究所の生き残りがこの事件に関与したのではないかという、相当深い容疑のもとに捜査が進んでいく過程で、あるところではたっとその線が途絶える時期がありました。その後、人体実験とか毒物の研究とかには全く無縁の、当時日本画家であった平沢貞通さんが容疑の線上にあがります。事件は1948（昭和23）年1月26日に起こりましたが、その7ヶ月後の8月21日、平沢さんは小樽の実家で捜査官によって逮捕され、2日後に東京に移送されて取調べが進められます。その中で自白がとられていきました。

帝銀事件というのは、帝国銀行椎名町支店の銀行員など16名の方が毒物を飲まされて、その内12名の方が亡くなり、4名の方が生き残ったという事件です。これはもう歴史的な犯罪事件です。その帝銀事件に対して、平沢さんが疑われ、逮捕され、自白をして、起訴された後に否認に転じていくという平沢さんが巻き込まれた事件、これはあえて「平沢事件」と言っているかと思います。帝銀事件本体とこの「平沢事件」とは別ではないか。「平沢事件」は、帝銀事件をきっかけにして無実の人が巻き込まれ、自白に追い込まれて、裁判に持ち込まれ、死刑が確定し、死刑が執行されないまま獄中で過ごして95歳で亡くなったという、平沢さんの事件として、帝銀事件とはまた別の事件という位置付けが可能ではないか。そういう思いで、私はこの事件に関わってきました。お手元の資料は「虚偽自白を読み解く」という題で、自白の部分を抜き書きしたものを用意しています（本誌135～162頁）。出典は『もうひとつの「帝

銀事件』(浜田寿美男著、講談社選書メチエ、2016年)ですが、そのタイトルの「もう一つの」とはそういう意味です。12人の方が毒殺されて相当額の現金が奪われたという帝銀事件と、平沢さんが疑われて自白に追い込まれ、裁判で死刑が確定し、獄中で亡くなったという事件。これは実は全く別のものだった可能性がある。帝銀事件というと平沢さんの事件と言われていますが、実はそうではない。

私はこの事件以外にも、色んな事件の自白分析をやってきました。例えば、袴田事件。1966(昭和41)年に起こった事件で、1980(昭和55)年に死刑が確定。その後、獄中で再審請求を繰り返し、2014年に再審開始決定がようやく出たのに、去年(2018年)また取り消されたという事件です。袴田事件という名前と呼ばれていますが、静岡県清水市の味噌製造工場で起こった事件なので、地名で呼ぶとしたら「清水事件」。「清水事件」という一家4人が殺された事件で、全く無実の袴田さんがそれに巻き込まれて自白をさせられ、裁判で否認をしたが通らず、死刑が確定。獄中から長らく再審請求をするなかで、自分の精神を保てなくなって拘禁性の精神病の状態になり、30年近く経った段階でようやく再審開始決定が出る。同時に身柄も外に出ましたが、昨年また再審開始が取り消された。しかし殺人事件の「清水事件」とこの「袴田事件」とは別の事件である可能性が高いのです。

冤罪事件というのは、1つの犯罪事件をもとに起こるもう1つの事件、つまり無実の人が巻き込まれる事件ではないか。そうして冤罪事件は、1つの犯罪という人間の不幸の上に、無実の人をそこに巻き込んでしまうという、もう1つの不幸を重ねてしまう。さらに真犯人を取り逃がすという、第三の不幸をも重ねてしまう。あるいは遺族の方からすると、犯人だと社会的に見られている人が実は違う人で、恨んでしかるべき人を恨むのではなく、全く違う人を恨んでいるということにもなる。そうして冤罪事件は事件の不幸を二重にも三重にも四重にもしてしまふ。その一つの原形と言っていいようなことが、この帝銀事件でも起こっているのではないかな。

平沢さんの場合は自白だけでなく、目撃者がいます。先程言いました通り16人毒物を飲み、12人が亡くなって、4人が生き残った。その4人の人たち。あるいは帝銀事件の前に類似の未遂事件があって、そこでの目撃などを含め、合わせて40何人かの目撃者がいます。その人たちの目撃供述がいかに歪められてきたのか、という問題も合わせて、目撃や自白の問題をどう見るのかということで、私は長くこの再審請求に関わってきました。

今日はその中で、平沢さんの自白がどういうものだったのかお話ししたいのですが、時間が限られていますので、かいつまんだ形でしかお話しできません。資料は先程紹介しました、私の書いた『もう一つの「帝銀事件」』(前出)から必要な部分だけを抜き出したものですので、この資料からおおよその流れだけを今は見ていただいて、もし興味があれば是非本を読んでいただけたらありがたいと思っております。

1. 事件と平沢氏の取調べ経過

事件から説明をしなくてはいいませんが、大体の方は事件の概要をご存知だろうと思います。帝銀事件は1948年1月26日に起こった事件です。そのとき、実は私はもう生まれておりまして、一歳でした。一歳の時ですから、もちろんこの事件をリアルタイムで記憶しているわけではございません。その私がもう72歳です。大学時代の知り合いを通して、別のある刑事裁判の仕事にたまたま巻き込まれて、やがて「こういう大きい事件があったので関与してほしい」ということで関わるようになりました。

それ以来、私も自白に関する鑑定を相当やってきました。この間ちょっと数えてみたら、殺人容疑の事件だけでも20件を超える状況です。もちろん、無実だという主張で依頼があっても、実は死刑が怖くて、あるいは刑罰が怖くて嘘で否認をしているケースもあるかもしれません。しかし、私が関わってきた中で、本人たちの自白、あるいはその後の弁明を聞いて、これはどう見ても無実の人の自白でしかありえないというものがほとんどです。

平沢さんの場合もそうです。無実の人が嘘で自白するなんてことはちょっと考えにくいと思われる方が多いかもしれませんが、私は日本の刑事捜査をずっと見てきて、今のわが国の刑事捜査の中に巻き込まれれば、まずほとんどの人が自白をするのではないかと考えています。それは世間でよく言われるような、拷問があるとか、暴力が酷かったとか、そういうことで落ちているわけではないのです。平沢さんの場合も取調べ経過を見る限り、暴力を受けた形跡はありません。もし、拷問でもあれば、多くの人が「なるほど。それならしょうがない。自分でも自白する。」と感じるかもしれませんが、実際はそうじゃないところで起こっている。

平沢さんの事件は戦後の冤罪事件の、ある意味で象徴的な事件だと私は思っています。戦後10年、15年くらいは、つまり1960年頃までは、拷問によって落ちたと言わざるを得ないケースが相当あります。しかし、1960年代以降について言えば、直接拷問と言われるような形で落ちたケースはほぼない。もしあったとしても非常に珍しいケースだと思います。じゃあ、何故落ちるのか。これを説明すると時間がかかりますので、資料の最後（参考資料「虚偽自白を見抜くための「虚偽自白過程論」がいまもなお十分に認められていない現実」）に私がこれまでに色々考えてきたことを大まかにまとめた表がありますので、それを簡単に説明をしておきたいと思います。

無実の人が虚偽の自白に落ちる最大の原因は、端的に言ってしまうと、捜査側が被疑者を犯人だと思い込んで疑わないことです。取調官が「こいつに間違いはない」という形で取調べをする。それに対して巻き込まれた無実の被疑者は「やっていない」と言う。だけど相手は「お前がやったに違いない」と思い込んでいますから、「やっていない」ということをいくら言っ

も通らない。「やっていない」といくら繰り返しても、相手が聞き入れてくれない。これが虚偽自白を引き起こす最大の原因です。そんなことで落ちるのかと、みなさん言うかもしれません。しかし、それが丸1日、あるいは2日、あるいは10日、20日、あるいは、さらにそれを超えて繰り返されたら、どれだけの人が耐えられるでしょうか。私たちも人と口論になって、相手にいくら言っても聞いてくれないということがあるかと思います。そうした時に日常の社会なら、「聞いてもらえないのなら結構です」と言って、その人と別れることで引きずらずに済ますことができます。しかし身柄をとられた被疑者の場合、そうはいかない。わが国の警察の取調べでは、身柄を取られて1件につき23日間取調べが可能です。1件につき23日ですから、もう一つ事件を重ねればその倍になる。否認を続ける限り、身柄を取られたままで取調べが延々と続く。いくら言っても聞いてもらえず、それが連日続くと耐えられなくなる。その中でどんどん苦しくなり「私がやりました」と言ってしまう。そうした構図が基本的だと私は思っています。もちろん、「私がやりました」と言っただけではで終わりません。「私がやりました」と言えば、「じゃあ、どうやったんだ」と捜査官から聞かれます。そう聞かれても、無実の人はやってないのだから分からない。じゃあ、「分かりません」で通るのかというと、もちろん通らない。「分かりません」と言えば、「また、否認するのか」となります。否認しても聞いてくれず、それが辛くて自白をしたのですから、もう「分かりません」とは言えなくなるのです。そうした状況の中で、もし自分が犯人ならどうしただろうかと、いわば自分が犯人になったつもりで想像をめぐらして犯行を語っていくことになります。しかし、想像で語ると間違えます。頭で考えたことですから、捜査側が握っている証拠とはズレたものが出てくる。ズレたものが出てくると捜査側は、「え、そうか」と言う。そう言われたら、無実の被疑者は自分が想像で言っていることを知っているわけですから、間違えたんだと思って、「じゃあ、こうです」と言う。そうしたら「え、そうか」とまた言われる。「ああ、また間違えたんだ」と思う。そういうことを繰り返しているうちに、最終的に捜査側が握っている客観的証拠と合致する答えが出てきた時に「ああ、そうだろう」ということでそれが調書に記録される。そういう形で自白調書が出来上がっていくのです。そんなことがあるのかと皆さん思うかもしれません。しかし、捜査側が「こいつが犯人だ」と思い込んで譲らない姿勢を保ち続けるなかで、おのずと客観的証拠とおおよそ合致する自白が出来上がってくる。これは、無実の人の虚偽自白が出来上がってくる典型的な過程です。

平沢さんの場合は、まさにその典型例です。事件が1948年1月26日で、逮捕されたのが8月21日、取調べが始まったのは8月23日です。東京に移送されてから始まりました。最初の2日間は警察の取調べを受け、3日目から高木という検察官が単独でずっと付き合って自白を取っています。旧刑事訴訟法が戦後修正されて新刑事訴訟法ができるまでの暫定的な訴訟法の時代で、今とはちょっとシステムが違うのですが、いずれにしても一人の検察官がずっと付き

合って最終的に自白を取る。参考資料「事件と平沢氏の取調べ経過」の冒頭に、平沢さんの取調べ過程をⅠ～Ⅴまで区分してまとめてあります(本誌135頁)。8月23日から取調べが始まって、高木検察官が8月25日から取調べを始めて、10月7日まで担当します。最後に10月8日・9日の2日間でその上司である別の検察官がまとめの検察調書をとりました。その取調べ期間を見ますと、Ⅰの時期、8月23日から9月19日までは否認です。随分長く、ほぼひと月「やっていない」と主張し続けている。自白したのが9月20日、これがⅡの時期です。ただ、自白するまで、行きつ戻りつ、結構揺れます。「私がやりました」と言ったものの、どうやったのかほとんど語れていない、それが9月20日から22日の3日間です。そして9月23日からの3日間は、かなり具体的な話が出てくる。それが3日間続くⅢの時期です。具体的な話が出始めますが、それでも相当おかしい自白で、「やりました」と認めているが語れない、そういう時期です。Ⅳの時期、9月26日から10月9日までは丁寧に自白が取られて、最終的には「俺は帝銀事件の犯人だ」と、胸を張って言うまでになっていく。そうして最後Ⅴの時期、10月10日以降は揺れながら自白を撤回して、やがてははっきり否認に転じる時期になります。このように5つの時期に分かれます。

2. Ⅰ期 平沢氏の否認期(8月23日～9月19日)

参考資料「事件と平沢氏の取調べ経過」の囲みに警察官の聴取書を引用しました(本誌135頁～)。今の供述調書と違い問答形式でまとめられています。ですから、警察官が聞いて平沢さんが答えたことを記録している。もちろん、この通りに問答がされたわけではなく、その時の内容を問答の形に編集したと言った方がいいと思います。この警察官は居木井警部補という、平沢さんに狙いをつけて逮捕にまで追い込んだ功績者といわれている人ですが、この人が聞いている。「毒殺行為をおこなって金を奪った事実を述べよ」という追及に対して、平沢さんは「全然覚えがない事です」というのが当初の供述です。

最初是这样した否認から始まっています。ところが平沢さんには負い目があって、実は東京のある銀行へ行った時、順番待ちの番号札がたまたま自分の座っている横に落ちていて、それを拾ってどうしようかと思ったところでその番号が呼ばれて、ついフラフラと窓口へ行ってお金を受取ってしまったんです。自分のものではない通帳とお金を貰ってしまった事件、これは日本堂事件と呼ばれています。しかも、この通帳を使って詐欺行為に近いことをやってしまった。これが一つ負い目となっていて、高木検察官から帝銀事件の取調べを受ける中で、この日本堂事件を知らないかと追及を受けます。最初是否認しますが、自分がやったと自白する場面が参考資料「日本堂事件発覚」(本誌136頁)です。8月29日～9月1日、その4日間で最初

は否認していますが、「日本堂事件は私がやってしまいました」と認める内容に変わっています。高木検察官は、平沢さんが東京に送られてきた時、生き残りや目撃者たちに、この人かどうか確認しています。しかし、11 人に見せても「この人だ」と断定した人は誰もいなかった。そこで、どうも「この人は違うのではないか」という心証を持っていたらしいのですが、この日本堂事件が表に出て、平沢さんがこれを自白したことで帝銀もやったのではないかと、有罪心証を強めたようなのです。日本堂事件が発覚してからは、更に徹底した取調べが進んでいったわけです。

先程言いましたように、虚偽自白が起こってしまう最大の理由は、取調官が「こいつが犯人に違いない」と思い込んで譲らないことです。つまり無実の可能性を全く考えないで取調べを進められた時に、いくら言っても聞いてくれない無力感のなかで無実の人が自白に落ちる。そういう構図です。平沢さんの場合も、日本堂事件の負い目があって、自分もそれはまずいと思っていた。一方で取調官が、「それなら帝銀もやったに違いない」と思うなかで、平沢さんは自白に落ちていったのです。

3. II 期 平沢氏の自白転落過程（9 月 20 日～9 月 22 日）

参考資料「平沢氏の自白転落過程」は、9 月 20 日から 21 日、22 日、自白に落ちそうで落ちないという三日間です（本誌 138 頁）。自分の奥さんの弟を頼りにして、「義弟を呼んでくれたら本当の事を言うから」と言って、義弟がやって来て取調室で検察官の目の前で平沢さんとやり取りをするという場面もあります。身内の人を取調室の中に引き入れて話をさせるというのは今の日本の警察では考えられないことですが、参考資料「9 月 20 日」の囲みの下から 3 行目に「何卒竜と合わせて下さい」と言っています。この「竜」というのが風間竜さんという、奥さんの弟さんです。「竜と合わせて欲しい。話をさせてくれたら自分は本当の事を言うから」というのです。そして実際に風間さんが呼ばれて取調室に来たら、竜さんに対して「どうか分かって欲しい、自分はやっていない」という。そこで検察官に「約束が違うじゃないか」と言って問い詰められて、「本当の事を言うからまた呼んで欲しい」ということを繰り返す。

参考資料「9 月 22 日」のところに「最後の否認の訴え」と書きましたが（本誌 140 頁）、もう一度、風間竜がやって来た時に、やはり自分はやっていないということを切々と訴える場面がある。「御免なさい、ある事はある。ない事はないと十分申し上げますから、命にかけて申し上げますから、私は竜ちゃん、帝銀の事に関しては、天地神明に誓って犯人じゃありません。」こう言って、取調室のドアに頭を打ちつけて自殺しようとしします。彼は 3 回自殺を試みていて、これが 2 回目です。だけど、これは捜査側からすると狂言自殺、見せかけているだけだと受け

止められたようです。実際にドアに頭を打ちつけて死ぬというのはまず不可能ですので、そう見えてもしかたないかもしれません。

平沢さんはちょっと変わったところがあって、その自白過程でもこれが問題になってきます。昭和の初め頃だったと思いますが、日本画家の大家として名を成して、帝国博覧会に無鑑査で自分の作品を出せるような状況になってから、狂犬病の予防接種を受けて実際に罹ってしまう。高熱を発して死線を彷徨って、どうにか命を取り留めますが、脳障害を引き起こしていました。これはコルサコフ症候群と言われていて、脳障害を受けたことで記憶の障害を引き起こします。記憶を埋め合わせるかのように作話が出てくる、簡単に嘘をついてしまう、ありえない話をしてしまうというエピソードがいろいろありました。元々明るい人だったようですが、それ以降、大言壮語するようになって、周りが「えっ」と思うような話が出てくることがある。そうした問題が平沢さんの自白の背景にあって、自白には相当奇妙な話が出てくる。

4. Ⅲ期 平沢氏が自白を語り始めた最初の3日間（9月23日～9月25日）

ともあれ9月22日まで、平沢さんは揺れて、身内を呼んで「やっていません」と訴えたり、自殺未遂をしたりする。その後、いよいよ諦めていくのが9月23日からということになります。このときすでに逮捕から1ヶ月です。脳障害を持っている人が1ヶ月もの間、捕えられて取調べを受け続ければ、どういう状況になるのかを考えておく必要があります。ただ、脳障害という随分なハンデを持っていると思われるかもしれませんが、まともなところも多い。その意味ではあまり障害のところを前面に出すのも問題ですが、ともあれ、9月20,21,22日と揺れて、とうとう自分がやったと言わざるを得なくなるのが9月23日、本誌142頁のところです。

少し遡りますが、揺れているところで興味深いのは本誌140頁、風間竜さんと呼んでもらって、「介添えがあれば自白します」と言った後のことです。本誌140頁7行目のところに「色々聞きたい事を聞いた上で帝銀事件の犯人である事に付いて告白します」と、介添えがついたら告白すると言っている。それに対して検察官が「するとお前は帝銀犯人である事を自ら認めるのか」、（平沢）「認めて頂いて差支えないと思います」、（検察官）「いや、僕の方で認めるのではなくて、お前自身で自分が犯人と認めるのか」、（平沢）「認めます」、（検察官）「それでは、どう云う気持ちから認める事になったのか」、（平沢）「証拠があるし客観的に認めなければならなかったからです」。こう言うのです。自分の体験で認めるのではなく、証拠があつてしょうがないので認めますという。そして次の日のところで、もう引き返すことができない状態で自分が犯人として語らざるを得なくなります。ところが、本誌142頁の囲みの真ん中あたり、（検察官）「昨日の続きを少し話さない」。つまり、その前の日に「私がやりました。客観的にそ

の通りです」と認めた、その続きを喋れということです。それで喋り始めた内容は、(平沢)「唯困った事は腕章も手に入らず…」。ここで「腕章」というのは、帝銀犯人が腕に着けていた腕章のことです。犯人は、「近所で赤痢が発生して GHQ が今から消毒に来る。その近所の人々が午前中に銀行に来て何か手続きをしたので、赤痢菌が既に蔓延しているかもしれない。GHQ が来る前に予防薬を飲んで欲しい。これは GHQ が開発した優秀な薬だ」と言うんですね。その時に犯人は「東京都防疫班」と書いた腕章を着けていました。つまり東京都の疫病を防ぐ防疫班の腕章を着けた医者がそれらしく登場して皆さんに薬を飲ませたということになっています。これは目撃者の証言です。ですから犯人は腕章を着けていたはず。ところが、「私がやりました」と認めたことになっているけれども、(平沢)「唯困った事は腕章も手に入らず、薬も手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それでは辻褄が合わないので困ります」と言うのです。それに対して検察官は「腕章や青酸カリの事など気にする必要はない。こちらに判っていないと思う事は云はなくてもよい。お前の本当の告白であれば、それが本当であるかどうかを計る見当は十分あるのだから」と説得しています。

虚偽自白というのは無実の人が語るわけですから、やはり犯行を十分に語れないという特徴がよく出ます。平沢さんの自白はその典型的なものです。自分がやったということは認めるけれども、腕章が手に入らないし、薬も手に入らないので、どうやって人を殺せるか分からない、ということです。ここでおもしろいと思うのは、検察官がこのやり取りをちゃんと調書に載せていることです。検察官が冤罪を本当にでっち上げて、無実だと最初から分かっている人を犯人に仕立て上げようとするのなら、こんな調書を作るはずがありません。そういう意味では高木検察官の調書は興味深い。平沢さんが自殺未遂をする場面も調書にそのつど記録しています。

5. IV期 平沢氏の自白が出来上がり、犯人になりきっていく時期（9月26日～10月9日）

こうしたところからスタートして、その後も同じようなことを繰り返します。要するに、平沢さんはなんとか犯人になろうとしているのです。無実の人が冤罪に巻き込まれて犯人になろうとするというのは、一般の人にはなかなか分かりにくいと思います。私はこういう事件をたくさんやってきて、色んな事件に出会うなかで、冤罪事件では無実の人が自白に落ちた後は、やはり犯人を演ずる以外なくなるということに気付かされてきました。

その一つが、仁保事件という山口県的一家6人殺しの事件です。事件で間違われて取調室に引き込まれる人は、一般には事件の周辺にいる人たちが多く、例えば袴田事件は、事件が起こった味噌工場の住み込み工員をしていた人です。専務の家が焼かれて、焼け跡から4人の遺

体が出てきた。すぐそばの工場で住み込み工員をしていた袴田さんが疑われる。こういう構図です。このように多くの事件は周辺の人々が疑われる。ところが、仁保事件で疑われたO氏は、山口県の事件現場近くの出身ですが、事件が起こった時に大阪にいて、全然事件のことは知らなかった。ところが、前科があったこともあって容疑の線上にあがって、軽微な窃盗未遂事件で全国に指名手配になり、事件から一年後に逮捕されて取調べを受けた。今だったらネット情報がどんどん流れていますから、日本全国何が起こっているかすぐに情報が入るかと思いますが、1954（昭和29）年の事件ですから、自分の故郷で起こった事件とはいえ、全然知らなかった。捕まって、えらい大きい事件で捕まったらしいという雰囲気は分かって、何の事件かは分からなかった。当時は取調べの過程にしばしば拷問があつて、O氏も結果的に拷問を受けて自白します。自白した後、取調官は取調べを録音テープにとったんです。その頃、拷問があつたということで、裁判で自白の任意性が問題になった事件が結構あつた時期でした。それで捜査側は録音テープで、自白している場面を録音して、これを法廷で流せば任意性を証明できる、つまり自分から喋ったと証明できるというので録音していたのです。拷問をして、散々痛めつけた挙句に自白に落ちて、そこから隣の部屋に録音装置を設置して、隠しマイクを使って録音テープにとっていたのです。ところが、「私がやりました」と言うまではよかったのですが、「じゃあ、どうやったんだ」と言われても、彼は事件の具体的なところが全然分からない。自分の故郷で起こった事件ですから、土地勘はある程度ありますが、事件が起こった現場の集落には行ったことがない。その家がどんな家なのか、どんな人が住んでいるかも知らない。そこで一家6人が深夜に全員布団の中で殴り殺された、とんでもない事件です。追いつめられて自白すれば、そこから取調官はその家にどこから入ったのかと聞く。ところが彼は分からなくて、苦しんでいる。その場面が録音テープに残されています。苦しくて、苦しくて、自分が犯人になったつもりで言おうとするが、「そこが分からない」。「自分は犯人だ、俺が犯人なんだと自分で自分に言い聞かせて、役者になったつもりで、犯人になったつもりでしゃべろうとするんですけどダメです」と言う場面がテープに入っています。つまり無実の人が犯人になろうとするんです。そういう形で虚偽自白は始まるということが分かります。

帝銀事件はこの仁保事件よりさらに前の事件ですが、同じことが起こっている。「やりました」と認めたけれども薬をどう手に入れたらいいか分からない、腕章も分からない。そういう形で具体的なところが語れない場面がいっぱい出てきます。事件の現場となったのは帝国銀行椎名町支店です。1948年ですから、戦後3年目のどさくさ時代で、銀行も建物をちゃんと建ててということではなく、民家を借りてそこを銀行代わりにしていた。銀行は3時に閉まりますが、事件が起きたのは銀行が閉まってからなんです。平沢さんの自白によれば、3時を過ぎて表玄関が閉まっているので通用口に行きます。通用口でお手伝いしていた人に支店長を呼んでくださいと言ったが、支店長はその日休みだったので支店長代理が出て来た。近所で赤痢が起こっ

た云々の話をすると、「じゃあ、表に回ってください」ということで表玄関に回ってから入っている。このようにまず通用口に行ったことは真犯人しか知らない。もし、取調官の側が一切情報を提供せずに、被疑者が自分からこうやって入りましたと正しく言えれば、それは真犯人の証拠、所謂「秘密の暴露」に近いものになります。ただ純粋な秘密の暴露とは言えない。というのも、捜査側はこの事実を生き残りの人たちから情報として聞いていましたから、誘導することもできる。捜査を行った取調官が入手情報を伏せておいて、被疑者がこういう状況でしたと自分から言えたなら真犯人の証拠となりますが、平沢さんは全然しゃべれていない。そのことがはっきりと出ている。本誌 144 頁の囲みの真ん中下線部分を見てください。「大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだからそいつが困るのです」と言っています。

現場の銀行に入った経路に関しては本誌 145 頁の囲みの中に書いてあります。9 月 23 日の 2 通目では「大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだからそいつが困るのです」と言っていますが、それが 4 通目の前半では「銀行はあいていましたが」と、開いていたことになっていて、「私が入ると、スッとしまった様な気がします」と言っているんですね。さらに 4 通目の後半になると「木戸が閉まっていたので裏口から入りました」と、ここでようやく通用口が出てくる。さらに「銀行の人に来意を告げましたら、入口を開けてくれたので入口に廻って入りました」と、まるで正面の入口から入ったかのように言うのですね。9 月 25 日になってようやく、生き残った人たちが言うとおりの話が出てくる。「私がやりました」と認めている人が、こういう変遷の仕方をなぜするのかということなんです。自分が犯人だと言ってしまっただけで、取調官も「お前が犯人だから言えるだろう」と、ヒントを与えずにしゃべらそうとしています。ところが、平沢さんはしゃべることができない。取調官は、「真犯人がこういう答え方をするのはおかしい」ということで気付いて然るべきところです。ところが、平沢さんはコルサコフ症候群という疾病を持っていたために、色々けったいなことを言うことも実際はありうるかもしれないと思ったのかもしれませんが、よく分からないのですが、そういう形で取調官はやり過ごしてしまいます。

それだけでなく、それ以降も同じような話が出てきます。薬もそうです。先程話が出たように、使われた毒物が青酸化合物だということははっきりしている。ただし青酸カリを飲めば、即効性で、普通は 1, 2 分で倒れてしまう。ところが、薬を飲んでから数分間は 16 人の行員たち全員がちゃんとしている。毒物の飲ませ方も、まず湯呑茶碗にピペットで数滴垂らす。それを「お手本見せますのでその通りに飲んでください。非常にきつい薬なので、歯に直接当たると歯の表面のホウロウ質が腐敗してしまうので、舌を出して、舌の真ん中に乗せてぐっと飲んでください」と言って手本を見せた後、全員一斉に飲ませている。それから「こちらで時間を計りますから、1 分経ってから次の薬を飲んでください」と言って、約 1 分後に水みtainなものを飲ませている。薬を 2 回に分けて飲ませているんです。2 回目のは水みtainなものでした

が、最初は非常にきついもので、例えばウィスキーを始めて飲んだ人が喉を刺激されてうっとなりますね。そういう感じだったらしくて、それをみんな我慢して飲んだ。次の薬は飲んだら水みたいだったので、飲まされた人たちはさらに「水を飲みによってもいいですか」と聞いて、「いいですよ、どうぞ」と言うので、みんなが行内の蛇口がある所に駆けつけていった。その中で倒れていく。ですから即効性ではないわけです。無機の青酸化合物であれば即効的にすぐ倒れてしまふところ、数分間は倒れずに水を飲みに行ったりしてから、徐々に倒れている。これは遅効性の青酸化合物ではないか、それは旧日本軍が開発していたものではないか、ということとで疑われています。なぜ遅効性の薬物の開発が必要かという、集団自決をする時や捕虜を一斉に殺す場合に、一斉にと言っても（飲ませるまでに時間）差が出ますから、始めの方で飲んだ人が倒れ始めたら、後の人は飲まなくなる。遅効性だとみんなが飲んだ後で効くので全員を殺せる。そのために遅効性の青酸化合物が開発されていたというのです。そうした毒物が使用されたのではないかとされている。その飲ませ方も、2回に分けて飲ませたと、生き残りの人たちがみんな言っている。ところが、平沢さんの自白にはそうしたことが最初に出てこない。倒れるのも、「飲んですぐ倒れた」みたいなことを言っている場面がある。およそ現実の状況とは違う流れの自白が出てくることになります。23日以降具体的なことを語り始めますが、およそ現実とは合わないところから始まって、徐々に合いはじめて、だけど結果的に言うと最後まできちんとは合わない。例えば、はじめは有機の遅効性青酸化合物ではないかという見込みで旧日本軍の生き残りが容疑の対象になったのですが、結局はその線が消えて平沢さんが浮かび上がったわけです。しかし平沢さんの場合はせいぜい無機の青酸化合物、所謂青酸カリ等しか手に入る可能性はない。しかもいくら追及しても、青酸カリでさえも彼には入手経路が掴めず、その点は最終段階まで埋めることができなかったのです。

もっと面白いのは現場です。犯行経路について言えば、平沢さんには事件の日のお昼すぎまでのアリバイがありましたので、山手線で池袋に行き、そこから帝国銀行椎名町支店に来たということになっている。事件の際に、犯人が実際にどういう経路をたどって行ったかは分かりませんが、真犯人は近所で赤痢が集団発生してGHQがそれを消毒しなくてはいけないということで銀行内に入っているんですね。実際に現場の銀行の近くの長崎二丁目に相田さんというお家があ



図 犯行現場の周辺地図

(浜田寿美男『もうひとつの「帝銀事件」』、講談社選書メチエ、2016年、223頁より)

て、そこで赤痢が発生したのは事実としてあって、GHQ が実際その日の3時前にジープでそこに出かけて行って様子を見ている。そして犯人は、相田さんというお家の人が銀行にやって来たことで、ここには赤痢菌が蔓延しているかもしれないと言っています。平沢さんが犯人だとすると、この相田宅で赤痢が発生していることを知っていなければいけない。平沢さんは自白の中で、池袋で降りて歩いて来て事件を起こしたと言っているのですが、その経路では赤痢が発生した場所を通らない。そこを通るためには大きく回り道しないといけない。とすれば、平沢さんはどうやってこの場所を通して赤痢の発生を知ったのか。そもそも椎名町支店で事件を起こしてお金を取ろうとしているのに、わざわざ遠回りをして偶然そこにGHQのジープを発見してから帝国銀行に来たというのは、どう見てもおかしい。

こういう語りを私は「逆行的構成」と呼んでいます。事件が起こってその結果は既に目の前にあって、自白に落ちた以上は、その結果を犯行筋書に組み込んで自白内容を語らなければならない。いまの点について言えば、捜査側は赤痢が発生していると犯人が言ったのはこの場所だと把握している。したがって、犯人は赤痢が発生したその場所を把握した上で銀行に来なくてはならない。つまり平沢さんが真犯人なら、ここで赤痢が発生したことを知っていますから、それを自然に組み込んだ形で犯行ストーリーを語れるはずですが、ところが平沢さんはそれができません。しかも平沢さんは、奇妙なことに3時10分位前に池袋に着いたと自白している。事件が起きたのは3時20分位ですから、現場まで結構急いでいかないと間に合わない。現に急いで行ったとも自白しているのですが、この「3時20分位」というのは結果の話であって、そのときの犯人の視点からすれば、その「3時20分位」である必要はなくて何時に事件を起こしてもかまわない。「遅くなったので急いだ」なんてことを自白で言っているのですが、遅くなくても別に関係ない。事件の起こった時刻は、結果的にそうなったというだけのことです。しかも、急いだのであれば銀行に直行すべきところを、ぐるっと回って行ったということです。平沢さんはその経路を実際に手書きで図面に書いています。それによると池袋から来て真っ直ぐ行けばいいはずなのに、途中でぐるっと遠回りをしてジープを発見し、縄張りをされている家があったので、何かあったんだろうと行ってみたら相田さんのところだったということになる。しかし、予知能力の持ち主でもなければ、遠回りする理由がない。けれど平沢さんが犯人だったらこの位置を知らなきゃいけないので、ここに行かざるを得ない。結果として起こったことを犯行ストーリーの中に組み込むしかないのです。こういうのを逆行的構成と言っています。順行的に見れば、なぜそこで曲がる必要があったのかが説明されなければならない。しかしその理由がないのです。そのために結果としてある事実を犯行の中に組み込んでいこうとして、予知能力などないふつうの人間としては考えられない不思議な話になってしまう。逆行的構成とは、結果を後から自分の犯行として組み込んで構成するということで、そのためにおよそ不自然な話になってしまう。こういうことが冤罪事件の自白の中に典型的に表れ

る。平沢さんの場合もそういう部分があちこちに見られます。

平沢さんは「私が犯人だ」と言って、「だけど、どうやって語ったらいいのか分からない」というところからスタートして、事件の後に残された客観的証拠を説明するストーリーを作りますが、結局は事件の全体を説明することは出来ない。そういう形で、ずっと犯行自白が展開していく。ただ不幸なことに、彼は最後にその中で犯人になりきっているんですね。そのことが、本誌 154 頁辺りから書いてあります。私がやりましたと言って語るものの、きちんとした自白が出てこないのが高木検事がすごく苛立っている。そうした場面が調書に残っています。あるところから、妄想めいた話も入ってくる。自分が犯人できれいな体になって戻ってくる、みたいな話で、普賢菩薩がどうのこうのとか、そういう話が散々出てきて、そこからすっかり自分は帝銀事件の犯人だというふうに思い込んでいく。そして、最終的には上司の検察官が見事な調書を作って、それが自白として、証拠として裁判所に提出されているのです。

6. V 期 自白を撤回し「帝銀犯人」から降りていく時期（10 月 10 日～11 月 18 日）

平沢さんには弁護士が付いていたんですが、自白完成後に弁護士がやって来た時の場面が本誌 157 頁の囲みのところに出てきます。起訴されて、身柄が小菅の拘置所に移されて、弁護人が面会に来た時のことです。これは弁護人の「上告趣意書」の中に書かれています。最初は「私が犯人ではありません」と言っていました、そのうち「しかし私は今は結構たのしいのですよ。夜になると仏様が毎晩来て歌の遊びをしているのです。私はもう現し身でなくて仏身なのです。だからたのまれば何にでもなりますよ、帝銀犯人にでも何にでもなりますよ」と言って、その瞬間たちまち彼は犯人になった。「俺は帝銀犯人だ」と胸を張ったというのです。平沢さんは自分が犯人だと言って犯行ストーリーを語っているうちに、とうとう犯人になってしまった。弁護人に対して、一旦は否認したけれども、「何にでもなりますよ」と言って帝銀犯人と胸を張る。ところが、さらに一週間後に行った時にはそのことを覚えていない。結局、はっきりと「自分はやっていません」と言えるようになったのは、更にひと月以上経ってから。催眠術から覚めた様に「俺はやっていない」ということに気付いたというのです。

おわりに

犯人ではない人が犯人になりきって犯行を語るということをどう理解するのか。これは平沢

事件の最大の謎です。平沢さんはやっていないにもかかわらず犯人にならざるを得ない立場に置かれて、自分が犯人になったつもりで語っているうちに本当に犯人になってしまった。その後、弁護人との付き合いが深まる中で、ようやくそこから覚めて、無実の自分に戻ることができたのです。そこにも一定の心理学的理由がある。そのことを私の本の中で書いています。

自白は非常にややこしい経緯をたどっていますので、ぜひ一度本を手にとって読んでいただいたらうれしいなと思います。時間を超過して申し訳ありません。ありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

参考資料（浜田寿美男氏作成・提供）※講演会当日配布資料を基に作成

2019年1月26日集会資料（浜田寿美男『もう一つの「帝銀事件」』講談社メチエより）

虚偽自白を読み解くー帝銀事件：平沢貞通氏の自白過程を素材に

事件と平沢氏の取調べ経過

事件が起きたのは1948年1月26日 いまから71年前。

そして平沢貞通氏が、この事件の容疑者として小樽で逮捕されたのが1948年8月21日、東京に護送されて取調べがはじまったのが、8月23日である。

以下、平沢氏が自白に落ちていく過程を、次の4つの段階に分け、順を追って具体的に見ていくことにする。

- | | | |
|-----|-----------------|-----------------------|
| I | 8月23日～9月19日 | 否認期 |
| II | 9月20日～9月22日 | 自白へと揺れていった時期 |
| III | 9月23日～9月25日 | 自白を語りはじめた最初の3日間 |
| IV | 9月26日～10月9日 | 自白が出来上がり、犯人になりきっていく時期 |
| V | 10月10日～11月18日前後 | 自白を撤回し「帝銀犯人」から降りていく時期 |

I 平沢氏の否認期（8月23日～9月19日）

取調べ初期の否認

平沢氏は、警視庁に連行された8月23日、執念のすえ逮捕した当の居木井警部補によって取調べられている。そこで平沢氏が否認したことは、聴取書に次のようにごく簡単にまとめられている。

- 問 お前は松井博士の名刺を使って昨年十月十四日、荏原の安田銀行員を青酸加里を用いて毒殺の上、行金を奪はんとし、更に本年一月十九日厚生省技官医学博士山口二郎の名刺を用いて中井銀行で同様目的で行なったが失敗し、次で一月二十六日、帝国銀行椎名町支店で吉田支店長代理外十五名に青酸加里を進駐軍よりの命なりと偽り伝染病の妙薬なりと称し嚙下せしめて渡辺義康外十二名を毒殺行金を奪った事実を述べよ。

答 私は松井博士から名刺を貰ったのは事実ですがそれを拘^すられてなく、十月十四日は荏原の安田銀行には行かず山口二郎の名刺を用いて中井銀行に本年一月十九日行った覚えはなく、随って一月二十六日の帝銀事件に就ても全然覚えのないことです。

平沢氏は、警視庁に留置されてから3日目の8月25日早朝、留置場内で、係官の机の上か

ら隠し持ってきたガラスペンで左手静脈を突き刺し、吹き飛ぶ血で壁に無実を訴える文字を書きつけている。否認はしたものの、激しい疲労と厳しい取調べ、そこから受けた屈辱のゆえに死をもって身の潔白を明かそうとしたという。

日本堂事件発覚—8月29日～8月31日

8月26日から取調べは高木検事によって行われた。その取調べにおいて、平沢氏は当初、帝銀事件をきっぱりと否認している。しかし、その否認の段階で注目すべきは、その間に別件の「日本堂事件」と呼ばれる事件が発覚して、これを自白していることである。日本堂事件について尋問があったのは、高木検事が取調べを引き継いで4日目、8月29日のことである。帝銀本件の調べの最中に、不意に次のように聞かれる。

- | | |
|---|---|
| 問 | 突然で驚くかも知れないが、銀座の日本堂を知らないか。 |
| 答 | 知りませぬなあ。日本堂と云ふと何処ですか、行けば知っているかも知れませぬ。 |
| 問 | それなら場所は何処でもよいが、銀座の宝石商で他人の二十万円の小切手を作って品物を買はうとして逃げた事はないか。 |
| 答 | いや、そんな事はありません。 |
| 問 | あったと云って置いた方がよいよ。 |
| 答 | あれば申し上げますが、人相でも似てると云ふのですね。 |

平沢はこのようにまず否認するが、3日後の9月1日には次のように追及される。

- | | |
|---|---|
| 問 | 何もかも有りの儘に云ったかどうか。少しは恥を知らなければならない。お前の云ふ事は大事な事が殆んど嘘だ。然かも作った嘘だ。日本堂に付てもあれ程昨夜弁護士さんが云っても判らないか。 |
| 答 | いえ私は何もやっておりませぬ。日本堂も何も知りませぬ。 |
| 問 | お前は昨年十一月に三菱銀行で銀行の窓口から一万円と預金通帳を持って逃げて、大森の金貸しへ行ってその預金通帳の預入残高を偽造して増して持って行き二十万円の ^{まま} 小切手を取って行って、その小切手で日本堂へ行き、時計等を買損って逃げているのではないか。 |
| 答 | そんな事は知りません。全然知らないのです。 |
| 問 | お前はさう云ふが、その預金通帳の偽造した部分に行員の判として押してある判が平沢、鎌田、山口の判でお前の持っている色々の書類の中から同じ印影のものが出来ており筆跡も一致しているとの事だが、どうか少しは嘘を吐くのは恥に思はないか。帝銀に付てもさうだ。 |

日本堂事件についてはこのように動かぬ証拠があって、これを突きつけられた平沢氏は窮して、次のようにして自白に落ちている。

- | | |
|---------------------|---|
| この時被疑者は二十数分間黙して答へず。 | |
| 答 | 唯帝銀の事だけは私は決して遣っておりませぬ。その為めに私は之れをやったのです。此時被疑者は左手首を指示したり（筆者注：25日にガラスペンで手首を切って自殺しよ |

うとした痕である)

問 然らば日本堂はやったが、帝銀はやらぬと云ふのか。

答 どうか自殺させて下さい。日本堂の事でとても生きていられませぬから今迄何にもかも嘘を云って来て申訳ありませぬ。実際自分でお目に掛かるのも辛い位です。唯帝銀だけは一点も私に関係がありませぬから、どうか自殺させて下さい。

平沢氏はこの日本堂事件の追及について、このようにして自白に落ち、以下、その直後に犯行ストーリーを自分の方から語り出している。

問 兎に角日本堂に付ての告白を聞かう。

答 馬鹿な事をしたものです。あの日三菱の丸ビル支店へ誰かの小切手を取りに行きまして、その小切手を窓口へ出し待っていましたら、私の腰かけていたベンチの上の私の膝の左の処に番号札が落ちていまして、拾って持っていましたら一番奥の窓口の処で男の係員が一生懸命番号を呼んでいましたので見ると自分の拾った札の番号でしたので、その窓口へ近付いて見ますと一万円の一束が出ていまして急に金を取る気になり窓口へ行って係の男が幾らですかと聞いたのに対し一万円ですと答へてその札束と預金通帳と判こを受取って帰って来てしまったのです。その金は小遣に使って了ひました。

問 預金通帳はどうしたか。

答 十二月になって新聞を見たら金融すると云ふ事が書いた広告がありましたので、その預金通帳を利用して金を借り様と思ひ、中野の家の四畳半で家に在ったゴム印で日付を出鱈目に入れ、金額は払出も預入れも万年筆で出鱈目に書き、銀行員の判の押してある処へ当時持合せておった鎌田から預っていた鎌田の判と丸ビルか何処かの判こ屋で既製品を買って来て置いた山口の判と私の平沢の判とを押して、預金高を二十二、三万円増して大森の金貸の処へ持って行つたのです。鎌田と山口の判は、今度札幌へ行つたときもう要らないと思つて南一条の橋の上から紙に包んだ儘創朱川へ放つて来ました。

大森へ行つた最初の金貸しの家では、洋服か何かなら貸すがこう云ふものでは貸せないと断はられたのでその人から何処か貸す処はないかと聞いたら、入新井の白木屋の処に行つて消防署の前に新らしい人があると教へて呉れたので、その所へ行きました。そして主人にその預金通帳と判を出して二、三日でよいから之れを担保に二十万円貸して呉れないかと云ひましたら、利子を五千円出せば貸してやると云はれたので、それを承諾して二十万円の小切手を書いて貰つて来たのです。その日は日曜だったか出せなかったもので、翌朝大森海岸のその銀行へ行つたら金貸しの先生、先きに来ていまして、その小切手はもう金にならないが、五千円手数料を寄越せと云ひましたので、役に立たなくても払ふのかと云ひましたら、さうだと云ひましたので、仕方がなく、それぢや銀行へ行つて払ふと云つて、向ふの使の者が三菱銀行の丸ビル支店へ行つているらしかったので、その男に渡すと云つて、小切手は持った儘で来てしまったのです。その小切手を使はないのが何だか勿体ないなと思つて、その翌日日本堂か何処か名前は記憶しておりませぬが、ショーウインドに時計等が出ている店に入つて時計を見せて貰ひ値段を聞いて丁度二十万円位になるだけの二、三ケの時計を之れ丈け呉れと云つて小切手を出しましたら支配人らしい人が一寸待つて下さいと云つて小切手を持って銀行に見せに行きましたので、之れは困つたと思つて店員に一寸隣へ行つて煙草を買つて来るからと云つて外へ出、四丁目へ出て四丁目から地下鉄で直ちに家へ帰りました。

この日本堂事件の発覚が、取調べに当たっていた高木検事の心証を激しく動かしただろうことは想像に難くない。平沢氏への精神鑑定時の聞き取り（1949年7月21日）によれば、高木検事が取調べに入った当初、高木検事は平沢氏を「犯人でないと思ったらしく、居木井を謹慎させると言って」おり、平沢氏に対して「可哀想だから早く帰したやりたい」とも言っていたという。ところが日本堂事件の発覚後、高木検事は断固たる姿勢で取調べに臨むことになる。

Ⅱ 平沢氏の自白転落過程（9月20日～22日）—自白へ揺れながら落ちていく

9月20日—「絵筆を執ってみたい」

日本堂事件を自白したのちも、高木検事取調べでは、安田銀行荏原支店、三菱銀行中井支店での未遂事件の日、帝銀事件本件の日の平沢氏のアリバイや、帝銀事件前後の平沢氏の金の出入りがしつこく聞かれているが、平沢氏は一貫して否認を続けている。しかし、そうした追及がさらに3週間近くも続いてのち、9月20日以降、平沢氏の供述に微妙なニュアンスが混じりはじめる。

問	一月十七、十八、十九日のアリバイは。（筆者注：中井支店の事件の日の前後）
答	朝の中は写生をしており、午後何処かへ出ているかも知れませぬ。多分家で画を眺めていたのではないでせうか。
問	山口の家へ麻雀をやりに行った事はないか。
答	一月中に行った事がありますが、何処か判りませぬ。品画は包んで行きました。この時検事は山崎静枝、中根操子、中川ヒロ子、窪田芳子を入室せしめ暫らくして退室せしめたり。（筆者注：この4人は目撃証人であり、取調室で面通しが行われていることがわかる）
問	この様に皆に見せられて、お前の腹中はどうな気持ちか。
答	いやな気持ちですね。一種の侮辱を感じます。
問	然し侮辱と云へば僕の方がお前から侮辱されているよ。
答	黙して答えず
問	午前中もあんな判りきった嘘を云って僕に面しているのだもの。然しその様な感じを必要もない段階に入ってきている。唯、お前の芸術的生命をどうかして残してやりたいと考へているのだが。もう一度清純な心に立戻って絵筆を執って見たいとは思はないか。
答	此の時被疑者は ^{ていきゅう} 涕泣した
答	執って見たいです。法隆寺の壁画を技法で表現し度いと云ふ私の望みも九分九厘まで出来かけ、ここで死ぬのは残念です。四十年の生活も、もう駄目です。何卒竜に会わせて下さい。後事を託して、そしたら一切の事を申し上げます。そして処罰を受けます。竜は決して狼狽する様な男ではありません。他の者には一切会ひませぬ。

9月21日1通目—「疑われるだけでも恥」

翌9月21日には3通の聴取書があって、その1通目。これは朝の取調べの場面である。前

日の約束通り風間竜が取調室に呼ばれたのだが、首尾よく自白が出るというわけにはいかなかった（第 27 回聴取書）。

検事は風間竜を同席せしめ被疑者を入室せしめたるに被疑者は風間と握手したる上涙を浮べ風間に対し

竜ちゃん申訳ありませぬ。申訳ない。

と云ひながら着席、暫らく黙したる上、

どうしてあんな事をしたのでせう。四十年間の研究もこれ一つで全く無駄になってしまった。あの札が落ちていたばかりに、ふと悪い気が起き一万円とってしまひ、又小切手は未遂とは云へ、未遂だって同罪だ。私はこの罪だけでも特別に願って死刑にしてもらうつもりだ。

此時風間は被疑者に対し、

さう悲観することはありませぬよ。元気でいて下さい。経済的な問題は私が責任を負って皆家中で持合ってやっておりますから。家中の者の心配はそんな事ではなく、帝銀事件の事です。家中の者も、皆義兄さんのそんな事をする人でない事を信じて、皆一生懸命やっておりますから。

検事は此の時、風間を制し事件に関する発言はしない様にと申向けたるに、風間は黙し、被疑者は有難う、有難う。然し調べられる人はどうしても私を帝銀の犯人にしなければ承知しない様ななされ方で、私は疑はれるだけでも恥だと思っております。私が如何に本当の事を言ふても全部嘘だと云ひ、アリバイの事等も、伊豆夫や嘩子だけはよく承知してくるのに、それを、嘘だと云はれるのです。

風間を立ち会わせれば本当のことを言うと約束したはずだと思っていた高木検事は、「疑われるだけでも恥だ」などという平沢と風間とのやりとりに業を煮やして、このときの取調べをいったん中断し、風間を帰している。

9月21日2通目一客観的に認める

風間を帰した後の2通目の聴取書では、風間が立ち会った朝の先の平沢氏の供述を、話が違わないかというニュアンスで高木検事が責め、平沢氏は再び罪を認めて、告白しようと言いはじめる。この自白の出方もまた奇妙である（第28回聴取書）。

問 昨夕と今朝とは心境が変化したね。

答 いや同じです。

問 然し、僕が見た目では完全に違ふと思ふがどうか

黙して答へず

答 話さうと思った事の三分の一も言へませんでしたね。もっと家の事を聞いたかったし、将来の事も云ひたかったのですが。

問 お前が本当に心の中を打開けて云ふたのだったら幾らでも話はさせて上げましたよ。

答 家の者がどういう気持ちでいるか知りたかったのです。

問 不安と焦燥とで困っているだらう。お前が割切れなければ、家の者もやはり同じであらう。

答 さうでせうね。今朝どうして云へなかったのかしら、最後に竜ちゃんを引止めて云はうかとも思ひましたが、意気地がなかったのです。

問 それでは僕に云ったら良いではないか。

答 いや介添へがなくては云へませぬ。竜ちゃんでもなくても下馬の伊藤でも良いのです。介添へが付けて頂ければ、今晚一と晩頭を澄ませて明日にでも介添への前で、検事さんに一切を告白致します。

問 然し今日と同じ轍を踏むのでは何の告白にもならない無駄な事だから先に何う云ふ告白をするか結論だけでも聞いて置かなければ困る。

答 色々聞き度い事を聞いた上で帝銀事件の犯人である事に付て告白します。

問 するとお前は帝銀犯人である事を自ら認めるのか

答 認めて頂いて差支へないと思ひます。

問 いや、僕の方で認めるのではなくて、お前自身で自分が犯人と認めるのか。

答 認めます。

問 それでは、どう云ふ気持ちから認める事になったのか。

答 証拠があるし客観的に認めなければならなくなったからです。

問 それでは告白ではないのではないか。

答 いえ、告白の結論です。私が帝銀の犯人であると申出ました事は、言葉の綾は別として告白の結論です。

問 その告白がどうして今日言へなかったのか。

答 意気地がなかったからです。

問 然し一度お前に裏切られたから、本当の告白であると思へる様に僕の猜疑心を除く方法はないか。

答 何の抒情的の事もなく私が申上げるので、御疑ひになるのかも知れませぬ。それに私の今の心は濁っておりますから、一と晩何卒心を澄まさせて、明日介添付きで告白させて頂き度いと思ひます。

しかし、このように言っただけで、平沢氏は、その日の3通目の第29回聴取書で、金の出入りについて弁明を繰り返し、自己の無実を証し立てようとして、なお否認を続けている。

9月22日―最後の否認の訴え

22日の朝、平沢氏は「家族全体に会いたいのですが、そんな贅沢も云へませぬから、誰でも一人でよい、会わせて頂ければ申し上げます」と申し出て（第30回）、それによって風間竜の2回目の立ち会いが実現する。その様子が聴取書に記録されている（第31回聴取書）。

検事は風間竜を同席の上、被疑者を入席せしめたるに、被疑者は自ら煙草光を二本喫って自ら一服喫煙したる後、その一本を風間に渡して喫はせたる上、交換し

御別れの一服です。私としてはどうしても一度お詫びしたいと思つたのですが、検事さんが一度裏切られたから、話をする結論だけでも聞かせて置いてくれと申されましたので、帝銀の犯人であると申し上げましたが、検事さんも僕も腑に落ちないと云ふて下さいましたが。

この時風間は

義兄さんが善良な人である事はよくわかっておりましたが、どうして魔がさしてとんだ事にならないとも限らないと思ひますから、やった事はやった、やらない事はやらないと、はっきり云ってサッパリせられるのが、義兄さんの之れから大きく生きて行

かれる道ではないかと思ひます。私も罪を憎んで人を憎まないのですから。
と申し述べたるに対し、被疑者は
いや私を憎んでいただき度いのです。私は今あった事だけは、はっきり申し上げます。
そして本然に生きさせて頂きます。今は良い気持ちでおります。山口君と曄子の事が
一番気になります。
竜ちゃん、私をこちらへやって下さい。何だかまぶしくて、こちらの方が話がよいで
すから。
と云ひながら検事と風間間にありたる自席を立ち、風間の席との差替を為したる上、
今日は、どうしていたのですか。
此時風間は
研究所その他を廻って、事務所へ行くのが遅れたから。
と云ひたるに被疑者は、
熱い御茶を一杯頂けませぬか、御茶を一杯頂いてすっかり申し上げます。

こうして、しばらく家族のこと身内の心配などの話が続く。そのなかで「帝銀事件の被疑者としての私、竜ちゃんに聞いて置いて頂いて後詳しく高木検事さんに申上げる事になっております」などという言葉も混じり、やがて平沢は次のように言いはじめる。

昨日から検事さんに色々御伺ひし心が澄みました。この気持ちで死んで行ける事を喜んで
おります。喜んで行けると思ひます。
この時風間は、
「義兄さんも苦難の中で生きて来られた人で、義兄さんがこんなになったのも、義兄さ
ん一人の責任ぢやないと思ひます」
と云ひたるに対し、
いや私が悪いのです。私一人です。検事さんが、もう一度画を書かせて下さると御言
いますが、このけがれた身体で何が描けるかと云ふ気持で一杯です。本当の事を言ひ
ます。云ひますとも。検事さんも、どうしてもさうだと受取れないと申されましたが、
率直に澄んだ心で申し上げます。死んで行く者の言葉は正しいと申されましたが、竜ちゃん
よく信じて下さいよ。
御免なさい、ある事はある。ない事はないと十分申し上げますから、命にかけて申し上げ
ますから、私は竜ちゃん、帝銀の事に関しては、天地神明に誓って犯人ぢやありませぬ。
と云ふや否や、ふらふらと立上がりドアの下から約一尺五寸のドアのへりに倒
かかり、頭部を打ちつけたり。安達警部は直ちに之れを助け起こし、椅子に座せ
しめたるに、両手にて頭部をかかへ、その後頭部を検するに別に外傷等瘤もなし。
風間は被疑者に対し
「しない事はしないと云ひ、はっきり事実を係官に申上げたらどうです。そんな事をす
れば皆に心配をかけるだけです。しないならば必らず晴れるし、していればどんな
事をしてでも駄目ですよ。そんな事をすれば皆が心配してしまいますよ。しないなら、
それだけ気をしっかり持って行かなければ駄目です。私はもう帰りますよ。二度と再
び会へないかも知れませんが、もう帰りますよ」
と云ひたるも被疑者は頭を抱へたる儘無言。

平沢氏2度目の自殺未遂であった。検察事務官の手になるこの記録が、事実をどこまで忠実

に描いているのかは不明である。平沢にとっては、これが実質上最後の否認となる。翌9月23日の第33回聴取書から具体的な犯行内容に関わる自白がはじまる。

Ⅲ 平沢氏が自白を語りはじめた最初の3日間（9月23日～9月25日）

犯行自白の奇妙な出発（9月23日1通目の第33回聴取書）

その1通目の聴取書は、冒頭で、目撃者たちを同席させて、そのうちの一人が検事に「間違いありません」と耳打ちして、退席したところではじまる。

問 誰もいなくなったから本論に入らうではないか。

答 昨晚から昨日の事の七言絶句を考へておりましたが、御書取り願へませんでしょうか。

再度死を決行して果さず

我が醜体畢意滅せず

今は唯神霊の清浄を期す

希くは随喜の光明界に到らむ

です。書いて御出しませう。

この時、用紙及万年筆を貸与せるに、一句を書して提出せるを持って本聴取書末尾に添付す。

問 昨日の続きを少し話さない。

答 唯困った事は腕章も手に入らず、薬も手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それで辻褄が合はないので困ります。

問 腕章や青酸加里の事など気にする必要はない。こちらに判ってないと思ふ事は云はなくてもよい。お前の本当の告白であれば、それが本当であるかどうかを計る見当は十分あるのだから。

黙して答えず

平沢氏の「語れなさ」の理由

それにしても奇妙な自白の出方である。そうして促されて出てきた最初の発言が、「唯困った事は腕章も手に入らず、薬も手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それで辻褄が合はないので困ります」というのである。ここで「腕章」というのは犯人が防疫班を装って腕につけていたと言われるもの、そして「薬」とはもちろん16人に飲ませ12人を死に至らしめたという毒物のことである。帝銀事件の犯行に必須のこれらの物を、どのようにして手に入れることができたのかが分からないというのが、自白内容を展開しはじめた平沢氏の最初の言葉なのである。

前後の脈絡からすれば、もちろん平沢氏はここで自白もやむなしの心境に達している。そのような状況下で、有罪仮説の下で真犯人がこのような言葉を語りうるものであろうか。もし平沢氏が真犯人だとすれば、彼はここで自らが犯人であることを認めて自白しながらも、なお犯行の肝心の証拠は偽って、知らぬふりをしていることになる。自白転落後の真犯人がなおその

ようなことをして抵抗する理由が見えない。一方で、その点、もし無実仮説の下で平沢氏がこの事件と無関係であれば、自分のことを犯人と決めつけてくる取調官に抵抗しきれなくなって、とにかく自分が犯人だと認め、しかし犯行の具体的な内容は語れないということは十分にありえる。先に紹介した仁保事件のO氏の自白転落場面を思い出してもらえばよい。その「語れなさ」のなかに無実の人の虚偽自白の典型があるということは、先に指摘したとおりである。

平沢氏の犯行内容の自白はこのようにきわめて奇妙なかたちではじまっている。じっさい、無実者が自白に落ち、犯行の内容を語りはじめるときの戸惑いは、平沢氏がここで言う「辻褄が合わないので困ります」という心境と、ぴったり重なるのである。自分の体験していない事実を、自分の体験であるかのように語るときの、その奇妙な感覚を、平沢氏は実に自然に語っている。上の供述は、まさにそう読める。いや、そう読む以外の読み方はむしろ難しい。とすれば、そこに虚偽自白の一つの重要な兆候を見るのが相応しい。

それに、平沢氏のこの「語れなさ」に対する高木検事の応答もまた実に奇妙である。もし真犯人が自白後になおこんな煮え切らないことを言っているのなら、ふつうは「知っていてなぜそんなふうにごまかすのか」と難詰するはずである。それを高木検事は「腕章や青酸加里の事など気にする必要はない。こちらに判ってないと思ふ事は云はなくてもよい」と言ったというのである。このところで高木検事は、平沢氏にコルサコフ症候群の後遺症があることを知っていて、それゆえに取調べのなかで、ほとんど妄想にも近い空想的な虚言が見られるのもそのせいだと考えていた可能性がある。平沢氏の「語れなさ」の背後にそうした病的な問題があると考えたのであろう。

アッケラカンの第2歩（第34回聴取書）

平沢氏がコルサコフ症候群の後遺症を被っていた。とりわけコルサコフ症候群に特徴的と言われる作話症が顕著である。彼の調書にはしばしば奇妙な妄想様の作話的な供述が出てくる。この9月23日の2通目（第34回聴取書）には、冒頭に次のような話が出てくる。

検事は大山滋子、幸坂みさ子、日野てる子を同席せしめ被疑者を入室せしめたり

検事さん、私が考へた事で、まだ一つ二つ世の中の為になる事があると思ひますから、御聞取り下さいませぬか。玉子に味を付けて産ませる事です。牛でも豚でもよいから切り出しで買ひ、メンチにして、塩と砂糖と味の素を入れてから煮て、カラカラになったのをフスマでも糠でも良いから混ぜて食べさせ翌日産んだ卵を取ると言ふ訳です。原始動物程出来るのですね。これはよいメジュームを作らうとして偶然に発見した事です。それから染物をするのに味の素を入れるとむらが出来ませぬよ。

問 お前は中学の時、落第した事があるね。

答 東京研究所に入り二、三度来ましたから遅れましたから同期生には五、六、七と三期あります。卒業する時は安達君にさせて貰ったのです。隣りへついて皆答案を見せて貰ったのです。カンニングの名人でした。

この時大山滋子外二名を退席せしめたり。

本格的に自白に落ちる前後のこの決定的な時期に、このような間の抜けた妄想様発明作話が入り込むところに、平沢氏の自白の、他に類例のない特徴がある。この奇妙な緊張感のなさが、その後の自白にも引き続き尾を引く。以下は、上記引用のすぐ後のやりとりである。

問 誰もいなくなったから、先の続きを話して御覧。

答 昼御飯を皆食べたので腹がくちいですな、ゲップを皆出してしまひますから御待ち下さい。と云ひながら背骨を圧さへ数回ゲップをした後

話が全然纏らないので困ったものですな。

問 順序が立たなくともよいから。

暫らく黙した上

答 えーと一ぶくさせて頂きます。

この時被疑者は光に点火して之を喫ひ終った後、

順序と云ひましたがそれよりも記憶の方がどうも。

問 体裁の良い言葉を聞かうと思はんから、思ひ出すままで良いではないか。

答 大事な事ですから、嘘になっても何にもなりませぬから、しっかり纏めたいですね。最後の大事な事まで私が嘘をついたと思はれたくないですから。大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだからそいつが困るのです。申上げるからには整然たる事を申上げたいと思ひます。流石に最後に平沢は綺麗に云ったと云ふ事を御認め願ひたいものです。ですからどうか時間の余裕を下さい。今晚一と晩寝てゆっくり纏めますから。

問 纏らなくとも良い。記憶を喚び戻せるヒントを与へてやるから。

答 いや自分で記憶が蘇って来ると思ひます。唯考察の時間を与へて下さい。

問 然し長い間の出来事だから十分整へて全部記憶を喚起するには仲々困難だらう。

答 いえ、時間だけ与へ下されば十分出来ると思ひます。

事実とあまりにも違う自白

ともあれ、こうして犯行の内容について問答が行われ、ここからそれなりの自白が引き出されていくことになる。しかし、問題は飲ませた毒物である。

暫らく黙したる上

コップを借りましたですね。そして薬を注いで、その薬が困るんですよ、青酸加里なのですが私持ってないですから。

問 まあいい、その薬は何処から持って行ったのか。

答 家の塩酸の壇にあったのを持って行ったのです。手で持って行ったのです。その薬を皆が飲みました。私も飲みました。私は少ししか飲みませぬでした。

飲んで皆が倒れましたから、それから金を持ってその金を扱ふ処の台の上にあった金を全部百円札ばかりだったと思ひますが、そいつを落ちていた紙か新聞紙に包んで表へ出しました。

……………（中略）……………

問 薬は。

答 家にあった塩酸の壺から医者 of 二百瓦入るやつでしたが、その薬壺へ入れて持って行きましたか。

問 それ以外に持って行かなかったか。

答 はいその他には持って行かなかったと思ひます。

問 お前の今云った事は、決して本当の事と思って聞いていないよ。然し、お前が前に云った通り梯子段を上らせてくれと云ふから、一足飛びには無理だらうが本当の告白をしなさいよ。

黙して答へず

平沢氏の自白はこのようにしてはじまった。同日の3通目・4通目（第35回・第36回聴取書）になると、たしかに詳細かつ具体的に語られるようになるのだが、その内容を見れば、生き残りの人たちの供述などから確認された事実、事件の後に残された物証から明らかになる事実とあまりに大きく食い違っているし、しかもそれがその同じ日のうちに大きく変遷している。

事件現場となった銀行への入り方

事件を起こすためには、まず現場に入らなければならない。しかも事件が起こったのは、午後3時に銀行が閉店して行員たちが表の正面入口を閉めて事務処理をしている時間帯である。犯人はどのようにして閉店後の銀行に入ることができたのか。この事件を起こした犯人ならば、当然、これを具体的に語ることはできるはずである。

ところが、9月23日の2通目と4通目（第34回と第36回）、25日（第39回）に平沢氏が述べたところを見ると、次のようになっている。

（2通目）大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだから、そいつが困るのです。

（4通目前半）銀行はあいていましたが、私が入ると、スッとしまった様な気がします。

（4通目後半）木戸が閉まっていたので裏口から入りました。銀行の人に来意を告げましたら、入口を開けてくれたので入口に廻って入りました。

（9月25日）銀行の本当の出入口が閉まっておりましたから開けて見ても開かぬので横通りへ出て横口から玄関へ入りました。そしたら女が行員が出て来ましたので、山口の名刺を出して支店長はいるか、と聞きましたら「はい」と答へて、今入口を開けますからと云ふて出入口を開けてくれたので、其の処へ廻って中へ入りました。本当の表の横の入口であつたと思ひます。

防疫班のメンバーであることを装ったこと

帝銀事件の犯人は、GHQの指示の下で伝染病の防疫班のメンバーであることを装い、東京都防疫班を意味する文字を黒く書いて、朱肉色の東京都のマークをしるした「腕章」を身につけていた。平沢氏はこの腕章のことをどう語っているか。

(23日1通目) 困ったことは、腕章も手に入らず…

(23日4通目後半) (安田荏原事件のこととして) 腕章らしい腕章ではない。普通の有り合わせの木綿の布に家で、…墨で「東京都防疫班」と書いて安全ピンで止めて行った。

(中井支店の未遂事件のこととして) 前に使ったやつです。…(それに) マークを入れたかも知れませぬ。

このマークに困って、丸の内で鉄板がございますね…ガスや水道の所にある東京都のマーク、あれに布を当てて赤だったか青だったかクレヨンで…塗って写して来た…。

(その場所の図面を描き) 自動車の停まっている蔭だったので、その後ろの処に隠れてやった。その鉄板は五寸と二、三尺の長方形のものでした。…赤のクレヨンしかなくて赤だったと思います。

飲ませた薬

帝銀事件で被害者たちが飲まされた毒薬は、青酸化合物だということに争いはないが、どのような青酸化合物であったかははっきりしない。平沢氏の自白ではこれを青酸カリとして特定していくことになるが、自白転落の最初の段階から追うと、これもまた理解しがたいかたちで供述が変遷している。自白転落以前から取調べに当たった高木検事は、毒薬は青酸カリであった前提で訊問しているし、そのことは平沢氏自身も了解している。にもかかわらず、自白転落の9月23日の平沢氏の自白には、ふつうでは考えられない展開が見られる。先に見た1通目・2通目も含めて、この日にどう述べたのかをまとめると以下のようなになる。

(23日1通目) 困ったことは…薬(青酸加里)も手に入らないので、どうして人殺しができるか…

(2通目) その薬が困るんですよ。青酸加里なのですが、私持っていないですから。…家の塩酸の壇にあったのを持って行ったのです。

(3通目) 家から持ってきた瓶に入った濃塩酸……お酒を注ぐ様に直接ビンからコップに注ぎました。

(4通目前半) (塩酸で人が殺せる?) ええ、思っておりました。(濃塩酸等普通では飲めないのでは?) ですから大きい口をあけて咽の方に一遍に入れ、一と思ひに飲んで下さい…と云ふてやって見せたのです。

(4通目後半) (安田荏原事件で使ったのは) 希塩酸だったと思ひます。

(24日第37回) (「昨日申し上げた事を訂正します」として) 薬は青酸加里です。

この日の1通目と2通目では、帝銀事件で用いられた毒薬が青酸カリであることは前提になっているが、これがその次の3通目から「濃塩酸」になっていく。どうしてそんなことになったのか。きっかけは2通目(第34回)での次のやりとりにある。

(名刺を渡してお茶を出してもらってからがゴチャゴチャになって「一寸思ひ出させてくれませぬか」と言ったあと) 暫らく黙したる上

コップを借りましたですね。そして薬を注いで、その薬が困るんですよ、青酸加里なのですが私持っていないですから。

問 まあい、その薬は何処から持って行ったのか。

答 家の塩酸の壺にあったのを持って行ったのです。手で持って行ったのです。

その薬を皆が飲みました。私も飲みました。私は少ししか飲みませぬでした。

飲んで皆が倒れましたから、それから金を持ってその金を扱ふ処の台の上にあった金を全部百円札ばかりだったと思ひますが、そいつを落ちていた紙か新聞紙に包んで表へ出しました。

ここで平沢氏は「家の塩酸の壺にあったのを持って行った」と答え、そこから「塩酸の壺」が「壺の塩酸」となって独り歩きしはじめる。その日の3通目（第35回）には次のようなやりとりになる。

再び薬の話をすると支店長は女行員に、皆が飲む容器を持って来て下さいと言ったら、女行員が硝子のコップを十四、五、お盆の上に載せて持って来ました。茶碗もありましたね。私はそのコップに家から持って来た瓶に入った濃塩酸、その瓶の高さは五、六寸直径二寸五分位のビール瓶の様な色をしたものから、お酒を注ぐ様に直接ビンからコップに注ぎました。そして之を

「ぐっと普通に水を飲むようにして一辺に飲んで下さい」と云って、先づ私が飲んで見せました。飲んだ塩酸はこの茶碗に此の時被疑者は卓上の湯呑茶碗を指示しつつ、二分位でした。

薬の注ぎ方・飲み方

毒物として前提とされた「青酸カリ」が「濃塩酸」にすり替わったのは、この9月23日だけで、翌9月24日の第37回聴取書では「昨日申し上げた事を訂正します。…薬は青酸加里です」と元に戻る。それにしてもその9月23日は、単なる言い間違いではなく、その日に限ってではあるが、飲ませた薬は一貫して「塩酸」あるいは「濃塩酸」「希塩酸」となっている。

その薬の注ぎ方・飲み方についての自白を見してみる。目撃者たちの供述によれば、犯人は銀行内の全員を集め、小使の運んできた湯呑みに小壺（第一薬）からゴムつきピペットで2回あて注いだうえで、「菌に触れるとハウロウ質が傷むので、舌を出して薬を包み込むようにして一気に喉の奥に流し込む」と指示し、自分でやって見せ、さらに次に1分ほどして大壺から第2薬を各自の湯飲み注いで、飲ませたことになっているのだが、平沢氏の自白は9月23日段階では、およそそのような細やかな手続きになっていない。

（23日2通目）そして薬を注いで…。その薬を皆が飲みました。…私も飲みました。私は少ししか飲みませぬでした。（ここではまだ「青酸カリ」の前提）

（3通目）（濃塩酸）お酒を注ぐ様に直接ビンからコップに注ぎました。そして之を「ぐっと普通に水を飲むようにして一辺に飲んで下さい」と云って、先づ私が飲んで見せました。…行員等は誰か行員がお盆に注いだまま、順に廻したのを各自席で飲みました。

…（薬は）1種類だけです。…（壺は）一本です。

(4通目前半)(飲ませるについて時計を使わなかったか)時間は何も云いませぬでしたが、皆と一緒に揃って飲まねばいかぬと云いました。

(4通目後半)(安田荏原事件について)あれは希塩酸だったと思ひます。(「未だ本当の事が云へないね。その薬は何処にあったのか」と訊かれて)家にあったんです。

(帝銀事件について)その時は皆に立って来て貰ひました。一斉にぐっと飲むことを教え、私は自分のコップにはほんの僅か五六滴入れ、これでも判るでせうと云って飲んで見せたのです。それから自分用のために、もう一瓶水を持っておりましたので、その水をゴックリ入れてガブガブ飲みました。他の人にも飲ませてやりました。最初の薬を飲んで二分経ったら、この薬を飲んでくれ、これは一種の中和剤だから、と言って水を注いでやったのです。私の飲んだ分の四分の一もやりませぬでした。(ここで「薬」として特定していないが、文脈上はそれまでの塩酸と変わっていない)

(24日第37回)(薬を「青酸加里」と訂正したうえで、注ぐ時には何でやったか?)万年筆でインクを入れるスポイトを使ひました。

被害者たちの倒れ方

最後に、薬を飲んだ後の被害者たちの様子について、平沢氏の自白がどうなっているかを追ってみる。生き残りの人たちによれば、第一薬をいっせいに飲み、一分後に与えられた第二薬をあらそって飲み、それでもおさまらず、水を求めて洗面所や風呂場に行くなかで、バタバタと倒れていったというのだが、平沢氏の9月23日の自白はその様子がまったく語られていない。

(23日2通目)(一回飲みで)飲んで皆が倒れましたから、それから金をもって…表へ出ました。

(3通目)(一回飲みで)四、五分経つと自分の席で…順に倒れる様に机に凭^{もた}れかかり片端から倒れて行きました。十分程経ちますと全部が倒れたので…

(4通目前半)(一回飲みで)二、三分して苦しみ出し、倒れるまでに二十分位かかりました。

(4通目後半)(二回目に水を飲んだ後)一寸としてるとゴロゴロ倒れて来ました。

なお犯人として語りきれない平沢氏：三度目の自殺未遂

9月23日にはじまった平沢氏の自白展開は、その出発点ですでに大きくつまづいていた。そして、その後も簡単には進まない。矛盾だらけ欠陥だらけの自白を前に、高木検事はさらに追及を重ね、平沢氏に帝銀事件の詳細を具体的に語らせようとするのだが、それでも平沢氏はやはり語れない。翌日の9月24日の自白内容も、高木検事には納得がいかない。そこで、高木検事は聴取書のなかで次のような言葉をさかんに平沢氏にぶつけている。

「未だ未だお前は上がり切っていない。もう少し考へなさいよ」

「お前は未だ未だ本当の告白をしていないが……」

「しかし先ほど云った通り、どうしてもそうは考えられないよ」

「汚いもののあるうちは出させなければならない……どうして…嘘を云ったか理由を云うて御覧」

「又嘘の尻拭ひをするのか」

「お前は未だ未だ洗い切れない汚い所が沢山ある」

平沢氏が無実で、だから自白しても語れないのだとすれば、十分に納得できるはずのところ、高木検事はその可能性を考えもせず、こうして平沢氏を責める。この9月24日の取調べは、平沢氏には辛いものだったのであろう。取調べが終わって留置場に帰ってから、彼は三度目の自殺を図っている。そのことが翌9月25日の聴取書に記録されている。

一、検事さん息が臭くありませんか、お茶を飲んだらグーッと来た様な気がします。
問 どうしたのか。
答 いや後で御話します。もう三日間苦しみました。
問 睡れないのか。
答 ええ、それもあります、私しか判らない事が三日続きます。
二、毎晩この頃、二人か三人宛、帝銀の亡くなった方が出ていらっしゃいます。私、幽霊など云ふことは思っていますけど、有り有り私の目に見え、寝ている私に乗かって来られる様な気がします。毎晩手を合せて拝んでおります。
昨夜一時一寸と過ぎ頃、痔の薬を五ヶ飲みました。この間、痔を診て頂いた時に飲めば死ぬるかも知れぬと聞いておりましたので、毎日入れさせて貰ふのを箱毎出して貰って、紙に包んでとって置き飲んだのです。合計五ヶにしてやったのですが駄目でした。腹がしびれる薬ですね、未だ手足は多少しびれております。

ここで「もう三日間苦しみました」と言い、「私しか判らない事が三日続きます」というのは、自分が「犯人になった」つもりで話しはじめたこの23日、24日、25日の三日間である。この頃は毎晩のように「帝銀の亡くなった方が出て」きて、「有り有り私の目に見え、寝ている私に乗かって来られる様な気がします」、それで「毎晩手を合せて拝んでおります」という。そして、この直後には高木検事との間で、こんなやりとりも出てくる。

問 昨日から考へている事だが、お前、色紙でもよいから一二枚書かないか、綺麗な気持ちになって。
答 はい、今日はもう何んでもさうで御座いますと肯定する心算で出て来ました。一日も早く埒が明けて御処刑を受けたいのです。
問 それでは本当の告白にはならないから駄目だ、自分の心から湧き出る事を云ひなさい。もう一度最初の動機から本当の事を話して見なさい。
答 はい、申し上げます。

高木検事は平沢氏が犯人だと信じ、だからこそ「心から自白しなさい」と言い、平沢氏はもはや犯人を演じる以外がないがために、何でも「言う通りにそうです」というほかないと思っているのである。高木検事の聴取書のなかにまさにそうしたやりとりが記録されていて、そのことの意味に高木検事自身が気づいていないことは、まさに皮肉としか言いようがない。

このようにして、平沢氏は、孤立無援の状況に身をおかれて約1か月の間に、揺れながら自

白に落ち、問われているすべての事件を自分の行った物語として語りはじめ、そこからやがて「帝銀犯人」になりきっていく。しかし、そこになお大きな問題がいくつも残されている。

Ⅳ 平沢氏の自白が出来上がり、犯人になりきっていく時期（9月26日～10月9日）

平沢氏の自白は「有力な証拠により裏付けられた秩序ある自供」などではない

本件の確定判決には、平沢氏を有罪とする「証拠」を列挙するだけで、その一つひとつの「証拠」に対する評価が書き込まれていない。平沢氏の自白についても、9月23日以降の検事聴取書を要約引用するだけで、そこに分析を加えた形跡はない。ただ、最高裁判決のなかには、弁護人の上告趣意書に答えて、自白に対する評価らしきことを、ごく断片的に書いている部分がある。そこには「原審が帝銀事件の確定的な自白として証拠に挙げているもっともはじめの検事聴取書」は9月23日から25日のものだと確認したうえで、次のように述べられている。

前記第35回ないし第39回（9月23日ないし同25日）に至り他の有力な証拠により裏付けられた秩序ある自供がなされ、その後引き続き自白は詳細な内容に進んで行つたことが認められる。従つてここに至るまでの取調は、事案の複雑をきわめた内容に加えるに、被告人の著しい特異性格から生ずる虚言癖（精神鑑定書参照）に煩わされ、取調はむしろこれによつて日時を要するに至つたことが十分に観取される。

最高裁判決はこのように判示しているが、その実態は「他の有力な証拠により裏付けられた秩序ある自供」などと言えた代物ではなかった。

最後まで残る「語れなさ」：集団赤痢の発生した家

平沢氏の「語れなさ」は、そののちも最後まで尾を引いて続く。一例を引こう。

帝銀事件の犯人が、近所の「長崎二丁目の相田」という家から集団赤痢が発生したと伝え、これを理由に行員に薬を飲ませた点にかかわる。これは生き残りの目撃者たちから供述されたことでもあり、後の捜査によってそれが事実であったことが確認されている。この事実を平沢氏が自分から正確に自白できれば、それはまさに「秘密の暴露」となる。

ところが、平沢氏の自白では、この点の自白が非常に曖昧なところからはじまって、やがて詳細なものになるが、最後まで大きな矛盾を抱えたままである。9月23日段階では次のように自白している。

(23 日 2 通目)「伝染病の消毒に来た」というだけ。
(3 通目)「近所に「チフス」が発生したと云いましたが、場所は云いませぬでした。(4 通目前半)、「始終毎日の様に入金している取引のある家」だが「何処の誰か」とは言わなかった。
(4 通目後半)「時間の来るまでその辺を歩いていた時、丁度その家を見てそこへ進駐軍の車が来て停まって、何かゴチャゴチャやっていたので、この家を使えばよいなあとと思ひ、名前と標札を見て憶えて行きました」。
それが、その後、はっきりと具体化していく。

それが、9 月 27 日になって、ようやく具体的なかたちで語られるようになっていく。

(27 日 第 45 回)「電車に乗り池袋へ着たらホームの電気時計は三時十分位前でした。それで少し遅いと思ひ、少し急いで真直ぐに陸橋の橋から交番のところを通って改正道路に出て、これを横断して細い道を入り、左へ曲って少し行き、銀行の手前の道を右へ曲がり、一丁程行って左を見るとジープがいました」というふうに供述し、これを地図を描いている。

これによって「長崎二丁目の相田」という家がはじめて特定されたことになる。しかし、この特定が平沢氏自身の体験記憶によるものだと保証はない。なにしろ図面上の特定は、地図による誘導がいくらでも可能だからである。取調官の側には意図して誘導するつもりはなくとも、目の前に地図を置いて「帝国銀行椎名町支店」がどこにあり、最寄り駅とされた「山手線池袋駅」がどこにあり、集団赤痢が発生した「長崎町二丁目の相田」宅がどこにあるというふうに確認しながら、取調官が平沢氏に問い質していけば、平沢氏にもおのずと現場の位置関係は分かってくるし、それらしい図面も描ける。

この自白が、その後の 10 月 9 日（第 62 回）に出射検事が聴取した最終自白によれば、次のように非常に詳細なものとなっている。

「池袋に着いたのが三時より十分位前でありました。ホームの電気時計を見た記憶があります。……駅を出て歩いて帝銀椎名町支店の一つ手前の辻を横に入りました。それは伝染病に罹ったと云ふ人の名前を門札で見て行かうと思ったからです」と供述し、しかし「その付近に伝染病が発生している事は判らないで行ったのです。処が偶然にジープが来ていたのを見受けました。そこで近所の家の門札を見て銀行に行ったのであります」と言う

この自白にはいくつもの問題がある。

第一に、「伝染病に罹ったと云ふ人の名前を門札で見て行かうと思ったからです」というのだが、平沢氏はその人の名前をあらかじめ知る機会にはなかった。

第二に、そこに「偶然に（GHQ の）ジープが来ていた」というのだが、そんな偶然があるとは思えない。

第三に、「長崎二丁目の相田」の家は、平沢氏が池袋から椎名町支店へと向かう経路から見

ると、大きく回り道をしなければならない位置にあって、急いでいるはずの平沢氏が回り道をする理由がない。

非体験者の語りに露呈する「逆行的構成」

なぜこのような不思議な自白が出て来たのかと考えたとき、そこに供述分析で言う「逆行的構成」を考えざるをえない。

逆行的構成というのは、先に目撃供述のところでも述べたことだが、事件後に知りえた情報が、事件の渦中ですでにそれを体験していたかのごとくに、事件をさかのぼって入り込んでしまうことを指す。人が過去の出来事を語る時、当然のことながら、その出来事はすでに終わって、その結末まで見えている。そのために過去の出来事を語る時に、ややもすれば出来事の結果を知ったところからさかのぼって逆行的に過去の出来事を色づけて語ってしまう。これを逆行的構成と呼ぶ。

一方、当の出来事の渦中では、それを体験しているそのとき、この出来事がその先どのような経過をたどってどのような結末にいたるかを知らない。人がそのときそのとき渦中から味わっているこの体験は、その時間に即して順行的に見れば、次の瞬間にどのようなことが起こるかが分からないかたちで展開する。真の体験はそうして順行的に展開するのだが、出来事が終わってしまったのちには、その順行的な体験の語りのなかに、往々にして事後の情報を交えた逆行的構成が生じる。それは体験者が真に体験したことを事後に語る時にも起こりうることはあるが、その際の逆行的構成は、まだしも理解可能である。たとえば平穩に過ごしていた日常のなかで突発的に思いがけない恐怖場面に出会ったとき、これを後の想起では、その直前の平穩な日常のなかに何かしら恐ろしいことが起こりそうな予感めいたものを感じていたかのように思い出されることがある。それは誰にでも分かることだろう。

ところが、虚偽自白の場合のように、事件が起こってしまった後、その事件の事後情報を与えられていて、その「犯人を演じる」以外になくなったとき、手元にあるその事後情報をもとに事件の体験を語らなければならない。そのとき語りは、渦中の体験をもたず、ただただ逆行的に構成するしかない。渦中から生きた真の体験があれば、後にそれを語る時多少とも逆行的な構成による間違いが混入することはあっても、基本の語りは体験の記憶に基づく順行的なものであるはずである。しかし、非体験者が事後情報から逆行的に組み立てる語りには、順行的視点からは考えられないような筋書が入り込んでしまう。

人が生きた物語には、それとしての論理がある。もちろん、それは論理学が説くような「言語の論理」ではないし、自然科学が説くような「因果の論理」でもない。生きた物語は時間に沿って流れ、けっしてその流れをさかのぼれない。人が生きた物語をたどろうとするとき、その時間の順路に逆らってはならない。それは順行的に展開する「物語の論理」である。ただ、

起こってしまった過去の出来事を、人が第三者として外から眺め、それをのっぺりと平面的になぞったときには、ときにそこで語られる物語の表面の流れに囚われて、順行する「物語の論理」を見逃してしまう。というのも、人が自分の体験していない出来事を、その渦中からではなく、上空から眺め下ろすように語り、あるいは聞くとき、しばしば時間の流れを見失ってしまうからである。そうして時間を逆行する物語が作られてしまう。平沢氏が高木検事取調のなかで生み出してきた物語は、まさにそうした物語であった。それは時間の流れに逆らっている。そして時間の流れに逆らっているということそれ自体が、じつはその人が「その物語を生きてはいなかった」事実を明かす。

犯行に使ったとする青酸化合物の入手経路は最後まで語れなかった

帝銀事件「犯人として語る」平沢氏の態度は、9月23日以降、一貫している。しかし語り切れない。「長崎二丁目の相田」宅の話などは、問題が具体的なだけに、検事たちにしてもこれを詳細に詰めて、把握した証拠状況との合致を求めなければならなかったのだが、それ以外の部分はもっと茫漠としている。

一番難渋したのが青酸カリの入手経路である。

自白に落ちた9月23日に「薬が手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それで辻褄が合はないので困ります」というところからはじまって、9月25日にはいったん「(昭和)十八年の暮れか十九年の始め」に「吉田の店」で貰ったと言い(9月25日)、次いで「野坂」という人物の弟に青酸カリをくれと頼んだことがあるが、「潮解していて駄目でした」と言い、9月26日には、目黒の電車通りの店に青酸カリを「買ひに行った」という話も出たりする。そうして9月28日には、「野坂」に貰ったという話になり、前に「吉田」から貰ったと言ったのは、野坂一家に迷惑をかけたくなかったから嘘をついたのだと言う。ところが、これも捜査側で裏が取れなかったのか、9月29日には青酸カリを「手に入れた方法もはっきりしないね」と言われてそれを認める場面もあり、さらには、それから再び「あれは野坂に貰ったのが本当です」となって、10月6日には実際に野坂の妻を取調室に呼んで平沢氏と合わせ確認している。ところが、その妻はこれをきっぱり否定して「兎に角主人が差し上げた事は絶対にないと思います。もう平沢さんからこんな事を云われたばかりに何度も御調べを受けて迷惑をしています」と言ったことが聴取書に録取されている。このようにして、結局は、青酸カリの入手経路もまた不明のまま、最終の出射検事の10月9日第61回聴取書では、野坂に貰って持っていたものを使ったということで収めている。

こんなふうに平沢氏の自白はコロコロと変わり、どこまで行ってもすっきりとした自白にならない。それも事件の些細な部分の話ではなく、事件の肝心な部分のほとんどすべてにわたってそうなのである。それでいて平沢氏は、やはり否認に戻ることなく、一貫して自らが「犯人

である」として語り、捜査官たちもまた平沢氏が「犯人である」ことを疑わず、「犯人として」の平沢氏の語りをフォローし続けている。

高木検事の苛立ちと平沢氏の謝罪

平沢氏のこうした自白状況に対して、これを聴取した高木検事は、あれこれと平沢氏をフォローしながらも、一方で、しきりに苛立っている。たとえば、9月26日の場面で、高木検事は次のように述べている。

(もらった名刺を入れた財布をすられたと警察に届けたことについて) 今の儘ではどうしても嘘の届けだと認める外はないが。(平沢氏：黙して答えず) 云い難い事だらうが、折角ここまで清くなって来たのだから残滓^{ざんし}を残さず綺麗になったらどうか。

……中略……

僕がそのような事を聞くのは本当に気の毒だと思うが、それは人間的な心でもう一つ深く本当に神の愛を以て出直そうと昨晚から思って来た処だ。本当にお前も今迄のお前を捨てて絶対の境地に入らねば駄目だが。

高木検事は、平沢氏が事件のすべてを認めていながら、どうしてまだ嘘をついているのかと苛立っている。じっさい、真犯人ならば、いまさらこんな細かなところで嘘をつく必要もない。しかし、高木検事は平沢氏が無実かもしれないということをまったく考えていない。だからこそ、平沢氏がなお財布をスラれたことにこだわっていることが、高木検事には理解できない。

一方、平沢氏は無実でありながらすでに「犯人になって」しまっていて、「犯人として」語ろうとしているのだが、十分に「犯人になりきれず」、客観的状况と食い違うところを高木検事から突きつけられては、ひたすら謝罪し、まだ穢れていると言われては、そのつど綺麗になることを誓っている。高木検事の聴取書にはそうした場面がいくつも繰り返される。

(9月26日第42回)

生死は絶ったつもりでいました。けれども未だ穢れておりました。有難う御座います。死んでまで穢れておりました。ありませぬ。

問 然し僕が知っているのには限りがあるから、お前が一番よく知っている訳だから、自分の穢れたところは自分で洗濯しなさいよ。

答 はい、努力致します。

(9月28日第46回)

問 お前未だ間違っている事を云ってはいないか。特に青酸加里を貰ったことについて。

答 申し訳ありません。本当に詰まらない嘘ばかり云う私です。

(9月29日第50回)

問 今日のを見ると、少し心が動揺している様に思はれるね。

答 矢張り煩惱ですね。肉親の事を思ふと心が動きます。然し私は苦しみを免れ様とは致しません。苦しむだけ苦しんで、本当は清くありたいと思います。

問 その通り未だ清まってない点があるね。

答 はい御座います。

……中略……

もっと焼いてたたいて頂きます。銘刀は幾度か焼きを入れてはたたかねばなりません。はっきり致しました。私はもっと苦しみます。本当の苦しみの後に本当の清めがあると思ひます。

(9月30日第51回)

問 お前は心境が乱れたね。……よく考へて見なさい。本当の清めは全くの依憑^{えひょうしん}心を得ることではないか。

答 よく判ります。もう少し苦しませて下さい。

こうした謝罪と反省を重ねるなかで、平沢氏の夢の中にしばしば普賢菩薩や仏様が現れ、あれこれと論してくれるという話が、当の聴取書のなかに書き取られていく。

(10月1日：第54回)

一、昨晚も亦普賢菩薩が御出でになりました。

「御仏の御言伝で今夜も来ましたよ。愈綺麗になるときが来たね。昨夜は疲れたろう。十一時過ぎた時もう済んだと思ったろう。一日も早く綺麗になって貰ふ様に検事さんに口を切って頂く様に御願ひしたのだよ。最後の貴方の嘘を出させる様に美味しい餌のついた釣針を検事さんに投げて頂いて貴方がパクッと喰付いたね。道歌に

嘘の木も誠の花もさくならば、

誠や嘘のみのりなるらむ

と云うてある通りだよ。貴方も真実仏身になるときが来ましたよ。序でだから三即を云ひませう。

実即虚 虚即実

悟即迷 迷即悟

生即死 死即生

これが三即ですよ。貴方は今朝で本当の絆が断ち切れますよ。汚い今身を捨て清い仏身に入る事ができます。三日の日には必ず心の剃刀を以て心の毛を剃髪に来て上げます。一生懸命御詫びなさい。十二人の方はもう出ていらっしゃいませんよ。同じ日章院の中に十三人永遠に生きるんですものね。よく御詫びなさい。十三人の方は勿論世間にも身内にも御世話になった方々にも特に悟れなくされてたと思ふ方には一層の感謝をなさい。

道教の話に伺ふ筈でしたのに貴方はもう聞かなくてもよくなりました。御仏の片袖に御縫りしているんですもの。さあ御寝みなさい」

と云われました。昨夜、洋服を替へて寝たのが十一時半でしたのですから寝て間もなくでしたから十二時半頃からでせう。この御話があったのは。

二、問 お前の心境はどうか。

答 もう今日と明日で本当に綺麗になれます。

……後略……

(10月2日第55回)

一、昨晚は寝まして直きでした。

「平沢さん、さあお約束で来ましたよ。よかったですね。聞かないでも判ってますよ。貴方の晴れやかな顔は心の鏡ですね。貴方がずっと前に太陽に美人の条件と云ふ村雲尼公の事を云ったでせう。外の美人に見られない心の清らかさが顔に出ているからだと言ったでせう。

今身の貴方はもうないんですよ。仏身の清い心であとの事をして行かねばなりません。今身でやる仕事はありません。この間の一言もあの詩の中には御詫びの言葉がありませんでした。早速直ませうね。

……中略……

明日三日には、心の剃刀を以て剃髪に来ますよ。十三日の日蓮上人より十日早いけれどもね。さあ御寝み、今日はよく寝られますよ。」

と言って消えられました。私は昨晩は夜中に一度も目を醒さず起床の六時までぐっすり寝ました。起きたら新しい目で見た清い光が朝を告げておりました。

(10月3日第56回)

一、昨夜も普賢菩薩が出現せられ仏様も背に立っておられました。

「御約束の剃刀を持って来ましたよ。けれども貴方は自分でもう汚れた髪は剃り落した。今は唯有難いお剃刀を当てただけでよい。さあ済んだよ」

と仰言って、仏様が始めて、

「さあ今魂を与える、仏身になったよ。尚今後は清めて汚さない様になさい。では」と云って消えられ、普賢菩薩が続いて、

「気持ちが良いだろう。貴方は物を見る目が、離れた今身の目と違って来たね。気が付いているだろう。毎日一番多く御話ししている検事さんも、今迄とは全く変わった筈だ。昨日からは一番親しい心の友として貴方の目に写っているね。よく御礼を云ひなさい。御礼と云へば、貴方の一番憎み恨んでいた居木井さんね、あの方に近く親しくお目にかかると思ふけれど、勿論私が云ふまでもなく、貴方は厚く御礼を云ふつもりではいるが、あの方があつたればこそ、今の綺麗な貴方になれたんだよ、本当に心からよく御詫びと御礼を申上げて、きつと手を握って下さるよ。」

と仰言られてお別れしました。

「私は帝銀犯人だ」と弁護人の前で胸を張る

10月1日からの3日間で、平沢氏は、普賢菩薩の夢を介し、帝銀事件の「犯人になりきった」。その検事聴取書にも録取されている通り、「話しているのも何か自分の事実でなく他人の話をしている様な気持ちで」、今身を離れ、いわば「仏身」となって、かつての苦しい葛藤状況を越え「非常に楽しい」気持ちになっていたという。じっさい、平沢氏の留置場内『動静報告書』の10月3日の記録には、喫煙時間に看守とのあいだで、次のようなやりとりがあったと記録されている。

小職平沢に対して、「余り心配等しないで体を大事にするんだね—今はもうつまらぬ考えなど捨てて体を大事にして静かに法の裁きを待つんだね—それでこそ今は亡き佛に対する供養にもなり亦罪の償ひにもなるのだからね—」

答 「ええ勿論です。あれ以来（自白の日を意味するもの）気分もせいせいして来ました。実に部長さん、其の日迄は毎夜の如く寝てる枕元に亡霊が現れて自分の嘘の申立てをしてる事に対して嘘を言ふな嘘を言ふなと叱責、実際苦しみ悶えて眠れない連続でしたからね……」

この日からさらに4日間、平沢氏はすっかり「犯人になった」状態で高木検事の取調べを受

け、しかし青酸カリの入手経路など肝心な点は相変わらず明らかにならないままに、10月8日、小菅の拘置所に移管され、10月8日・9日の両日で出射義夫検事による最終の検事聴取書が取られ、10月12日には起訴されている。これでもってようやく平沢氏は、高木検事ら取調官に囲まれた場から離れることとなった。

V 自白を撤回し「帝銀犯人」から降りていく時期(10月10日～11月18日前後)

そうして拘置所に送られて、取調べの圧力から解放されたとき、もし平沢氏が無実であれば、その時点で否認に転じてもよさそうに見えるが、事はそう単純には進まない。他の多くの虚偽自白事例でも、取調官の前を離れたとたんに否認に転じることができるわけではない。足利事件のS氏などは、起訴され、裁判がはじまり、さらに第一審が終結する間際まで否認に転じることができなかった。いったん自白に落ちて「犯人になり」、そうとうの期間にわたって「犯人を演じた」人は、そこから脱け出すまでにまたそうとうの過程が必要なのである。

平沢氏の逮捕直後に弁護人となった山田義夫弁護士は、平沢氏が小菅拘置所に移管されて「一週間目」に接見して、そのときの平沢氏の様子を「上告趣意書」に次のように語っている。

小菅入りをして一週間目に平沢は面会に行った私に、最初は「私は犯人ではありません」と言った。「それにしても細かい事を答えるぢやないか」という私に答えて、「教えられれば何でも答えられます」と言った。次いで「しかし私は今は結構たのしいのですよ。夜になると仏様が毎晩来て歌の遊びをしているのです。私はもう現し身でなくて仏身なのです。だからたのまれれば何にでもなりますよ、帝銀犯人にでも何にでもなりますよ」と言った。その瞬間たちまち彼は犯人になったらしい。眼を光らせて「私は帝銀犯人だ」と言った。「さっきの話と大分ちがうようだが」と言う私に、「いいえ私がやりました、荏原も椎名町もやったんです」と断言した。その怪しい無気味な彼の目付きから、私は彼は狂っていると直観した。こんな風じゃ何を聞いても駄目だと、何かまだ聞こうとする高橋弁護士を押し止めて、今少し落付かせよと言って引揚げてしまった。

「私は犯人ではない」と手を取って泣く

ところが、山田弁護士の「上告趣意書」によれば、その次に平沢氏を訪れたときには、平沢氏は否認に転じていた。

(上記引用の話から) 更に一週間して私は平沢を訪れた。彼は私の手を取って「有難い」と泣いた。当時は金網でへだてられてはいなかった。平沢が私に「有難い」と言ったのは八月二十六日初めて警視庁で会った時以来である。警視庁調室では後になると、「お前は何のために来るのか」といった冷淡な態度で私ども弁護人に対していた。私の手をとって泣いた彼は、「私は犯人でない」と述べた。「一週間前犯人だと言ったのは覚えていない」と言っ

た。なおも彼の正気を信じ得ない私は、いる部屋の広さとか一日中の動静とかその他の質問で彼の精神状態をテストする質問をした。おおむね良好であった。それで彼は今ようやく正常を取戻したと感じた。

小菅の拘置所に移管されて「一週間目」に接見したときには、先に見たように、いったん否認したものの、すぐに「私は帝銀犯人だ」と言い、山田弁護人もこれを見て「彼は狂っている」と思わざるをえなかったのだが、そこから「更に一週間」後に接見したとき、「私は犯人でない」と言って泣いたというのである。それは、拘置所移管から二週間を経た後ということになるから、10月21日の裁判官の尋問の後である。この時点になってようやく、平沢氏はそれまでの自白から抜け出したかに見える。

しかし、その後の平沢氏のたどった経緯はそうそう単純ではない。平沢氏は、第一審法廷で自白過程の説明を求められたとき、上記の山田弁護人の「更に一週間」後の接見で泣いて否認したことを記憶していないと言い、内村・吉益鑑定の聞き取りでも、次のように答えている。

山田氏と高橋氏（注：弁護人）が一緒に来た時には、「私は犯人だ」と威張ったそうですが、憶えはありません。山田氏の話では、「なんとかかんとかいうのは末の末で、とにかく私は帝銀の犯人だよ！」と言ったのでびっくりしたとのこと。松本、向山氏は、いろいろなぐさめてくれましたが、醒めたのは自然に醒めたのです。自分が犯人だと威張っていた頃は、途中で「あれが帝銀の平沢だ」と言われても平然として胸を張ってあるいていたらしいですね。

平沢氏が言うには、はっきりと虚偽の自白から目覚めて、自分が犯人ではないと思えるようになったのは、さらに1カ月ほども後の11月18日だという。その状況を、平沢氏は内村・吉益鑑定の聞き取りのなかで、次のように語っている。

（小菅の拘置所に移管されたのは）10月8日だと思います。それから4、50日目に、確か11月28日、18日かな、確か8がついた筈ですが、やっと催眠術から醒めたのです。その朝は、起きた時体がフワフワして風船にでも乗った気持で、「ここは顔を洗うところかな、ここは何処かな、ああ小菅だ、小菅だ」と云った具合で、夢現でした。その内に点検が来ましたが、今までの習慣で自然に坐っていました。食事の時には「今までこんな食事をしていたのか」と、今更の様になさけなくなりました。

この同じ場面を、第一審公判では「11月18日であったと思いますが、風船が破裂したような音がプツとして始めて自分が判り……」とか、「お昼御飯の時熱いお汁かなんか飲んだ時と思います。風船がバチッと破れたように、すうと芝居の緞帳が上がった様な気になって覚めたのです」とかと供述していて、一様ではない。また、その醒めた日というのも「8がつく日」という曖昧なもので、明確には特定できない。しかし、平沢氏のなかでは、最後にこうして本格的に「催眠術」から醒めたという記憶が定着している。

目覚めては眠り、眠っては目覚めることを繰り返し、しかし目覚めたときは眠っていたときのことは思い出せない。それと同じように、「帝銀事件の犯人だ」と胸を張っていたかと思うと、どこかでまた「自分は犯人でない」と気づいて、しかしそのときは帝銀犯人として振る舞って

いたことが思い出せない。これを繰り返して、最後にはもはや犯人には戻らなくなった。平沢氏のなかではそれがあある時点の一回限りの目覚めであるかのように記憶され、「催眠術から醒める」という感覚として語られることになったのである。

このようにして平沢氏の否認に至る過程を見たとき、そんな奇妙なことがあるだろうかと、不思議に思われるかもしれない。しかし、ここはひとまず、本件の起訴後、山田弁護人が接見した際に見た平沢氏の言動がそのようなものだったということ、また平沢氏が否認に立ち戻っていった過程について、平沢氏がこのように弁明したことを確認しておく。

ここで最後に検討しておかなければならないのは、平沢氏が本件より 20 年以上前からコルサコフ症候群に罹患していた事実を、自白問題との絡みでどのように考えればよいかという点である。

Ⅵ 帝銀事件平沢貞通氏の虚偽自白を読み解く

念のため断っておけば、平沢氏のこの起訴後の言動について、平沢氏自身の記憶が曖昧で、自白と否認のあいだで何度も揺れたからといって、そのことでもって平沢氏はやはり有罪だということにはならない。というのも、平沢氏が真犯人だったとしても、やはり起訴後のこの揺れを説明することが難しいからである。じっさい、この揺れが生じているのは、平沢氏がもはや取調べの場を離れてしまってからのことである。真犯人がまともな心理で、取調べ時の自白を撤回し、否認に転じて、嘘で自分の罪をごまかそうとしたのであれば、そこからふたたび自白に戻る理由はない。まして否認に転じたのちに再度「私は帝銀犯人だ」と胸を張るなどということはおよそ考えられない。

平沢氏の空想的虚言癖

内村・吉益鑑定は平沢氏のコルサコフ症罹患後の人格について、「先ず最も顕著な現象は著しい虚言癖であって、しかもその虚言は空想性虚言症（病的虚言）の範疇に入るべきものである」としたうえで、虚言者を図の三つに分類して、次のように解説している。

A 純然たる虚言者、欺瞞者（他人のみを欺く）

↑

B 空想性虚言症（他人ならびに自己を欺く）

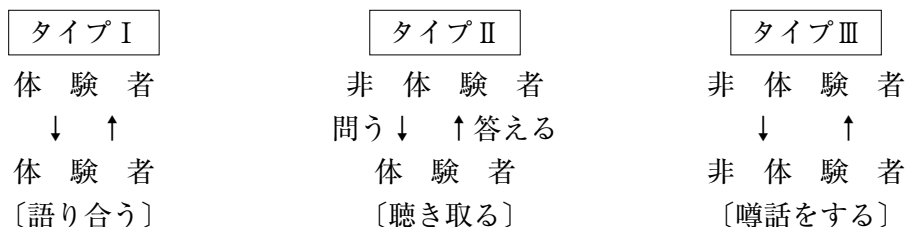
↓

C 病的空想者（自己のみ欺く）

そもそも虚言は社会に広く見られる現象であるが、尋常の虚言は利益を目的として意識的かつ故意に発せられる。すなわち多くの場合、虚言は目的を達する手段にすぎない（図のA）。しかるに虚言のなかにはこのような確固たる目的を有せず、嘘そのものが目的であって、利益はせいぜい二次的意義しか持たないものがある。すなわち自分が一役演じようとか、見栄を張ろうとか、人を驚かせようとして嘘をつくのがそれである。また最初は多少意識して虚言を言うが、この虚言がやがて自己暗示によって主観的な真実となり現実となるような場合もある。すなわち、この場合には他人ばかりでなく自己をも欺瞞することになる（図のB）。そして犯罪者のなかには、自己欺瞞の能力を能動的に利用して詐欺を働く者が少なくない。虚言の種類としては、更に進んで最初からほとんど虚言を自覚しないような場合も稀にはある。この場合には欺瞞という意識はまったくなく、したがって不道德性とか違法性の意識はまったく欠けているのである。もっとも極端な場合は、純然たる病的空想者、夢想者であり、能動性をまったく欠き、ただ自己の願望の世界にのみ生きるもので、かかる場合、空想の世界が彼らにとって唯一の現実である（図のC）。

出来事を語る3つのタイプと虚偽自白

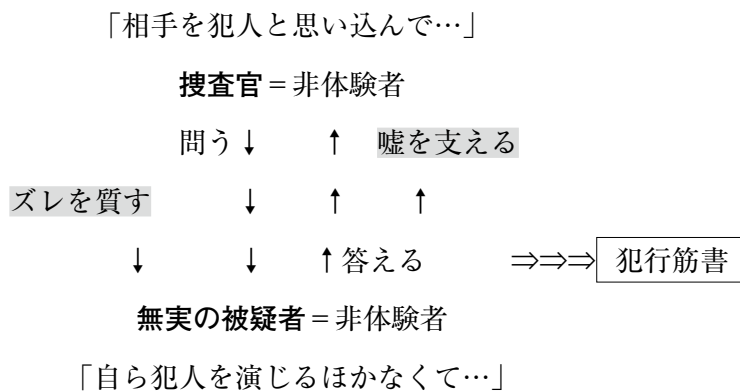
人が、世のなかで実際に起こった出来事について、たがいに語り合う対話のパターンを、その人が出来事の体験者であるかどうかの区別で、形式的に分類すれば、次の3つのタイプがある。



タイプⅠは、同じ出来事を一緒に体験をした者どうしが、その過去の共通体験について、「あのときは〇〇だったね」というかたちで、確認し、語り合うような対話場面である。ここではたがいの体験を共同的に想起し、二人にとって共有の過去を対話でもって立ち上げる。タイプⅡは、一方がある出来事を体験していて、他方はそれを体験していないのだが、それに関心を持って、「あれはどうだった？ これはどうだった？」と質問し、非体験者が体験者からその体験の記憶を聴き取る。自分が体験していなくて知らない出来事を、それを直に体験した人から聞いて知るという対話場面である。タイプⅢは、ある出来事について、これを直に体験していない非体験者どうしが、「あれはどうだったんだろうか？ これはどうだったんだろうか？」と、たがいの情報を交換しあって、そこからその出来事の実際を知ろうとする対話場面である。新聞やテレビの情報から現実起こった出来事を聞いて、たがいに情報を持ち寄ってあれこれ

噂話をするのは、このタイプに位置づけられることになる。

虚偽自白の場面では、展開過程においては、取調官（非体験者）が、無実の被疑者を真犯人（体験者）だと思い込んでいる。したがって取調官は、体験者から体験の記憶を聴き取るつもりで、あれこれと尋問し、入手済みの客観的な証拠や状況と照合させながら被疑者を追及し、一方、無実の被疑者は、最初、やっていないと主張するのだが、取調官からの強い圧力、いくら言っても聞いてもらえない無力感、誰も自分を信じてくれない絶望感のなかで、やがては諦めて自白し、自らが犯人だったらどうしただろうかと想像し、「犯人になった」つもりで、あれこれと犯行を語る。こうした両者の共同作業として虚偽自白が構成され、それが調書に録取されていく。図で表すと次のようになる。



被疑者を真犯人と思い込んだ取調官（非体験者）と、自ら「犯人を演じる」以外にないとあきらめた無実の被疑者（非体験者）が対面して、問題の事件についてあれこれ情報交換し、話し合う。そういう奇妙な相互作用が、虚偽自白の実際の姿なのである。日常の場面であれば、何かの間違いで非体験者を体験者と思い込んだとしても、そう思い込まれた非体験者が「違いますよ」と真実を主張して、理由をつけて説明すれば、たいていは間違いに気づいて正されるはずだが、取調べの場には、被疑者を犯人と思い込んで疑わない強力な磁場が働くことがあって、そこにこの歪んだ相互作用が持続し、その結果が「犯人の自白」というかたちで文書に記録されていく。

ここで一般的に誤解されやすい点は、そもそも問題の犯行について非体験者でしかない被疑者が、その犯行を十分に語れるはずがないと思われている点である。確かに、無実の人が自白に転落して、すぐに犯行ストーリーをすらすら語ることはできない。事件が複雑であれば、虚偽自白の展開過程にはそれだけ時間を要する。平沢氏の場合はまさにその典型であった。それでも取調官の側で被疑者が犯人であるとの確信を持ち続けているかぎり、時間さえかければ、非体験者の被疑者でも、やがてはその事件がどのようなものであるかが分かってきて、犯行全体のおおよそを語れるようになる。

問題はその自白過程で何が起きているかである。

虚偽自白を見抜くための「虚偽自白過程論」がいまもなお十分に認められていない現実

虚偽自白を見抜くためには「虚偽自白」がどのようなものかを知らなければならない。そのために私は『自白の研究』（三一書房 1992 年）などによって、「従来の虚偽自白論」に代わる「新たな虚偽自白過程論」を提起してきた（『虚偽自白を読み解く』岩波新書 2018 年を参照されたい）。

〔従来の虚偽自白論〕			
暴力的・欺瞞的取調べのなか	犯行筋書の押し付け・誘導	取調べ圧力から解放	
↓	↓	↓	
強引に責められ「犯人にされる」	犯行内容を「言わせられる」	すぐに否認に転じる	
否認 ➡ 自白への転落 ➡ 自白内容の具体的展開 ➡ 自白を撤回し否認			
〔新たな虚偽自白過程論〕			
いくら言っても聞いてもらえない無力感に襲われ「犯人になる」	自ら引き受け、想像で「犯人を演じる」	取調べの終結で偽の人間関係から抜ける	
↑	↑	↑	
取調官が被疑者を犯人と確信し、無実の可能性を考えない取調べが延々と続くなか、「有罪方向への強力な磁場」ができる	被疑者を犯人と思い込んで手持ち証拠をもとに追及し〈犯人と取調官〉という偽の人間関係ができあがる	自分を無実と信じてくれる人と信頼関係を確立することで否認に転じる	

この虚偽自白過程論は、これまでの冤罪事例における虚偽自白過程を心理学の視点から虚心坦懐に分析すれば、おのずと明らかになるものと、私は思っている。しかし、わが国の刑事裁判の実務は、いまもなおこの「新たな虚偽自白過程論」が定着しているとは言い難い状況にある。戦後3年目に起こった1948年に起こった帝銀事件が、結局は死刑判決で終わり、死刑確定後、その再審請求がすでに20次を重ねながら、なおいっこうに認められない現実、戦後刑事裁判におけるその問題性を象徴的に示していると言わざるをえない。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

冤罪事件の原点としての帝銀事件

山際 永三

映画監督, 帝銀事件再審をめざす会代表

はじめに

山際と申します。「帝銀事件再審をめざす会」という会を作って活動しております。今日は
大勢の方がわざわざ遠いところ、帝銀事件に関心を持ってくださって来ていただき、本当に感
謝いたします。

先程から話が出ている通り、帝銀事件はもう第二十次という（再審請求がなされています）。
これは日本の冤罪事件の中でも非常に珍しい。例えば、免田栄さんは死刑から再審で無罪にな
りましたが、（免田事件と呼ばれる1948年熊本で起こった殺人事件の被告として死刑判決が下
されるが、のち再審で1983年無罪となる）第六次再審でやっと無罪になって出てきたという
事です。再審というのは何度やってもいいので何遍でもやるんですが、新しい証拠がなければ
駄目という事で却下される例が多いんです。帝銀事件はなんと二十次まできてしまった。これ
は一体どういう事なのかという事を今日お話しして、皆さんにご理解いただきたいと思う訳で
す。

私は映画監督を仕事としております。1970年代は円谷プロダクションでウルトラマンシリー
ズなどを撮って、もっぱら子供のためのテレビ番組を撮っていました。その頃、ちょうど70
年代にいくつかの冤罪がありました。そういう事件に携わって冤罪の恐ろしさ、冤罪が何でこ
んなに多いのかという事を考えさせられました。その過程でお会いしたのが、この帝銀事件の
支援を当時一生懸命やっておられた森川哲郎さんという方です。この方にお会いして色々アド
バイスを受けて、冤罪というのはこうやって闘っていかなきゃ駄目だという事を教わったりも
しました。

そんな事で私も1970年代から帝銀事件支援の会員にはなっていたんですが、何かの役に立
つ事もできないままでした。平沢さんの養子になっていた森川哲郎さんの息子さんの森川武彦

さんが後を継いで再審請求を続けてきました。再審は肉親じゃないとできないという規定になっています。外国では第三者が再審を起こす場合もあるらしいんですが、日本では相続人じゃないと駄目なんですね。そういう事で、平沢さんの養子になった武彦さんが、平沢さんの亡き後に再審請求をおこないました。これが十九次です。その武彦さんも本当に悲惨な状態の中で亡くなってしまい、孤独死のような状態で亡くなってしまったので、その後を継いで、平沢さんの系統の親族の方が第二十次を起こすという事になりましたので、我々がもう一度やる事になり、弁護団も支援者もなんとか頑張ってやっていこうというところでございます。

浜田さんがもう話していただいた通り（本誌 121 ～ 162 頁参照）、日本の冤罪の特殊性と言いますか、拷問がなくても長期間あだこうだ言われると、人間は何とか取調べの場から逃げたいという気持ちで、裁判になれば何とか分かってくれるだろうという気持ちで犯人になりきってしまう。こういう病的な心理に陥っていく、という事が他の事件でも共通してあります。取調官は「秘密の暴露」を目指して捜査をして、今まで警察が知らなかった事を容疑者が自白すれば、それは犯人が自分で暴露したという事で警察が使う訳です。浜田さんが研究して明らかにされた事は、犯人じゃないから知らない、知らないから「無知の暴露」（強要されて自白を創作するが、実際とは違う事）という形でトンチンカンな事をどうしても残してしまうんですね。取調官も自分が現場にいた訳じゃありませんから、トンチンカンな事も受け入れて書いてしまう。それが調書です。そんな事で、日本では非常に冤罪が多い。

私のレジュメ（本誌 174 頁）は、表面に「日本における冤罪の系譜」、裏面に帝銀事件の年表を書きました。この帝銀事件の年表を見ていただければ大体この第二十次までの事が分かると思います。このレジュメで帝銀事件の事だけではなくて、他の冤罪事件についても若干お考えいただきたい。それが私の今日のテーマです。

勿論、ヨーロッパのイギリス・フランス、それからアメリカにも冤罪はあるんですね。冤罪はあるんですが、ヨーロッパの場合、特にイギリスでは冤罪が起きた場合、警察・捜査のシステムとか、司法関係が、今後は冤罪を起こさないようにしようとしている訳です。イギリスの場合は死刑になった事件の冤罪が後で分かったらしくて、これじゃいかんという事で。例えば、取り調べには弁護士が立ち会わなきゃいけないとか、色んな人権的な事をはっきりさせていく。弁護士が立ち会わないで取った調書、自白が証拠として採用されないという事になると、警察官も自分がそういう疑いを持たれないために、弁護士を呼んで弁護士立会いのもとに調書を取るという事を喜んでやるようになる。つまり、捜査そのものの体質が変わってくる訳ですね。そういう改革をイギリスとか、フランス、アメリカなどはやっていると思うんです。ところが日本の場合、まったくその反省がないんですね。これが、私が今日言いたい事の第一なんです。

日本では冤罪が多いな、という事はなんとなく報道でお分かりだと思うんですが、最初から「この事件は冤罪だ」と言う報道はしないんですね。そんな事を書いた新聞やテレビはほとん

どありません。最初は「犯人は捕まった。やれやれこれで安心だ」というような報道が多い。平沢さんの場合は、「北海道から連れてこられた有名な日本画家・平沢貞道さんが本当に犯人か？」というような論調がずいぶん新聞なんかには出ていました。しかも北海道から護送してくる時、真夏なので暑いにも関わらず毛布を掛けて荷物のように誤魔化して、ずっと東北本線の列車に乗せてきたのを見て、新聞記者が「これは人権侵害だ」と言ってですね、その事が国会で問題になる位に平沢さんの「白」説が最初にあったんです。ところが8月に捕まった後、9月になって平沢さんが自白したとなったら、もうコロッとひっくり返る。当時テレビはありませんが、新聞はもう完全に平沢「黒」説にワーッと流れていったという事実があります。戦後民主主義といわれた時代ですから、新聞記者は威張っていましたね。例えば裁判でも報道のカメラが裁判所の法廷の中に入って、しかも裁判官の後ろ側から法廷を撮影する。要するに「平沢さんの帝銀事件の裁判は大事件だから報道の自由があるんだ」と新聞記者が威張っているような時代だったんです。ところが、自白したとなったら戦後民主主義がガラッと駄目になった。そういうことが平沢さんの事件で言えるような気がします。それほど日本の戦後民主主義が弱かったと言いますか、まだ本物じゃなかったということなんですね。

1. 袴田事件および狭山事件

(1) 袴田事件

レジュメにも書きましたように、他にもたくさんある冤罪の中で特に袴田事件、「清水こがね味噌会社事件」と最近言われておりますけれども。先程、浜田さんが、袴田事件は別の角度から見れば「清水事件」と言った方がいいんだという事を言っていました。この袴田事件は、1966（昭和41）年ですから、帝銀事件から比べればだいぶ後の殺人事件です。死刑判決となった事件ですが、一審の裁判官だった熊本典道さんが、後で、今から10年位前になって「間違っていた」と告白をするような事件でした。要するに「自分は死刑（判決）には反対で、有罪ではないと思ったが、あとの二人の裁判官がどうしても『これは有罪だ』と言うので自分は負けた」という事を涙ながらに告白する。その場面を記憶されてる方もいると思います。

この袴田事件は、そういう意味では非常に珍しい展開をした事件ですが、事件当時の新聞報道を見ると、袴田さんの人格的な欠点とか、元プロボクサーだから暴力を振るうんだとか、男女関係がこうであったとか。プライバシーを全て暴露して「袴田が怪しい」という論調の新聞が続いています。中でも当時の毎日新聞静岡支局は、警察と一緒に袴田さんを追い詰める事をやっている。袴田さんは、当日火事になったので消火活動で屋根へ登るような事もやったらしくて、怪我をされたんですね、手のどこかに。何か所か怪我をして、その怪我を包帯で

巻いていたら、「あの包帯は一家四人を殺す時に刃物で出来た怪我だ」というような事を書き出したのは毎日新聞。その支局長がその経緯をずっと書いている本も出ています。もう、自慢話タラタラなんですね。支局に警察官の方からやって来て、「今日はこういう事がある」とか「袴田をいよいよ逮捕する事にしたから」とか、警察官から情報が知らされてくる事を手柄話として書いています。他の新聞はあまりそこまで酷くはないんですが。記事の数も圧倒的に毎日新聞が多かったんです。テレビのない時代ですから、新聞は報道の先端を行っていますから、なんとか自分たちがその一番先を行くんだという功名心に駆られて、捜査と一体となった事を平気でやっているのが袴田事件で分かる訳です。

最近の袴田事件の再審で、DNA 鑑定により再審が開始になったが、その DNA 鑑定が実は正しい鑑定ではないという意見でひっくり返って（再審が取り消された）。一旦釈放された死刑囚の人をどうするのか、最高裁は再収監するのかという事は、我々、冤罪に関わって運動している人間にとって、今、最も大きな問題です。袴田さんがまた死刑囚として再収監されるような事になれば、本当にもう「日本の司法はここまで墮落したか」と言わざるを得ない状況になる。だからこそ袴田さんの問題は非常に重要です。この袴田さんの再審開始決定をおこなった静岡地裁の裁判官は袴田さんについて「これ以上拘置しておく事は耐え難いほど正義に反する」とまで書いたんですね。つまり、その静岡地裁の裁判官は珍しく正義感に燃えた人で「これ以上、袴田さんを死刑の危機にさらして拘置所に入れておくのはもう耐え難い」という様な事まで言って釈放してくれたんですね。冤罪の可能性のある死刑囚が釈放された例は日本では近代、明治以来全然ありません。袴田さんが唯一です。現在は最高裁で審理中ですが、最高裁でひっくり返ってやっぱり再審がダメだということになった場合、法律的な理屈から言えば袴田さんはまた再収監されなくちゃおかしい訳です。だけど、そこまでやるのかというのが我々の考えです。

DNA 鑑定だけが問題じゃないんです。袴田さんの事件は本当に証拠の数が多くて、もう次から次へと色んな問題が出てくる。今 DNA 鑑定している 5 つの着衣、これは裁判が始まって一年後位になって味噌樽の中から見つかったっていうものでしょ。明らかにおかしいんですよ。最初にはパジャマ姿で犯行をおこなったと言われていた。要するに、パジャマに血が付いていたから、彼はパジャマ姿で犯行を行い、消火活動もしたのだと。だから血が付いていて当然なんだと。でもその血たるや点々みたいなものでね、出血した血じゃないんです。それが一年後になってその 5 点の着衣っていうのが出てきて、血のベツトリと付いたズボンだのシャツだのが出てきたもんで、検察がそれをまた証拠として出した。検察がわざわざストーリーを変えてですね、これが本物の着衣だという事で出してきた。その 5 点の着衣の DNA が問題になった。確かに DNA 鑑定っていうのは非常に微妙なもので、ある意味では科学的と言える訳ですが DNA 鑑定だけが問題じゃないんです。その他いろんなものがたくさんあって、単なる状況証拠じゃなくて、もう「袴田さんが犯人ではない」と思える証拠もたくさんあるんですが、そ

れが段々と DNA 鑑定だけの問題になってきている。これは我々にとっては本当に嘆かわしい事です。そういうわけで、今、最高裁に行っている袴田さんの事件がどうなるか、袴田さん自身が再収監されるかどうか、これが大問題です。

(2) 狭山事件

もう一つ、狭山事件というのは、袴田事件よりちょっと古い 1963（昭和 38）年の埼玉県狭山市で起こった誘拐殺人事件です。一審で死刑判決、二審では無期懲役になって、長い間千葉刑務所に入っていた石川一雄さんが 1994（平成 6）年に仮釈放になりました。第一次、第二次、第三次と、いま第三次再審請求をやっているところですが、これがまた証拠が非常に多くて、いろんな証拠があるんです。でも、これがことごとく自白とは違う。石川さんの自白とか、実際の犯行の態様とも矛盾する物的証拠がたくさんあります。DNA 鑑定は問題になっていませんが、多くの問題があります。これについて狭山事件の再審弁護団は非常に数多くの鑑定書を提出しているので、最初の判決で出た話からちょっとずつ違ってくる。つまり判決で認定した事が、弁護側の再審請求の過程で、出す証拠によって崩れていく。崩れたなら、本当は冤罪だと言えればいいものを、裁判官が「いや、こうとも解釈できる」という具合で解釈論を展開する。あくまでも「再審を開始しない」という結論に持っていくために「ああだこうだ」と解釈論をやる。つまり最初の実事認定、判決が、段々とニュアンスが変わってくるという課程が狭山事件では起っています。

この様に日本の冤罪は困ったもので、先程言いました袴田さんについて「これ以上拘置所に入れておく事は人道に反する」というように言った裁判官、DNA 鑑定を認めた裁判官、そして東京高等裁判所の「それはダメ」と言った裁判官、その決定内容の違いは天と地の差なんです。だいたい裁判で、人によって、あるいは裁判所の部によって、こんなに解釈が違ったら日本は法律なんていないんじゃないかと言いたくなる位に、まるで違った内容の決定が出てしまう。それ位、日本の裁判所はある種、論理的におかしくなっているんですね。

裁判というのは、ある意味、国の根本なんですね。それこそギリシャ時代から、裁判はちゃんとしていないといけないと言われていた。それは人間の世界では当たり前というか、非常に重要な事であって、裁判が間違ふなんて事は許されない。人間社会で酷い事はたくさんありますが、酷い事があつた上に裁判がいい加減だったら全てがガタガタになる。それ位、裁判は重要な訳です。日本ではその危機に陥っているという事を皆さんご承知おき願いたいと思います。

2. 戦後（第二次世界大戦後）の冤罪

(1) 敗戦直後の世相

戦後、つまり、帝銀事件が起きた頃の状況を思い起こしていただきたい。ご存知の通り、1945（昭和 20）年 8 月 15 日にポツダム宣言を受諾しました。8 月末頃から進駐軍が来て、マッカーサーが来て、GHQ が出来る、という様な具合に進んでいきました。終戦時の内閣は、東久邇宮という皇族が総理大臣だったんです。ところが GHQ が「皇族を総理大臣にしているのは駄目だ、日本も民主化しなくちゃいかん」という事で幣原喜重郎さんという、やりやべな人が 10 月に総理大臣になった。この時ようやく、終戦後一ヶ月以上、二ヶ月近く経ってから、やっと治安維持法の関係者が釈放されるという位、日本の民主化は遅れていくんですね。戦後、GHQ が来てすぐ民主化されたと私たちは考えがちですが、実は終戦後二ヶ月くらい、治安維持法関係者は府中刑務所にずっと入ったままでした。当時の憲兵がピストル振りかざして府中刑務所の中に入ってきて、「お前ら生きて逃がさないぞ」と言っただけとか。そういうエピソードがある位、府中刑務所の中では「今出たら殺されちゃうよ」というので、治安維持法関係者は何十人もいたらしいんですが、密かに外と連絡を取ったりしながら（釈放を）待っていたそうです。その間に新聞記者、ジャーナリストが見に来たそうですが「また進駐軍が来た」とってみんなビクビクしていたら、実はフランスの通信社の人で、その新聞記者が「日本では思想犯がまだ府中刑務所にいる」と暴露してやっと釈放された。終戦から二ヶ月後に思想犯がやっと釈放され、三ヶ月後に戦争犯罪人の逮捕が始まるというような具合で、日本の民主主義はパッと変わったんじゃなくて、徐々に徐々に変わっていった。つまり「治安維持法はまだそのままだにしておけ」とか、「天皇のシステムを変えちゃいけないんだ」とかいう勢力がまだまだいたんですね。ですから GHQ が次々と戦争犯罪人を巣鴨の拘留所へ送り込む中で、抵抗勢力を少しずつ排除していくという事があり、翌年 1946（昭和 21）年に公職追放と言って、官僚とか学校の先生とか、いろんな人が戦争協力したという事で公職に就けない、追放されるというような事もありました。ところが裁判官にはそれがなかったらしいんです。検事も、いわゆる特高の警察官も、アメリカが来た、進駐軍が来たと言ってすぐ別の部署に配属替えになったりする。そして何年か経ったら元に戻る。日本の公職追放というのは非常にザルでした。翌年あるいは翌々年あたりで、日本の民主化はどんどん後退していくという状況がありました。1947（昭和 22）年に新憲法ができる訳ですが、刑事訴訟法はまだ改正ができてなくて暫定という事で、応急処置法というのが新憲法に則って裁判をやることになったにもかかわらず、平沢さんの裁判はほとんど旧刑事訴訟法のやり方で進められたという状態でした。

この帝銀事件が 1948 年 1 月ですが、その少し前に寿産院事件という、何と八十何人もの赤

ん坊が殺害される事件がありました。この産院に赤ん坊を預けると、産院はほったらかしにして殺してしまう。床下にみんな置いていたという、そんな悲惨な事件です。終戦直後の混乱で、それほど命を粗末に扱っていた。日本の全体が悲惨な状況の中で変わろうとする、新憲法に則って変わっていかうという勢力と、昔の勢力をそのまま温存したい、天皇を戦犯にはしない、という勢力。日本の中のこうした矛盾が散々ある中で、2年目、3年目が過ぎていく。そういう時に帝銀事件は起きたという事なんですね。ある意味、日本人は殺し合いをしてきた後ですから。空襲で死んだ人も何万人といる。ですから雰囲気として、日本人全体が人間の死体を見る事について少しも抵抗感がないような時代、とっていただいていいと思います。そんな時代に帝銀事件が起きて、銀行で16人に毒を飲ませて12人殺したとなったらこれは大事件である事は確かだけれど。何というか、日本がまだドロドロの状態の中で帝銀事件は起きたという事を考えていただきたい訳です。

この年表を見ていただくと（本誌174頁）、1949（昭和24）年、帝銀事件の翌年になって現在のJR、国鉄が10万人の首切り（解雇）をしました。戦争中、鉄道は大切ですから相当大勢の人が雇われていた。その首切りの時の国鉄の総裁が下山（定則）さんという人です。下山さんは技術畑の人で、国鉄で育ってきただけに、自分が首切りをやらされるのを非常に悩んだらしくて。下山事件は（下山総裁が）鉄道に轢かれて死んだという事件ですが、下山さんはその前から、数日前から精神状態がおかしくなっていて、アイスクリームを食べていてボタボタ落ちるのに気が付かなかったとか、フラフラ歩いていたとか、そういうエピソードがある位です。下山事件は自殺だと、自分が首切りの中心に置かされるのが嫌で、追い詰められた挙句自殺したという事を、松川事件（1949年福島で起きた列車往来妨害事件）の被告だった佐藤一さんが『下山事件全研究』（時事通信社、1976年）というこんな分厚い本に書いています。我々、冤罪に関わる人間が、一つのリトマス試験紙にしているのが下山事件なんです。下山事件は他殺だっていう人は私らの仲間ではないんです。そこを皆さん是非ご承知おきください。もう非常に酷い言葉で言いますが、下山事件は自殺なんです。ところが当時の朝日新聞が他殺説の立場をとっているんですね。で、毎日新聞は自殺説ですよ。この毎日と朝日の角突き合いの中で、松本清張という小説家が下山事件はGHQの謀略だという事を書いたために、下山事件と、その少し後の三鷹事件、松川事件、この3つの事件が戦後の大冤罪事件として、今までずっと日本では言われてきた。ところが、私に言わせれば、その前に帝銀事件があるじゃないかと、帝銀事件こそ冤罪の原点だというのが私の考えです。確かに三鷹事件、松川事件にはGHQの謀略の関与もあるように思えるんですが、帝銀事件にも旧日本軍の秘密部隊の研究をアメリカが利用するためにGHQが捜査に介入したという話はあながち嘘ではなく、確かにその通りだったのかもしれないです。当時GHQは全てを管理していますから、GHQが色々介入してくるのは当然の事です。が、下山事件は自殺だという事だけみなさん頭の中に入れておいていただきたいと思い

ます。

戦後の混乱の中で帝銀事件は起きたんですが、先程の浜田さんのお話にもある通り、帝銀事件は典型的な自白冤罪事件の兆候がはっきりしています。全く物的証拠がない。平沢さんが薬を持っていたとか、そういう決定的な証拠が何にもなくて、ただただ自白と目撃者の「似ている」という証言だけで死刑になるという事件です。自白そのものを分析していけば、警察のいう所謂「秘密の暴露」とは違い、平沢さんが事件の事を知らない「無知の暴露」であるという事が色んなところに見えてくる。そういう事を浜田さんは鑑定書に書いてくださった訳です。私らはもう 1970 年代から関わっているんですが、帝銀事件をちゃんと再審まで持っていく事が出来なかった。平沢さんは獄死してしまい、その後も何もできなかった。本当に決定的な事がなかなか出来ないまま今日まで来た。私が森川哲郎さんに最初にお会いした時は、平沢さんがいつ死刑執行されるのか、何とかそれを阻止できないかという事で一生懸命でした。支援者、あるいは弁護団の立場からすれば、新しい証拠を出して再審を開始するという事ももちろん重要だけれども、何としても死刑執行されないようにするんだ。そのためには国会議員を巻き込んで、政府と交渉して、法務大臣と交渉してやらなくては駄目だという危機感に迫られているような時期でした。多くの法務大臣が判子を押す事を躊躇したために、平沢さんは 97 歳まで生き延びて八王子医療刑務所で亡くなったというのがこの事件です。きちんと帝銀事件を問題にし、第二次大戦後の冤罪の始まりである帝銀事件をちゃんとクリアできなかった。我々の力が及ばなかったという残念さ、駄目さ加減がある事は重々承知の上で、私は今、第二十次再審に参加している訳です。

(2) 松本清張史観批判

先程ちょっとお話しした通り、松本清張は非常に有名な人で、新聞記者から小説家になった人です。一時期、1970～80 年頃かな、松本清張原作でテレビドラマを作れば大当たりするのが続いて、松本清張といえば大作家と、テレビではまつり上げられる時代が続いてきました。ところが、帝銀事件に関しても、それから下山事件に関しても、松本清張さんは何でも GHQ のせいにしちゃうんですね。もちろん GHQ の影は来っていますから、真犯人は GHQ に近い人間だと言えとしても、GHQ のせいばかりにすると真犯人があっちの方にいると言っても裁判所は取り合わない訳ですよ。真犯人を突き出して冤罪が晴れた例はほとんどない。真犯人を追及するのは、冤罪事件ではあまり有効ではないんですね。もちろん真犯人を気にはしますが、真犯人が出てきたからといって、「ああ、間違えたごめん」と言う裁判官もいなければ、警察も、検察官も、真犯人が出てきたからといって「ごめんなさい」と言った例は本当に少ない。ですから、私たちはやはり社会全体として、日本ではなぜ冤罪が多いのか、という事を考えていかなくてはいけない。

3. 情報化時代の冤罪

(1) マスコミ先導型冤罪

私はずっと「人権と報道・連絡会」というところで報道の問題に携わってきました。報道で最初から犯人らしく書き立てると、証人は「あの人が犯人なんだ」と思い込んで証言台に立つので証言も曲がってしまう。裁判官も「これほど騒がれているから有罪にするしかない」と有罪の方へ傾いていく。こうした具合に、報道が先走って裁判の邪魔をするという問題があります。報道は、証人の気持ちを変えてしまう、証人にあの人が犯人だと思い込ませてしまう効果がある。そこで、我々（「人権と報道・連絡会」）は裁判が決定するまでは犯人の名前を呼び捨てにはしない、できるだけ匿名にして報道する、外国ではよくあるように、それ位の事をするべきではないのか。今は誰々容疑者と、容疑者を付けるようになりましたけれども。容疑者と呼ぶようになったのは1990年頃で、その前は全部呼び捨てです。袴田であり、平沢であり、全部呼び捨て。「呼び捨ては酷すぎる、冤罪が多いのはマスコミのせいだ」と私ら（「人権と報道・連絡会」）が運動して、容疑者と付けるようになったのです。容疑者と付けただけで中身はほとんど変わらない、今でも酷いもんです。

(2) 1980年代の4つの死刑再審無罪事件

報道の問題は、日本では非常に重要です。政治とか、裁判とか、そうした日本の国を形作る根幹のシステムがありますが、そこにマスメディアが入ってきたために、日本では外国とは違う冤罪が生まれてきている。特に1980年代の4つの死刑再審無罪事件、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件。この4つは1980年代にみんな死刑囚が再審無罪になって出てきた。これは画期的な事で、本当は日本の裁判所は全部懺悔しなきゃいけないはずですよ。ところが日本では全然変わらなかったんです。まあ、私らにも弱みがあったんです。免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と（再審無罪が）続いた後、冤罪事件で手を組んでもっと運動を繰り広げようじゃないか、という動きがいくつかはありましたが、なかなかうまくいかない。みんな孤立していってしまう。早い話、自分のところの冤罪の被告が助かればもうそれで精一杯、そこまで勘弁してくれ、という状態が今だに続いているんです。私らは何とかしてぶち壊さなきゃいけないと思い、他の事件の方たちと連帯を強めていく事をやろうとしているんですが、なかなかうまく進みません。

(3) 帝銀事件、平沢貞通さんの死後再審、20次

今はネットの社会。ネットで大騒ぎされる、ネットが炎上する。すぐに「誰が怪しい」って

話になっちゃう。何しろマスコミ、警察が動き出す前に「あいつが怪しい」と言い出す時代になってきている。こうした複雑化した社会の中で「そうではない」と、きちっとした近代的な法律、証拠に基づいて、証拠の厳密さに基づいて裁判は進めなければいけないという考え方がどんどん後退している。裁判員裁判なんて本当に感情的です。だから薄々と感じていらっしゃると思いますが、裁判員裁判に出た被告達は、もう何言っても駄目なんです。もう最初から裁判員たちも黙って「あいつが怪しい、あいつが犯人だ」と思っている人が大部分。私も裁判員裁判を傍聴したり、証人になったりした事がありますが、裁判員裁判は、良い面が2だとすれば悪い面が8です。しかも裁判員裁判に被害者参加制度があるのをご存知でしょうか。裁判員だけでなく、被害者が裁判に参加できる。被害者が苦しいのは当たり前。被害者が苦しければそれは福祉問題として国家が被害者の面倒を見るべきなんです。ところが今は裁判に出てきて「お前がちゃんと自白しないのはお前が悪いんだ」と遺族が被告人を責める訳ですよ。それを見て、被告にされた人は「もう裁判はやめよう、嫌だ」と言って抗議をしない。一審で死刑になってしまえば諦める人さえ出ている位に、裁判制度、司法制度が腐敗、墮落している。それは何も裁判官、検察官だけの問題でなくて、裁判員とか、一般の人達の間でも、この変な制度について考えなければいけないということです。だって、被害者が直接犯人を責める事になったら、これは江戸時代に逆戻りです。そうしちゃいけない。自分で復讐しちゃいけないので近代的な法律ができたはずなのに、それがもう通らない時代になってきた。この不思議な時代に帝銀事件の第二十次がさしかかってきているので、我々も必死になって何とかしようとしている訳です。

おわりに

最後に一つ私がお願いしたい事は、最近のテレビ、新聞で、特に政治家とか、実業家とか、自治体の長とか、みんな「安心、安全」と言うんですね。ところが、原発事故、あるいは天災が色々とあった時代ですから、安全に対して努力するのは当たり前。これはもう是非やって欲しいんだけど、「安心、安全」が合言葉みたいになっちゃっている。ところが、安心というのは、安心さえすればいいというものではない。冤罪をなくすために、もう少しみんなが疑ってほしい。こういう難しい時代だから、色々と犯罪が起きる。犯罪は一種の社会の病気だと思って、あの人は何であんな事やったんだろうと考えてほしい。あおり運転がああだ、こうだと、大騒ぎしていますが、あおり運転をする人はどういう気持ちであおり運転やっているのか。道路事情など社会インフラそのものに問題があるのではないかな？ そういった事にちょっと気持ちを変えていけば、この「安心、安全」という呪文、一種の神話みたいなものですよ。「安心、安

全のため」と言えば、みんなが「はい、分かりました」と言う、そんな時代ではいけないんじゃないか。少なくとも安心については疑って「こんな事では絶対安心はしないぞ」と。冤罪をなくすまでは頑張ろうという気持ちで、「安心、安全」という言葉をちょっと疑っていただきたい。それが私の最後のお願いです。ありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

参考資料（山際永三氏作成・提供）※講演会当日配布資料を基に作成

日本における冤罪の系譜 帝銀事件は戦後冤罪の原点

2019 年 1 月 26 日 明治大学生田キャンパス

帝銀事件再審をめざす会代表 山際 永三

1. 袴田事件および狭山事件

- (1) 袴田事件（清水こがね味噌会社事件）1966 年（52 年前）。死刑事件。
1 審の裁判官だった熊本典道氏の告白。検察官調書 45 通の 1 通だけ採用。
多数の検察側証拠について説明されていない。当時の新聞報道の影響大。
2014 年 3 月、第 2 次再審の静岡地裁は、再審開始を決定、死刑囚につき「これ以上の拘置は耐え難いほど正義に反する」とまで述べて身柄を釈放。
だが検察側が抗告、東京高裁が取り消し、DNA 型鑑定についての評価で争われている。
現在最高裁、死刑囚を再収監するかどうかが大問題。
- (2) 狭山事件、1963 年（55 年前）。1 審死刑、2 審無期。
1977 年第 1 次再審請求、1994 年石川さん仮釈放。2006 年第 3 次再審請求。
弁護側の鑑定（無罪証拠）多数。検察側の証拠開示も進んでいる。

2. 戦後（第 2 次世界大戦後）の冤罪

- (1) 敗戦直後の世相
1945 年 8 月 15 日 ポツダム宣言受諾、敗戦。進駐軍・GHQ による占領。
10 月 9 日 内閣は、東久邇宮から幣原へ。
10 日 治安維持法関係者・思想犯の釈放（敗戦後 2 ヶ月）。
11 月 19 日 戦争犯罪人の逮捕。ただし天皇の戦犯訴追なし。
1946 年 1 月 4 日 公職追放はじまる。ただし裁判官には追放なし。
4 月 10 日 婦人参政権初選挙。
8 月 小平義雄事件（10 人？の殺人）。
1947 年 5 月 3 日 新憲法、刑事訴訟法は暫定の応急措置法。
1948 年 1 月 12 日 寿産院事件（85 人ともいわれる乳幼児の殺人事件）。
26 日 帝銀事件（1947 年、71 年前）
1949 年 6 月 国鉄（現・JR）の 10 万人首切り、下山事件は自殺。
7 月 15 日 三鷹事件（三鷹駅における電車転覆事件）
8 月 17 日 松川事件（福島県松川町の東北線での列車転覆事件）
 - (2) 松本清張史観批判
- ### 3. 情報化時代の冤罪
- (1) 1980 年代の 4 つの死刑再審無罪事件
免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件
 - (2) マスコミ先導型冤罪
 - (3) 帝銀事件、平沢貞通さんの死後再審、20 次。

帝銀事件年表

1947 年 10 月 14 日	安田銀行荏原支店（品川区）で類似事件
1948 年 1 月 19 日	三菱銀行中井支店（新宿区）で類似事件
1 月 26 日	帝国銀行椎名町支店（豊島区）で本件発生
1 月 27 日	安田銀行板橋支店で帝銀の小切手交換
6 月 12 日	名刺捜査班が小樽の平沢氏に事情聴取
7 月 17 日	別の容疑者逮捕、自白するがアリバイ判明し釈放
8 月 21 日	名刺捜査班が小樽で平沢氏を逮捕、警視庁に護送
8 月 23 日	警視庁での警察官による過酷な取調べ
8 月 26 日	高木一検事による取調べ始まる
9 月 3 日	別件私文書偽造同行使で起訴（日本堂事件）
9 月 23 日	帝銀事件の自白始まる
10 月 8 日	拘置所に移送
10 月 12 日	帝銀・安田・三菱各事件で追起訴
12 月 10 日	第 1 回公判、平沢氏否認 以後 60 回の公判を経て
1950 年 7 月 24 日	東京地裁で死刑判決
1951 年 9 月 29 日	東京高裁で死刑判決
1955 年 4 月 6 日	最高裁で上告棄却、死刑確定、直ちに第 1 回再審請求
1957 年 6 月 1 日	第 3 回再審請求
1962 年 6 月 28 日	「平沢貞通氏を救う会」結成（森川哲郎氏ら）
11 月 24 日	平沢氏仙台の宮城拘置所に移送、死刑執行せまる
1963 年 1 月 26 日	獄中画の第 1 回展覧会
1964 年 4 月 12 日	日活映画「帝銀事件・死刑囚」
1965 年 3 月 19 日	森川哲郎氏ら偽証罪で逮捕
1969 年 2 月 10 日	再審特例法案（占領下の死刑確定者に再審を）
7 月 8 日	法務大臣が特例法案の代わりに恩赦をと言明
1971 年 11 月 30 日	森川氏懲役 1 年 6 月の実刑確定
1974 年 11 月 15 日	平沢氏東北大学病院に入院
1981 年 1 月 29 日	森川武彦氏が貞通氏の養子となる
1982 年 12 月 17 日	森川哲郎氏死去
1985 年 4 月 29 日	貞通氏仙台から八王子医療刑務所に移送
1987 年 5 月 10 日	貞通氏八王子医療刑務所で病死（95 歳）
1989 年 5 月 10 日	第 19 次再審請求（平沢武彦氏）
2013 年 8 月 20 日	平沢武彦氏死去
2015 年 11 月 24 日	第 20 次再審請求（貞通氏親族）

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

帝銀事件の毒殺の手口と毒物の謎をめぐって

渡邊 良平

帝銀事件再審弁護団, 弁護士

はじめに

宜しく申し上げます。弁護士の渡邊と申します。私は第十九次の中から再審弁護団に加わっております。これまで子供のころから帝銀事件についてはきいていて。私は地元が宮城県なので、そこでこの事件にも関係のある、名刺で使われた松井さんという医者が東北大学の方だったので、帝銀事件というのは小さいころから色々と身近に聞いていたという事もあり、因縁めいたものを感じております。

今日、私の方からはこの事件の経緯を簡単に振り返った上で、犯行の手口、そこから見られる使われた毒物はいったいなんだったのか、その点に絞ってお話いたします。さきほど浜田先生の方から、帝銀事件というのは「帝銀事件」と「平沢さん事件」、これは別物だと、後者の方は冤罪が作られてしまった、そういう事件であるとおっしゃられました（本誌121～162頁）。私は今日、ここでは前者の「帝銀事件」そのものに焦点を絞ってお話しをしたいと思います。予め事前の知識が皆さんおありの方も多いかと思いますが、整理をするために、いったいどういう毒物が使われたのか、もう一回ここで再検証するために、事件の経緯をもう一度簡単に振り返って、その上で、毒物についての判決が正しいのか、毒物というのはいったい本当はなんだったのか、そこに焦点をあててお話をいたします。

1. 帝銀事件の発端

(1) 事件の発生

まずは事件を振り返ってみます。発端です。先ほど冒頭の山田先生からのご挨拶であったよ

うに（本誌 119 頁）、事件は 1948（昭和 23）年 1 月 26 日、71 年前の今日ですね。事件発生時間は午後 3 時 20 分とみている。いまはちょうど午後 3 時 15 分ですね。ちょうど 71 年前のこの頃に事件が行われたということです。この時被害を受けた帝国銀行椎名町支店、これは池袋に程近い椎名町にありますけれども、まだ昭和 23 年ですから、日本は戦後 2 年 5 か月程度しか経っていません。まだ独立もしておらず GHQ の支配下にあり、街には進駐軍がいました。しかし、そういう中でも日本の経済活動はだんだん活発になって、銀行活動がおこなわれていました。ただ帝国銀行椎名町支店は今の銀行とは全く様相が違っておりまして、近代的なセキュリティの施設なんかはもちろんなく、監視カメラももちろんありませんでした。質屋さんの建物を改造してつくられた木造の建物で銀行が営まれていました。

事件当時、この銀行には行員さん、小使いさんとそのお子さんを含めた総勢 16 名がいました。ここにちょうど午後 3 時 20 分ごろに一人の男がやってきました。犯人です。この男は東京都衛生局、そういった名前の腕章をつけ、そしてその時にいた責任者（支店長代理）を呼び、厚生技官医学博士の名刺を出してこのようなことを言いました。「いま近所の相田さんというお宅で集団赤痢が発生した。午前中、その家の人帝銀椎名町支店にきた。消毒をしなければいけないので予防薬を飲まなければいけない。ここにいる行員を全員集めてくれ」そのように言いました。それで 16 名全員がその男の周りに集まりました。男はこのように説明しました。「集団赤痢が発生したのでこれから薬を飲んでもらう。この薬は進駐軍の薬だ。歯の珐瑯質^{ほうろう}を傷めるので飲み方に特徴がある。喉に直接流し込んでもらう。今から私がやってみせるから、そのように飲んで欲しい。そしてそれを飲んだら一分後に中和剤を飲んでもらう」と言いました。そして男は実演してみせました。男は瓶を持っていて、渡された自分の湯飲み茶碗に瓶からピペットで数滴をたらし、そして、16 名みんなが見ている前で飲んでみせました。舌を出して、それでこう舌を伸ばして下の前歯の表側に舌の裏側がつくようにして、そして茶碗から薬を流し込むようにして喉に直接流し込むようにして飲みました。16 名がこれをじっと凝視していました。

そうすると今度は、男は時計を測って「一分が経ちました。今度は中和剤を飲みます」と言っ、机の下においてあった別の瓶から自分の茶碗に液体を注ぎ、それを飲んでみせました。このように男は実際に実演してみせました。生存した証人の証言によると、この時誰かが男に「歯を傷めるのならば、劇薬じゃないんですか」と言いましたが、これに対して男は「大丈夫ですよ」と答えたとのこと。また、これも別の証人の供述によると、誰かが「あなたはいつもこのように飲んでいて問題ないですか」と聞いて、これに対して男は「いつもしていることで大丈夫です。問題ありません」という風に答えたということです。

さて、このように実演してみせましたので、男は 16 名全員の前に湯飲み茶碗を並べて、そこにピペットからそれぞれ液体を数滴たらし、いれました。それで最初の薬の瓶は空になっ

たという事です。そして、「先ほどやってみたようにそれでは飲んでください。これが第一薬」, この一番目の薬の量は3～5cc だったといわれていますが、これはもちろん正確に測ったわけではなくて、後付けで、色々な証拠から、あるいは平沢さんの自白とかそういうものから導き出したもの。16名全員、さきほど犯人が実演してみせたのをまねして一斉に飲みました。

この第一薬についての生存者の証言は色々ありますが、大体共通しています。焼けつくような刺激があったと言う人、無色で臭いはしなかったと言う人、ウィスキーの強いようなものだったと言う人、喉が焼けるような激しい薬だったと言う人もいます。概ねこういった刺激がある薬だったと言っていることで共通しています。そして一分間経過しました。焼けつくような強い薬だったという証言がありましたが、この間誰にも異常はありませんでした。誰も倒れたりしていません。

それで一分経った時に男は瓶から16個の湯飲み茶碗に、また液体を注ぎました。「一分経ちました。おあがりください」と言いました。そうすると行員たちはみんな一斉にそれを飲みました。中には「もう一杯下さい」と言って、二杯分飲む人もいました。この第二薬についての生存者の証言ですが、「水のようなだった」と言う人がいます。中に一人だけ「喉の奥がヒリヒリしました」と言う人がいるのですが、これは第二薬そのものがそういうものだったか、それとも第一薬と併せてそういうものだったのか、調書を読みますと必ずしもハッキリしない言い方です。このようにして犯行が行われました。そして被害が発生しました。16名はそれを飲んだ後に「ウガイをしてもいいですか」と聞き、「いいですよ」と男が言ったので水道の方に行き、次々にバタバタと倒れました。16名全員が倒れて、それを見た男はそこにあった16万円あまりと小切手を手に取り銀行を立ち去りました。12名が死亡、4名は意識を失いましたが命をとりとめました。これが戦後まれにみる凶悪事件、帝銀事件の全容です。

2. 毒物に対する判決の認定

すでにご存じの方もいるかと思いますが、毒物が何かということを考えるため必要な情報を含めて今簡単にご説明しました。平沢貞通さんが後に逮捕されたりするんですが、ここではこの点については省略いたします。判決は、毒物に絞ってですが、結局何だったかと認定したかという、いま第一薬・第二薬と言いましたが、第一薬は青酸カリ、第二薬は水と認定しました。一審も控訴審も同じです。もちろん判決がこういう風に認定するにはそれなりの根拠が当然あります。

根拠としてはまず、遺体から青酸が検出されている。遺体12体が東大病院と慶大病院でそれぞれ6体ずつ解剖されたのですが、いずれからも青酸が検出しています。したがって、青酸

カリが死因であるという根拠になっています。また、生存者の証言で、第一薬は非常に刺激性が強いもので、第二薬は水のようなもので、この証言に合うように、第一薬は青酸カリ、第二薬は水ということです。青酸カリというのは非常に刺激が強いものなので、これにも合致すると。それから、これは必ずしも証言とかを見直してもはっきりしないんですけども、犯人はやっぱり第二薬を飲んだんだと。これは被害者たちに飲ませたものと同じものだったのかどうか、必ずしも記録をみてもはっきりしないところはあるんですけども、同じものだとすれば犯人は第二薬を飲んでも無事だった、飲んでも無害だったということで、そうすると第二薬は水だったという事は認定できるんじゃないかと。

もう一つは、これが最大の理由ですが、平沢さん自身の自白です。平沢さんはいろいろ供述の内容は変遷していますけれども、いったん認めた時には青酸カリと認めているというようなことも言っています。こういったことを根拠に一審判決、控訴審判決は、第一薬は青酸カリ、第二薬は水だという風に認定しています。それなりに証拠に沿った認定であることは当然であります。ちゃんと審理があった上で、裁判所の方で頭を使ってこういう判断をしたわけですから、何の根拠もない、というわけではもちろんないわけで。それなりに合理性のある認定という風には一見見えます。ただ弁護側としては、この認定は明らかに誤ったものという風に考えています。

その理由を述べる前に、まず、青酸カリを飲むとなんで人が死ぬのか。私は文系の人間ですから、詳しくはわかっているわけではありませんが、再審弁護団として色々な専門家の方に伺ったり、あるいは文献を見たりしてある程度把握していることによると、次のような構造になります。青酸カリあるいは青酸ナトリウムといった青酸化合物を飲むと、それ自体にももちろん毒性があるのですが、胃に入ります、そうすると胃酸ですね、これは塩酸が含まれているという事ですが、胃の中の塩酸と反応する。そうするとシアン化水素が発生する。これは常温では気体ですが、これがミトコンドリアの電子伝達系を乱したり、あるいは肺に入って赤血球から酸素を離脱させない。ヘモグロビンが酸素を運搬するわけですが、それを阻害するという事で、肺に酸素が供給されなくなってしまう。それで死んでしまう。非常に大ざっぱな説明ですが、だいたいこういう風になるということです。で、ここで、ポイントとしては、要するに胃酸の状態やその人の体質によって効き目が変わってくるという事ですね。青酸の量が多ければ当然それは即死に至る、死亡に至る大きな理由になりますが、他方で、服用した人の体質とか胃酸の状況とか、そういうものでも影響を受ける。利用者の相互作用によって、効き目が人によって違って来る可能性がある、ということです。

3. 判決への疑問

このような、要するに人によって違う、毒物の場合は誰でもそうです。今はあんまり言わないですけども、毒物の効果、どのくらい悪性が強いのかということを測るために LD50 という基準が以前は用いられていたといえます。これは 50% Lethal Dose で、要するに致死量に至るにはどれくらいなのか、50%の人が死ぬ場合にはどれくらいの量なのか。ようは確率的にこれくらいの量を飲めば大体 50% ぐらいの人が死ぬ、その量を致死量として考える。ということはどういうことかということ、必ずしも全員その量で死ぬとは限らない。例え致死量といわれているものでも、その量で死ぬとは限らない。何が言いたいかというと、人によって毒物というのは効いたり効かなかったりする。違いはどうしてもある。青酸カリについて言えば、これは色々な文献を見ましたが、青酸中毒は、青酸カリは超即効性の毒物という風に言われています。飲むと本当に数十秒で死んでしまう、と一般にはいわれていますが、ただ青酸カリを使った中毒事故というのは色々あって、そういったものの文献を見ますと、必ずしもすぐ死ぬとは限らない。大体一時間後ぐらいに亡くなる場合もあれば、場合によってはもちろん生き延びる人もいます。ということで、やっぱり超即効性だと必ずしも直ちに断定することはできないみたいなんですね。

歴史上に有名な話、これ皆さん聞いたことあるかもしれませんが、帝政末期のロシアにおいてラスプーチンという人がいました。この人はロシアの皇族の家庭に入り込んで、権力を欲しいままにしていた。ということで政敵である貴族たちが、ラスプーチンを憎んで殺そうと思って、食事に青酸カリを混ぜた。ところがラスプーチンは全然へっちゃらで、それで死ななかった。それで頭にきて今度はピストルで撃ったけれども、ピストルでも中々死ななくて、最後にネヴァ川という川に沈めて、水死させたという、こういう死に方だけはしたくないなと、こういうことがあった。まあ、歴史的にこういう風に言われているので実際どうだったかはわかりませんが、要するに、ラスプーチンのように青酸を飲んでも直ちに死なない、効力が必ずしも大きくないという人が確かにいるという事です。その理由としては、このラスプーチンという人は胃の中の酸の量が極端に少ない、そういう体質だったのではないかと、という事も言われています。従って、青酸カリを飲ませても、ひょっとしたらラスプーチンみたいな人がいるかもしれない、効力がなかなか発生しない人もいるかもしれない。こういうことをちょっと頭に入れておいてもらいたいと思います。

それで、判決に戻りますけれども、先ほど判決は、第一薬が青酸カリ、第二薬が水だと。それは体から青酸反応が検出されたり、あるいは証言内容、これに依拠したと。ただ、これについては当初から色々な疑問がもたれています。弁護団としてもこれは事実誤認ではないかと考

えています。

判決への疑問点ですが、まず青酸カリは超即効性であるということです。ただ、いま言ったように、人によってはラスプーチンのようにすぐ死なない場合もある、ということなのですが、問題は、この事件の場合16名全員が、子供もいたにも関わらず、誰ひとり1分間全く、何の影響もなかったということです。そして、実際にバタバタと倒れ始めたのは、第二薬を飲んだそのすぐ後で、時間は正確にはわかりませんが、第一薬を飲んだ後、倒れだしたのは大体5分から7分後ぐらいではないかと、記録によると考えられます。この間16名全員がそういう状態だったと。誰も倒れなかった。これはやっぱりちょっと異常なことだと思われます。中には青酸カリを飲んでも、まあ、ラスプーチンのような人がいて無事な人もいるかもしれませんが、一般には即死です。しかし、16名全員がラスプーチンだったようなものです。もし青酸カリだったとしたら、これは非常におかしい。これは前から即効性の青酸カリではないんじゃないかといわれていた、指摘されていたのは、まさにその通りだと思われます。

もう一つ判決への疑問ですが、これはですね、遺体を解剖しまして、さきほど東大病院と慶大病院で解剖されたと言いましたが、慶大病院の方では遺体の血液中の青酸の濃度を測定しています。東大病院の方ではやらなかったもので、結局6体だけそういうのがわかるんですが。詳しい数字は割愛しますが、血中の青酸濃度が極めて高い。一般にこのぐらいの血中濃度が致死量といわれている量の数倍以上、十倍ぐらいつまるところ。かなりの量の、高度な血中濃度が認められました。これはどういうことかという、専門家の方に色々聞いて回ったのですが、大体共通しておっしゃるのは、それはもちろん血中濃度が高いというのは大量の青酸を服用したから。それだけ大量の青酸を服用した場合どうなるかという、普通は即死でしょう、と。大体専門家の方は皆さんそう言います。そうすると、被害者の方は皆さん大量の青酸を服用したにも関わらず——それは血中濃度で証明されていますが、1分以上生存したと。まあ、5分か6分か7分ぐらい、それぐらい倒れることはなかったと。これは非常に不思議であると、考えられないことであると。従って判決文が認定した、第一薬は青酸カリであると、そういう単純なものではないのではないかと思います。

で、もう一つ、これは判決文で認定しているのですが、これは平沢さんの自白とかを加味しているのですが、青酸がどこにあったんだと警察に聞かれて、平沢さんは自宅で梅干し大の青酸カリ2つがあってそれを使った、という事を言っています。未遂事件でもちょっと使っているので、それを除きますと大体合計16gぐらいを帝銀事件で使ったという事なので、警察の見解では大体一人当たり1gを飲ませたということになるんですが、一般に致死量といわれているのは0.5gといわれているので、相当な、致死量をはるかに上回るような青酸カリを飲ませたという事になります。やはりこれは即死するような、そのぐらいつまるところの量でありましたが、しかし数分間、5～7分間ぐらい誰も倒れず、しかも16名のうち4名が生存しています。こういっ

たことから、第一薬が青酸カリだと、そういう単純な話ではないのではないかと、この判決には色々疑問があります。

4. 毒物の正体は何か

ここまでのこの事件の概要、そして判決への疑問です。それで、弁論の目的というのは、平沢さんが無罪であると、判決で認定した毒物は違うと証明する、それによって判決が立証されていない、有罪が立証されていないということを示す、これが弁護団の目的であります。弁論のターゲットは、判決の内容が間違っているという事を示すことです。従って、ちょっと極論を言えば、真犯人が誰だったのか、本当の毒物、実際に使われた毒物がなんだったのかを解明することは我々弁護人の役割ではない——というか、能力を超えていることであります。しかしそれにしてもやはり、こういう事件に関わっている以上、いったい毒物がなんだったのかということは非常に興味がありますし、また真実がわかれば、それは当然冤罪を証明する極めて有力な証拠になります。

そこで、弁護団の中で、色々、じゃあ毒物はなんだったのか、当然いろいろ議論されてきましたので、その内容を簡単にまとめて、こういう毒物の可能性があるということをお示したいと思います。色々な議論の中からでてきた、また、この事件についてはジャーナリストや科学者や作家などが、色んな見解を述べていますので、それを簡単にまとめたものをお示したいと思います。ただ、結論から言えば、それぞれ一長一短があって、これが正しい、これが真実だと断定できるものではありません。そういう意味では、これまでの議論を簡単にまとめただけという形になるかもしれませんが、それを示したいと思います。

その前提として、今この事件はもう結果が出てしまっています。12名の方が亡くなって、4名が生き残ったと。犯人はまんまとお金と小切手を持ち去ったと、そういうことができた、これは結果としてわかっていますが、一応ですね、ちょうど71年前の今頃犯行が行われたわけですから、犯人の立場に立って、今から犯行を起こすんだという視点からこの事件をもう一度見直してみたいと思います。皆さんがもし犯人で、これから実行するという場合に、いったい何を考える、何を心配する、これをちょっと想像していただきたいと思います。銀行には16名います。一番心配なのは何かというと、犯行を実行するためにはこの16名全員を、殺害までは至らなくても、少なくとも身動きできないぐらいにする必要があります。もし一部の人のみだけしか倒れなかった、残りの人は全然大丈夫だったということになった場合、犯人にとってはえらいことになります。捕まったり、あるいは通報されて失敗します。一度誰かが死んでしまったということになれば、これは死刑の可能性もありますから。とにかく犯人にとって一番

大事なことは何かというと 16 名同時に効果を発生させる、これが犯人の一番の関心事だと思われま

で、この同時にというのがどういうことかということ、まず一つは、同時に飲ませなければいけない。誰かちょっと用心して、ひょっとしたら飲まない人がいるかもしれない、毒物を。それなのに、例えば 3 人ぐらい飲まない人がいる、残り 13 人が飲んですぐ死んでしまう。そうすると 3 人は犯人を取り押さえるか、通報するでしょう。こういうことになったら犯人としては終わりです。

もう一つは仮に飲ませることに成功したとしても、毒物の効果が人によって発生する時期が異なるのは困るわけですね。ある人は効果が遅くてまだ動ける、ところが他の人はもうさっさと死んでしまっている。こうなるとやはり通報されてしまう危険がある。そうすると犯人としては、一番大事なことは皆同時に効果が発生しなければいけない。このことを恐らく犯人はど

A 説 青酸化合物（青酸カリ）+ 水

まず、A 説、B 説という形で話を進めていきます。それで、A 説。これは判決が認定したもので、第一薬が青酸カリなどの青酸化合物、第二薬が水ということですが、先ほど言いましたように、16 名全員が数分間異常がないと言って、そういう意味では判決の認定はおかしいだろうということを言いましたが、もう一つ今の視点から言いますと、青酸カリは一般に超即効性の毒物と言われているので、もしこれを全員がいっぺんに飲んで、いっぺんに死んでくればよいのですが、そうじゃなく、もし飲まない人がいたらこれは大変なことになります。そういう意味では青酸カリを飲ませて、その後水を飲ませるというのは、実行する犯人の立場からすれば、中々ちょっと難しいんじゃないか、ちょっと現実的ではないんじゃないかという気がします。

B 説 薄い青酸化合物 + 水

で、それとちょっと似たようなもう一つの別の説。B 説では、これは九研にいた人ですかね、伴繁雄さんという生体実験とかもやっていて、色々警察に事情を聴かれて、裁判でも証言をした人なのですが、この人は第一薬は薄い青酸化合物ではないか、それで第二薬は水ではないかと裁判で証言している。これどういう事かということ、16 名はすぐに死ななかった、これを説明するために、青酸は青酸でもちょっと薄いやつだったと、こういうことを言っているわけですね。ではこの見解はどうかということ、16 名がすぐに亡くならなかったことは説明可能かもしれませんが。ただ、やっぱり同じ問題があって。まず血中の青酸濃度が非常に高かったのも、これはかなり大量に飲ませたはずなので、薄い青酸化合物というのはまず客観的に条件に合わない。それから、もし薄い青酸化合物だったら、一部だけ死亡して、一部だけ生存するという

可能性がある。この場合犯人にとって非常にまずいことになる。そういう意味で犯人の視点から見ても、また残された客観的な証拠から見ても、こういった組み合わせというのは、ちょっとありえないんじゃないかという感じがしてきます。

C 説 アセトンシアンヒドリン + 水

では今度はどういう見解があったかという、これは先ほど冒頭で山田先生から「青酸ニトリール」というのが実は犯行毒物だったんじゃないかと、それは旧陸軍で研究された毒物を使っただんじゃないかとありました。これは「アセトンシアンヒドリン」とか、そういう言い方もするようですが、これは青酸化合物ですが、青酸カリよりは少し遅効性、効果が発生するのが少し遅い。「アセトンシアンヒドリン」は、水を加えると加水分解して、シアン化水素が発生して毒性を発生させるという事で、これは帝銀事件の条件に激しく合致するように思います。それでもし帝銀事件の毒物が「アセトンシアンヒドリン」だとすると、これは平沢さんが入手することはまず困難であって、そういう意味では平沢さんの冤罪説を強く裏付けることになります。これは有力な候補ではないかと思っておりますが、ただ、「アセトンシアンヒドリン」というのも効果は人によって異なる可能性があります。水によって加水分解されて効力が発生するとしても、本件場合はみんな一斉にバタバタと倒れているわけですね。そういった一斉に倒すような効果があるのかという事はちょっとわからない。そういう意味ではちょっとモヤモヤしたところもありまして、私は必ずしもこれではないかもしれないという思いもあります。ただ有力な候補の一つだとは思いますが、そしてこれの場合は、平沢さんはこんなものは入手していないわけですから、当然平沢さん無罪説を裏付けることになると思います。

D 説 青酸配糖体（アミグダリン等） + 酵素

更にですね、別の候補として、D 説。これはジャーナリストの吉永さんという人が、この人はTBSの記者だった方ですが、色んな人に聞いて回ってその結果、『謎の毒薬 推究帝銀事件』（1996年、講談社）という本を書いたのですが、そこに、第一薬が青酸配糖体——アミグダリンとかそういうものがあるらしいのですが、それで第二薬がそれを分解する酵素であるという見解を述べています。これはどういうことかという、アミグダリン、青酸配糖体というのは青梅の種やあんずの種、そういった種の辺りに含まれており、青酸と糖が結合したもので、これを加水分解したり酵素を加えると糖が離されて青酸が出てくる。これが胃液と反応するとシアン化水素が発生して死に至る。ということで、これを二つに分けて飲ませたんじゃないか。つまり、第一薬で青酸配糖体を飲ませて、第二薬でそれを分解する酵素を飲ませる。これによって、体内でシアン化水素を発生させるという説を唱えている。これは犯人が二回にわざわざ分けて薬を飲ませるということはかなり合理的に説明できる見解ではないかと思えます。

これは当然有力な候補だと思うのですが、これも含めて専門家の方々に我々弁護団で聞いて回ったのですが、これもあり得るという見解もあれば、ちょっと疑問点を示された方もいました。それは、アミグダリンというものを殺害するために使うとなると、かなり大量の青酸配糖体が必要なんじゃないかと。しかも、もし第一薬を青酸配糖体にするとなると、かなり濃度が高くなって、ドロドロでベタベタのものになるはずだと。これは生存者の言う第一薬の様子とちょっと違うんじゃないか、ということですね。ですから、もし可能だとしても、本件の証拠と合うものかどうかとなると、ちょっと疑問点がある。ということで、これも有力な候補の一つではあるんですけども、ちょっとこれで本当にいいのかどうか分からない。少なくとも証拠の裏付けというものが無いと言えます。

E 説 青酸化合物 + 酸（塩酸など）

それから、次のE説ですね。これは先ほどちょっと出てきた、登戸研究所にいて、生体実験なんかで詳しい伴繁雄さんという人が少し供述の中で述べているんですが、第一薬が青酸化合物、第二薬が塩酸とか酸ではないかと言っています。これは先ほど言いましたように、体内の胃酸の状況、塩酸の状況によって効力が違ってくる。酸の少ない人はラスプーチンのように全然効力がない場合もあるので、それをむしろ酸を飲ませてしまう。体内にある酸を利用するのではなく外部から入れる。それで青酸化合物と塩酸を入れて、無理やり反応させてしまう。こういう可能性もあると伴繁雄さんは言っています。相手の体質によらずシアン化水素が発生する、こういうことがもしできれば、二つの薬を飲ませた時点で効果が発生するわけですから、先ほど言った同時に殺害するという事が可能になる、という事が言えると思います。ただ、証拠とそぐわない点がもちろんあります。第一薬が青酸化合物という事で、やはりこれは16名全員がしばらく異常なかったという事実と反してしまう。それから、第二薬は水のようなものだったという証言とかなり異なってしまう。塩酸というのは強い刺激性がありますので、こういうものを飲んだらやはり水のようなだとは言わないんじゃないか。もちろんこの証言が間違っているという事もありますが、少なくとも出てきている証言とは合わない、という事になります。

F 説 酸（塩酸など） + 青酸化合物

それからもう一つ、F説。最後になりますが。他にも、もちろん色々な見解がありますが。これはE説を逆にしたんですね。第一薬が塩酸、第二薬が青酸化合物で、E説の順番を変えただけなので、同じく二つの組み合わせによって体内でシアン化水素を発生させる。で、これだとやはり相手の体質によらずに体内でシアン化水素を発生させることができる、というので、二つの薬を飲ませるという理由を説明できる。それから、第一薬は16名全員に異常がなかった、

味が刺激的であったといっても誰も倒れなかったという説明が一応可能かと。塩酸を飲んでも大丈夫なのか、というのはどうかなとは思いますが。色々調べてみますと、塩酸でただれたりすることはあっても、それで直ちに死亡することは無い。もちろん量にもよるんでしょうけれども、そういう事がいえるみたいなので、これも一応説明が可能かと。また、生存者の第一薬は非常に刺激性があったという証言も説明をすることができる。しかし、この見解にも欠陥があって、先ほど言ったように、犯人はどうもみんなに注いだのと同じような第二薬を自ら飲んでみせた可能性がある。そうすると、第二薬が青酸化合物というのはちょっと違うんじゃないかという事が言える。それから第二薬は水のようなだったという証言にも反することになる、ということになります。

5. おわりに

いま、ざっと駆け足でいろんな組み合わせがあるんじゃないかということを言いました。これはこれまで弁護団の中で、判決が誤りというのはいいとしても、いったいこの毒物がなんだったのかという事に関して色んな見解が出て、また色んな専門家に聞いて、それで現段階ではこういう方法がありましたということを説明したものです。今言いましたように、それぞれ証拠と整合する、うまく説明することができる部分もあれば、他方でちょっと合わない部分もあるといえて、弁護側としては、これが間違いなく犯行毒物だといえる毒物は、少なくとも現段階の証拠ではいえない。もし、これを聞いて、皆さんの中でこういうものがあるんじゃないかと、特にこういった薬物や医学関係の方で専門知識のある方がいらっしゃったら、ぜひ弁護団の方に教えていただきたいと思っています。

ただ先ほど言いましたように、少し話が戻りますが、弁護団としては青酸カリと水だということこの判決認定は、これ自体は間違いだと確信しています。というのは、先ほど言ったように青酸カリは即死、16名全員が無事だったという事はある得ないということもあるのですが、もっと普通の証拠の関係ですね。まず、平沢さんがどうやって青酸を入手したかということが全然明らかになっていない。平沢さんの自宅から青酸カリが見つかったわけではなく、また、どこかの印刷工場やメッキ工場で管理されていた青酸カリが盗まれたとか失ったという記録も出ていません。平沢さんがどうやって青酸カリを入手したのかというのは、これは今であれば一番重要な立証になりますが、これが全然明らかになっていない。そういう意味で物証が全然ない。もし今であれば、平沢さんの自宅から青酸カリが見つかる、それと犯行に使われた青酸カリと成分を分析したら、例えば不純物の割合が全く同じだったと、そこまでやって初めて、これは平沢さんが犯行を行った可能性があるといえるのであり、こういった立証が全くこの裁判

には欠けています。

先ほど物証が全くないという話が出てきましたけれども、敢えて言えば名刺がありました。似たような事件が前年の10月に安田銀行荏原支店で発生し、お医者さんの名刺を犯人が使ったと。その名刺を平沢さんがそのお医者さんから青函連絡船に乗った際に受け取ったと。それが逮捕時には持っていなかった。そのため、10月の犯行時に渡したのではないかと。それが一応物証になって、物証はあるにはあるのですが、しかしその物証といっても、お医者さんが持っていた名刺全部、一枚残らず把握しているわけではなくて、いくつかの名刺が結局どこにいったかわからないというのがまだ残っている状態で、そういう意味で、名刺で立証というのは非常に、今の視点からすればかなりおかしい。そういう意味では、弁護側としては、平沢さんの無罪というのは毒物が何かというのはぜひ知りたいのですが、それが決め手だというわけではなくて、刑事弁護の基本に立ち返り、とにかく判決文を見て、それをするためには証拠が非常に不足している。ここがやっぱり基本です。当然、新証拠が必要ですから、その中には犯行毒物がどういう薬物だったかを示すこともあるし、また最初に浜田先生が言われたように、自白の過程というのはあまりにも客観的な事実関係と違って、「逆行的構成」、これは非常に説得力があるんですけれども、これを聞いているとこの自白はどう考えてもおかしいだろうと思われることがありますので、こういったものも新証拠として出して、ぜひ再審開始に持っていきたいと思っています。

それで、現在すでに再審請求書は出していて、浜田先生が書かれた供述分析の鑑定書も新証拠として出してあるんですけれども、毒物についてさらに補充して証拠を出すという事を言っていて、これを再審請求の補充書で弁護側としては出す予定でいます。そのための材料として、研究機関の名前は言えないのですが、某研究機関に依頼して、豚に青酸を投与する実験を現在進行形で継続中です。何度かやって、それで色々データを示して新しい証拠として提出したいと思っています。

いま動物実験というのはかなり色々な条件が必要で、動物に苦痛を与えない、無駄な殺傷をしないということで、昔と比べると動物実験は非常に色々な審査も必要で難しくなっていますが、何とかこの審査を通して、豚に青酸を投与するという実験を継続中です。

ここから何がわかるかというと、色々なデータを集めているところで、結果が出ないとわからないのですが、例えば青酸カリの場合の致死量はどれぐらいなのかということは、ものの本には書いてあるのですが、生体実験ができるわけではないので。医療の文献などは証拠に出せるのかもしれませんが、きちんと実験をしてそれをデータとして証拠として出すという事がやはり必要かと思われます。

また、先ほど青酸の血中濃度が非常に高かったということを申し上げましたが、これはなんで血中濃度が高くなるのか。普通に考えれば投与量が多かったから、青酸の量が多かったから

濃度が高くなったと言えるのかもしれませんが。もう一つは測り方の問題で、死後、だんだんと、胃や心臓などに青酸が染み込んでいって、それで最終的に解剖したときに高くなったと、こういうこともあるのかもしれない。単純に血中濃度が高いから量が多いと決めつけるのではなく、そこら辺をきちんと実験によってデータで裏付けて、それを証拠として出したいということで、今それをやっているところです。

これは最終的にデータが集まらないと何が言えるかという事はわかりません。ただ、私自身は青酸を投与して豚によって死亡に至る時間が全然違うと、そういうことがもし出れば、それはやっぱり死亡予測というのは不確定であって、人によって、相手によって違うという事が言えます。そうすると犯行の特徴として遅効性だった、速効でなかったというのもあるのですが、効果が発生するのが遅かったと同時に、16名の方がバタバタと倒れるのが殆ど同時なんですね。同時に倒すことはなぜ可能だったのか。人によって違うのであれば、そういうような工夫がされているはずだ、何かなされたはずだということも明らかになると思っています。従って実験の結果について、実験はまだ途中、半分ちょっと過ぎたぐらいなんですけれども、この結果次第ではかなり色々な証拠を得られるのではないかと思います。現段階、まだ現在進行中ですので、今後どうなるのかわからないところがありますが、今こういう状況ですと途中経過のご報告という事で、そういう意味でみなさんには今後も見守っていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

参考資料（渡邊良平氏作成・提供）※講演会当日配布資料を基に作成

明治大学法学部法政学研究所 企画展「帝銀事件と谷津明氏等」講演会
2019年1月26日（土）13:00～19:00（開演13:30）会場：東京・有明コロシアム

「帝銀事件の毒殺の手口と 毒物の謎をめぐって」

講師 渡邊 良平
（帝銀事件再審弁護団、弁護士）

1

発 端

昭和23年1月26日午後3時20分頃
銀行員他、子供を含む総勢16名
厚生技官医学博士Yの名刺を持つ男が現れる
「集団赤痢が発生した。予防薬を飲んでもらう」
16名が集まる

2

男 の 説 明

この薬は進駐軍の薬
歯の珐瑯質を痛めるから喉に直接流し込む
1分後に中和剤を飲んでもらう

3

犯人の実演 第1薬

ピペットから湯飲み茶わんに
舌を出して喉に流す

4

犯人の実演 第2薬

1分後
別の瓶から茶わんに注ぎ、飲んでみせる

5

犯行 第1薬

ピペットで16個の湯飲み茶わんに
3～5cc
16名全員、一斉に飲む

6

第1薬についての生存者の証言

焼けつくような刺激
無色無臭
ウイスキーの強いもののよう
喉が焼けるような激しい薬

7

1 分 経 過

この間は誰も異常なし

8

犯行 第2薬

瓶から16個の湯飲み茶わんに

2杯飲む者もいた

9

第2薬についての生存者の証言

水のようにだった

喉の奥がひりひりした

10

被害発生

16名が次々と倒れる

男は、16万円余と小切手を手に取り立ち去る

12名死亡、4名は意識失ったが命はとりとめる

11

判決の認定

第1薬：青酸カリ

第2薬：水

- 遺体から青酸検出。これが死因
- 第1薬は刺激性、第2薬は水のようにだった（証言）
- 犯人は第2薬を飲んだ
- 平沢さんの自白

12

青酸カリによる死亡の構造

青酸カリ
↓
胃液の酸と反応
↓
シアン化水素発生
↓
肺で酸素供給停止
★胃酸の状態によって効力左右

13

判決への疑問

- ・青酸カリは超即効性。しかし16名全員数分間、異常なし
- ・遺体の血中青酸濃度が非常に高い。大量の青酸を飲ませたことを示唆する。しかし4名の生存者
- ・梅干大8g青酸カリ2個を16名に飲ませたなら、1人1g。致死量を上回る。しかし4名の生存者

14

毒物の正体は何か

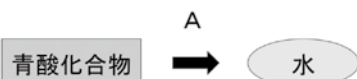
15

犯人にとって最も重要なこと

16人同時に効果を発生させる

一部の人のみ死亡だと生存者に抵抗通報される

16



× 16人全員、1分以上、異常なし

17



- × 青酸の血中濃度が高い
- × 一部死亡、一部生存の可能性

18

C

アセトンシアンヒドリン

→

水

旧陸軍で研究

○青酸カリより遅効性

×人により効果異なる？

19

D

青酸配糖体
(アミグダリン等)

→

酵素
(β-グルコシダーゼ等)

○第1薬と第2薬の反応で毒性発現

○2つの薬使用を合理的に説明する

×大量の青酸配糖体が必要

×第1薬はドロドロになるはず

×使用の痕跡乏しい

20

E

青酸化合物

→

酸
(塩酸等)

○相手の体質によらずシアン化水素発生

×16人全員、1分以上、異常なし

×第2薬は水のようにだったとの証言と異なる

21

F

酸
(塩酸等)

→

青酸化合物

○相手の体質によらずシアン化水素発生

○第1薬で16名全員異常ないことの説明可

○第1薬が刺激性との生存者証言に合致

×犯人は第2薬を注いで飲んだとの証言

×第2薬は水のようにだったとの証言

22

実 験

研究機関に依頼して豚に青酸投与の実験継続中

青酸の血中濃度が高い原因

死後拡散の可能性

当時の鑑定信用性

23

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第2回 「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

質疑応答

〔問1〕 2点あるんですけども、平沢氏は事件を起こした当日というのは、アリバイの話というのは全然聞いてなかったので自分が知らないだけなんですけれども、アリバイはどうなっているんでしょうか、というのが第1点目。もう1点は小切手の額面はいくらぐらいだったんですか。

〔山際〕 あんまりアリバイの事は私も詳しくはないのですが、当日、親戚というか娘さんの旦那さんが勤めていた船舶協会のようなところへ行って、それであとどこかで娘さんの関係でやはりタドンをもたらったということがある。タドンを買って、当時燃料が不足でしたから、自宅に帰ったと。それが犯行時間の午後3時20分に間に合わないというのがアリバイとして出されたのですが、そのアリバイを証明する娘さんの関係のアメリカ人の方が中々連絡がつかなかったりでアリバイの証明が上手くいかなかった、という経緯があったと聞いています。

小切手は確か1万7千円、16万の現金と。金庫は開いていたそうですから、金庫でもっと高額なものを取ることもできたのに、どういうことか、手元にあった16万円と小切手1枚だけ取っていった、そういう不思議な事件。その理由ははっきりしないんです。

〔山田〕 それで、この小切手は換金されているんですよね。

〔山際〕 翌日換金されてまして、警察が全銀行に手配すれば間に合ったはずなのに、通知が行かない間に別の銀行で換金されてしまいました。

〔問2〕 色々、平沢さんが真犯人ではないという材料を教えてくださいなんですけれども、お三方はそれぞれ、真犯人は誰だと思いですか。誰の可能性が高いと思っていらっしゃいますか。

〔山際〕 最初の話にもあった通り日本陸軍の第九陸軍研究所、この登戸研究所の関係者に間違いないと思います。それを伴さんという人が捜査当局の追及から逃げちゃって、結局ちゃんとした証明を得られなかったために…。第九陸軍研究所の関係者が大勢いましたから、

あるいは関係者のまた知り合いかもしれない。

〔問者〕 その陸軍の研究員がやったということですか。

〔山際〕 いや研究員かどうかはわかりません。関係者であったことは確かだろうと思いますが、中々それをストレートには言っていない訳です。

〔浜田〕 私の立場は真犯人を探し出すというのではなくて、被疑者・被告人の立場になり、再審請求を出した平沢さんが事件には関与していないということを証明することにあります。丸正事件のように、真犯人を究明することによって冤罪を晴らそうという発想はもちろんありますけれど、これは冤罪救援の本来ではありません。実際、丸正事件では、裁判所がなかなか思うように動いてくれないことに業を煮やした弁護人が、家族の中に真犯人がいるとして告発した結果、逆に名誉棄損で有罪判決を受けてしまいました。本来、冤罪救援の活動は事件の真相究明とは違う。つまり、被疑者・被告人が、実はこの事件とは関係のない無実の人だということをいかに証明するかという事であって、真相を究明することではありません。

〔渡邊〕 浜田先生と同じで、先ほど私の話の中でも言いましたように、真犯人は誰かとか真実は何かと、そういう事は必ずしも帝銀（再審請求）の今回の目的とは違って。当然それはどうしても考えてしまう。敢えて言えばですね、誰が犯人かという事はもちろんわかりません、ただなんとなく科学的な知識に長けた人であったことは間違いないという風に思っています。

〔山田〕 登戸研究所資料館の立場から言いますと、私たちはどちらかというと特務機関だとか、実戦を経験した人間じゃないかと考えています。というのは、今から十数人の人を殺すという事を平然とやっているわけですね。非常に落ち着いてやっているというのは生存者の証言にもあります。ですからそういう場数を踏んでいる。そういうことを考えると、研究者というよりも、実行をしてきた人間の方が、何かちょっと怪しいんじゃないかなあと考えておりますけれども。でもこれはまだ全然…これを立証せよと言われてもできないのですけれど。すいません、余計な事言っちゃった。

〔問3〕 3点ほど伺いたいののですが。渡邊弁護士さんの現在行っている薬物の実験について、青酸カリ以外にはどのような薬物を実験されているのか。2つ目は、生存者は事件当時どういう状況だったのか、死亡直前で助けられたのでしょうか。3つ目は、捜査資料の情報公開はどの程度公開されているのか、70年経っていますが全部廃棄されてしまったのでしょうか。

〔渡邊〕 （1つ目について）今の実験では、現時点では青酸カリのみです。

（2つ目について）生き残った4名の方は、皆さん意識を失って、その後に救護され

たという事なので、命は失わなかったものの全然無事ではなくて。ただその後は、普通に生存されたと思います。

（3つ目について）証拠開示は今もやっています。ただ中々全部は開示されないということがあります。これは、廃棄はされていないようです。警察庁で保管はされている。

〔問者〕 4名の方が生存されていて、彼らの証言というのは公開されていないのでしょうか。

〔渡邊〕 そういうのはもちろん公開されています。ざっと証言をみますと、支店長代理の供述はかなり詳しく具体的なのですが、他の方はあまり詳しくはないですね。私が見たところでは。こういう状況だったので、記憶もはっきりしないということもあったのかもしれませんが。例えば飲み方ですね。どういう順番で飲んだか非常に関心があるところなのですが、ここが必ずしも堅実ではなくて、あるいはみなさん一致してなかったりすることがあって、ちょっと記録としてはもどかしいものがあります。

〔問4〕 毒物についてですけれども、アセトンシアンヒドリンだとすれば登研に関連すると思うのですが。アセトンシアンヒドリンというのは現代の言い方であって、薬品はずっと青酸ニトリールという風に言われています。だけど化学的に言えば、なんてへんてこな名称ですね、青酸ニトリールというのは。何でこんな名前を付けたんだろうというような名前の付け方をしているので、そういう言葉を使うグループがあったのかな？と。もしかすると登戸研究所のグループかもしれないんだけど。こんな変な名前がいつ、どこから出てきたのかお伺いしたいです。

〔山田〕 アセトンシアンヒドリンという言い方も、当時もしています。一種の略称のような形で登戸研究所関係者の中で青酸ニトリールという言い方をしているのですが。正式にはアセトンシアンヒドリンというのは当時から使われている言葉です。

〔問5〕 浜田先生にお聞きします。虚偽自白が生まれた構造というのを大変わかりやすくお話しいただいたのですが、取り調べる側の、お前がやったんだ、お前に違いないというのは、予断、思い込みを超えたところで、信じ切ってやって、その結果虚偽自白が生まれてくるというように理解したのですが、少なくとも職業的知見のあるプロの取調官が、おかしいんじゃないかと疑うこともなく、そういうところに入り込んでしまうのは心理的に何かあるのでしょうか。

〔浜田〕 帝銀に限りませんが、取調官が犯人だと推定している被疑者がひょっとしたら無実かもしれないと考える。あるいは自白が出たけれど、その内容がちょっとおかしいんちゃうかってことを思うのはごく自然なことだと思うんですけど、ところが高木検事（平沢貞通を取り調べた検事）の取調べでも、質問の中にひょっとしたらお前はやっていな

いんじゃないかっていう発言が出てこないんですね。

恐らくは、頭では思っても職業意識としてその疑いを表に出さないという事が一つ。それから、他の事件では取り調べ録音テープなんかにも最近は出ていますので、そういうのを聞いてますと、高木検事の場合は一対一で聞いた形になっていますが、その場には書記官が当然いますので、表向きは複数で聞く形なんですね。そうしますと、心証としてひょっとしてこの人はやっていないんじゃないかと思ったとしても、それを口に出して言えば、立ち会った他の人にどう受け止められるかという事を考えてしまう可能性があると思っています。複数の取調官が一緒になって一人の被疑者を追及するときに、ひょっとしたら違うかもしれないということを相方のいる前では言えないような場の構図があるように私は思っているんです。狭山事件とか、袴田事件とか、追及している捜査段階の証拠は極めて脆弱なんですね。袴田さんの場合であれば、着ていたパジャマに醤油のシミとも思える僅かな血がついているというだけで疑われて、この血液を説明しろとやってくるわけです。それだけで有罪の確信を持つことが出来るはずがないというところで、もうお前以外には犯人はいないというふうに迫っている。これを私は「証拠なき確信」と呼んでいます。取調官はそれくらいの確信を持ってやらないと自白はとれないと思っています。心証上、無罪の可能性はあると思っても、それを表に出さないという形で落とすことを考えているというように見えます。確信を持って調べると言っても、本当のところはただの思い込みなんですけれど。もちろん人は一定の証拠があるから確信するんですけれど、しかし決定的証拠があって追及しているわけではない。決定的証拠があれば、別に自白なんか要らないはずです。ところが自白が必要だというのは証拠が十分でないということの裏返しです。確信という言葉、我々が普段どういうところで使っているかを考えてみて下さい。例えば、AさんがBさんを殺す現場を目の前で見てしまうと、私たちはAさんが犯人だと確信していますとは言わないんですね。Aさんが犯人だと知っていますと言うわけです。「知っている」ということと「確信する」ということの間には隙間があるんです。その隙間の部分を私たちはあまり意識せずに、そうに違いないと思い込んでしまう。だから報道なんかで被疑者が捕まったと報じられると、それだけで「こんなひどい奴がおって」という風に確信してしまっただけで疑わない。人間はちょっとしたことでそんなふうに思い込んでしまうようになっている。取調官もまたそういう心理的構造の中にあって、しかも捜査組織の人間として有罪立証のために取り調べているという事が背景にあるんじゃないかなと思っています。

〔問6〕 毒物と同じぐらい重要な証拠として腕章があると、「東京都衛生局防疫班」の腕章。

浜田先生のお話にもあったように逆行的構成ということにも関わってくると思うのですが、相田さんという人の家で赤痢が発生したということでしたが、犯人が腕章を用意しているという事はそこで赤痢が発生したという事を知った上でないと用意できない訳ですよ。平沢さんは相田さんのところで赤痢が発生したということのアリバイの範囲の中で、時間の中で、知っていないと犯人になりようがないわけですよ。20年ほど前の浜田先生もご出演されたNHKのETV特集で、相田さんのご近所の方が証言者として出演され、その日GHQが入るなという幕を張っていたので「相田」という表札を見ることはできなかったと言っているんですね。これらのことを考えると、まず平沢さんはどうやって赤痢発生を知り得たのか、どうやって相田という名前を知り得たのか。しかも3時過ぎ池袋駅を出た時点でそれを知っていなければならないと、これどう考えても論理的に成り立っていないように思うのですが、この辺りはこれまでの裁判あるいは弁護ではどのように処理されているのでしょうか。

〔浜田〕 判決上どうだったかというのはちょっと記憶にないのですが、それは最大の謎です。自白の中ではたまたまGHQのジープが止まっていたので、っていうんですけど、先ほど地図を見ていただいたように、相当遠回りをしないと見えないし、またジープがそこに止まっていた事実はあったようですけど、彼が3時10分前に池袋駅を出て歩いていきますと、その段階ですでにジープは帰っているということが他の証拠から明らかになっています。ですから、平沢さんが相田宅で赤痢が発生したというのを知り得る状況では決してなかったんですね。自白でもそれはクリアできないものですから、「たまたま見た」という以外にないんですが、たまたま見たというそのジープも、実は実際に居た時間帯とは合わない。この点について平沢さんは決定的に無実であるわけです。そのこと自体が、彼がこの事件を起こし得なかったという証明になるはずなんですけれども、裁判所はまったくそのことに触れていない。普通に考えたらこれ、あり得ない話なんです。それなのに平沢さんはこの自白で死刑判決にまで繋がってしまう。そういう構図になっているという事だと思います。

〔問7〕 平沢さんが帝銀事件の犯人として疑われていた後で、10万円の現金を持っていたという事ですが。以前TVか何かでやっていたのですが、平沢さんが春画を描いてそれだけのお金を得ていたけれども、結局供述でそれを言わなかったという報道があったのですが、何かそこについて研究は進んでいるのでしょうか。

〔山際〕 その問題は第十九次再審請求時に随分やられたようです。私の聞いているところでは、確かに春画を描いていたであろう、と。しかしそれをいつ描いて、いつお金になったかということはいくらもきっちり立証できないという事と、もう一つは春画の問題で森川

哲郎さん（作家・「平沢貞通さんを救う会」創設者）が偽証の疑いで逮捕されているんですよ。有罪になって、刑務所に行ったりして、それはひどい弾圧なんですよ。そういう意味で森川さんが逮捕されて弾圧されたという事が、春画問題についてちょっと弁護団に躊躇をもたらしたのかもしれませんが、と思います。それからもう一つは、何万円持っていたという問題はね、平沢さんという人はあんまり自分でお金の出入りをきっちり書いて持っているという人ではなかったらしくて。ある意味画家というのはいずれ描くよということで何万円ももらっちゃうパトロンがいたり、昔描いたもののお金がきたり。まあお金は結構そんなに不自由していたわけではないという考えもありまして。散々お金のことは警察側は追求したようですが、なかなか何月何日にいくら入ってどうのという証明は難しいようです。

〔問 8〕 1980 年代に松山事件、免田事件などで再審無罪になったということは、白鳥決定が大きな再審決定をこじ開けた大きな判断、裁判所の判断があったと思うんですね。免田事件、松山事件もそうなのですが、事件そのものではなく社会的な変わり目、国家警察が自治体警察になる時にこういうのが発生しているんですね。事件そのものではなくて社会的な背景は再審決定に関係なかったのでしょうか。

〔山際〕 大変興味ある問題を提起されたと思います。1980 年代の 4 つの事件は確かに白鳥決定によって非常に有利な状況になって、みんな再審開始が出た。というのは、当時最高裁にいた人たちが、戦後民主主義を体現している人が何人かいたようですね。まあ団藤重光さんが有名ですけども。団藤さんよりちょっと前にも何人か最高裁で、法律にのっとった、ちゃんとしたことをやった人がいて、もちろん調査官にもちゃんとした人がいて。あの 4 つの事件は戦後民主主義の残りがかろうじて表面化した時期と僕は考えています。ところが、その人たちが最高裁から全部いなくなった後、戦後民主主義がいよいよ壊滅状態になったという考えです。

〔浜田〕 死刑確定事件で再審無罪になったのは 80 年代の 4 件のみで、その後、次は袴田事件ではないか、次は名張事件ではないかと言われたことがあります。それ以降 30 年、死刑に関しては再審開始がないんですね。袴田事件はこないだ再審決定が出ましたが、それがまた取り消しされてしまいましたから。死刑確定事件で再審が実際に開かれたのは 30 年間無かったということになります。そのことをどう考えるのか、法の世界でいったい何が起きているのかという問題があるかと思います。しかし、死刑確定後に再審を求める人たちはたくさんいるわけで、しかも死刑執行された事件もいくつか再審を望んでいる。死刑執行された事件を再審開始決定を出すぐらいの勇気をもった裁判官が今の法曹界にいるのかどうかという問題にも絡んでくると思います。

〔渡邊〕 今の状況は確かに80年代の連続して死刑の再審が出たというあの時期と、今現在の時期とどうつながっているか。これは形態からお話することではありますけれど、最近ですね、上告をすると、前と何が違うかという、すぐ棄却されちゃうんですね。棄却スピードがものすごく速くて、上告趣意書を出すと、これは再審ではなく普通の裁判ですけれど、刑事事件で上告趣意書を出すと、一か月もしない間に棄却されるというのがものすごく多いんですね。記録から見ますと、いくらでも疑いがあると、そういう余地があると。もうどうしようもない事件も確かにあるんですけど、どう見てもこれはちゃんと認定していないだろうと。そういうので上告趣意書を出しても、本当に三行半ですね。事実誤認の誘導について憲法違反とかに該当しないのでだめだと。前から言われてはいるのですが、これは三行半で棄却されるだけではなくて、そのスピードがやたら速まっている。提出してから二十日、あるいは一週間ぐらいで棄却されてしまうという事がいくらでもある。本当に読んでいるのかと、書いたものを本当に読んでくれているのかと、ちょっと疑う面もあって、そういう意味ではなんだか最近、私の経験の範囲でしか言えないのですが、最近変わってきているのではないかと経験上ではありますが、そのように感じています。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしに加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム上映会 映画「帝銀事件 死刑囚」トークショー

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

渡辺 賢二

明治大学平和教育登戸研究所資料館展示専門委員

(司会) 塚本百合子

明治大学平和教育登戸研究所資料館特別嘱託学芸員

〔山田〕 それでは時間になりましたので第2部トークショーを始めさせていただきます。映画の方は大変混乱いたしまして皆様にご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。こちらでお座りになれなかった方も他の教室でご覧になることができました。この様子も他の教室で見られるようになっていきます。それでは、ここからトークショーを始めますけれども、開催に先立って、先程もう一回この上映会をやるとご案内いたしました。皆さんはここでご覧いただけた訳ですけれども、めったに最近では見られない映画であるということもありますので、資料館の企画として5月にもう一度この上映会をやりたいと思います。それから、おかげ様で資料館主催の企画展の方も大変多くの方にご来場いただきまして、5月11日(土)まで延長することが決まりました。それに伴いまして、解説会を20人定員でやっていますけれども、なかなか参加できないという方もいらっしゃいましたので、4月から5月にかけてまして解説会を増やして開催し、5月4日(土)は講演会をもう一度やるということで、急遽予定を変更させていただきました。またホームページ・チラシなどでお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。それではトークショーを開始いたします。

〔塚本〕 本日司会を務めます塚本と申します。それでは皆さんもうご存知だと思いますが、渡辺先生の方から自己紹介を簡単にお願いいたします。

〔渡辺〕 皆さんご苦労様です。渡辺賢二と申します。1987(昭和62)年から登戸研究所を高校生や市民と一緒に調べ始めて、以来ずっと登戸研究所に関わってきました。登戸研究所というのは体験者が私たちに語り継いでくれて明らかになった事が極めて大事で、後

でお話します登研会の人たちが、「資料館を作ってくれ」という要望を出したので明治大学が作ってくれた。そういう経過を含めて、全てに関わってきたので、そういう話をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

〔山田〕 資料館館長の山田でございます。私はこの登戸研究所資料館ができる前、2008（平成20）年に資料館を作ると大学が決定しまして、その時から準備室長という形で関わって参りまして、2010（平成22）年に資料館ができてもうすぐ10年になります。また10周年の時には記念のイベントをやりたいと思っています。この登戸研究所資料館というのは、毎年企画展をやっていますが、全くネタに困ったことがない。やればやるほど、次にやらなければいけない課題がでてくる。そういう資料館です。去年（2018年）が帝銀事件発生から70年ということでしたので、帝銀事件を取り上げました。これは戦後史を考える上で重要な事件であって、それに深く登戸研究所と所員が関係していたのではないかということです。資料館の内容も今年の企画を境に、さらに充実させていきたいと思っています。

〔塚本〕 早速ですが、先程の映画にもチラッと第九陸軍技術研究所、つまり登戸研究所が開発したアセトンシアンヒドリンが帝銀事件で使われた毒物ではないかという事で登場しました。山田先生、帝銀事件に登戸研究所はどのように関連していたのでしょうか。

〔山田〕 皆さん、映画の中で登戸研究所、第九陸軍技術研究所のシーンが出てきましたね。あれはここ（明治大学生田キャンパス＝登戸研究所跡地）で撮影したものです。当時（1960年代）、明治大学の（生田）校舎は、登戸研究所時代に建てられた建物がほとんどそのまま残っていて、そこで撮影している。だからセットではなくて本物の登戸研究所で撮影したということになります。

帝銀事件と登戸研究所は大きく分けて2つ、深い関わりがあります。映画の中でも、登戸研究所、第九陸軍技術研究所で開発したとされている、アセトンシアンヒドリン。これは通称、青酸ニトリールと呼ばれている毒物です。映画の中では自決用の毒物という言い方がされておりましたが、正確に言いますと暗殺用の毒物です。スパイが潜入先で要人を暗殺する時に使う毒物として開発されたものです。それは、実際に開発者たちの証言、書かれたものでも明らかになっています。映画の中では、映画にする関係上、実在の人物は、平沢貞通さん以外の実在の人物はみんな実際とは違った名前になっています。例えば、731部隊の指揮官は、この映画の中では岩本中將となっていましたけれども、これはご存知のように石井四郎ですね。佐伯少佐という名前で登場して、最後に手紙で新聞記者たちに、アセトンシアンヒドリンの人体実験について語る場面があります。あれは現実には、新聞記者ではなく、捜査関係者に、登戸研究所の伴繁雄さんという、まさにアセトンシアンヒドリンの開発責任者が語ったものです。ですから、捜査当局は

アセトンシアンヒドリンについて、かなり早い時期から分かっていたということです。

この（事件で使われた）毒物は青酸カリなのか、青酸ニトリール（アセトンシアンヒドリン）なのか。これは非常に重要な問題です。つまり、アセトンシアンヒドリンという軍が開発した特別な毒薬であれば、平沢貞通さんという民間人がそれを手に入れることは絶対に不可能です。ですから、警察もその線（軍関係者）で追っていた訳です。だけど、平沢さんを犯人にするためには青酸カリでなければ駄目なのです。青酸カリであれば当時はメッキ加工用の薬品として、ある意味誰でも手に入るものであった。ですから毒物が何であるのかは、この事件を解明する上で決定的に重要です。ところが、映画の中でもありましたように、やや後から効いてくる毒物という点で、アセトンシアンヒドリン、青酸ニトリールは極めてそれに（その性質に）合致する。そういう点で、登戸研究所と帝銀事件というのは、まず登戸研究所で作られた毒が帝銀事件で使われたのではないかと疑われている。しかし、その様な特殊な毒がどうして外に出たのかというと、それも登戸研究所の所員のハッキリとした証言。これは捜査関係者に語った時の記録がありまして、敗戦の時に参謀本部や陸軍省の関係者が自決用にと行ってアンプルで200本から300本を、結構な量ですね、1回の使用分がアンプル1本ですから。それを200本から300本も持ち出したと言う。ところがそれで自決した人はどうもいない。つまり、非常に特殊な毒薬が大量に持ち出されたということがあります。登戸研究所関係者が語っていることなので、まず間違いがない。このように、毒物という点で登戸研究所と帝銀事件は密接な関わりがある。

もう一つは、先程の映画の中でも新聞記者に伝えるという形で出てきますけれども、伴繁雄さんという人が「あれは青酸ニトリールではないか。むしろ、青酸カリではありえない」と捜査関係者に語っている。これが（1948年）4月の段階ですね、事件が起きてから3ヶ月後のことです。ところが、同じ伴繁雄さんが9月になって、これは平沢さんが逮捕されて自白をする、ちょうどその間の頃ですが、捜査本部に伴繁雄さんがやって来て「あれは誰にでも手に入る青酸カリである」と証言を翻している。「（青酸カリでは）ありえない」と言っていた、同じ伴さんが「あれは普通の青酸カリだ」と。どうして見解を変えたのか、ということなのですね。これは映画の中でも出てきましたように、やはりGHQあるいはGHQの手伝い（協力）をしている旧日本軍の軍人がいまして、そういう人たちから旧日本軍の秘密事項、これはアメリカが囲い込んでいるから警察にも話してはいけない。話すな、ということをして731関係者、そして恐らく登戸研究所関係者も口止めをされた。ですから、伴さんも最初は、口止め前は「青酸カリではありえない」と言っていたのが、恐らく夏頃でしょうから6月、7月位にその様な口止めがおこなわれ、9月には完全に証言を翻し、裁判でも「誰でも手に入る普通の青酸カリだ」という

証言をして、その流れで捜査と裁判が進んでいってしまうのです。青酸カリだとなると、平沢さんでも可能だという流れが出来てしまった。その流れを作ったのが登戸研究所関係者であったということでも、登戸研究所と帝銀事件というのは幾重にも密接な関わりがあったということになります。

〔塚本〕 ありがとうございます。今はこの様に捜査関係者の手記ですとか、色々な研究資料があって、今、山田先生からあった様に軍の特殊な機関の全貌が分かってきてはいますが、私がこの映画を見ていて非常に驚いたのは、1960年代の段階で旧日本軍の暗部があれだけ描かれていた事です。映画が製作・上映された1960年代というのは、今お話にあった731部隊や登戸研究所などの機関についてどの程度明らかになっていて、また、歴史の研究者の間ではどの程度研究が進んでいたか、山田先生の方からお話いただけますでしょうか。

〔山田〕 現在では731部隊は良く知られていますし、石井四郎軍医中将という名前も知れ渡っておりますけれども、実はこの731部隊について世間で知られるようになったのは『悪魔の飽食』（森村誠一著、光文社、1981年11月）という本がきっかけですね。これは元々新聞連載だったのですけれども、この『悪魔の飽食』が出版されたのは1981（昭和56）年です。ですから、1964年にこの映画は作られている訳ですけれども、その頃こういう本は出ていなかった、その遥か前です。学問レベルでも実はこの731部隊について、初めて書かれた学術的な本は常石敬一先生がお書きになった『消えた細菌戦部隊』（海鳴社、1981年5月）です。これも実は『悪魔の飽食』と同じ年1981年、その5月で、『悪魔の飽食』よりもちょっと早く出ている。常石さんは科学者、研究者ですから、その前に論文もお書きになっています。1980年『科学朝日』という雑誌に「旧日本軍の細菌兵器開発」（常石敬一「旧日本軍の細菌兵器開発 上」、『科学朝日』40巻10号、p83-87、1980年10月および同「旧日本軍の細菌兵器開発 下」、『科学朝日』40巻11号、p84-88、1980年11月）という論文をお書きになっている。それが恐らく学問レベルで731部隊について初めて解明した論文です。それが1980（昭和55）年なのです。ですからこの映画ができた1964（昭和39）年の段階では731部隊について書かれた、まとまったルポルタージュも研究書もなかったということです。それでは731部隊について全く情報がなかったのかというと、実は1950年代から雑誌などには時たま、散発的に731部隊について恐らく当時の旧軍関係者が731部隊について暴露するという形の記事が出たことがある。映画「帝銀事件 死刑囚」の前年の1963（昭和38）年には、この（帝銀事件の）捜査をやっていた捜査員の一人である成智英雄という人、この人は731関係を追っていた特捜班の主任です。この人が退職した後で、雑誌『日本』4月号に「平沢貞通は真犯人ではない」という手記を書いていて、「これは731部隊、旧日本軍関係者

の仕業である、これが濃厚だ」と、ちょうど映画が製作される前年に発表している。その頃になると捜査関係者も一線から退職して少ししゃべるようになる。あるいは、新聞記者の中にも追及を続けている人がいて、731 部隊についてところどころで発表されるようになるのです。しかし、日本軍の毒物とか、細菌戦とかの全貌は、この1964年という段階ではほとんど分かっていなかった。その段階で、恐らく関係者にインタビュー調査をしてこの映画は作られたと思います。ですから大筋において外れていないのです。731 部隊と登戸研究所という極めて重要なポイントは的確に指摘をしている。青酸ニトリールの人体実験をやったということまで掴んでいる。そういう点では捜査関係者やマスコミ関係者に取材を重ねていないとできない映画であるということですね。もちろん細かい間違いはあります。(犯行に使われた)駒込型ピペットは映画に出ていたものとはちょっと違うものです。ところどころ違う点はあるのですけれども、それでも大きな間違いはない。ですから非常によく調べられた映画だと思います。

〔塚本〕 かなり早い段階で熊井啓監督がここまでやったというのは、執念とか、そういうものを感じるんですけども、渡辺先生は実際に熊井啓監督と会われた事があるんですよね。

〔渡辺〕 直接会ったのではなく電話をしたという事です。

〔塚本〕 どういうきっかけで電話をしたんでしょうか。

〔渡辺〕 それについては、私が登戸研究所を調べた時の経緯を含めながら熊井監督との出会いについてちょっとお話をしたいと思います。

先程言った様に、1987年に川崎市教育委員会の行事で登戸研究所を調べ出しました。本当に何も資料がない、語る人が一人もいない。それを何回か見学会をやって、新聞記者の方から「この辺りで細菌のせいで稲が枯れた時がある」という情報を得て調べ出しました。そして何回か見学会をやったら、一人の方が来ましてその方が「ここに勤めていた」と言うんですね。それが動物慰霊碑の前でした。「それじゃあこれ全部分かりますか」と聞きましたが、全然(知らない)。「ここは秘密の所だったから、分からない」。そういうところから始まりました。そして、困ったなと思っていたら、「戦後40年を過ぎてだんだん苦しくなった。ここでの事は墓場まで持って行くという約束で解散した。(若い頃の話をしてできないので)青春時代を全部失った事が苦しかった。最近は、道で会うと少しずつ挨拶するようになって、今、名簿を作っているんだよ」って言うんですね。それで「名簿に載っている人は話をしてくれますか」と聞いたんですが「いや、誰も話さないよ。そういう(戦後も登戸研究所の話はしない)事で別れたから」。そうしたら、高校生が「じゃあ、アンケートに答えてもらうのはいいですか」「それはいいかもしれない」。そういうことで川崎市教育委員会からアンケートを出したら99名中26名から返事がきました。その中の一人の女性が、15歳で勤めた女性が「資料を持ってい

る」と書いているんですね。どこに行ってもなかった資料を何故持っているのか。行ったら「雑書綴」という 960 頁以上の和文タイプの綴りだったんですね。その女性はタイピストとして雇われたけど、うまくタイプ出来なかったから練習して何とかうまくなるために、(タイプ見本として) 極秘でない文書を綴ることを許された。それが 1987 年に我々に提供されて、それをずっと分析して出したのがこの『私の街から戦争が見えた』(川崎市中原平和教育学級編, 教育史料出版会, 1989 年 7 月) という本です。これが出たのが 1989 年だったんです。この前後が極めて私たちにとっては大事な時期でした。その人たち(元勤務者たち)が登研会というのを作る。そして碑を建てるという取り組みがあったんです。(生田) 神社に行きますとこういう碑があります。登戸研究所跡碑、そこにはこういう事が書かれています。「過ぎし日は この丘にたち めぐり逢う」。要するに昔の事、戦後も 40 年間沈黙して、やっとこの丘に立ってめぐり逢って、そろそろ話をしてもいいかな。こういう句を詠っている。この碑を建てたのが旧陸軍登戸研究所有志、つまり登戸研究所に勤めた人たちですね。その代表が伴さんなんです。だから、この碑が、私たちが重要な事を知るきっかけとなった碑です。ですから、あそこは是非見ていただきたいと思います。それでこの本ができると、全国に放映され NHK でも報道されて全国的に評判になりました。そうしたら 1989 年に、赤穂高校(長野県)の平和ゼミナールから「私たちも登戸研究所を追っている」と照会がありました。これがすごい新しい展開になるんですね。同じ登戸研究所でも向こうは登戸研究所が疎開した先です。そこには伴さん、北澤さん、杉山さんという人が戦後住み着いていたんです。それで 1988 年に「雑書綴」から伴さんが(毒物開発の) 中心だと分かって私が電話をしたんです。そうしたら「何も話す事はない」ガチャンと切られたんですね。何故そんな事になったかという、実は 1987 年に平沢貞通氏が獄中で死にます。そして伴さんが取材攻めにあうんですね。「登戸研究所が関係しているんじゃないか」「あんたが関係しているんじゃないか」とか。だから会いたくなかったんですね。特に大人には会いたくなかった。そういう時でしたから、相当問題だと思いました。

そして 1989 年にもう一つ私にとって決定的な出来事がありました。今日の映画では平沢さんが死ぬまではやりませんでした、平沢さんが 1987 年に獄中死したけど娘さんがアメリカだという事で再審請求ができなかったんですね(再審請求は本人またはその家族にのみ認められている)。19 次までは平沢貞通氏が生きていました。その後の再審請求をどうするか困って森川さんという人の息子さん、武彦さんが「私が引き受けましょう」という事で、(平沢家に養子縁組して平沢武彦氏となり) 裁判を引き継いだんです。武彦さんが『私の街から戦争が見えた』の本を見て(渡辺賢二氏が当時勤務していた) 法政二高に尋ねてきたんです。その時に提供されたのが、この二つの資料で「捜

査手記「帝銀毒殺事件」，甲斐という刑事がまとめていた登戸研究所の資料が私たちに提供されたんです。これを見ると，青酸ニトリールを実験した様子を，1948（昭和23）年4月に伴さんの家にわざわざ刑事が来てものすごく克明に聞いている。そこで青酸ニトリールを南京で人体実験したことを全部述べていて，「あの（帝銀事件で使われた）毒物は青酸ニトリールで，青酸カリではないのではないか。」と話しているんですね。それを聞かれるのがすごく嫌だったんですね。従って，伴さんは本当に話をしてくれませんでした。しかし，他の事については高校生を連れていくと話してくれるようになったんです。これが1989年です。これは資料館にもありますが，伴さんが高校生に向かって話している写真，これは1989年8月5日に撮影しています。伴さんの前に『私の街から戦争が見えた』の本が置いてあります。これを私たちは伴さんに届けたんですね。その時も「おお，いい本ができた」くらいしか話をしてくれなくて，ほとんど話してくれませんでした，こういう高校生を通して少しずつ話すようになっていきました。しかし帝銀事件に関しては一切口を閉ざしていたんです。それを私たちはこういう帝銀事件の捜査記録がありますから，話せないんだなと思って，じっと待ち続けたというのが伴さんとの出会いです。しかし，こういうことをやって，私たちは，法政二高の生徒と赤穂高校の生徒が『高校生が追う陸軍登戸研究所』（長野・赤穂高校平和ゼミナール 神奈川・法政二高平和研究会編，教育史料出版会，1991年3月）という本を出します。これが1989年から調べて1991年に出したんです。この本を出す時に，木下健蔵先生（長野・赤穂高校）が，熊井啓監督に協力を得たいというような事を話して，知り合いになって，この本の原稿をその事務所に私が届けました。そして推薦文を書いてくれないかと言ったら，書いてくれたんです。その内容を読み上げますと「すいせんの言葉 熊井啓 私は昭和39年に『帝銀事件 死刑囚』を，続いて翌年『日本列島』を監督しました。この二本の映画には『陸軍登戸研究所』の戦争犯罪が深く関係しております。それで研究所が戦争末期，上伊那地方などへ疎開，謀略や毒薬兵器の研究をしていたことは知っていましたが，内容については不明な点が数多くありました。それを今回この本によって良く知ることができ，非常に驚き感動しました。／この本から受ける驚きと熱い感動は，戦争をまったく知らない高校生たちによって，過去の重大問題が調べあげられ，湾岸戦争にまでつながる今日的な問題として静かに訴えかけられているところにあります。／これほど戦争と平和について，若い人たちが真剣に取り組んでまとめあげた本を，私は知りません。生きた教育の成果とも言えます。ぜひ多くの方々にお読みいただきたいと思います。」（本文は／で改行）こういう文章を熊井啓さんからいただいて，これが結構，この言葉と共に広く，若い世代にも広がるものになったと言えます。

〔塚本〕 ありがとうございます。先程，渡辺先生からお話のあった碑は，生田駅方面にお帰

りになる途中に神社があります。その境内にありますので是非帰りに見ていただければと思います。

渡辺先生は高校生たちと新たな事を色々発掘して、熊井啓さんからも賞賛された訳ですけれども、実際に登研会に渡辺先生も入会というか、紹介されて入って、登戸研究所所員の方から色々お話を聞いて、帝銀事件についても伺っていると聞いていますが、実際に伴さんですとか、青酸ニトリールを管理していた北澤さんとはどんな話、どんな噂話をしていたのか聞きたいのですが、お話いただけますでしょうか。

〔渡辺〕 登研会というのは、登戸研究所に勤めていた人たちだけの会で、この中で色々話し合う場でした。戦争を賛美したり、あるいは何か歌ったりするような場ではなかったです。みんな知らないセクションで働いていたのを、お互いに話し合って相互理解をする場でした。ここでも伴さんは、1993（平成5）年に亡くなるんですが、1991（平成3）年までこの碑をきっかけにして仲間呼びかけて原稿を出してもらって、登戸研究所のことを高校生に伝えただけではなくて、本として出したいということで色んな人から原稿を集めていたことが分かりました。そうした中で伴さんの本が後で出てきます。これについては後でまた触れます。登研会が多い時は100名以上集まりますが、少なくとも十数名。その中に1992（平成4）年に私だけが入ることを許されて、1993年から明治大学の同じ研究している先生方も入り、後には映画監督の楠山忠之さん（2012年公開映画『陸軍登戸研究所』の監督）が入って映画にもなりましたが。登研会の人が本当によく参加を認めてくれたなあとありますが、その理由は、やはり自分たちがやった事を客観的に知りたいという思いがあったんだと思います。その中で北澤さんは青酸ニトリールを配分する係りの人で、作る経過だとかは知らない人ですから、案外正直に話していました。そして、1980年代から高校生に話し出したんですが、「あれ（青酸ニトリール）は登戸研究所が作った。（終戦直前に）憲兵隊とか陸軍省に2,300本配布した。それが（帝銀事件で）使われた可能性があるんじゃないか。」という事をずっと登研会では話していました。ただし、伴さんとか製造に関わった方は戦後一切話を、その中（登研会）でもしませんでした。そういうところですから、全体としてどうなったかは確認する事まではいかないまま、1990年代は過ぎます。しかし、帝銀事件の捜査記録から見ても、登戸研究所が作った毒物が関係したんじゃないかと心では思っていたんですが、それを話すと直ぐに怒って逃げるような人たちが何人かいた感じを掴みましたので、ずっと話すのを待ち続けたんです。そういうのが登研会の状況でした。しかし、話せる事は色々話してくれて、資料も出ました。伴さんが提供してくれた資料は資料館にいっぱいあります。石井式濾水機の濾過筒など、どこにも無いようなものが提供されています。そういうような形で、登研会の人が私たちに協力してくれて登戸研究所資料館が出来上がった、

こういう経過になっています。

〔塚本〕 重要なのが、先程先生から紹介のあった伴さんが書かれたこの本（伴繁雄著『陸軍登戸研究所の真実』、芙蓉書房出版、2001年1月）の原稿、実は当館で保管されています。今、企画展で展示もしています。それは元々渡辺先生が所蔵されていたもので、どういった経緯でこの原稿を入手されたのか。実はこの原稿には帝銀事件について伴さんが触れている部分があります。しかし実際刊行された本には帝銀事件については掲載されていないんです。それはどういった事なのか、渡辺先生、教えてくださいませんか。

〔渡辺〕 伴さんは1989年位から登戸研究所の真実を伝えていきたいという仲間から原稿を貰いまして、800枚以上の生原稿を書いています。それは最後は全て私が貰いますが、1991年にほぼ完成して、ある出版社から出す準備をしていました。しかし、それが出版ならず1993年に伴さんは亡くなります。その膨大な原稿がそのままご遺族、奥さんに残ったんです。伴さんの聞き取りに生前から関係していたので、奥さんはそれを何とか本にしたいという思いを私に寄せて、資料を全部見てくださいという事でいただきました。それを本にまとめたのが『陸軍登戸研究所の真実』（同前）です。これは伴さんが亡くなってから7年後位に本にしたものです。この中で、伴さんは何を訴えているかというと、青酸ニトリールを人体実験した事を克明に認めました。そして、たとえ戦争中といえども、中国南京で人体実験をした。これは戦争中といえども、捕虜といえども、やってはいけない事をやった。申し訳ない。冥福を祈る。と書いています。その文は本当に正直なものでしたから感動しました。そして、その所を書いた時に奥さんに向かって「お前にも長い事すまなかった」と謝ったんです。奥さんはそれまでは、この人は悪魔の世界に引きずり込まれたように苦しみ続けていた。しかし、これを書いた後はホッとしたような顔をした。そして亡くなっていったんです。そして戦後編も実はずっと書いていたんです。ところが戦後編を見ると極めて、何と言うか、私から見ても色んな齟齬があるんです、原稿が。3通り位あるんですね。その中心的なものは、帝銀事件についてです。警察に「犯行毒物は青酸ニトリールだ」と語ったことについて、あれは警察の思い違いであり、当時から今に至るまで一貫して自分は青酸カリだと思っていると書いています。結局最後まで、青酸ニトリールで人体実験をした事は認めたけれども、帝銀事件の真実については書いていない。伴さんから貰った資料の中には、帝銀事件の平沢貞通氏が捕まった後、警視庁から呼ばれて、検事たちと一緒に「捜査方針を再検討する。ついては再鑑定をしろ。」という形で申し入れがあって、6日間かけて分析して「あの毒物は青酸カリだ」という報告を提出している。そういうものを書かされている。そして裁判でも「あれは誰でも手に入る青酸カリだ」と証言している内容も、伴さんは持っていて私たちに提供してくれました。これは何か圧力が加わって、青酸ニトリールだと

思ったのを転換したんだと。その事については話せないまま死んだんではないかと、私は今でも思っています。その背景はまた山田先生に話してもらう事にして、それと共に、それに輪をかけて、正直に書こうとした思いがあります。それは米軍の傭員になっていく経過です。1948（昭和23）年にGHQ技術院に呼ばれて山本憲蔵（登戸研究所第三科科长）と伴さんがギブ・アンド・テイクを持ちかけられてたという事を書いています。1950（昭和25）年から米軍の傭員となって協力をしていく。伴さんは、戦前は国家によって翻弄されて人体実験なんかをした人が、戦後は米軍によって結構翻弄されたんじゃないかと、私たちは伴さんが残した手記から推定しているという事になります。

〔塚本〕 ありがとうございます。今、非常に興味深い点が出て来たんですけれども、そろそろ時間になってしまいましたので今日はここまでとさせていただきます。5月4日にこの続きを更に深く掘り下げて、たっぷり2時間かけてお伝えします。ぜひ、5月4日13時から恐らく同じ会場で開催する予定ですので、皆様にお集まりいただければと思います。そのために山田先生と渡辺先生も調査研究を続けられるという事ですので、楽しみにしててください。最後に、山田館長からお願いします。

〔山田〕 本日は不手際（映画上映の際、座席が足りなくなる）がございましてご迷惑をおかけしました。資料館がおこなった企画でこんなに人が集まったのは私が知る限りありません。本当にありがとうございます。今後ともご意見をお寄せいただきまして、資料館の展示あるいはこの様な企画を充実させていきたいと思いますので、忌憚のないご意見を頂ければと思います。どうも本日はありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年2月23日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された映画「帝銀事件 死刑囚」上映会後トークショーの書き起こしに加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

編集後記

『明治大学平和教育登戸研究所資料館 館報』第5号をお届けします。

本号は、資料館の2018年度(2018年4月～2019年3月)における活動報告が主な内容ですが、企画展を2019年5月11日まで延長のために、2019年度に実施した企画展関連イベントの記録も含んでいます。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」の記録(展示パネル)は、本企画展担当チーフの本資料館学芸員・塚本百合子が作成したもので、『甲斐捜査手記』の分析を柱にした非常に濃密なものになっています。この企画展は、昨年(2018年)1月が、帝銀事件からちょうど70年になることから資料館で企画したのですが、帝銀事件再審弁護団と「帝銀事件再審をめざす会」の全面的なご協力をいただかなければ実現することができなかったものです。

この企画展の関連イベントとしておこなった3回の講演会、映画「帝銀事件・死刑囚」上映会の際におこなったトークショーの記録も本号にすべて掲載しています。帝銀事件と登戸研究所との関係、帝銀事件の再審請求の現段階がよくわかる特集号になっています。

資料館は、2019年3月31日現在、開館9年目にして来館者がほぼ7万4,000人に達しました。2018年度は、開館した2010年度につぐ9,000人を超える方々にご来館いただきました。今後とも館員一同、展示の質の向上と見学者対応のさらなる改善を目指して精進いたしますので、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

(文責・山田朗)

アクセス

小田急線「生田駅」から来館される場合

南口より徒歩 15 分

※地域産学連携研究センターからエレベーター・エスカレーターをご利用いただけます。（日・祝除く午前 8 時～午後 6 時半。運転時間等については今後変更になる場合がございます。）

小田急線「向ヶ丘遊園駅」から来館される場合

北口から小田急バス「明大正門前」行きに乗車し、終点で下車

※外来者用の駐車スペースがありませんので、お車での来館はご遠慮ください。



利用案内

開館時間 水曜～土曜 午前 10 時～午後 4 時

入館料 無料

休館日 日曜～火曜、8 月 10・12 日、年末年始（12 月 25 日～1 月 7 日）、入試実施日

団体予約について

団体見学（10 名以上）の場合は、事前申し込みが必要です。

見学希望日の 1 か月前までに電話または E メールにてお申込みください。

団体見学に関する内容や受け入れ人数についてはご相談ください。

※団体見学に限り、日曜日の見学予約を受け付けております。希望される場合はお問い合わせください。

※団体の重複等により予約をお受けできない場合があります。

明治大学平和教育登戸研究所資料館

〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1 明治大学生田キャンパス

TEL/FAX：044-934-7993

E-MAIL：naborito@mics.meiji.ac.jp

URL：http://www.meiji.ac.jp/naborito/

twitter：http://twitter.com/meiji_naborito

facebook：http://www.facebook.com/Naboritoshiryokan

明治大学平和教育登戸研究所資料館 館報 第 5 号 2019 年度

2019 年 9 月 25 日 発行

編集兼
発行者

明治大学平和教育登戸研究所資料館

〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

明治大学生田キャンパス

電話 044 - 934 - 7993

印刷所

よしみ工産株式会社

The Defunct Imperial Japanese Army Noborito Laboratory Museum for Education in Peace, Meiji University

Museum Review

No.5 2019

Contents

The 9th Exhibition: “*Teigin Jiken*, the Murder Case at Teigin Bank and Noborito Laboratory”

Exhibition

Poison research by the defunct Imperial Japanese Army, revealed by “Chief Inspector Kai’s Notes” and “Give and Take” trade-off with GHQ TSUKAMOTO Yuriko 1

Lecture

Teigin Jiken and Noborito Laboratory

-Poison Research by the defunct Imperial Japanese Army, revealed by “Chief Inspector Kai’s Notes” YAMADA Akira 27

Special Events

Lectures

- 1) Mr. Sadamichi Hirasawa, who filed Numerous Petitions for a Retrial of *Teigin Jiken*
 - Opening Remarks YAMADA Akira 59
 - Various Problems with the Confessions of Mr. Hirasawa SAKATA Yoshito 63
 - The Last Year of Mr. Hirasawa in Miyagi Prison HOSOKAWA Jiro 79
 - Philosophical Study about the Process of Filing Petitions for the Retrial of *Teigin Jiken* YAMAMOTO Toshiya 103
 - 2) Current conditions of the 20th petition for the retrial of *Teigin Jiken*
 - Opening Remarks YAMADA Akira 119
 - Philosophical Expert Evidence for both Confessions and Eyewitness Testimonies, which filed the 20th Petition for Retrial HAMADA Sumio 121
 - Teigin Jiken* as the Starting Point of False Accusations
..... YAMAGIWA Eizo 163
 - Poisoning Tactics and the Mystery of *Teigin Jiken*
..... WATANABE Ryohei 177
 - Q and A Session 193
- Movie screening “*Teigin Jiken Shikeishu*” and Interview
..... YAMADA Akira, WATANABE Kenji 201

FY2018 Annual report 211

The defunct Imperial Japanese Army Noborito Laboratory Museum
for Education in Peace, Meiji University